伊 奈 町 地 域 防 災 計 画

令和５年４月

伊奈町

目　次

第１編　総　則

第１章　計画の策定 …… 1-1
第１節　計画の概要 …… 1-1
第１　計画の目的 …… 1-1
第２　計画の目標 …… 1-1
第３　計画の構成 …… 1-1
第４　計画の運用等 …… 1-3
４．１　他計画との関係 …… 1-3
４．２　計画の修正 …… 1-3
４．３　計画の習熟 …… 1-3
第５　計画の効果的推進 …… 1-4
５．１　男女共同参画社会をはじめとした多様な視点 …… 1-4
５．２　広域的連携の強化 …… 1-4
５．３　デジタル化の推進 …… 1-4
第２節　計画の基本方針 …… 1-5
第１　総合振興計画 …… 1-5
第２　防災ビジョン …… 1-6

第２章　防災関係機関の役割分担 …… 1-7
第１節　地域防災組織 …… 1-7
第１　伊奈町に係る地域防災組織 …… 1-7
第２　伊奈町防災会議 …… 1-7
２．１　任務 …… 1-7
２．２　組織 …… 1-8
第２節　防災関係組織の業務の大綱 …… 1-9
第１　町 …… 1-9
第２　消防機関 …… 1-9
第３　県の機関 …… 1-10
第４　警察の機関 …… 1-10
第５　指定地方行政機関 …… 1-11
第６　自衛隊 …… 1-11
第７　指定公共機関及び指定地方公共機関 …… 1-11
第８　その他の公共的団体 …… 1-12

第３章　町民、自主防災組織及び事業所の基本的役割 …… 1-14
第１節　町民の果たす役割（自助） …… 1-14
第１　平常時から実施する事項 …… 1-14
第２　発災時に実施すべき事項 …… 1-14
第２節　自主防災組織の果たす役割（共助） …… 1-15
第１　平常時から実施する事項 …… 1-15
第２　発災時に実施すべき事項 …… 1-15

第３節　事業所の果たす役割 …… 1-16
第１　平常時から実施する事項 …… 1-16
第２　発災時に実施すべき事項 …… 1-16

第４章　伊奈町の防災環境 …… 1-17
第１節　災害履歴 …… 1-17
第１　地震災害 …… 1-17
第２　風水害 …… 1-19
第２節　自然環境の特性 …… 1-21
第１　地勢 …… 1-21
第２　地形・地質 …… 1-21
２．１　地形 …… 1-21
２．２　地質（活動層） …… 1-21
第３　河川 …… 1-22
第４　気象 …… 1-22
第３節　社会環境の特性 …… 1-24
第１　人口 …… 1-24
１．１　人口等の推移 …… 1-24
１．２　地区別人口 …… 1-25
１．３　町外への従業･通学者数 …… 1-26
１．４　高齢者・障がい者等の人口 …… 1-27
第２　建物 …… 1-28
２．１　建築時期別建物状況 …… 1-28
第３　交通 …… 1-29
３．１　道路 …… 1-29
３．２　橋梁 …… 1-29
３．３　鉄道 …… 1-29
３．４　バス …… 1-30
第４　土地利用 …… 1-31
４．１　土地利用の変遷 …… 1-31
４．２　区域区分及び用途地域 …… 1-32

第２編　震災対策計画

《注意》
目次項目に対応して担当する部署名を【　　】内に記載しています。
予防計画の場合は町の行政組織名を、応急対策計画の場合は災害対策本部の班名を記載しています。
災害対策本部の班構成と各班に対応する行政組織については、本文「■災害対策本部組織図（p2-110）」を参照して下さい

第１章　震災対策の総則 …… 2-1
第１節　地震被害想定 …… 2-1
第１　想定地震 …… 2-2
第２　想定結果 …… 2-3
第２節　震災対策の基本方針 …… 2-4
第１　震災対策の基本的考え方 …… 2-4
第２　震災対策の目標 …… 2-4
２．１　県の震災対応の方針 …… 2-4
２．２　本町の震災対応の方針 …… 2-5

第２章　震災予防計画 …… 2-8
第１節　震災に強い都市環境の整備 …… 2-9
第１　計画的なまちづくりの推進 …… 2-10
１．１　防災的土地利用計画 …… 【土木課、都市計画課】2-10
１．２　地盤災害の予防 …… 【土木課、都市計画課】2-11
１．３　防災空間の確保 …… 【都市計画課、アグリ推進課】2-12
第２　都市施設の安全対策 …… 2-14
２．１　建築物の耐震不燃化 …… 【都市計画課】2-14
２．２　道路、交通施設の安全対策 …… 【県、危機管理課、土木課、都市計画課、東日本旅客鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)】2-16
２．３　河川施設の安全対策 …… 【県、土木課】2-17
２．４　倒壊物、落下物の安全対策 …… 【土木課、都市計画課】2-18
２．５　ライフライン施設の安全対策 …… 【土木課、上下水道課、クリーンセンター、伊奈都市ガス(株)他ガス業者、東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部】2-19
２．６　危険物施設等の安全対策 …… 【県、町、上尾市消防本部】2-22
第３　防災拠点の整備 …… 2-25
３．１　防災拠点のネットワーク化 …… 【コミュニティ推進課、危機管理課】2-25
３．２　防災拠点施設の整備 …… 【コミュニティ推進課、危機管理課】2-27
第４　安全避難の確保 …… 2-28
４．１　適切な避難行動に関する普及啓発 …… 【危機管理課】2-28
４．２　避難計画の策定 …… 【危機管理課】2-28
４．３　避難拠点の整備 …… 【コミュニティ推進課、危機管理課】2-29
４．４　避難路の整備 …… 【危機管理課、土木課、都市計画課】2-34
第５　空き家対策 …… 2-37

５．１　空き家の実態把握及び措置 …… 2-37
第６　孤立化地域対策 …… 2-37
６．１　孤立化地域対策 …… 2-37
第２節　震災に強い防災体制の整備 …… 2-38
第１　災害活動体制の整備 …… 2-39
１．１　初動体制の整備 ……【危機管理課、各課共通】2-39
１．２　動員体制の整備 ……【危機管理課、各課共通】2-40
１．３　広域応援協力体制の充実 ……【危機管理課】2-41
第２　災害情報収集・伝達体制の整備 …… 2-46
２．１　災害情報連絡体制の整備 ……【危機管理課、DX 推進・新庁舎整備室】2-46
２．２　被害情報の早期収集体制の整備 ……【危機管理課、DX 推進・新庁舎整備室】2-48
２．３　通信施設の整備 ……【危機管理課、DX 推進・新庁舎整備室】2-48
第３　非常用物資の備蓄 …… 2-51
３．１　食料供給体制の整備 ……【コミュニティ推進課、危機管理課、アグリ推進課、元気まちづくり課、学校給食センター】2-51
３．２　給水体制の整備 ……【コミュニティ推進課、危機管理課、上下水道課】2-53
３．３　生活必需品供給体制の整備 ……【危機管理課】2-55
３．４　防災用資機材等の備蓄 ……【危機管理課】2-56
３．５　物資調達・輸送に関する体制の整備 ……【危機管理課】2-57
３．６　迅速な物資供給 ……【危機管理課】2-57
３．７　物資調達・輸送に関する訓練の実施 ……【危機管理課】2-57
第４　消防体制の整備 …… 2-58
４．１　出火防止対策の推進 ……【上尾市消防本部】2-58
４．２　初期消火体制の強化 ……【コミュニティ推進課、危機管理課、上尾市消防本部】2-59
４．３　火災の拡大防止対策 ……【危機管理課、上尾市消防本部】2-60
第５　災害時医療体制の整備 …… 2-62
５．１　防災医療システムの整備 ……【健康増進課】2-62
５．２　初動医療体制の整備 ……【危機管理課、保険医療課、健康増進課】2-63
５．３　後方医療体制の整備 ……【危機管理課、健康増進課】2-64
５．４　要配慮者に対する医療対策 ……【社会福祉課、いきいき長寿課、健康増進課】2-68
５．５　医薬品等の確保 ……【健康増進課】2-68
第６　緊急輸送体制の整備 …… 2-69
６．１　緊急輸送道路の確保 ……【危機管理課、土木課】2-69
６．２　緊急車両の確保 ……【総務課、危機管理課】2-71
第７　応急仮設住宅等対策 …… 2-72
７．１　応急仮設住宅の用地の確保 ……【都市計画課】2-72
７．２　応急仮設住宅用資機材の確保 ……【都市計画課】2-74
７．３　公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備 ……【都市計画課】2-74
７．４　設置事前計画 ……【都市計画課】2-74
第８　廃棄物処理体制の整備 …… 2-74
８．１　ごみ処理体制の整備 ……【環境対策課、クリーンセンター】2-75
８．２　し尿処理体制の整備 ……【環境対策課、上下水道課】2-76
第９　帰宅困難者への支援対策 …… 2-77
９．１　帰宅困難者の把握 ……【危機管理課】2-77

９．２　帰宅困難者への啓発等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【危機管理課】2-78
９．３　帰宅困難者対策協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【危機管理課】2-79
９．４　帰宅困難者支援のための広域的な連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【危機管理課】2-79
９．５　帰宅困難者（帰宅抑制）対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【危機管理課、教育委員会】2-80
第 10　町の業務継続体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

３．３　防災関係機関への応援要請 ･･････････････････････････････････････【総括班】2-122
３．４　ボランティア団体等との相互協力 ･･････････････････【避難支援班、関係各班】2-123
３．５　民間事業者との相互協力 ･･ 2-124
第４　自衛隊の災害派遣 ･･ 2-124
４．１　派遣要請 ･･【総括班】2-124
４．２　依頼要領 ･･【総括班】2-124
４．３　自衛隊の自主派遣 ･･ 2-126
４．４　派遣部隊の撤収要請 ･･【総括班】2-126
４．５　経費の負担区分 ･･【総括班】2-127
第５　災害救助法の適用 ･･ 2-127
５．１　災害救助法の概要 ･･【各班共通】2-127
５．２　災害救助法の適用及び実施 ･･････････････････････････【本部事務局、各班共通】2-129
５．３　災害救助法が適用されない場合の措置 ･･････････････【本部事務局、各班共通】2-131
第６　自助による応急対策の実施 ･･ 2-132
第７　地域による応急対策の実施 ･･ 2-132
第８　地域の安全確保への協力 ･･ 2-132
第２節　情報の収集・伝達 ･･ 2-133
第１　情報連絡体制 ･･ 2-133
１．１　情報連絡系統 ･･【各班共通】2-134
１．２　情報連絡通信手段 ･･････････････････････････････････【本部事務局、各班共通】2-134
第２　災害情報の収集・伝達体制 ･･ 2-137
２．１　実施体制 ･･【各班共通】2-137
２．２　初動期の情報収集体制 ･･････････････････････････････【情報班、各班共通】2-138
２．３　地震情報 ･･【総括班】2-139
２．４　火災情報 ･･【上尾市消防本部】2-140
２．５　人的被害情報 ･･【情報班、各班共通】2-140
２．６　一般建築物被害情報 ･･【建築班】2-140
２．７　公共土木・建築施設被害情報 ･･････････････････････････････【土木班、建築班】2-141
２．８　ライフライン被害情報 ･･････････････････････････････【情報班、土木班、給水班】2-141
２．９　交通施設被害情報 ･･【情報班、土木班】2-141
２.10　その他の被害情報 ･･【地域支援班】2-142
２.11　被害調査の報告 ･･【本部事務局】2-142
第３　町民への広報活動 ･･ 2-144
３．１　広報活動の方針 ･･【広報班】2-144
３．２　初動期の広報 ･･【広報班】2-144
３．３　生活再開時期の広報 ･･【広報班】2-145
３．４　要配慮者への広報 ･･････････････････････････････････････【広報班、避難支援班】2-147
３．５　県、町、関係団体の連携確保 ･･････････････････････････････【広報班、避難支援班】2-147
第４　町民の各種相談窓口 ･･ 2-147
４．１　各種相談窓口の設置 ･･････････････････････････････････････【住民相談班、関係各班】2-148
４．２　相談の内容 ･･【住民相談班、関係各班】2-148
第５　報道機関への情報提供 ･･ 2-150
５．１　災害情報の提供 ･･【広報班】2-150
５．２　災害情報の報道依頼 ･･【広報班】2-150
第３節　消防活動 ･･ 2-151

第１ 応急消防活動 …… 2-151
１．１ 上尾市消防本部による消防活動 …… 2-151
１．２ 消防団による消防活動 ……【消防団】2-155
１．３ 応援部隊の要請 ……【本部事務局】2-156
１．４ 救出活動 ……【上尾市消防本部、本部事務局、土木班】2-157
第２ 危険物対策 …… 2-159
２．１ 町の措置 ……【上尾市消防本部】2-159
２．２ 施設責任者の措置 …… 2-159
第４節 救援・救護活動 …… 2-161
第１ 人命救助活動 …… 2-162
１．１ 安否確認 ……【住民相談班、警察署】2-162
１．２ 捜索活動 ……【総括班、上尾市消防本部、警察署】2-162
第２ 避難対策 …… 2-163
２．１ 要避難状況の把握 ……【本部事務局、上尾市消防本部】2-163
２．２ 避難指示 ……【本部事務局、上尾市消防本部、警察署】2-164
２．３ 警戒区域の設定 ……【本部事務局、上尾市消防本部、警察署】2-166
２．４ 避難誘導及び移送 ……【避難支援班、上尾市消防本部、消防団】2-167
２．５ 避難所の開設 ……【避難支援班】2-168
２．６ 避難所の運営 ……【避難支援班、医療班】2-169
２．７ 避難所外避難者対策 ……【避難支援班】2-175
２．８ 避難所の縮小、閉鎖 ……【本部事務局、避難支援班】2-175
２．９ 広域避難 ……【本部事務局、避難支援班】2-175
２.10 広域一時滞在 ……【本部事務局、避難支援班】2-176
第３ 要配慮者への支援 …… 2-176
３．１ 避難行動要支援者等の避難支援 ……【総括班、避難支援班】2-176
３．２ 避難生活における要配慮者支援 ……【避難支援班】2-177
３．３ 社会福祉施設入所者の安全確保 ……【避難支援班】2-179
３．４ 在住外国人の安全確保 ……【本部事務局】2-179
第４ 医療救護 …… 2-180
４．１ 医療情報の収集・伝達 ……【医療班】2-180
４．２ 初動医療体制 ……【医療班、上尾市消防本部】2-180
４．３ 負傷者等の搬送体制 ……【医療班、上尾市消防本部】2-182
４．４ 後方医療体制 ……【医療班、上尾市消防本部】2-182
第５ 防疫及び保健衛生 …… 2-183
５．１ 防疫活動 ……【医療班、衛生班】2-183
５．２ 保健衛生活動 ……【県、医療班】2-185
５．３ 動物愛護 ……【衛生班】2-186
第６ 応急給水 …… 2-187
６．１ 給水需要の把握 ……【給水班】2-187
６．２ 給水方針の決定 ……【本部事務局、給水班】2-187
６．３ 給水の実施 ……【給水班】2-188
６．４ 給水施設の応急復旧 ……【給水班】2-189
第７ 食料・生活必需品の供給 …… 2-189
７．１ 緊急食料供給体制の確立 ……【避難支援班、地域支援班、給食班】2-189
７．２ 緊急生活必需品供給体制の確立 ……【避難支援班、地域支援班】2-192

第８　住宅の確保 …… 2-193
８．１　危険度判定の実施 ……【住民相談班、建築班】2-194
８．２　応急仮設住宅の設置 ……【住民相談班、建築班】2-195
８．３　公的住宅等の利用 ……【建築班】2-197
８．４　被災住宅の応急修理 ……【建築班】2-197
第９　遺体の取扱い …… 2-198
９．１　遺体の捜索 ……【住民相談班、衛生班】2-199
９．２　遺体の処理 ……【衛生班】2-200
９．３　遺体の埋・火葬 ……【衛生班】2-201
第10　要員の確保 …… 2-203
第５節　都市施設の応急対策 …… 2-204
第１　公共施設 …… 2-204
１．１　公共建築物 ……【建築班】2-204
１．２　道路施設 ……【土木班、広報班】2-205
１．３　河川及び水路 ……【土木班】2-206
１．４　鉄道 ……【情報班、上尾市消防本部】2-207
１．５　その他の施設 ……【関係各班】2-207
第２　ライフライン …… 2-208
２．１　上水道施設 ……【給水班】2-208
２．２　下水道施設 ……【土木班】2-209
２．３　ガス施設 ……【(社)埼玉県ＬＰガス協会】2-210
２．４　電力施設 ……【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】2-212
２．５　電気通信施設 ……【東日本電信電話(株)埼玉事業部、ＫＤＤＩ(株)】2-213
第６節　交通対策 …… 2-215
第１　緊急輸送の方針 …… 2-215
１．１　目標 ……【地域支援班、土木班】2-215
１．２　基本方針 ……【地域支援班、土木班】2-216
１．３　輸送対象 ……【地域支援班、土木班】2-216
第２　緊急輸送道路の確保 …… 2-216
２．１　道路の被害状況の把握 ……【土木班】2-217
２．２　交通障害物の除去 ……【土木班】2-217
２．３　除去作業上の留意事項 ……【土木班】2-217
第３　交通規制 …… 2-218
３．１　発災直後の交通規制の実施要領 ……【土木班】2-218
３．２　交通規制の方法 ……【土木班】2-219
３．３　交通規制の実施時期と法適用 ……【土木班】2-220
３．４　交通規制の法的根拠 ……【土木班】2-220
第４　緊急輸送手段の確保 …… 2-221
４．１　緊急輸送車両の確保 ……【総括班】2-221
４．２　緊急輸送車両の管理と運用 ……【総括班】2-221
４．３　緊急輸送車両の確認 ……【総括班】2-222
４．４　その他の輸送手段 ……【本部事務局】2-222
４．５　災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送 ……【地域支援班】2-223
第７節　廃棄物対策 …… 2-224
第１　災害廃棄物処理 …… 2-224

１．１　住宅関係障害物の除去……【衛生班、建築班】2-224
１．２　災害廃棄物の処理……【衛生班】2-225
第２　一般廃棄物処理……2-227
２．１　ごみ処理活動……【衛生班】2-227
２．２　し尿処理活動……【衛生班】2-228
第８節　文教・保育対策……2-230
第１　応急教育……2-230
１．１　児童・生徒の安否確認……【応急教育班】2-230
１．２　学校施設の応急復旧……【教育施設班】2-231
１．３　応急教育の実施……【応急教育班】2-232
１．４　教材・学用品の調達・支給……【応急教育班】2-233
第２　応急保育……2-234
２．１　福祉施設の応急措置……【避難支援班】2-234
２．２　保育所の応急保育……【避難支援班（保育所）】2-235
２．３　放課後児童クラブの措置……【避難支援班】2-236
２．４　要保護児童の応急保育……【避難支援班】2-236
第３　文化財の保護対策……2-237
３．１　情報の収集･伝達……【教育施設班】2-237
３．２　収蔵・保管施設の応急対策……【教育施設班】2-237
３．３　文化財の応急対策……【教育施設班】2-237
第９節　帰宅困難者対策……2-239
第１　帰宅困難者対策……2-239
１．１　一時滞在施設の開設・飲料水・食料の備蓄……【総括班、避難支援班】2-239
１．２　帰宅困難者への情報提供……【情報班、広報班】2-240
１．３　帰宅支援……【総括班】2-241
１．４　一時滞在施設の閉鎖……【総括班】2-241

第４章　震災復旧・復興対策計画……2-242
第１節　公共施設の復旧・復興計画……2-243
第１　復旧・復興計画の方針……2-243
１．１　復旧・復興の基本方針……【企画課、DX 推進・新庁舎整備室、関係各課】2-244
１．２　計画への住民の意向反映……【企画課、関係各課】2-244
１．３　財政支援の検討……【企画課】2-244
１．４　計画推進のための職員の派遣の要請……【企画課、関係各課】2-245
第２　復旧・復興計画の推進……2-245
２．１　復旧事業実施体制……【各課共通】2-245
２．２　復旧事業計画の作成……【各課共通】2-245
２．３　復興計画の作成……【企画課】2-247
第２節　民生安定のための措置……2-248
第１　罹災証明書の発行……2-248
１．１　罹災証明書発行の概要……【総括班、上尾市消防本部】2-249
１．２　罹災証明書発行の流れ……【総括班、情報班、建築班】2-249
１．３　罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置……【広報班、住民相談班】2-251
１．４　被災者台帳の作成……【関係各班】2-252
１．５　事前対策……【税務課、都市計画課】2-252

第２　被災者の生活確保 …… 2-253
２．１　生活相談 ……【住民相談班、関係各班】2-253
２．２　災害弔慰金、災害見舞金の支給 ……【避難支援班（社会福祉課）】2-254
２．３　災害援護資金の貸付 ……【避難支援班（社会福祉課）】2-255
２．４　被災者生活再建支援制度 ……【総括班（危機管理課）】2-255
２．５　埼玉県・市町村被災者安心支援制度 ……【総括班（危機管理課）】2-256
２．６　住宅の再建 ……【総括班（危機管理課）】2-257
２．７　職業の斡旋 ……【地域支援班（元気まちづくり課）】2-258
２．８　租税等の減免及び徴収猶予等 ……【関係各課】2-259
２．９　生活保護 ……【社会福祉課】2-260
第３　義援金品の配布 …… 2-261
３．１　受付窓口の開設 ……【避難支援班（社会福祉課）、情報班（会計課）】2-261
３．２　受付・募集 ……【避難支援班（社会福祉課）、情報班（会計課）、広報班（秘書広報課）】2-261
３．３　保管及び配分 ……【情報班（会計課）】2-262
第４　地域経済の復旧支援 …… 2-262
４．１　農林業関係融資 ……【地域支援班（アグリ推進課）】2-263
４．２　中小企業関係融資 ……【地域支援班（元気まちづくり課）】2-263
第３節　激甚災害の指定 …… 2-264
第１　激甚災害指定手続き …… 2-264
１．１　激甚法による財政援助 ……【関係各課】2-264
１．２　激甚災害指定の手続き ……【関係各課】2-264
１．３　激甚災害に関する調査 ……【関係各課】2-266

第５章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画 …… 2-267
第１節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 …… 2-268
第１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達 …… 2-268
第２　町民、企業等へのよびかけ …… 2-269
２．１　町民の防災対応 …… 2-269
２．２　企業等への対応 …… 2-269
第２節　地震発生後の対応 …… 2-269

第６章　最悪事態（シビアコンディション）への対応 …… 2-270
第１節　シビアコンディションを設定する目的 …… 2-270
第２節　シビアコンディションへの対応 …… 2-271
第３節　シビアコンディションの共有と取組の実施 …… 2-271
第１　命を守るのは「自分」が基本 …… 2-273
第２　支援者の犠牲はあってはならない …… 2-274
第３　火災から命を守る …… 2-275
第４　首都圏長期大停電と燃料枯渇 …… 2-276
第５　その時、道路は通れない …… 2-277
第６　首都機能の麻痺 …… 2-278
第７　デマやチェーンメールは新たな災害 …… 2-279
第８　超急性期医療と慢性疾患の同時対応 …… 2-280
第９　都心からの一斉帰宅は危険 …… 2-281

第 10　危険・不便な首都圏からの避難 ····· 2-282
第 11　助かった命は守り通す ····· 2-283
第 12　食料が届かない ····· 2-284
第 13　災害の連鎖を防止せよ ····· 2-285

第３編　風水害対策計画

第１章　風水害対策の総則 ･･･ 3-1
　第１節　風水害被害想定 ･･･ 3-2
　　第１　過去の水害履歴 ･･･ 3-2
　　第２　浸水想定区域 ･･･ 3-5
　　２．１　本町における浸水想定区域 ･･･ 3-6
　　２．２　地区別、防災ブロック別の浸水人口 ･･･････････････････････････････････ 3-7
　第２節　風水害対策の基本方針 ･･･ 3-8
　　第１　風水害対策の基本的考え方 ･･･ 3-8
　　第２　風水害対策の目標 ･･･ 3-9

第２章　風水害予防計画 ･･･ 3-10
　第１節　風水害に強い都市環境の整備 ･･･ 3-11
　　第１　水害予防計画 ･･･ 3-11
　　１．１　流域総合治水計画 ･･････････････････････【危機管理課、土木課、上下水道課】3-12
　　１．２　河川・水路の整備 ･･【土木課】3-13
　　１．３　地盤沈下対策 ･･【環境対策課】3-14
　　１．４　土地利用の適正化 ･･････････････････････････････････････【都市計画課】3-14
　　１．５　水防用資機材の整備 ･･･････････････････････････････････【危機管理課、土木課】3-14
　　第２　計画的なまちづくりの推進 ･･･ 3-14
　　第３　都市施設の安全対策 ･･ 3-15
　　第４　防災拠点の整備 ･･ 3-16
　　第５　安全避難の確保 ･･ 3-16
　　５．１　避難計画の策定 ･･【危機管理課】3-17
　　５．２　避難所等の整備 ･･････････････【コミュニティ推進課、危機管理課、教育委員会】3-18
　　５．３　避難路の整備 ･･【危機管理課、土木課】3-21
　　５．４　適切な避難行動に関する普及啓発 ･･････････････････････････････【危機管理課】3-21
　　５．５　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置
　　･･【危機管理課】3-22
　　第６　空き家対策 ･･ 3-23
　　第７　孤立化地域の事前対策 ･･･ 3-24
　第２節　風水害に強い防災体制の整備 ･･･ 3-25
　　第１　災害活動体制の整備 ･･ 3-26
　　第２　災害情報収集・伝達体制の整備 ･･･ 3-26
　　２．１　災害情報連絡体制の整備 ･･････････････････････････････････････【危機管理課】3-27
　　２．２　被害情報の早期収集体制の整備 ･･･････････････････････････････････【危機管理課】3-27
　　２．３　通信施設の整備 ･･･【危機管理課】3-28
　　２．４　気象情報や避難情報の活用の周知 ･･･････････････････････････････････【危機管理課】3-28
　　第３　非常用物資の備蓄 ･･･ 3-28
　　第４　消防体制の整備 ･･･ 3-29
　　第５　災害時医療体制の整備 ･･･ 3-30
　　第６　緊急輸送体制の整備 ･･･ 3-30
　　第７　応急仮設住宅等対策 ･･･ 3-31

第８　廃棄物処理体制の整備 ･･･ 3-32
第９　竜巻・突風等対策 ･･･ 3-33
９．１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及 ･････････････････････････【危機管理課】3-33
９．２　竜巻注意情報等気象情報の普及 ･････････････････････････････【危機管理課】3-33
９．３　被害予防対策 ･････････････････････････････【危機管理課、アグリ推進課】3-34
９．４　竜巻等突風対処体制の確立 ･････････････････････････････････【危機管理課】3-34
９．５　情報収集・伝達体制の整備 ･････････････････････････････････【危機管理課】3-34
９．６　適切な対処方法の普及 ･････････････････････････････････････【危機管理課】3-35
９．７　竜巻等突風における応急対策 ･･････････････････････････････【関係各班】3-36
９．８　竜巻等突風における復旧対策 ･･････････【総括班、情報班、建築班、住民相談班、
避難支援班】3-38
第10　雪害予防対策 ･･･ 3-40
10．１　情報通信体制の充実強化 ･･････････････････････････････････････【危機管理課】3-41
10．２　道路交通対策 ･･【土木課】3-41
10．３　鉄道等交通対策 ･･････････････････････････【埼玉新都市交通(株)、バス事業者】3-42
10．４　農業に係る雪害予防 ･･････････････････････････････････････【アグリ推進課】3-42
10．５　町民が行う雪害対策 ･･【危機管理課】3-42
10．６　雪害における応急対応力の強化 ･････････････････････････････････【危機管理課】3-43
10．７　避難所の確保 ･････････････････････････････【コミュニティ推進課、危機管理課】3-43
10．８　建築物の雪害予防 ･････････････････････････【各課共通、埼玉新都市交通（株)】3-43
10．９　雪害における応急対策 ･･【関係各班】3-44
10.10　雪害における復旧対策 ･･【関係各班】3-46
第11　動物愛護 ･･･ 3-47
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策 ･････････････････････････････ 3-48
第１　防災意識の高揚 ･･･ 3-48
第２　防災訓練の充実 ･･･ 3-49
２．１　水防訓練 ･･【各課共通】3-49
２．２　総合防災訓練 ･･【危機管理課】3-50
２．３　本町及び防災関係機関の訓練 ･････【危機管理課、関係各課、上尾市消防本部】3-50
２．４　事業所、自主防災組織及び町民の訓練 ･･････【コミュニティ推進課、危機管理課、
上尾市消防本部】3-50
第３　地域防災ネットワークづくり ･･ 3-51
第４　災害時の要配慮者の安全対策 ･･ 3-51
４．１　避難行動要支援者の安全対策 ･･････････････････････････【危機管理課、社会福祉課】3-52
４．２　要配慮者全般の安全対策 ･･････････････････････････････【危機管理課、社会福祉課】3-52
４．３　社会福祉施設入所者の安全対策 ･【危機管理課、社会福祉課、いきいき長寿課】3-53
第５　ボランティアとの連携 ･･･ 3-54

第３章　風水害応急対策計画 ･･･ 3-55
第１節　応急活動体制 ･･･ 3-56
第１　活動体制 ･･･ 3-56
１．１　活動体制と配備基準 ･･【各班共通】3-57
１．２　活動体制と動員計画 ･･【各班共通】3-57
１．３　災害警戒本部の設置・運営 ･･････････････････････････････････【危機管理課】3-60
１．４　災害対策本部の設置・運営 ･･････････････････････････････････【本部事務局】3-61

１．５ 応急活動の留意点 ・・・【本部事務局】3-63
第２ 応援要請、相互協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

３．４ 在住外国人の安全確保 ・・・【総括班】3-100
第４　医療救護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第４編　複合災害対策編

第１章　複合災害対策計画の総則 …… 4-1
　第１節　基本方針 …… 4-1
　　第１　人命救助が第一 …… 4-2
　　第２　二次被害の防止 …… 4-2
　　第３　ライフラインの復旧 …… 4-2
　第２節　対策の方向性 …… 4-3

第２章　複合災害への対応 …… 4-4
　第１節　予防計画 …… 4-4
　　第１　複合災害に関する防災知識の普及 …… 4-5
　　１．１ 複合する可能性のある災害の種類 …… 4-5
　　１．２ 複合災害の対応困難性の分析 …… 4-5
　　第２　複合災害発生時の被害想定の実施 …… 4-6
　　第３　防災施設の整備等 …… 4-6
　　第４　非常時情報通信の整備 …… 4-6
　　第５　避難対策 …… 4-7
　　第６　災害医療体制の整備 …… 4-7
　　第７　災害時の避難行動要支援者対策 …… 4-7
　　第８　緊急輸送体制の整備 …… 4-7
　第２節　応急対策計画 …… 4-8
　　第１　情報の収集・伝達 …… 4-8
　　第２　交通規制 …… 4-8
　　第３　道路の修復 …… 4-8
　　第４　避難所の再配置 …… 4-8

第５編　事故災害対策計画

第１章　事故災害対策計画の総則 ･･･ 5-1
　第１節　大規模事故災害の選定 ･･･ 5-1
　第２節　対象とする事故災害 ･･･ 5-3
　　第１　危険物等災害 ･･ 5-3
　　第２　鉄道事故 ･･ 5-3
　　第３　放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策 ･･････････････････････････････････ 5-4
　　第４　大規模火災 ･･ 5-4
　　第５　農業災害 ･･ 5-4
　　第６　火山噴火火山灰対策 ･･ 5-5

第２章　事故災害への対応 ･･ 5-6
　第１節　危険物等災害対策計画 ･･･ 5-6
　　第１　危険物災害対策計画 ･･ 5-7
　　１．１　施設の現況 ･･ 5-7
　　１．２　予防対策 ･･･【上尾市消防本部、施設管理者】5-7
　　１．３　応急対策 ･･････････【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）、警察】5-8
　　第２　高圧ガス災害対策計画 ･･ 5-8
　　２．１　施設の現況 ･･ 5-8
　　２．２　予防対策 ･･････････････【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）】5-8
　　２．３　応急対策 ･･････････【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）、警察】5-9
　第２節　鉄道事故対策計画 ･･ 5-10
　　第１　鉄道事故対策計画 ･･ 5-10
　　１．１　施設の現況 ･･ 5-10
　　１．２　鉄道事故対策計画 ･･････････････【伊奈町、鉄道事業者、県（危機管理防災部）】5-11
　　第２　埼玉新都市交通(株)の防災計画 ･･ 5-13
　　２．１　災害予防計画 ･･ 5-13
　　２．２　応急復旧対策計画 ･･ 5-14
　　第３　東日本旅客鉄道(株)の防災計画 ･･ 5-15
　　３．１　施設の現況 ･･ 5-15
　　３．２　防災知識普及計画 ･･ 5-15
　　３．３　災害応急対策計画 ･･ 5-16
　　３．４　交通施設応急対策計画 ･･ 5-17
　第３節　放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策 ･･････････････････････････････････ 5-18
　　第１　放射性物質取扱施設事故対策 ･･ 5-18
　　１．１　事故発生後の情報の収集・連絡 ･･････････････【危機管理課、上尾市消防本部】5-19
　　１．２　活動体制 ･･････････････････････････････････【危機管理課、上尾市消防本部】5-20
　　１．３　緊急被ばく医療体制の整備 ･･････････【危機管理課、県（危機管理防災部）】5-20
　　１．４　防護資材の整備 ････････････････････････････【危機管理課、上尾市消防本部】5-20
　　１．５　避難所の指定及び避難収容活動への備え ･･････････････････････【危機管理課】5-21
　　１．６　飲料水の供給体制の整備 ･･････････････････････････････････････【上下水道課】5-21
　　１．７　広報体制の整備 ･･【秘書広報課】5-21
　　１．８　住民相談窓口の整備 ･･【住民相談室】5-21

１．９ 防災教育・防火訓練の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・【危機管理課、上尾市消防本部】5-22
第２ 広域放射能汚染災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・

資　料　編

資料編の目次については、資料編内に記載しています。

第１編　総則

第１章　計画の策定

第１節　計画の概要

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、伊奈町防災会議が作成する計画であり、伊奈町にかかる防災に関し、本町及び関係機関が災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする。

第２　計画の目標

この計画は、地震災害、風水害、大規模な事故災害をはじめとする各種災害及び複合的な災害に対処しうる防災計画を策定することを目標とする。

第３　計画の構成

この計画は、本町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

■伊奈町地域防災計画の構成

第４　計画の運用等

４．１ 他計画との関係

(1) 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、本町の地域にかかわる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■伊奈町地域防災計画と他計画との関係

(2) 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

４．２ 計画の修正

伊奈町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

４．３ 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、伊奈町の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く町民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第５　計画の効果的推進

５．１ 男女共同参画社会をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大し、性的少数者に配慮するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

５．２ 広域的連携の強化

⑴ 広域支援拠点の確保

広域応援を実施するときに必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保し、情報を共有する。なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広に候補地を選定する。

⑵ 広域応援要員派遣体制の整備

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

５．３ デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

第２節　計画の基本方針

第１　総合振興計画

伊奈町では、令和６年度を目標年度とした新しいまちづくりの基本的な方向を指し示すビジョンとして、新たに「伊奈町総合振興計画」を策定した。本計画では、伊奈町の大きな財産である緑豊かな環境を守り・育てながら、町の将来像である子どもにとっても、高齢者になっても「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」の実現を目指している。

《まちづくりの目標》

ずっと住みたい
緑にあふれた
安心・安全なまち

策定された「伊奈町総合振興計画」では、本町の最も重要な施策のひとつである「安心・安全なまちに暮らす」を実現するため、以下の施策が定められている。

≪防災関連施策≫

- 地域防災力の向上
  - １．災害に強い社会基盤づくり
  - ２．防災意識の向上
  - ３．防災体制の充実
- 消防・救急体制の充実
  - １．消防力の充実
  - ２．火災予防の推進
  - ３．救急・救助体制の充実
  - ４．消防団の活性化

- 地域防犯体制の充実
  - １．地域防犯活動の充実
  - ２．犯罪防止に配慮した環境整備
- 交通安全対策の充実
  - １．交通安全意識の向上
  - ２．道路交通の安全の確保
- 安心な消費生活の支援
  - １．消費者の意識啓発
  - ２．消費生活相談の充実

第２　防災ビジョン

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓、国、県にみる防災の動向、伊奈町総合振興計画、町民からのニーズによる防災の考え方を反映し、防災の基本理念を以下のように策定し、以下に示す３施策によりその実現を図るものとする。

《防災の基本理念》

人と緑を活かした
地域ネットワークによる
安全なまち　伊奈

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

- 緑を活かした災害につよいまちづくり
- 都市基盤の整備推進
- 建物の耐震・不燃化の向上
- 避難所、避難路の整備

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における初動組織体制の迅速な立ち上げ、二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復等を図るため、町役場の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

- 効率的な初動体制づくり
- 情報伝達ネットワークづくり
- 広域相互応援ネットワークづくり

《 行政と町民が一体となった防災体制の推進 》

町民や事業所の日ごろからの災害への備えと的確な災害時の組織的な対応が、災害時の被害を軽減する上で大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と町民の協力による防災体制の整備を推進する。

- 町民と行政との防災ネットワークづくり
- 地域コミュニティを活かした自主防災組織の育成
- 町民の防災意識の高揚

第２章　防災関係機関の役割分担

第１節　地域防災組織

第１　伊奈町に係る地域防災組織

本町に係る地域防災組織は次のとおりである。

第２　伊奈町防災会議

伊奈町防災会議は、災対法第 16 条及び伊奈町防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

２．１ 任務

(1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
(2) 本町の地域に係る災害が発生した場合において、その情報を収集すること。
(3) 災害対策本部を設置する場合において、町長に意見を具申すること。
(4) 災害対策本部と密接な連絡を取ること。
(5) 地域防災計画を作成又は修正したときは、県知事に報告すること。
(6) 地域防災計画を作成又は修正したときは、その旨を公表すること。
(7) 関係機関の長に対して協力等を求めること。

２．２ 組織

(1) 防災会議は、町長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員をもって組織する。

(2) 防災会議の庶務は、危機管理課において処理する。

(3) 委員の所属機関

防災会議委員の構成は以下のとおりである。

■伊奈町防災会議委員　　［令和４年11月９日現在］

委員の別	区　分	機　関　・団　体　名	職　名
会　　長		伊奈町	町　　長
1号委員	指定地方行政機関	関東農政局埼玉県拠点	地方参事官
		さいたま労働基準監督署	署　　長
2号委員	県の機関	埼玉県県央地域振興センター	副 所 長
		埼玉県鴻巣保健所	所　　長
		埼玉県北本県土整備事務所	所　　長
3号委員	警察の機関	埼玉県上尾警察署	署　　長
4号委員	町の機関	伊奈町	副 町 長 くらし産業統括監 企画総務統括監 健康福祉統括監 都市建設統括監 企画課長 社会福祉課長 土木課長 DX推進・新庁舎整備室長 上下水道課長
5号委員	教育機関	伊奈町教育委員会	教 育 長
6号委員	消防の機関	伊奈町消防本部	消 防 長
		伊奈消防団	団　　長
7号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関等	日本郵便(株)　上尾郵便局	局　　長
		東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社	副総支社長
		東日本電信電話（株）埼玉事業部	事業部長
		一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会	副 会 長
		埼玉新都市交通(株)	代表取締役常務
8号委員	自主防災組織	伊奈町自主防災組織連絡協議会	会　　長

第２節　防災関係組織の業務の大綱

第１　町

【 伊奈町 】

本町は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、又は協力するものとする。

なお、災害救助法の適用後は、同法第 30 条に基づき災害救助にあたる。

１．防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること。
２．災害予防
(1) 防災に関する町民の啓発及び教育に関すること。
(2) 防災に関する組織の整備に関すること。
(3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
(4) 防災に関する物資、資材の備蓄及び整備、点検に関すること。
(5) 防災に関する施設、設備の整備及び点検に関すること。
(6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
３．災害応急対策
(1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。
(2) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること。
(3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
(4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
(5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
(6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
(7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
(8) 緊急輸送の確保に関すること。
(9) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。
４．災害復旧
(1) 被災施設の復旧に併せ再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。
(2) 被災者の生活再建に関すること。

第２　消防機関

【 上尾市消防本部、伊奈消防団 】

(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。
(2) 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。
(3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。
(4) 消防知識の啓発、普及に関すること。
(5) 火災発生時の消火活動に関すること。
(6) 水防活動による防除、軽減に関すること。
(7) 被災者の救助、救援に関すること。
(8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。

第３　県の機関

【 埼玉県 】

県は、当該県の地域並びに当該県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

（災対法第４条第１項）

１．災害予防

(1) 防災に関する組織の整備に関すること。
(2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること。
(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

２．災害応急対策

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
(2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
(5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
(6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
(8) 緊急輸送の確保に関すること。
(9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第４　警察の機関

【 上尾警察署 】

(1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
(2) 警告及び避難誘導に関すること。
(3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
(4) 交通の秩序の維持に関すること。
(5) 犯罪の予防検挙に関すること。
(6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。
(7) 漂流物等の処理に関すること。
(8) 遺体に関すること。
(9) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第５　指定地方行政機関

【 関東農政局埼玉県拠点 】

(1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保、供給すること。

【 さいたま労働基準監督署 】

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

【 東京管区気象台（熊谷地方気象台） 】

(1) 気象・地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
(2) 気象・地象(地震及び火山現象を除く)及び水象の予報及び警報に関すること。
(3) 気象・地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
(4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

第６　自衛隊

【 陸上自衛隊第 32 普通科連隊 】

１．災害派遣の準備
(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
(3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。
２．災害派遣の実施
(1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
(2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第７　指定公共機関及び指定地方公共機関

【 東京電力パワーグリッド株式会社　埼玉総支社 】

(1) 災害時における電力供給に関すること。
(2) 災害発生時の無線による連絡に関すること。
(3) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

【 東日本電信電話株式会社　埼玉事業部 】

(1) 電気通信設備の整備に関すること。
(2) 災害時における重要通信の確保に関すること。
(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

【 日本郵便株式会社 】

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第 18 条（昭和 22 年法律第 165 条）に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 3 条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第 19 条及び郵便法施行規則第 4 条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(4) 被災地救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配布

災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第 7 条第 3 項に基づき、被災者の救助等を行う団体の必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

【 埼玉新都市交通株式会社 】

(1) 鉄道施設等の安全確保に関すること。
(2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

【 東京ガスネットワーク株式会社 】

(1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び保安に関すること。
(2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

【 一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会 】

(1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び保安に関すること。
(2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

第８　その他の公共的団体

【 一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会 】

(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

【 さいたま農業協同組合 】
(1) 本町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
(2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
(3) 被災農家に対する融資斡旋に関すること。
(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋に関すること。
(5) 農産物の需給調整に関すること。

【 商工会等商工業関係団体 】
(1) 本町が実施する商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。
(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
(3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。

【 伊奈都市ガス株式会社 】
(1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び保安に関すること。
(2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

【 東彩ガス株式会社 】
(1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び保安に関すること。
(2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

【 病院等医療施設の管理者 】
(1) 災害時における医療及び助産、救護活動の協力に関すること。

【 社会福祉施設の管理者 】
(1) 避難施設の整備の避難等の訓練に関すること。
(2) 災害時における収容者の保護に関すること。

【 金融機関 】
(1) 被災事業者に対する融資に関すること。

【 学校法人 】
(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
(2) 被災時における教育対策に関すること。
(3) 被災施設の災害復旧に関すること。

【 ＰＴＡ等社会教育関係団体 】
(1) 本町が実施する応急対策についての協力に関すること。

【 社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会 】
(1) ボランティア活動体制の整備に関すること。
(2) ボランティアセンターの設置に関すること。

第３章　町民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

阪神・淡路大震災及び東日本大震災で得た最も重要な教訓は、防災活動の基本は、町民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

町民はこの自助の原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には本町及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第７条：住民等の責務）。

第１節　町民の果たす役割（自助）

町民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

1　防災に関する知識の習得
2　地域固有の災害特性の理解と認識
3　家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
4　家屋等の風水害対策
5　ブロック塀等の改修及び生垣化
6　帰宅困難者への対策及び支援
7　火気使用器具等の安全点検、消火器の設置場所及び操作方法の確認
8　避難場所、安全な避難経路の確認
9　飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
10　各種防災訓練の参加

第２　発災時に実施すべき事項

1　正確な情報の把握及び伝達
2　出火防止措置及び初期消火の実施
3　適切な避難の実施
4　組織的な応急復旧活動への参加と協力

第２節　自主防災組織の果たす役割（共助）

区等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

1　防災に関する知識の普及、啓発（例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布）
2　地域危険箇所の把握
3　避難場所、避難路の確認・点検
4　地区内の高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の把握
5　消火訓練の実施
6　水防訓練の実施
7　避難誘導訓練の実施
8　救援救護訓練の実施
9　地元商店街等との連携
10 防災資機材の備蓄、管理
11 地域住民への連絡系統の確認
12 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

第２　発災時に実施すべき事項

1　対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
2　火災の初期消火と町災害対策本部及び関係機関への連絡
3　人員の確認、地域住民の避難誘導
4　避難行動要支援者の保護、安全確保
5　負傷者の救護、医療機関との連携
6　避難所開設への協力
7　集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
8　避難所運営への積極的な協力（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
9　被害状況、災害情報の収集・報告・広報
10 救援物資の受入、配分
11 食料、飲料水の調達、配分
12 防災資機材の活用
13 帰宅困難者への対策及び帰宅支援

第３節　事業所の果たす役割

町内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

第１　平常時から実施する事項

1　防災責任者の育成
2　建築物の耐震化、備品などの転倒防止等による安全性の確保
3　建築物の風水害対策
4　施設、設備の安全管理
5　防災訓練の実施
6　従業員に対する防災知識の普及
7　自衛消防隊の結成と防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）の作成
8　地域防災活動への参加、協力
9　企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立
（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援等）
10 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
11 広告、外装材等の落下防止
12 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定
13 従業員等との非常時の連絡方法等の整備
14 消火器、発電機など防災資機材の点検

第２　発災時に実施すべき事項

1　正確な情報の把握及び伝達
2　出火防止措置、初期消火の実施
3　従業員、利用者等の避難誘導
4　応急救助・救護
5　ボランティア活動への支援
6　帰宅困難な従業員への支援
7　重要業務の継続及びそのために必要な措置

第４章　伊奈町の防災環境

第１節　災害履歴

第１　地震災害

本町における地震災害履歴は数少ないが、関東大震災による被害記録が旧小室村の「小室村誌」に残されている。

これによると村の被害状況は以下のとおりである。

■関東大震災による被害状況（旧小室村）

・全潰　：住家２戸、非住家 16 棟
・半潰　：住家５戸、非住家 ４棟
・氷川神社　：水屋全潰、石灯籠２基倒れ、拝殿前面に傾斜
・寺院　：墓石大半倒壊
・学校、その他の公共建物　：大きな被害なし
・その他　：下谷方面の低地部では処々に亀裂を生じ、幅５寸・長数十間、中には青砂を吐き出せる所もあり。

なお、埼玉県における地震災害の履歴は、次表に示すとおりである。

■埼玉県における被害地震

発生年月日	M	緯度 緯度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	－	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11. 1	7.4	35.50 139.30	－	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6 日震動が止まらなかった。公私の屋舎１つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	－	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75		江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	－	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で 700 軒ばかり大破、500 石の村、700 石の村で田畑３尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50 回、死 50 人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	－	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	－	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	－	東海	(埼玉県)推定震度　蕨、桶川、行田５。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	－	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは１つもなかった。民家の壊も多く、14,346 軒という。また土蔵壊 1,410。地震後 30 余箇所から出火し、焼失面積は２町(0.2km)×2 里 19 町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計１万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮５、浦和６。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の 52 ケ村総家数 5,041 軒中、壊家 17 軒、人家・土蔵・物置等壊同然 3,243 軒。(村毎の被害率 9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊３軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破 33 軒、死１、傷１。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊３。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	－	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20	7.0	35.70 139.80	－	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者 24、負傷 157 人。家屋全半壊 90、破損家屋 4,922、煙突倒壊 376、煙突亀裂 453、地面の亀裂 316 か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅 350 間(約 630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10. 7	6.7	35.60 139.80	－	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突３本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	－	関東南部	死者 99,331 名、負傷者 103,733 名、行方不明者 43,476 名、家屋全壊 128,266 軒、半壊 126,233 軒、焼失 447,128 軒、流出 868 軒。 (埼玉県)死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒
1924. 1.15	7.3	35.50 139.20	－	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模の割りに小被害で済んだ。東京で負傷６名、家屋一部破損 50、非住家破損１、栃木で負傷１名。
1989. 2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者２人、火災２件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度３。
2011.3.11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,883 名、行方不明 2,676 名、負傷者 6,144 名 埼玉県内の最大震度６弱（宮代町）、伊奈町震度５弱 負傷者 104 名、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件 埼玉県内の被災者生活再建支援法の適用は、加須市（旧大利根町）３世帯、加須市（旧北川辺町）２世帯、久喜市 10 世帯

参考）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和４年３月 埼玉県防災会議

第２　風水害

本町における過去 40 年間の風水害等の災害履歴を、「水害統計調査」（国土交通省水管理・国土保全局）等を参考に次頁に整理した。

これによると、最近最も大きな風水害による被害は、平成 3 年 9 月の台風第 17～19 号及び豪雨・風浪によるもので、綾瀬川に沿った家屋延べ 115 棟（床下浸水延べ 112 棟、床上浸水延べ 3 棟）に浸水被害が発生した。

■風水害等履歴（本町関連）

災害発生年月日	災害要因	災害概要
昭和 56 年(1981) 8 月	豪雨と台風第 15 号	床下浸水 10 棟
昭和 56 年(1981) 10 月	台風第 24 号、風浪と豪雨	床下浸水 21 棟、床上浸水 2 棟
昭和 58 年(1983) 8～9 月	豪雨、風浪と落雷	床下浸水 57 棟、床上浸水 2 棟
昭和 60 年(1985) 7 月	豪雨及び台風第 6 号	床下浸水 9 棟
昭和 61 年(1986) 8 月	台風第 10 号及び豪雨	床下浸水 25 棟、床上浸水 1 棟
昭和 61 年(1986) 9 月	台風第 15 号及び 豪雨・風浪・落雷	床下浸水 6 棟
昭和 62 年(1987) 8 月	豪雨・落雷	床下浸水 3 棟
平成元年(1989) 7～8 月	豪雨	床下浸水 2 棟、床上浸水 1 棟
平成元年(1989) 8 月	豪雨・台風第 17 号	床下浸水 2 棟
平成 3 年(1991) 9 月	台風第 17 号～19 号 及び豪雨・風浪	床下浸水延べ 112 棟、床上浸水延べ 3 棟
平成 5 年(1993) 8 月	台風第 11 号	床下浸水 23 棟
平成 6 年(1994) 9 月	前線	床下浸水 5 棟、床上浸水 3 棟
平成 7 年(1995) 8 月	豪雨	床下浸水 2 棟
平成 20 年(2008) 8 月	豪雨	床下浸水 12 棟
平成 25 年(2013) 10 月	台風第 26 号	床下浸水 7 棟
平成 26 年(2014) 10 月	台風第 18 号	床下浸水 1 棟
平成 27 年(2015) 6 月	梅雨前線豪雨	床下浸水 15 棟、床上浸水 13 棟
平成 29 年(2017) 7 月	台風第 3 号	床下浸水 4 棟
平成 29 年(2017) 10 月	台風第 21 号	床下浸水 3 棟
令和元年（2019) 10 月	台風第 19 号	床下浸水 38 棟、床上浸水 1 棟

第２節　自然環境の特性

第１　地勢

本町は埼玉県の南東部にあり、東経 139 度 37 分、北緯 36 度 00 分（役場位置）で、都心から約 40km 圏に位置している。東西は約 2.5km、南北が約 7.5km の細長い形をしており、総面積 14.79km^2 となっている。

西境に原市沼川、東境に綾瀬川が流れており、西部は上尾市、北部は桶川市、東部は蓮田市に接している。

第２　地形・地質

２．１　地形

本町は、東は綾瀬川、西は原市沼川の低地に囲まれており、台地が約 920ha、低地が約 560ha を占めており、その割合はおよそ 6：4 となっている。低地ではかつて水田であった土地に盛土による宅地化が進んでいる。

本町は比較的平坦な地形で、その標高は、町北西端の台地上にある小針新宿の上宿地区が 20m 程度で最も高く、南東に行くに従って低くなり栄で 8.4m となっている。

２．２　地質（活断層）

本町の地質は、大宮台地に続く台地を構成する洪積世の火山灰層と、台地を開析している谷底平野及び綾瀬川の氾濫源に分布する沖積世の細粒の未固結堆積物からなっている。

本町の活断層としては、綾瀬川低地に沿った綾瀬川断層があるが、この断層は、関東平野中央部、大宮台地の北東縁付近をほぼ北西－南東方向に延びるとされる元荒川断層帯の主断層である。政府の地震調査研究推進本部の活断層長期評価によると、この断層は上尾市を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断されている。北部については、江南断層、深谷断層等から成る全長 82km の関東平野北西縁断層帯と、一連の断層帯を形成していると考えられている。

第３　河川

本町は東西の町境を川が流れており、東側の蓮田市との行政境を綾瀬川が、西側の上尾市との町境を原市沼川が流れている。

綾瀬川は、延長約 60.8km、流域面積 136.21km^2 を有す利根川水系の一級河川で、埼玉県桶川市小針領家を起点とし埼玉県内を概ね南東へと流れ、東京都葛飾区東四木で中川に合流する。

以前は頻繁に蛇行を繰り返して流れていた綾瀬川は、旧荒川（現在の元荒川）の派川だったが、旧荒川が増水すると洪水の大半が綾瀬川の方へ流下し、下流側の本町や蓮田地域に水害をもたらしていた。そのため、その後の改修により上流部（起点から原市沼川の合流まで）の区間は、昭和 7 年（1932）から昭和 10 年（1935）にかけて、中下流部（原市沼川の合流から終点まで）は大正 9 年（1920）から昭和 5 年（1930）にかけて改修が行なわれた。

原市沼川は、延長約 5.2km、流域面積 14.12km^2 を有す利根川水系の一級河川（一部準用河川）で、上尾市菅谷を管理起点とし、上尾市と本町の境界を南東方向へと流れ、蓮田市との行政界で綾瀬川へ合流している。

第４　気象

本町は、埼玉県東部平地のほぼ中央、関東平野の南寄りに位置している。このため、太平洋側気候帯のうち内陸型気候で、夏は最高気温が高く、冬には最低気温が低く、降雨量もやや少ない。

伊奈町消防本部における気象観測結果（令和 3 年）によると、次頁に示すとおり年平均気温は 15.9℃、最高気温は 8 月の 37.7℃、最低気温は 2 月の-6.3℃となっている。年間降雨量は 1,258mm、月別降水量は 7 月が 210.0mm で最も多く、1 月が 26.5mm で最も少ない。年間の風向きは、北北東から北北西の風が卓越しており、これらの風向きが年間の 30.9%を占めている。

■月別気温の変動

■月別降雨量（mm）

■風配図

出典）「消防統計（令和３年版）」伊奈町消防本部（令和４年刊行）

第３節　社会環境の特性

第１　人口

１．１　人口等の推移

本町の人口は、県下の多くの市町が横ばいないし減少傾向にあるのに対し、順調に増加しており、令和２年10月１日現在で44,841人、世帯数は17,812世帯、１世帯当たりの人口は2.5人、人口密度は3,031.8人/ km²となっている。

本町の人口等の推移を以下の表及び図に示す。

■人口等の推移

年	世帯数（世帯）	人口（人）	１世帯当たり人口（人/世帯）	人口密度（人/ km²）
昭和25年	1,178	7,327	6.2	495.1
昭和30年	1,143	7,036	6.2	475.4
昭和35年	1,114	6,755	6.1	456.4
昭和40年	1,237	6,668	5.4	450.5
昭和45年	2,438	10,112	4.1	683.2
昭和50年	3,594	14,220	4.0	960.8
昭和55年	5,662	21,005	3.7	1,419.3
昭和60年	6,526	23,867	3.7	1,612.6
平成２年	7,777	27,100	3.5	1,831.1
平成７年	9,104	29,792	3.3	2,013.0
平成12年	10,710	32,216	3.0	2,176.8
平成17年	12,665	36,535	2.9	2,468.6
平成22年	15,504	42,494	2.7	2,871.2
平成27年	16,701	44,442	2.7	3,004.9
令和２年	17,812	44,841	2.5	3,031.8

注）人口密度は、平成22年まで平成４年国土地理院公表面積（14.80km2）、平成27年以降は平成26年国土地理院公表面積（14.79㎢）を用いて算出した。

資料）国勢調査（令和２年10月１日現在）

■人口等の推移

１．２ 地区別人口

本町に 23 ある行政区別の人口は、令和 4 年 4 月 1 日現在、小針内宿が 7,395 人で最も多く、以下順に羽貫の 4,511 人、小針新宿の 4,041 人、大針の 3,929 人、小貝戸の 3,266 人、南本の 2,887 人となっている。

世帯数では、小針内宿が 2,773 世帯で最も多く、以下順に羽貫の 1,999 世帯、小針新宿の 1,604 世帯、大針の 1,603 世帯、小貝戸の 1,373 世帯、南本の 1,260 世帯となっている。

行政区別世帯数及び人口を以下に表示し、行政区別人口を以下に図示する。

■地区別人口等　［令和４年４月１日 現在］

行政区	世帯数	人口	世帯人口
丸山	519	1,017	2.0
下郷	797	1,822	2.3
志久	613	1,358	2.2
小貝戸	1,373	3,266	2.4
柴中荻	717	1,554	2.2
若榎	567	1,114	2.0
大山	4	4	1.0
大針	1,603	3,929	2.5
細田山	451	990	2.2
羽貫	1,999	4,511	2.3
小針新宿	1,604	4,041	2.5
小針内宿	2,773	7,395	2.7
光ヶ丘	138	262	1.9
中央	374	850	2.3
栄南	674	1,556	2.3
栄中央	819	1,895	2.3
栄北	1,065	2,485	2.3
綾瀬東	259	598	2.3
綾瀬南	200	366	1.8
綾瀬北	175	355	2.0
南本	1,260	2,887	2.3
北本	898	1,967	2.2
学園中央	288	799	2.8
合計	19,170	45,021	2.3

■地区別人口　［令和４年４月１日 現在］

資料）住民課（外国人を含む）

１．３ 町外への従業・通学者数

首都圏で大規模な地震が発生した場合、県外で従業・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。そのため、本町に常住する 15 歳以上の就業者や通学者の従業・通学場所について整理した。

本町の就業者及び通学者の総数は 23,410 人となっており、そのうち町外で従業・通学する者は 15,518 人、そのうち県外で従業・通学する者は 3,357 人、そのうち都内で従業・通学する者は 2,881 人となっている。

■町外への従業・通学者数　　［令和 2 年 10 月 1 日 現在］

	総数	15 歳以上就業者	15 歳以上通学者
伊奈町に常住する就業者・通学者	23,410	20,983	2,427
伊奈町で従業・通学	7,503	6,791	712
自　宅	1,582	1,582	－
自 宅 外	5,921	5,209	712
他市区町村で従業・通学	15,518	13,854	1,664
県　内	11,961	10,751	1210
さいたま市	4,266	3,802	464
上 尾 市	2,327	2,145	182
桶 川 市	782	670	112
蓮 田 市	1,033	989	44
そ の 他	3,018	2,708	310
県　外	3,357	2,924	433
東 京 都	2,881	2,513	368
特別区部	2,726	2,413	313
千代田区	387	348	39
中央区	232	232	－
港 区	303	296	7
新宿区	297	254	43
豊島区	180	143	37
北 区	180	161	19
その他	1,147	979	168
都その他	155	100	55
県外その他	476	411	65

資料）国勢調査

１．４ 高齢者・障がい者等の人口

(1) 高齢者人口

令和４年４月１日現在、本町の総人口は 45,021 人でそのうち 65 歳以上の高齢者は 10,837 人と全体の 24.1%となっている。

(2) 乳幼児人口

令和４年４月１日現在、本町の６歳未満の乳幼児は 1,882 人で全体の 4.2%となっている。

(3) 手帳所持者数

本町の障がい者人口は、令和４年４月１日現在の身体障害者手帳所持者数でみると 1,030 人となっている。本町の障がい者の中で最も多いのは肢体不自由者で 474 人と障がい者全体の 46.0%を占めている。次に多いのは心臓機能障がい者で 192 人、じん臓機能障がい者で 130 人となっている。なお、令和４年４月１日現在の療育手帳所持者は 384 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 329 人となっている。

■部位別身体障害者手帳所持者数　　［令和４年４月１日 現在］

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	計	内部							合計
						心臓	じん臓	呼吸器	ぼ・直腸	小腸	免疫	肝臓	
人　数(人)	58	67	18	474	413	192	130	14	61	2	7	7	1,030
構成比(%)	5.6	6.5	1.8	46.0	40.1	18.6	12.6	1.4	5.9	0.2	0.7	0.7	100

(4) 外国人人口

本町に在住している外国人は、令和４年４月１日現在 517 人で、行政区別では、羽貫が 76 人と最も多く、以下順に小針内宿 66 人、小針新宿 43 人、栄南 36 人となっている。

世帯別では、275 世帯となっている。

■行政区別外国人人口

［令和４年４月１日現在］

第２　建物

２．１　建築時期別建物状況

建築基準法は、昭和 46 年に十勝沖地震（昭和 43 年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和 56 年に宮城県沖地震（昭和 53 年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。

その結果、新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災及び東日本大震災においても被害が少なかった。

平成 27 年 3 月 31 日現在の本町の住宅総棟数は、13,141 棟で、そのうち、昭和 56 年 6 月以降に建築された新耐震基準の住宅と、昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅で耐震性があると推測される住宅は 10,670 棟（木造住宅 8,564 棟、非木造住宅 2,106 棟）で、現状の耐震化率は、81.2%となっている。

本町では、「伊奈町建築物耐震改修促進計画」（平成 28 年 3 月、伊奈町）を策定し、令和 2 年 3 月 31 日までの住宅の耐震化率の目標を、国の基本方針及び県計画と同様に 95%として、耐震化を推進していた。

■住宅の耐震化の現状と目標

	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅			昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の住宅（棟）	計（棟）	耐震化率（%）
	（棟）	耐震性なし（棟）	耐震性あり（棟）			
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成 18 年　1 月　1 日	3,578	2,991	587	7,265	10,843	72%
平成 21 年　1 月　1 日	3,412	2,849	563	8,561	11,973	76%
平成 27 年　3 月 31 日	3,026	1,471	1,555	11,693	14,719	90%
令和 2 年　3 月 31 日（目標）	2,706	785	1,921	11,778	14,484	95%

※昭和 56 年以前に建築された建築物で耐震性ありの割合は、国の推計値を使用
（木造 12%、非木造 76%）

出典：伊奈町建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月）

第３　交通

３．１ 道路

本町の道路網は主要地方道さいたま栗橋線をはじめ、主要地方道上尾久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線、一般県道上尾環状線、一般県道蓮田鴻巣線、一般県道上尾蓮田線によって構成されており、都市計画道路は、現在 15 路線が都市計画決定され整備が進められている。

３．２ 橋梁

本町の橋梁は、本町と蓮田市との境界を流れる綾瀬川に架かるさいたま菖蒲線の境橋、上尾久喜線の榎戸橋、上尾蓮田線の綾瀬橋、さいたま栗橋線の別所橋、蓮田鴻巣線の小厩橋等がある。綾瀬川に架かる本町管理の橋梁としては、玄蕃橋、石神井橋、小貝戸橋、五庵橋、本村堰橋、下谷橋、境橋等がある。

３．３ 鉄道

本町の鉄道交通としては、上越新幹線に併走して JR 大宮駅から埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）が運行している。

なお、本町を横切って東北新幹線及び上越新幹線が通るが本町内に駅施設はない。

埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の乗降者数は、令和 3 年度の町内各駅一日平均の乗降者数は 15,375 人、うち定期券乗降者数は 10,841 人、定期券以外の乗降者数は 4,534 人となっている。

■本町各駅の埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）乗降者数　　［単位：人／日］

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	定期	定期外	定期	定期外	定期	定期外	定期	定期外	定期	定期外
丸山駅	1,841	1,011	1,793	981	1,830	972	1,640	666	1,816	768
志久駅	2,827	1,202	2,843	1,178	2,777	1,150	1,537	731	1,899	897
伊奈中央駅	1,300	779	1,374	796	1,419	815	1,146	561	1,256	658
羽貫駅	3,246	1,219	3,243	1,214	3,189	1,190	2,697	833	2,831	967
内宿駅	3,182	1,596	3,337	1,625	3,547	1,604	2,849	1,041	3,039	1,244
合計	12,396	5,807	12,590	5,794	12,762	5,731	9,869	3,832	10,841	4,534
	18,203		18,383		18,493		13,700		15,375	

資料）埼玉新都市交通株式会社（令和 3 年度）

■埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）乗降者数の推移

３．４ バス

公共交通機関として町内を走るバス便は、町民にとって欠かせない交通手段となっている。町内を運行しているバス便は、次に示すとおりである。

■バス路線（本町関連）

バス名	路線
朝日バス （朝日自動車株式会社）	蓮田駅西口 ～ 伊奈学園
	上尾駅東口 ～ 伊奈学園
	上尾駅東口 ～ 羽貫駅前
	上尾駅東口 ～ 県民活動総合センター
	上尾駅東口 ～ 伊奈役場
	上尾駅東口 ～ がんセンター ～ 伊奈役場
	上尾駅東口 ～ がんセンター
けんちゃんバス （丸建つばさ交通株式会社）	桶川駅東口 ～ 県民活動センター ～ 伊奈学園
	上尾駅東口 ～ 日本薬科大学 ～ 蓮田駅西口
	県民活動センター ～ 伊奈病院・一心館 ～ 蓮田駅西口
	上尾駅東口 ～ 新がんセンター ～ 蓮田駅西口
	新がんセンター ～ 蓮田駅西口
伊奈町内循環バス 「いなまる」	北循環
	南循環

第４　土地利用

４．１　土地利用の変遷

昭和 61 年当時、本町の地目別土地面積は、畑が最も広く 423.6ha で、その割合は総面積の 28.3%を占めていた。以下順に、その他 354.0ha（23.7%）、宅地 279.0ha（18.7%）、田 264.7（17.7%）となっており、農地が宅地の２倍以上を占めていた。

現在、本町の地目別土地面積の中で最も広いのが宅地で 462.1ha となっており、その割合は総面積の 31.2%を占めている。次に広いのがその他で 418.1ha（28.3%）、以下順に、畑で 265.5ha（17.95%）、田 156.8ha（10.6%）となっている。

地目別土地面積の推移は次のとおりである。

■地目別土地面積の推移　　［単位：ha、各年1月1日現在］

地　目	S61 年	H3 年	H8 年	H13 年	H18 年	H23 年	H28 年	R3 年
田	264.7	249.2	204.5	201.5	179.0	172.9	158.0	156.8
畑	423.6	396.6	369.5	363.0	324.2	299.1	279.0	265.5
宅　　地	279.0	305.8	332.4	393.1	429.6	456.8	448.3	462.1
山　　林	128.3	116.9	105.6	101.8	76.9	71.0	56.1	51.4
池沼・原野	4.5	4.3	1.8	1.8	1.3	1.2	0.9	0.9
雑 種 地	40.9	68.3	123.4	240.8	220.1	266.7	122.6	124.2
そ の 他	354.0	337.9	342.8	178.0	249.0	212.3	414.1	418.1
計	1,495	1,479	1,480	1,480	1,480	1,480	1,479	1,479

資料）税務課

■地目別土地面積割合の推移

４．２ 区域区分及び用途地域

本町の市街化区域と市街化調整区域の比率は38.5%と61.5%である。

用途地域別の面積では、住居系の区域が最も多く全体の 82.8%を占め、次に多いのが工業系の区域で 14.9%、最も少ないのが商業系で 2.3%となっている。

■区域区分別面積及び用途地域別面積　　［令和4年3月31日現在］

区　分		面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	市街化区域等指定区域	1479.0	100.0
	市街化区域	569.3	38.5
	用途地域	569.3	100.0
	・第一種低層住居専用地域	164.7	28.9
	・第一種中高層住居専用地域	57.3	10.1
	・第一種住居地域	196.6	34.5
	・第二種住居地域	35.4	6.2
	・準住居地域	17.4	3.1
	・近隣商業地域	13.0	2.3
	・準工業地域	2.2	0.4
	・工業地域	24.4	4.3
	・工業専用地域	58.3	10.2
	市街化調整区域	909.7	61.5

注）市街化区域等指定区域（昭和60年11月15日指定）、用途地域（平成17年3月11日指定）
資料）都市計画課

第２編　震災対策計画

第１章　震災対策の総則

本町において起こりうる最も大きな地震被害を想定した上で、今後、本町が備えるべき具体的な震災対策の目標を設定するものである。

第１節　地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、震災に対する防災計画を作成する際に、地震が起きたときにどの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることができる。

第１　想定地震

埼玉県では、最近の学術的な知見や耐震化など防災環境の変化に応じて「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）を実施した。

想定した地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の 5 つの地震としている。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	想定概要	備考
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%	再検証
	茨城県南部地震	7.3		再検証
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%	新規
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0%～0.008%	変更
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%	再検証

注 1）「備考」欄は、「埼玉県地震被害想定調査」（平成 19 年 9 月、埼玉県）との対応を記載した。
注 2）※印の記述は、地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。
出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）

■想定地震断層位置図

出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）

第２　想定結果

埼玉県において大きな被害を及ぼすと考えられる 5 つの地震について、県が実施した被害想定結果を用い、伊奈町における被害想定結果を以下に整理した。

建物被害や人的被害など、本町に最も大きな被害をもたらす地震は、最大震度７が発生する「関東平野北西縁断層帯地震」であり、以下、被害の大きい順に「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「東京湾北部地震」、「立川断層帯地震」となっている。

なお、被害想定は、時間帯や風速について異なるケースを設定して行っているが、以下に表示した数値は、すべてのケースについて被害程度の最も大きな数値を記載した。計算ケースなどの詳細については、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成 26 年 3 月、埼玉県）を参照のこと。

■県による地震被害想定結果（伊奈町関連）

項目	予告内容			単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
震度	最大震度			－	5 強	6 弱	5 強	7	5 強
液状化	高い地域	面積		km²	0.000	0.062	0.000	0.531	0.000
		面積率		%	0.0	0.4	0.0	4.3	0.0
建物被害	全壊（揺れ＋液状化）	全壊棟数		棟	0	23	3	647	0
		全壊率		%	0.0	0.15	0.02	4.21	0.00
	半壊（揺れ＋液状化）	半壊棟数		棟	3	51	6	1,657	0
		半壊率		%	0.02	0.33	0.04	10.78	0.00
	焼失	焼失棟数		棟	1	1	1	48	0
		焼失率		%	0.00	0.01	0.00	0.30	0.00
人的被害	死者数			人	0	0	0	43	0
	負傷者数			人	1	3	0	353	0
	うち重傷者数			人	0	0	0	55	0
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	27	1,604	239	42,494	0
			1 日後	人	6	246	38	6,851	1
		停電率	直後	%	0.06	3.77	0.56	100.00	0.00
			1 日後	%	0.01	0.58	0.09	16.12	0.00
	電話	不通回線	回線数	回線	1	2	1	120	0
			不通率	%	0.00	0.01	0.00	0.62	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	0.6	0.1	16.1	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	5,588	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	上水道	断水人口		人	147	255	0	29,076	0
	下水道	機能支障人口		人	5,914	7,776	5,583	12,649	4,768
生活支障	避難者数	1 日後		人	4	86	13	2,518	1
		1 週間後		人	13	103	13	4,408	1
		1 ヶ月後		人	4	89	13	6,433	1
	帰宅困難者数	平日		人	9,468	9,468	9,468	9,468	5,930
		休日		人	7,764	7,764	7,764	7,764	4,611
その他	廃棄物	災害廃棄物		万トン	0.0	0.6	0.1	12.0	0.0
				万 m³	0.0	0.4	0.1	7.8	0.0

注）破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は 3 ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は 2 ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いた。

出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）

第２節　震災対策の基本方針

本町の震災対策の基本方針は、以下の事項に従って設定する。

第１　震災対策の基本的考え方

本町の震災対策は、本町において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策活動」の設定を目的として策定するものである。

第２　震災対策の目標

２．１ 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ、埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

このなかで、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度７で、震度６弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後 30 年以内の地震発生確率は、ほぼ 0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理した。

一方、「東京湾北部地震」は首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、「東京湾北部地震」を本県が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他

の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの 3 地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含される。

また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととする。

２．２ 本町の震災対応の方針

⑴ 地震被害想定結果に対する考え方

県が実施した被害想定の結果、本町に最も大きな地震被害をもたらす地震として「関東平野北西縁断層帯地震」、次に大きな被害をもたらす地震として「茨城県南部地震」が想定されている。

そのため、本町では、食料などの備蓄や指定避難所の整備など、地震被害に具体的に備えるための防災対策の目標として、「関東平野北西縁断層帯地震」への対応策を位置付けるものとする。

⑵ 「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な防災対策の推進

本町は、最も本町に大きな被害をもたらすことが想定されている「関東平野北西縁断層帯地震」に対する防災対策を迅速に整備するものとする。

本町において「関東平野北西縁断層帯地震」により想定される地震被害及びそれに対応した主な防災対策は、以下に示すとおりである。

■「関東平野北西縁断層帯地震」により想定される地震被害と防災対策

被害想定項目			地震被害	主な防災対策
建物被害（棟）		全　壊	647 棟	・耐震化の推進 ・被災建築物危険度判定体制の整備 ・消火体制の整備 ・仮設住宅用地の選定
		半　壊	1,657 棟	
		焼　失	48 棟	
人的被害（人）		死　者	43 人	・初動医療体制の整備 ・後方医療機関への搬送体制の整備
		負傷者	353 人	
		うち重傷者	55 人	
生活支障（人）		避難者	（1 日後）　2,518 人 （1 週間後）4,40 人 （1 ヶ月後）6,43 人	・想定される最大避難者約6,500人を収容可能な指定避難所整備の推進 ・1日後の避難者約2,600人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品備蓄の推進 ・避難情報の多様な伝達手段の整備 ・避難所運営マニュアルの整備
		帰宅困難者	（平日）9,468 人 （休日）7,764 人	・一時滞在施設の確保 ・飲料水・食料備蓄の推進
ライフライン	上水道	断水人口	29,076 人	・配水管、浄水施設の耐震強化 ・給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	12,649 人	・下水道施設の耐震強化 ・仮設トイレの確保
	電　力	停電人口	42,494 人	・防災拠点における非常電源の確保
	都市ｶﾞｽ	供給停止件数	5,588 人	・ＬＰガス施設の整備
	電　話	不通回線数	120 回線	・多様な情報伝達手段の整備
		携帯停電率	16.1%	
その他		災害廃棄物	（重量）12.0 万ﾄﾝ （体積）　7.8 万㎥	・廃棄物処理体制の整備 ・廃棄物仮置き場候補地の選定

■【参考】「茨城県南部地震」により想定される地震被害と防災対策

被害想定項目			地震被害	主な防災対策
建物被害（棟）		全　壊	23 棟	・耐震化の推進 ・被災建築物危険度判定体制の整備 ・初期消火体制の整備 ・仮設住宅用地の選定
		半　壊	51 棟	
		焼　失	1 棟	
人的被害（人）		死　者	0 人	・医療救護班の派遣体制の整備
		負傷者	3 人	
		うち重傷者	0 人	
生活支障（人）		避難者	（1 日後）　86 人 （1 週間後）103 人 （1 ヶ月後）　89 人	・想定される避難者を参考に設定した150人を収容可能な指定避難所の整備 ・設定した避難者150人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ・避難情報の多様な伝達手段の整備
		帰宅困難者	（平日）9,468 人 （休日）7,764 人	・一時滞在施設の確保 ・飲料水・食料備蓄の推進
ライフライン	上水道	断水人口	255 人	・配水管、浄水施設の耐震強化 ・給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	7,776 人	・下水道施設の耐震強化 ・仮設トイレの確保
	電　力	停電人口	（直後）1,604 人 （1 日後）　246 人	・防災拠点における非常電源の確保
	都市ｶﾞｽ	供給停止件数	0 件	－
	電　話	不通回線数	2 回線	・多様な情報伝達手段の整備
		携帯停電率	0.6%	
その他		災害廃棄物	（重量）0.6 万ﾄﾝ （体積）0.4 万㎥	・廃棄物処理体制の整備 ・廃棄物仮置き場候補地の選定

第２章　震災予防計画

地震の発生を予測することは現状では困難であるため、震災対策は、いつ地震が発生してもその被害をいかに軽減するかの予防対策が最も重要となる。

地震による被害を軽減するためには、危険性の高い木造住宅密集地区における耐震・不燃化事業の推進、老朽化 RC 造建物に対する耐震診断や補強計画等を推進し、災害に強い都市構造への転換を進めるとともに、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することも必要である。

さらに、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの教訓に見られるように、大規模地震に被災した場合、行政の力だけでは災害応急活動にも限界があるため、行政と町民が一体となって地域ぐるみの防災体制を構築する必要がある。

このため、本町は、震災予防計画を以下の施策をもって推進するものとする。

第１節　震災に強い都市環境の整備

本町は、蓮田市との境を流れる綾瀬川に沿って広がる稲作を中心とした平地部と市街地が広がる台地部とにより形成されている。綾瀬川沿いに広がる耕作地は地盤が低いこともあり過去において浸水被害が発生しており、また、液状化被害が懸念される地域でもある。台地部では、「埼玉新都市交通伊奈中央駅周辺において本町の新たな魅力と活力づくり」を推進するための土地区画整理事業が完了し、良好な住宅地の形成が図られている。

本町は、これまで順調に人口が増加しており、それに伴い市街化の進展が見られる。そのため、今後は、防災上の視点に立って、安全な市街地の整備、緑地を活かした防災空間の確保、交通ネットワークの整備など、より災害に強い都市空間の形成が求められる。

特に、大規模な地震が発生した場合、公共建築物、交通施設、ライフライン等への機能障害は、町民生活に多大な影響を与えることから、迅速な消防活動、救援・救護活動の展開と町民の生活の早期復旧を図るため、各施設の耐震性の向上を重点とした都市施設の安全化を図るとともに、地域特性に応じた防災拠点の整備とそのネットワーク化及び安全な避難環境の整備を図る必要がある。

そのため、本町の震災に強い都市環境の整備に係る事項は以下に示すとおりである。

震災に強い
都市環境の整備

- 第１　計画的なまちづくりの推進
- 第２　都市施設の安全対策
- 第３　防災拠点の整備
- 第４　安全避難の確保
- 第５　空き家対策
- 第６　孤立化地域対策

第１　計画的なまちづくりの推進

地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大を最小限に防止し、震災に強い都市づくりを行うため、以下に示す施策を定める。

1.1　防災的土地利用計画
1.2　地盤災害の予防
1.3　防災空間の確保

１．１ 防災的土地利用計画【土木課、都市計画課】

本町は、「伊奈町総合振興計画」、「伊奈町都市計画マスタープラン」に基づき各種事業を総合的に展開するとともに、町内の豊かな緑を生かした防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

そのため、本町の防災的土地利用計画は、以下の方策をもって推進するものとする。

(1) 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図り、安全で快適に安心して暮らせるまちづくりを進めるものであり、市街地再開発事業と並んで都市整備の中核的な手法である。

本町では、従来より土地区画整理事業を実施しており、一般市街地の体系的な住環境の改善・整備を図るとともに、良好な市街地空間の形成を計画的に推進している。

■土地区画整理事業の実施状況　　［令和４年 10 月１日現在］

事業名	面積（ha）	事業期間
伊奈南部土地区画整理事業	72.7	S47 ～ S52 年度　（完了）
伊奈町北部土地区画整理事業	53.4	S48 ～ S59 年度　（完了）
伊奈町中央土地区画整理事業	32.6	S53 ～ H 元年度　（完了）
伊奈町小室第一土地区画整理事業	1.7	H10 ～ H13 年度　（完了）
伊奈特定土地区画整理事業	225.4	S61 ～ H22 年度　（完了）
伊奈町中部特定土地区画整理事業	73.3	S62 ～ R2　年度　（完了）

(2) 住宅密集地対策の推進

密集した住宅地については、袋小路の解消、避難路の確保等により防災機能が充実した住宅地の形成を図る。

⑶ 都市総合防災推進事業の推進

都市の総合防災推進事業は、道路・公園等の整備や老朽住宅の建替等により、安全で良好な市街地に改善し、防災性の向上を図るため、多様な都市整備事業との連携を図る総合的な施策である。市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び町民の防災に対する意識向上を推進する。そのため、本町は、木造住宅が密集し、防災上の危険度が比較的高い地区に対する整備計画等の策定に際しては、今後、本事業の導入を検討していくものとする。

⑷ 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

１．２ 地盤災害の予防【土木課、都市計画課】

本町においては、砂防法や地すべり等防止法に定める危険区域はなく、地震動により崩落の危険性が考えられる急傾斜地崩壊危険区域の指定もない。

本町の地盤災害の予防は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 土地利用の適正化の誘導

土地利用による災害を防止し、町民の安全を確保するため土地利用の適正化の誘導を図る。

項目	内容
都市的 土地利用の誘導	・ 市街化区域については、適正な規模の区域の設定、用途地域に基づく建築規制等を行い、また、地区計画制度や建築協定、緑化協定により良好な市街地環境形成を図る。 ・ 土地区画整理事業や道路、公園、公共下水道等の整備による都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を備えた市街地を形成していく。
自然的 土地利用の誘導	・ 本町の特徴である豊かな緑の保全を図り、環境保全、防災、レクリエーション等、都市の安全性や快適性を支える空間として、保全・活用に努める。

⑵ 造成地の災害予防対策

① 災害防止に関する指導

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において規定されている開発許可等の審査及び当該工事に関する指導を行う。また、巡回等により違反の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

② 災害防止に関する指導基準

- ○ 宅地造成により生じる人工崖面は、高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- ○ 宅地造成地の地盤が軟弱である場合には、地盤改良を行う。
- ○ 盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による閉め固めや、盛り土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地すべり抑止食い等の安全措置を講ずる。

⑶ 地盤沈下の防止

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による水害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下は、建築物、土木構造物の耐震性を劣化させる可能性のあることも指摘されている。このため、本町は、県が実施する地盤沈下関連調査結果等をもとに、地盤沈下の激しい地域とこれらの地域における建築物等の耐震性劣化状況の把握に努める。

なお、本町は、「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」に定める対象地域（38 市町）のうち中央部地域に含まれている。

⑷ 液状化予測地域の災害予防対策

「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）によると、本町の綾瀬川に沿った西側の地域において地震による液状化の可能性があり、特に小針内宿、羽貫、大針、小貝戸、南本、栄北、栄中央、栄南、綾瀬北、綾瀬南、綾瀬東、下郷などでは液状化の可能性が高いと予測されている。

そのため、地震による液状化現象が予測される地域に対しては、地盤を改良する工法、構造物で対処する工法などの各種対策工法の普及に努めるものとする。

また、浅部地盤データの収集とデータベース化の充実を図り、基礎構造等についてのマニュアル等の普及を図るとともに、町民等への適切な情報提供等を促進する。

１．３ 防災空間の確保【都市計画課、アグリ推進課】

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造・耐（防）火壁の存在、及び注水等の消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。これは、公園や緑地などが、子どもの遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における延焼防止あるいは避難所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

本町の防災空間の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 都市公園等の整備

本町の公園は、町制施行記念公園をはじめ 41 か所が整備されている。また、まとまりのある豊かな緑地も多く残っている。

今後も、震災時の避難場所あるいは仮設住宅用地となることを想定した既設公園の充実、再整備を推進し、火災時に延焼防止効果のある緑地の保全・新設を図るものとする。なお、公園の整備状況については、資料編を参照のこと。

(2) 農地の保全

本町の農業は、低地部の水田を中心とした稲作とともに、台地部における梨やぶどう等の果樹、野菜、花き等を中心とした都市近郊型農業が展開されてきた。しかし、都市化の進展にともなう農地の減少や、農業者の高齢化や後継者不足など、本町の農業をとりまく環境はますます厳しいものとなっている。

しかし、農地は災害時における被災者への野菜などの供給や火災の延焼防止として重要な機能を担っており、また、井戸等の農業施設の活用等も重要であることから、今後とも、農業生産環境の整備を進め、生産性の向上や営農条件の改善、経営の安定化とともに、安心・安全な農産物の生産・供給や地産地消の推進を図っていくものとする。

■経営耕地面積　　[単位：ha]

総面積	田	畑	樹園地
190	99	59	32

資料)「2020 年農林業センサス」

(3) 広幅員道路の整備

延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

(4) 地区計画等の活用

壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

第２　都市施設の安全対策

公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の町民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため、本町及び関係機関は、発災後直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずるものとする。

2.1　建築物の耐震不燃化
2.2　道路、交通施設の安全対策
2.3　河川施設の安全対策
2.4　倒壊物、落下物の安全対策
2.5　ライフライン施設の安全対策
2.6　危険物施設等の安全対策

２．１　建築物の耐震不燃化【都市計画課】

平成 18 年 1 月 26 日、耐震診断・改修の促進等を目指して「耐震改修促進法」が改正され、本町では平成 21 年 3 月に「伊奈町建築物耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化を促進してきた。平成 28 年 3 月に同計画を見直し、一層の耐震化を図るため、令和 2 年度までの耐震化率を引き上げた。

本町の建築物の耐震不燃化は、以下の方策をもって推進する。

(1) 防火地域、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域である（都市計画法）。

防火地域は、商業業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定めており、木造の建築物は厳しく制限されている。

準防火地域は、市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造とする必要がある地域などにおいて定めるものである。本町では、令和 4 年 3 月 31 日現在、防火地域の指定はないが、準防火地域 13.0ha が定められている。

⑵ 公共建築物の耐震化

本町では、出先機関、消防署を始めとする防災拠点施設及び避難所として利用される学校等について、耐震化が完了している。

ただし、町役場北庁舎については、旧耐震基準の建物となっており、現行の建築基準法の耐震基準を満たしておらず、過去に実施した耐震診断の結果において、耐震性能不足と判定されている。災害時において防災拠点として災害対策活動を迅速かつ的確に行うことができる安全な建物とするために、令和8年度中に新庁舎の供用開始予定である。

⑶ 社会資本整備の老朽化対策の推進

長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

⑷ 一般建築物の耐震化

① 耐震診断

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、本町はそのための助言、指導及び支援を行っており、今後も支援等の充実に努める。

② 建築物指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性確保のため、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行う。

③ 耐震化対策

本町は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、以下の耐震化対策を講ずる。

- ○ 劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模の社会福祉施設や、医療施設等について申請の確保に特に配慮する。
- ○ 建築物の耐震診断、改修等に関する町民のための相談窓口を設ける。
- ○ 建築関係団体と連携し、耐震診断および耐震改修設計を行う技術者を養成する。
- ○ 耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、情報の提供、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及・啓発に努める。
- ○ 耐震化に関する町・県の補助制度の活用を促進する。

④ 耐震化を促進する地区

令和 5 年 4 月に作成された揺れやすさマップにおいて、「地震における地域の危険度」の高い地区や伊奈工業団地内の民間施設について、耐震性の向上を図るよう努める。

- ○ 危険度 5（30%以上：地域内の建物の全壊する割合）
  丸山地区、下郷地区
- ○ 危険度 4（20%～30%未満）
  丸山地区、栄北地区、栄南地区、栄中央地区

(5) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

本町は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

《注意》
被災建築物応急危険度判定は、地震発生後の二次災害防止のために行うもので、罹災証明のために行う被災度区分判定（応急危険度判定が終了してから実施）とは異なることに注意する。

(6) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、本町は被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。このため、被災宅地危険度判定制度を有効に活用し被災宅地危険度判定士を確保するものとする。

《注意》
「被災建築物応急危険度判定」が地震に対してのみ行われるのに対し、「被災宅地危険度判定」は地震だけではなく降雨災害に対しても行われる。

２．２ 道路、交通施設の安全対策
【県、危機管理課、土木課、都市計画課、東日本旅客鉄道（株）、埼玉新都市交通（株）】

本町の道路網は主要地方道さいたま栗橋線をはじめ、主要地方道上尾久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線、一般県道上尾環状線、一般県道蓮田鴻巣線、一般県道上尾蓮田線によって構成されており、都市計画道路は、現在 15 路線が都市計画決定されている。

また、公共交通網は、上越新幹線に併走し、ニューシャトルが運行されているほか、JR 上尾駅、JR 蓮田駅等を結ぶ路線バス、町内循環バス「いなまる」が運行されている。

道路、鉄道等は、震災時においては救急救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担うことから、これらの施設が地震で大きな被害を被った場合、人命にかかわる大事故が多発することが予想されることのみならず、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能が麻痺することも考えられる。

本町では、広域幹線道路から身近な生活道路まで、町民の安全性と利便性に配慮しつつ道路の整備を推進してきた。今後とも、将来の広域交通体系や町内の交通状況の変化に対応しつつ、子どもから高齢者・障がい者までのだれもが安全・便利に利用することができる道路整備を計画的に推進していく。本町の道路、交通施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 道路網の段階的な整備

町内及び周辺都市との連絡を容易にし、交通を円滑に処理するとともに緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、広域幹線道路に接続する幹線道路及び地域幹線道路を中心に梯子状の道路網を段階的に整備する。

また、格子状の市街地道路網を形成することによって、道路の防災機能の代替性を確保するとともに、主要な市街地等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の形成を図るとともに、生活道路を含め、その整備方針を明らかにする。

① 幹線道路の整備

広域幹線道路として主要地方道さいたま栗橋線及び本町域外の通称第二産業道路を位置付け、南北の都市計画道路伊奈中央線と東西の都市計画道路上尾久喜線、さいたま菖蒲線、上尾伊奈線、上尾白岡線、上尾蓮田線、一般県道上尾環状線の７路線を幹線道路として整備し、地域間の交流を強化する都市軸及び周辺市への円滑な接続を促進する。

② 地域幹線道路の整備

都市計画道路伊奈東線（学園通り）、いな穂街道などを地域幹線道路として整備し、南北を走る都市計画道路伊奈中央線を補完し、市街地への円滑な接続を促進する。

③ 生活道路の整備

町民の身近な生活道路は、安全なまちを目指し、狭幅員道路を消防活動等が円滑に行えるよう計画的に拡幅整備し、幹線道路への接続や利便性の向上を図る。

⑵ 道路施設の安全化

県道及び町道の各道路管理者は、管理道路に対して危険個所がある場合には対策を実施し、老朽化した橋梁については架替え補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障ないようにする。

⑶ 鉄道施設の安全化

東日本旅客鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社は、路線構造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取り替え等の事業を行う。なお、本町は高齢者や障がい者の利便性向上を図るため、駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進める。

２．３ 河川施設の安全対策【県、土木課】

本町には利根川水系の１級河川である綾瀬川及び原市沼川（一部準用河川）が本町を取り囲むように流れており、近年の都市化の進展に伴い集中豪雨などによる浸水や冠水に対する被害防止を図るため､総合的な雨水排水対策の実施が求められている。

本町の河川施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

■河川の状況

名称	区間（m）	管理者
綾瀬川	9,125	埼玉県
原市沼川	5,190	伊奈町、上尾市、埼玉県

(1) 町管理河川の安全化

地震災害時における河川施設の安全化に努めるとともに、河川や降雨に関する的確な情報収集を実施し、出水に迅速に対応できる体制を整えるように努める。

(2) 各河川管理者との連携

総合治水事務所は、綾瀬川に関し、河道改修・浚渫等により、地震による水害発生の未然防止に努め、今後もより一層の耐震対策の実施を図る。

本町は、埼玉県の地震等による水害の防止対策等に積極的に協力し、本町域にかかわる河川施設の安全化を促進する。

なお、北本県土整備事務所では、原市沼川下流部の 2,467m について、原市沼調節池事業を実施している。

■原市沼調節池の概要

項目	内容
名　　称	原市沼調節池
位　　置	伊奈町小室　　上尾市原市、瓦葺
池 の 数	5 か所
総 面 積	約 35.5ha（東京ドーム約 8 個分）
調節容量	608,000m^3

２．４ 倒壊物、落下物の安全対策【土木課、都市計画課】

ブロック塀は安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、1978 年宮城県沖地震により、震度５弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが明らかになった。

その後の地震においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上 3 階建て以上の既存建築物（看板等の屋外広告塔、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等）を対象に実態調査等を実施し、安全対策の指導を行い、安全を確保していくものとする。特に、緊急輸送道路や避難路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底して確認作業を行うものとする。

本町の倒壊物、落下物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) ブロック塀対策

① 避難路、避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む。）の実態調査等を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

② ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び町広報紙等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

③ ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、実態調査等に基づき、危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。また、ブロック

塀の改修や生け垣化等の実施に対し助成措置行う等、その推進に努める。

④ 地域のまちづくりである地区計画を定める場合、かき又は柵の構造は生垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。

⑵ 落下物等対策

① 落下防止対策の実施

繁華街等の道路沿いにある３階建以上の建築物の所有者又は、管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導する。

② 落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。

③ 屋外広告物等の規制

屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導等を行っていく。

④ 改修等の指導

窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し回収を指導する。

⑤ 緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握

本町は、県と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。

⑶ 自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置及び転倒防止については、日本工業規格（「自動販売機据付基準」（JIS B 8562-1996））で定められているほか、業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」も作成されている。

県では、これら基準を参考に自動販売機の転倒防止に係る実態調査を行い、自動販売機のメーカー、飲料メーカー及びたばこ等の関係団体に対して、必要に応じて改善の要請を行っている。

本町としても、県の取り組みを参考にし、対応していくものとする。

⑷ エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

２．５ ライフライン施設の安全対策　【土木課、上下水道課、クリーンセンター、伊奈都市ガス(株)他ガス業者、東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部】

町民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、地震発生直後の応急対策活動を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要である。

このため、本町及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める必要がある。

震災直後における情報の伝達・確認、消防活動、救急・救護等の応急対策を進めるうえで、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことができない。

このため、上下水道、電気、ガス、通信施設については、従来から施設の整備を行ってきたが、今後も、よりいっそうの施設強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。

本町のライフライン施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 上水道施設の安全対策

本町の上水道は、自己水源と県水からの受水により給水を行っている。

今後とも、安定した水の供給を図るため、施設の整備と水源の確保を進めていくが、地域の地盤の状況等を考慮して耐震性の高いダクタイル鋳鉄管等の採用を図り継手部の伸縮性の向上、強化等、配水管の整備及び浄水施設の耐震強化対策を実施する。また、災害時の対応マニュアルを作成し、応急給水と復旧体制を確立するための訓練にも努める。

⑵ 下水道施設の安全対策

本町の下水道は、昭和 47 年に 11 市 6 町(令和 4 年 6 月 1 日現在、11 市 4 町)を対象とする中川流域下水道計画の策定に伴い、伊奈処理区域として位置づけられ、この計画に基づき平成 3 年度に栄地区の一部で供用を開始した。

本町は、震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。そのため、下水管渠、マンホール、ポンプ場等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が実施できるように調査体制の整備に努める。

また、地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、老朽化した施設及び重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行う。

具体的な震災対策は以下のとおり実施するものとする。

① 下水道施設は、伊奈町下水道事業業務継続計画（伊奈町下水道ＢＣＰ）（平成 26 年 3 月策定、令和 4 年 4 月改定）に基づき、災害時に優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧を図るものとする。

② 中継ポンプ場の電力供給停止時の電力確保のため、自家発電装置の定期的な保守点検を実施する。また、伊奈町下水道ストックマネジメント計画（令和 2 年 10 月策定）に基づき、ポンプ場施設の簡易調査を行い、老朽箇所について改築を行う。

③ 伊奈町公共下水道総合地震対策計画（令和 4 年 6 月策定）に基づき、影響の大きい管渠から順に耐震診断を行い、管渠の耐震化、マンホールの浮上防止等の対策を順次行う。

④ 伊奈町公共下水道総合地震対策計画（令和 4 年 6 月策定）に基づき、マンホールトイレシステムの整備を進める。

⑤ 災害時は公益財団法人日本下水道管路管理業協会と「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき、復旧支援協力を要請する。

■下水道の整備状況　［令和３年度末現在］

事業計画区域		布設完了区域		敷設完了面積率（%）
面積（ha）	人口（人）	供給開始面積（ha）	人口（人）	
541.2	35,085	531.37	33,735	98.2

資料）上下水道課（旧都市整備課）

(3) ガス施設の安全対策

本町におけるガスの利用は、主にＬＰガスであるが、都市ガスの供給も増加している。

都市ガス施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備については東京ガスネットワーク（株）の規定により進められるものであるが、本町は同社から町民への防災面での啓発等における協力を求められた場合、積極的に対応し都市ガス施設の安全化に寄与する。

ＬＰガスについては、販売店等がボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、ＬＰガス消費者に対して震災時にとるべき初期行動について啓発活動を推進するものであるが、本町は、ＬＰガス業者等から町民への防災面での啓発等における協力を求められた場合、積極的に対応しＬＰガス施設の安全化に寄与する。

(4) 電気施設の安全対策

東京電力パワーグリッド(株)は、地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を実施するとともに、更に従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

(5) 電気通信設備の安全対策

東日本電信電話(株)は、地震等の災害時において電気通信サービスを確保するため、平時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、地震等の災害が発生した場合には早期復旧を図るため、東日本電信電話（株）埼玉事業部に災害対策本部を設置し、組織・要員・資機材及び輸送力等の万全の体制を期する。

(6) 廃棄物処理施設の安全対策

本町は、施設の耐震化、不燃堅牢化を図り、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。また、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

(7) ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

２．６ 危険物施設等の安全対策【県、町、上尾市消防本部】

地震による火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導を徹底するほか、上尾市消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の耐震性能の向上を図る。

本町の危険物施設等の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防法に定める危険物の保安対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する指導を徹底する。

なお、本町の危険物施設設置状況は以下のとおりである。

■危険物施設設置の状況　　［令和４年３月 31 日現在］

危険物施設		伊奈町内
製造所		5
貯蔵所	屋内貯蔵所	24
	屋外タンク貯蔵所	5
	屋内タンク貯蔵所	0
	地下タンク貯蔵所	15
	移動タンク貯蔵所	2
	屋外貯蔵所	2
取扱所	給油取扱所	12
	販売取扱所	0
	一般取扱所	19

① 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、消防法の規定（消防法　第 12 条及び第 14 条の３の２）に基づき危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

② 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

③ 立入検査の実施

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、震災対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。

④ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を整備するよう指導する。

⑤ 危険物輸送車両の安全化

石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を大量に輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等安全機材及び危険物取扱免状等の携帯義務について、定期的に検査を実施している。

今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

⑵ 高圧ガス施設の保安対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

なお、本町の高圧ガス施設の設置状況は以下のとおりである。

■高圧ガス取扱・貯蔵施設等　　［令和４年３月31日現在］

種　別	施設数
製　造　所	37
貯　蔵　所	5
簡易ガス供給施設	9
高圧ガス販売所	23
300kg以上 取扱貯蔵施設	310
合　計	384

資料）県危機管理防災部化学保安課

① 県危機管理防災部化学保安課による対応

■対応すべき事項

- 高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
- 販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
- 関係防災機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。

② 上尾市消防本部による対応

■対応すべき事項

- 施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
- 立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。
- 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

③ 町による対応

ＬＰガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

⑶ 毒物劇物施設の保安対策

県及び事業者に対して予防対策を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

① 上尾市消防本部による対応

■対応すべき事項

- 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防、又は対策を研究する。
- 防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

② 鴻巣保健所による対応

■対応すべき事項

- 毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- 取扱責任者に対し、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置が講ずるよう指導する。
- 業務上取扱者等に対する立入検査を実施し毒物劇物貯蔵量に対応する設備の指導を行う。
- 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態を特に重点的に指導する。
- 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

第３　防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。

3.1　防災拠点のネットワーク化
3.2　防災拠点施設の整備

３．１ 防災拠点のネットワーク化【コミュニティ推進課、危機管理課】

防災拠点は、平常時には食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄場所であるが、災害が発生した場合には、直ちに町民の避難場所、負傷者の救護場所、活動要員の拠点場所、災害情報の収集・伝達の場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、町全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、地震災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

そのため、本町は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、以下に示す方策に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

(1) 防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、地区拠点避難所、避難所及び避難場所に区分し各防災拠点間の連携を図るようにする。

《参考》

◆「避難所」、「避難場所」について

- ○　避難所　：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設
- ○　避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
  本町では、洪水、地震、大規模な火災、内水氾濫ごとに指定されている。

⑵ 防災中枢拠点の設定

町役場を防災中枢拠点と位置付け、本町の統括的防災活動を担う。

このため、町役場の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全町的な防災の中枢となる拠点を形成するようにする。

⑶ 地区及び防災ブロックの設定

本町を北部、中部、南部の３つの地区（消防団の区分にも対応）に区分し、さらに、地区を 2～3 区分して 7 つの防災ブロックを作成し防災上の基本区域とする。

■地区及び防災ブロック区分と行政区分

地区	防災ブロック	行政区
北部	大針	大針、細田山、学園中央
	小針	羽貫、小針新宿、小針内宿、光ヶ丘
中部	本	志久、南本、北本
	中央	小貝戸、中央
	柴中荻	柴中荻、若榎、大山
南部	丸山	丸山、下郷
	栄	下郷、栄南、栄中央、栄北、綾瀬東、綾瀬南、綾瀬北

⑷ 避難所等の指定

本町は、町内にある学校の屋内運動場等13か所を避難所として指定しており、また、公園や避難所の校庭等を利用して21か所を避難場所として指定している。各地区に地区拠点避難所を置き、避難所の情報の集約及び防災中枢拠点への情報伝達を行う。

指定された避難所全部の収容能力は、8,780人で本町の総人口45,021人（外国人を含む、令和4年4月1日現在）の19.5%となっている。

■防災拠点のネットワーク

３．２ 防災拠点施設の整備【コミュニティ推進課、危機管理課】

地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

本町全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携し地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を以下に示す。

■本町の各種防災拠点

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点への指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	災害対策本部は、町役場に設置する。 ただし、町役場が被災した場合は、総合センターに設置する。
地区拠点避難所	・防災中枢拠点との連携 ・地区ごとの避難場所との連携 ・食料の備蓄	地区拠点避難所は以下のとおり。 ・北部地区：小針北小学校 ・中部地区：伊奈中学校 ・南部地区：南中学校
消防活動拠点	・火災の消火活動 ・傷病者の救急・救護活動	・上尾市東消防署伊奈分署 ・各消防団待機施設等
自衛隊拠点	・自衛隊の活動拠点	・町制施行記念公園 （宿営地、臨時ヘリポートとして）
避難拠点	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	・避難所　　：13か所 ・避難場所　　：21か所 ・福祉避難所　：　5か所
物資拠点	・非常用物資の備蓄 ・避難拠点への物資の供給拠点	・防災備蓄倉庫：　19か所 ・物資の中継基地：総合センター

各種防災拠点においては、施設・設備について、太陽光発電などの代替エネルギーの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

第４　安全避難の確保

地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難行動を行えるように、平常時から避難に必要な体制の整備を図る。

安全避難の確保は、以下の施策により推進する。

4.1　適切な避難行動に関する普及啓発
4.2　避難計画の策定
4.3　避難拠点の整備
4.4　避難路の整備

４．１ 適切な避難行動に関する普及啓発【危機管理課】

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

(1) 町民向けの普及啓発

町民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、本町は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

４．２ 避難計画の策定【危機管理課】

(1) 避難計画の策定

本町は、避難計画を作成するとともに、各区及び自主防災組織等を通じて避難支援組織の確立に努める。

(2) 避難行動要支援者避難支援プランの策定

詳細については「本章　第３節　第４　災害時の要配慮者の安全対策」を参照のこと。

(3) 避難所運営マニュアルの整備

避難所の運営は、開設当初は本町が派遣した職員を中心に運営するが、その後は、自主防災組織などの地区組織や避難者による自主運営組織を立ち上げ、本町、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていかなければならない。そのため、本町は、避難所に避難してきた地域住民が主体的に避難所を運営していくために

実務的な内容をまとめた「避難所運営マニュアル（令和 5 年 4 月)」を作成した。なお、マニュアルは、「第 2 次伊奈町男女共同参画プラン（令和 4 年 3 月)」や「伊奈町災害時要援者避難支援プラン（平成 27 年 4 月)」を参考にして、避難所運営への女性の参加及び女性、要配慮者への配慮について記載しているが、自主防災組織などの意見を広く反映し、随時見直しを行うものとする。

(4) 重要施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

① 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
② 高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食などの実施方法等
③ 不特定多数の人々が出入りする都市施設では、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
④ 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、本町、警察署、上尾市消防本部との連携等

(5) 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。なお伊奈町地域防災計画に基づき、上尾市消防本部、警察署、伊奈町及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(6) 私立学校等の避難計画

本町は、私立学校等が、(5)に準じて自主的な避難対策を立てるよう、私立学校等に対して適切に助言していくものとする。

４．３ 避難拠点の整備【コミュニティ推進課、危機管理課】

避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行えるようにするためには欠かすことのできないものである。

また、平常時には町民の防災及び地域コミュニティの活動場所として、地震災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

本町は、学校、公園等の公共施設を活用し、これまでに 13 か所の避難所、21 か所の避難場所を整備してきたが、今後も、避難所、避難場所についてより一層の整備に努める。特に、通常の避難所生活が困難な介護を必要とする高齢者や障がい者を受け入れる福祉避難所の整備に努める。また、大規模災害時に他都道府県から避難者の受け入れについて要請があった場合に対応できるよう、あらかじめ施設を選定して避難者の受け入れに備えるものとする。

なお、町内には防災空間としての機能を有する緑地や農地が広がっているため、地域全体が火災延焼の拡大などによって危険になった場合に地域の大人数の避難先となる広域避難場所については指定しないものとする。

(1) 避難所の整備

避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、町外からの来訪者等が帰宅できない者が利用する一時的な場として、主に学校の屋内運動場や公共施設を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

本町の避難所の指定状況を、地区別、防災ブロック別に以下に表示する。なお、以下で示す「避難所」は、改正災対法（平成 25 年法律第 54 号）に定める「指定避難所」のこととし、指定基準は、おおむね以下のとおりとする。

■避難所の指定基準

- 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- 被災者の生活の本拠地となり得る設備、施設を有すること。
  - ✓ 宿泊できる施設であること。
  - ✓ 食料、飲料水、生活必需品が確保できること。
  - ✓ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
  - ✓ 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
  - ✓ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
  - ✓ 環境衛生上、問題のないこと。
- 地震災害時の安全が確保できる施設であること。
  - ✓ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
  - ✓ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
  - ✓ 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。

■避難所の指定状況　　［令和４年８月１日現在］

地区	防災ブロック	名称	住所	電話（局番 048）	収容面積（屋内運動場）	収容可能人数 施設別	ブロック	地区
北部	大針小針	小針中学校	学園 2-207	722-9321	1,290	480	480	4,400
		小針小学校	寿 2-80-1	728-3002	1,594	590	3,920	
		小針北小学校	内宿台 5-214-1	727-0761	1,406	520		
		県立伊奈学園総合高等学校	学園 4-1-1	728-2510	6,349	2,380		
		県民活動総合センター	内宿台 6-26	728-7111	1,150	430		
中部	本中央柴中荻	小室小学校	小室 7981	721-1624	947	350	350	2,910
		伊奈中学校	小室 5166	721-2305	1,296	480	480	
		国際学院高等学校	小室 10474	721-5931	4,592	1,720	2,080	
		日本薬科大学	小室 10281	721-1155	977	360		
南部	丸山栄	南中学校	小室 3001	723-1117	1,399	520	520	1,470
		南小学校	栄 4-1	722-5231	732	270	950	
		栄北高等学校	小室 1123	723-7711	1,197	440		
		ふれあい活動センター(ゆめくる)	小室 2450-1	724-0717	644	240		
合　計					23,573	8,780	8,780	8,780

注1）「収容面積」の単位は「㎡」、「収容可能人数」の単位は「人」。
注2）避難所の収容者数は、屋内運動場面積の75%を有効収容面積、一人当たりの専有面積を2.0㎡として算定した。

■「関東平野北西縁断層帯地震」に対する避難所の収容能力　　［令和4年8月1日現在］

地区	防災ブロック	要避難者数（A）（人）		収容可能人数（B）（人）		収容能力 B－A（人）		収容能力 B／A（%）	
北部	大針	375	2,296	480	4,400	105	2,104	128	192
	小針	1,921		3,920		1,999		204	
中部	本	433	692	350	2,910	△83	2,218	81	421
	中央	162		480		318		296	
	柴中荻	97		2,080		1,983		2,144	
南部	丸山	426	3,512	520	1,470	94	△2,042	122	42
	栄	3,086		950		△2,136		31	
合　計		6,500	6,500	8,780	8,780	2,280	2,280	135	135

注）要避難者数は、県の被害想定結果を参考に震災対策の目標として設定した要避難者数 6,500 人を、平成 26 年 8 月 1 日現在の防災ブロックの人口比率を用いてあん分し、算出した。

■「茨城県南部地震」に対する避難所の収容能力【参考】　　［令和4年8月1日現在］

地区	防災ブロック	要避難者数（A）（人）		収容可能人数（B）（人）		収容能力 B－A（人）		収容能力 B／A（%）	
北部	大針	7	52	480	4,400	473	4,348	6,857	8,462
	小針	45		3,920		3,875		8,711	
中部	本	10	16	350	2,910	340	2,894	3,500	18,188
	中央	4		480		476		12,000	
	柴中荻	2		2,080		2,078		104,000	
南部	丸山	10	82	520	1,470	510	1,388	5,200	1,793
	栄	72		950		878		1,319	
合　計		150	150	8,780	8,780	8,630	8,630	5,853	5,853

注）要避難者数は、県の被害想定結果を参考に震災対策の目標として設定した要避難者数 150 人を、平成 26 年 8 月 1 日現在の防災ブロックの人口比率を用いてあん分し、算出した。

(2) 避難所における生活環境の確保

避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

① 避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

② 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

③ 避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

(3) 避難場所の整備

避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所で、

都市公園、学校の屋外運動場等を活用する。なお、以下で示す「避難場所」は、改正災対法（平成 25 年法律第 54 号）に定める「指定緊急避難場所」のこととし、指定基準は、おおむね以下のとおりとする。

なお、本町の避難場所の整備状況を以下に表示する。

■避難場所の指定基準

地震を対象とする避難場所については、次の①～⑤の全ての条件を満たすこと
① 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
② 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
③ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
④ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
⑤ 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

■避難場所の指定状況　　［令和４年８月１日現在］

地区	防災ﾌﾞﾛｯｸ	名称	住所	空き地面積	収容可能人数
北部	大針 小針	小針中学校校庭	学園 2-207	18,407	6,900
		向原児童公園	寿 4-33	2,600	1,000
		小針小学校校庭	寿 2-80-1	9,114	3,400
		小針北小学校校庭	内宿台 5-214-1	7,560	2,800
		伊奈学園総合高等学校校庭	学園 4-1-1	75,100	28,100
		町制施行記念公園	小針内宿 732-1	42,200	15,800
		北部区画整理組合事業完成記念児童公園	寿 2-358	650	250
		宮前児童公園	寿 1-430	1,700	600
		下宿児童公園	寿 1-170	1,250	450
		原児童公園	寿 3-229	2,200	800
		きんもくせい公園	西小針 4-207-1	4,000	1,500
		県民活動総合ｾﾝﾀｰｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	内宿台 6-26	8,239	3,000
中部	本 中央 柴中荻	小室小学校校庭	小室 7981	8,494	3,200
		伊奈中学校校庭	小室 5166	11,685	4,350
		中央児童公園	本町 1-136	1,450	550
		国際学院高等学校校庭	小室 10474	22,407	8,400
南部	丸山 栄	南中学校校庭	小室 3001	16,587	6,200
		南小学校校庭	栄 4-1	8,107	3,000
		中島児童公園	栄 2-88	1,450	550
		志の崎児童公園	栄 1-112	1,300	500
		南部大公園	栄 4-181	10,700	4,000
合計				255,200	95,350

注1）「収容面積」の単位は「㎡」、「収容可能人数」の単位は「人」。
注2）避難場所の収容可能人数は、空き地面積の75％を有効収容面積、一人当たりの専有面積を2.0㎡として算定した。

■地区別の避難者数と収容能力（避難場所）　　［令和４年８月１日現在］

地区	人口（人）	収容可能人数		要避難者数			
				関東平野北西縁断層帯地震		茨城県南部地震	
		人数（人）	人口に対する割合（%）	人数（人）	収容率（%）	人数（人）	収容率（%）
北　部	20,783	64,600	310	2,296	2,813	52	124,231
中　部	13,026	16,500	127	692	2,384	16	103,125
南　部	10,279	14,250	139	82	17,378	3,512	406
合　計	44,088	95,350	216	150	63,567	6,500	1,467

注 1）要避難者数は、県の被害想定結果を参考に震災対策の目標として設定した要避難者数を用いた。
注 2）人口は、住民基本台帳（外国人を含む、平成 26 年８月１日現在）による。

(4) 町民による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、町民が自主防災活動を通じて把握する。

■把握する空地の目安

- 高齢者・子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 町民によく知られた地域に密着した場所であること。

(5) 隣接市町の避難所の利用

本町は、災害時における避難所の相互利用に関する協定を、蓮田市と締結している。そこで、町域の周辺地域に住む住民が隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、これを住民に周知する。

(6) 福祉避難所（二次避難所）の指定

要配慮者（詳細は「本章　第３節　第４　災害時の要配慮者の安全対策」を参照）に必要な支援を行うために、二次避難所として福祉避難所についても指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

本町の福祉避難所の指定状況は、次のとおりである。

■福祉避難所の指定状況　　［令和４年 11 月１日現在］

名　称	住　所	電　話
特別養護老人ホーム伊奈の里	中央 1-93	048-723-1122
特別養護老人ホームみちみち伊奈中央	小室 9544-3	048-723-5300
特別養護老人ホームみちみち伊奈北	小針新宿 368-1	048-729-2311
特別養護老人ホームこころの杜	小室 5047-5	048-872-6016
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団あげお	上尾市平塚 820	048-771-0537

注）協定内容の詳細については、資料編を参照のこと

(7) 避難所運営計画の策定

本町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- 避難所の管理・運営体制
- 福祉避難所の設置
- 災害対策本部との情報連絡体制
- 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担
- 被災者の自立支援

なお、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(8) 住民への周知

本町は、避難場所、避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域等）の所在
・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

４．４ 避難路の整備【危機管理課、土木課、都市計画課】

安全な避難活動を実施するためには、避難所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備及び誘導体制の確立等、避難誘導体制の整備を図る必要がある。

(1) 避難路の指定

避難路は、被災地から避難所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

■避難路の指定要件

・避難路は、おおむね6m以上の幅員を有するものとする。
・避難路は、相互に交差しないものとする。
・避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
・避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
・避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 避難所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難所標識の整備を以下の事項に従って実施する。

■案内標識・誘導標識の整備

案内標識の整備に際しては、必要に応じて外国語併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。
また、誘導標識は適切な避難誘導が実施できるよう配置して見直しを検討する。

■一覧標識の整備

一覧標識を用いて、町民や来訪者等に対し町内の避難所を周知するため、駅前等を中心に、本町の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。

(3) 誘導体制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な救援活動であり、避難の勧告・指示を実施した場合には、町民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位、誘導体制を検討しておく必要がある。避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

■避難順位

① 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者とその介護者
② 一般町民
③ 防災従事者

■誘導体制

本町は、避難者の安全を確保するため、交通規制の必要がある場合には、必要に応じて警察に要請する。

■避難方式

避難誘導に際しては、地域の環境条件及び被害特性を考慮し、段階避難（避難場所→避難所）あるいは、直接避難が適切かを、あらかじめ検討する。

■避難行動の流れ

[災害現象]
大地震発生
[住民の行動]
身の安全の確保
[住民の行動]
屋外へ一時退避
[災害現象]
建物の倒壊
有
無
[災害現象]
火災の発生
延焼拡大
無
[住民の行動]
[住民の行動]
最寄りの「避難場所」へ避難
[行政の対応]
○避難誘導
[災害現象]
火災の鎮火
[行政の対応]
○避難誘導
自宅を焼失
自宅の安全を確認
[住民の行動]
[住民の行動]
[住民の行動]
[住民の行動]
「避難所」へ避難
自宅へ帰宅

第５　空き家対策

災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるように努める。

空き家対策は、以下の施策により推進する。

5.1　空き家の実態把握及び措置

５．１ 空き家の実態把握及び措置

適切な空き家対策を講ずるためには、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対し指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

第６　孤立化地域対策

大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

孤立化地域対策は、以下の施策により推進する。

6.1　孤立化地域対策

６．１ 孤立化地域対策

孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄を行う。

第２節　震災に強い防災体制の整備

阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受け入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本町においても、近年の都市化の進展と人口の増加に伴い、大規模な地震が発生した場合は、その被害規模は阪神・淡路大震災及び東日本大震災と類似した都市型の地震被害となると考えられる。

これらのことから、今後本町で起こりうる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築する。

震災に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。

震災に強い防災体制の整備

- 第１　災害活動体制の整備
- 第２　災害情報収集・伝達体制の整備
- 第３　非常用物資の備蓄
- 第４　消防体制の整備
- 第５　災害時医療体制の整備
- 第６　緊急輸送体制の整備
- 第７　応急仮設住宅対策
- 第８　廃棄物処理体制の整備
- 第９　帰宅困難者への支援対策
- 第10　町の業務継続体制の整備
- 第11　動物愛護

第１　災害活動体制の整備

本町において、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制を始めとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。

1.1　初動体制の整備
1.2　動員体制の整備
1.3　広域応援協力体制の充実

１．１　初動体制の整備【危機管理課、各課共通】

本町では、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

本町の職員の初動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1)　初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災、東日本大震災などでは、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集の遅れなど、初動対応に支障が生じた。

そのため、本町は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、震度５弱以上の地震に対しては自動的に防災体制を立ち上げるものとする。

(2)　緊急連絡機器の整備

本町は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。また、待機判断に必要な情報共有も含めビジネスチャットツール等の利用を推進する。

(3)　本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する本町の中核組織であるため、町役場のなかでも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部室に予定する場所の耐震診断及び補強を行うとともに通信機材をはじめ情報収集の機具及び設置に必要な機材、文房具等災害対策本部に必要なものを耐震性の確保された場所に保管しておくことが必要である。

また、関係防災機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管してある場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

１．２ 動員体制の整備【危機管理課、各課共通】

突然の地震に対しても応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、震度階級に応じた職員の動員計画を定めた伊奈町職員初動マニュアルをもとに、職員に対する防災教育を実施するものとする。

本町の動員計画等の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施できるための必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を事前に作成しておくものとする。危機管理課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。

(2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、地震発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、伊奈町職員初動マニュアルの周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

■活動マニュアルの記載事項

- 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- 災害時における体制（動員・連絡体制等）
- 防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
- 個人別覚書（携帯品等）

(3) 職員の防災教育

各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部各班の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。

■防災担当職員の教育

危機管理課の職員は、防災要員として本町の防災活動の中枢を担わなければならない。そのため、日ごろから地域防災計画に習熟することはもとより、防災関係の研修会等を実施することにより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

■職員の防災教育

項目	内容
方法及び機会	・新任研修 ・職場研修 ・見学、現地訓練等の実施 応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等、各種訓練の継続的な実施。 ・防災活動手引き等印刷物の配布 全職員に対する伊奈町職員初動マニュアルの周知徹底。
習熟内容	・本町の地域の災害特性 ・地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ・初動時の活動要領 ・自然災害の発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性 ・過去の主な被害事例 ・防災知識と技術 ・防災関係法令の運用 ・その他の必要な事項

１．３ 広域応援協力体制の充実【危機管理課】

本町及びその周辺に大規模地震が発生した場合、本町の通常の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。

このため、地震災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

本町の広域応援体制の充実は、以下の方策をもって推進する。

(1) 市町村間の相互応援体制の整備

町内において災害が発生した際に、適切な応急措置を行うため、災対法第 67 条の規定等に基づく他市町村への応援要請を想定して、他市町村との応援協定の締結を図る。

なお、地震による大規模災害の場合、被災地は本町に限らず、周辺都市にも大きな被害をもたらしていることが考えられるため、応援協定は、周辺市町村に限らず友好都市、関東地方内及び周辺市町村と締結するようにする。

本町が締結している相互応援協定については以下のとおりである。

■災害時における相互応援協定　　［令和 4 年 10 月 1 日現在］

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時の相互応援に関する協定書	つくばみらい市（茨城県）	H25.3.19	災害時の物資、資機材の提供、人員の派遣
	鮭川村（山形県）	H25.6.21	
災害時の避難場所相互利用に関する協定書	蓮田市	H14.1.24	避難場所の相互利用
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内全市町村	H19.5.1	災害時の物資、資機材の提供、人員の派遣等
災害時における相互応援に関する協定	関東町村会	H29.10.16	災害時の物資、資機材の提供、人員の派遣
伊奈町・みなかみ町友好都市提携協定書	みなかみ町（群馬県）	H29.9.29	災害時の相互応援

注）協定内容の詳細については、資料編を参照のこと。

(2) 防災関係機関との協力体制の整備

地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため以下に示すような整備を図るものとする。

■職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

■職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

■防災関係機関との協力体制　　［令和４年10月１日現在］

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	H23.1.27	災害時における各種情報の交換、情報連絡員の派遣及び防災に関する地図等の資料整備の協力

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、公共的団体等に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

これらの団体及び協力業務は、次のとおりである。

■公共的団体等との協力体制　　［令和４年10月１日現在］

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害発生時における伊奈町と上尾郵便局及び伊奈町内郵便局の協力に関する協定	上尾郵便局	R3.1.7	避難場所･物資集積場所の提供､収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の提供､臨時郵便差出箱の設置､郵便・為替貯金・簡保保険の災害特別事務取扱等（災害部分抜粋）
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	県立伊奈学園総合高等学校	H23.1.26	災害時に避難施設として使用する施設の管理運営に関する鍵の貸与及び防災関連情報の共有化等
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	さいたま農業協同組合	H24.10.18	災害時における被災者を救援するための応急生活物資の調達及び安定供給
災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H29.9.20	災害時における協定下下水道施設の応急復旧のために必要な業務の支援

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定書	建設埼玉　上尾伊奈地区本部	R2.3.16	倒壊建築物の救出救援活動、収容施設及び町施設の応急修理及び災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること
災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定書	埼玉土建一般労働組合上尾伊奈支部	R3.2.24	倒壊建築物の救出救援活動、収容施設及び町施設の応急修理及び災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	H29.3.28	罹災証明書申請書類、自動車登録申請書類、相続関係書類、許認可申請書類、権利義務・事実証明関係書類及びその他行政書士法に定める業務に関する相談
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	H28.7.20	相続、不動産登記及び商業・法人登記、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度、成年後見制度及びその他司法書士法に定める業務に関する相談
災害時の医療救護活動に関する協定書	（一社）桶川北本伊奈地区医師会	H29.2.28	傷病者の症状判別、医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定、傷病者に対する応急処置及び必要な医療の提供、死亡の確認及び死体の検案及びその他巡回診療等、医療救護活動に必要な措置
災害時の医療救護活動等に関する協定書	上尾伊奈地域薬剤師会	H29.2.28	救護所や避難所等における医師、歯科医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導、医薬品等の集積場所における医薬品の仕分け及び管理及びその他医療救護活動等に必要な措置
災害時の医療救護活動に関する協定書	（公社）埼玉県柔道整復師会中央支部	R2.3.17	救護所等における骨折・脱臼・打撲・捻挫・筋挫傷の負傷者に対する応急手当、負傷者に対する応急手当に必要な衛生資材等の提供及びその他医療救護活動に必要な措置
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	（一社）埼玉県北足立歯科医師会	H29.2.28	傷病者の症状判別、歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定、傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療の提供、死体の検視及び身元確認の協力及びその他巡回診療等、歯科医療救護活動に必要な措置

注）協定内容の詳細については、資料編を参照のこと。

■協力体制の確立に努める公共的団体等

名称	所在地	電話
桶川・北本・伊奈地区医師会	北本市二ツ家 3-183	048-591-3140
伊奈町赤十字奉仕団	伊奈町中央 4-355	048-721-2111
伊奈町くらしの会	伊奈町中央 4-355	048-721-2111
伊奈町食生活改善推進員協議会	伊奈町中央 5-179	048-720-5000
伊奈町企業防災連絡協議会	伊奈町小室 4885	048-721-2111
伊奈町商工会	伊奈町中央 4-401	048-722-3751
伊奈町社会福祉協議会	伊奈町中央 1-93	048-722-9990
さいたま農業協同組合	さいたま市見沼区東大宮 4-21-1	048-666-1251

■公共的団体等との協力業務

・異常現象、危険な場所等を発見したときの関係機関への連絡
・地震災害時における広報等
・出火の防止及び初期消火
・避難誘導及び避難所内での救援
・被災者の救助業務
・炊き出し及び救援物資の調達配分
・被害状況の調査
・ボランティアの受付

(4) 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に本町が行う応急対策業務に対し、町内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平常時に確立しておく。

本町と事業者との協力に関する協定の締結状況は以下のとおりである。

■事業者との協力体制　　［令和４年 10 月１日現在］

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時の必要物資の調達に関する協定	(一社)埼玉県ＬＰガス協会さいたま支部	H17.11.30	ＬＰガス等の供給
災害時等における応急対策に関する協定	伊奈町建設業災害応急対策協力会	H18.7.26	緊急通行確保のための道路復旧、倒壊家屋の片付け等（水害時における河川の越水における水防作業、家屋への浸水対策等含）
災害時における物資供給に関する協定書	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	H19.5.7	災害時の物資（資機材）供給
災害時における物資供給等の協力に関する協定書	（株）ピーアンドディコンサルティング、（株）ウニクス、三井住友信託銀行（株）	H30.7.24	災害時の物資供給
災害時における物資の供給に関する協定書	（株）エムワイ　レントオール上尾	H27.12.17	災害時の物資供給
災害時等における物資の供給に関する協定書	三協フロンテア（株）	R3.7.15	災害時の物資（仮設事務所、仮設トイレ等）供給
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事協業組合	H21.3.26	防災活動拠点や避難所などの電気設備等の復旧等
災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン（株）	H22.5.28	メッセージボード型自動販売機の機内在庫品の無料提供、飲料水の優先的な安定提供

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
大規模災害時における電力復旧等に関する協定書	東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社	H22.12.17	大規模停電事故等による広範囲にわたる長時間停電等に対し、いち早く電力復旧活動に取り組む
大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定書	埼玉中央生コン協同組合・東和アークス（株）	H30.3.27	消火用水の搬送協力
災害時における物資の輸送に関する協定書	（一社）埼玉県トラック協会大宮支部	H24.9.24	災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー（株）	R2.8.17	災害時に町民に対する必要な情報の迅速な提供及び本町の運営するホームページの継続支援等
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	（有）大西石油	H30.3.13	災害時における燃料の供給体制の確保の協力
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	（有）野川石油	H30.3.13	災害時における燃料の供給体制の確保の協力
大規模災害発生時における非常用電源による電力の供給等に関する協定書	（株）恒電社	R2.12.23	災害時における停電被災者の施設への受入れ

注）協定内容の詳細については、資料編を参照のこと。

(5) 応援部隊の受入体制の整備

本町は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所等を明確化し、あわせて関係職員への周知を図る。

(6) 広域避難者の受入体制の整備

本町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

(7) 広域受援計画の策定

広域で被害が発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、本町に周辺市町村を超える大規模災害が発生した場合に、広域的な応援を円滑に受け、かつ、災害応急対策を効果的に実施するため、町外及び県外からの応援や避難者を受け入れる場合の基本的ルールを定めた広域受援計画の策定に努めるものとする。

第２　災害情報収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、本町及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

特に通常の勤務時間以外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。また、休日や夜間に地震が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

災害情報収集・伝達体制の整備は、以下の施策により推進する。

2.1　災害情報連絡体制の整備
2.2　被害情報の早期収集体制の整備
2.3　通信施設の整備

２．１ 災害情報連絡体制の整備【危機管理課、DX 推進・新庁舎整備室】

本町は、災害時における本町及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うため、本町の災害情報連絡体制を以下の方策をもって整備、推進する。

(1) 災害情報ネットワークの構築

本町は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

■防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本町が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

■防災機関との連携強化

本町及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクス番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

■本町の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	町WAN、LGWAN回線、インターネット回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町・防災関係機関
	町防災行政無線(固定系)	災害対策本部 → 町内各所
	災害時優先電話	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等すべて

(2) 通信連絡体制の確立

本町及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。

そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、LGWAN、インターネット、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

なお、本町では大規模地震発災直後でも通信連絡体制が維持できるように、町長以下、防災関係の幹部職員が災害時優先携帯電話を携帯している。

(4) 報道機関との連携

地震災害時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、町民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。

そのため、本町は、地震災害時における放送について各報道機関と協定を締結するなど、報道機関との連携に努める。

■災害時の放送に関する協力体制　　［令和４年４月１日現在］

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時における放送等に関する協定書	(株)ジェイコムさいたま	H25.2.14	災害情報の放送

(5) 情報処理分析体制

日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。災害情報データベースシステムは、地理情報システム（ＧＩＳ）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

また、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救急・救助、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムを整備する。

２．２ 被害情報の早期収集体制の整備【危機管理課、DX 推進・新庁舎整備室】

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

本町の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車、ドローン、監視カメラ等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

⑵ 自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。このため、各地区で構成される自主防災組織について、本町を含めて横断的な情報交換を行うとともに、上尾市消防本部・消防団との有事の際の連携を目指した訓練・講習会の実施などによって、機能的な防災体制の構築に努める。

⑶ アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制を整備する。

⑷ 人材の育成

本町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

２．３ 通信施設の整備【危機管理課、DX 推進・新庁舎整備室】

本町及び防災機関は、防災活動拠点、出先機関、避難場所、地元住民及び事業所等に対し、被害情報等の収集、災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

本町の通信施設の整備は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 防災行政無線の拡充

防災行政無線は、平常時における行政放送、災害時における非常通信手段として、町民生活に密着した無線設備である。

本町における防災行政無線の整備状況は以下に示すとおりである。

今後も難聴地域の解消のため、増設や改修を図るものとする。

■県防災行政無線

設置場所	連絡窓口	局の区分	番号
伊奈町役場	危機管理課	固定局	4741
埼玉県庁	消防課	固定局	6-8181

■町防災行政無線

設置場所		局の区分	設置数
固定系	役場	親局	1
	町内	屋外子局	46

(2) 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の適切な運用

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、緊急地震速報のほか弾道ミサイル情報、津波情報など対処に時間的に余裕のない事態に関する情報を、人工衛星及び地上回線を用いて国（気象庁から消防庁経由）が情報を送信し、本町の防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。現在整備済みの本システムを今後も国の運用に合わせ、対応を図ることとする。

■Ｊアラートの概念

参考）総務省消防庁ホームページ

(3) 災害情報共有システム（Ｌアラート）の整備

総務省は、全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるＬアラートを整備、推進している。これにより、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

本町においても、今後、Ｌアラートの整備、推進に努める。

■L アラートの概念

(4)　通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

■通信施設の安全対策

項目	内容
非常用電源の確保	停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
通信システムのバックアップ化	通信システムを多ルート化し、バックアップシステムを整備する。
地震動への備え	災害システム機器を設置する場所には各種機器に転倒防止措置を施すとともに、重要機器類については、免震装置を設置する。

(5)　情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

本町及び防災関係機関は、災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

第３　非常用物資の備蓄

本町は、地震災害時の町民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

地震発生の季節及び時間帯等は、事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。

さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。

3.1　食料供給体制の整備
3.2　給水体制の整備
3.3　生活必需品供給体制の整備
3.4　防災用資機材等の備蓄
3.5　物資調達・輸送に関する体制の整備
3.6　迅速な物資供給
3.7　物資調達・輸送に関する訓練の実施

３．１　食料供給体制の整備【コミュニティ推進課、危機管理課、アグリ推進課、元気まちづくり課、学校給食センター】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から 1.5 日分の備蓄を行うとともに、2 日目以降の調達のため、業者と物資調達・輸送調整等の締結等を行っておく。備蓄必要量の把握とこれに対する備蓄量及び調達協定業者の緊急調達可能量の一覧表を作成するとともに、適切な本町の備蓄を確保する。

本町の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 給食用施設・資機材の整備

避難所となる小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。

今後の建設予定の本町関係施設及び防災倉庫未設置の避難所については、防災倉庫を設置して必要な給食用資機材を配備する。

本町の防災倉庫の設置状況は、資料編を参照のこと。

⑵ 食料の備蓄

① 備蓄量の推定

事前に 1.5 日分の物資を備蓄しておき、2 日目以降については、協定締結先から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。

なお、量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。

必要な備蓄量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

■必要な備蓄量の推定

○「関東平野北西縁断層帯地震」への備え

避難者数は約2,600人と予想されている。

本町が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

約2,600人 × 1日3食 × 1.5日分 ＝ 約11,700食

○「茨城県南部地震」への備え【参考値】

震災対応の方針で設定した避難者数は150人である。

本町が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

150人 × 1日3食 × 1.5日分 ＝ 675食

② 町の備蓄計画

本町の食料の備蓄は、各備蓄場所において、令和 4 年 10 月 1 日現在、計 11,100 食となっている。食料の備蓄状況については資料編を参照のこと。

「関東平野北西縁断層帯地震」に対しては備蓄が不十分であるため、備蓄強化に努める。

なお、本町の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を 3 日分以上とする。

また、乳児への粉ミルクについては、1 日分は本町が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応する計画である。

また、アレルギー対応食についても備蓄を進めていくこととする。

③ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を 1.5 日分以上、災害救助従事者用を 3 日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として 1 日分以上備蓄する計画である。

④ 個人備蓄

各家庭において最低 3 日間（推奨 1 週間）分を目標とする。

⑶ 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本町が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後町内の生産者、農業協同組合、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、地震災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

地震災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに町域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

⑷ 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的に実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

⑸ 炊き出し実施体制の整備

地震災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる学校給食センターを活用し、給食担当職員を中心に、社会教育関係団体及びボランティア等による要員の確保を図る。

なお、炊き出し施設はＬＰガスを使用しているが、ＬＰガス施設が被災した場合、早急に応急復旧するため、本町はガス事業者とＬＰガスの優先的供給及び接続応援を受けられるようにしておく。

なお、学校給食センターは、災害時に「給食班」として避難住民や災害救助従事者に対して炊き出しを行う。

■学校給食センターの炊き出し能力

対象区域	炊き出し能力 （食／日）	責任者	電話
町内全域	6,000	所長	048-721-0227

注1）給食センターが被災し、停電又は断水となった場合は炊き出しを行えない可能性がある。
注2）1工程当たりに要する時間は、少なくとも3時間程度は必要である。

３．２ 給水体制の整備【コミュニティ推進課、危機管理課、上下水道課】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことであるが、震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。

そのため、本町は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備、推進する。

本町の給水体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 行政備蓄

① 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者及び緊急を要する医療機関等とする。

② 目標給水量

飲料水の給水量を以下に示す。

地震発生から3日間は1人1日3リットルを目途とする。

その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

■一日当たりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3ℓ/人･日	生命維持に最小必要な水量	給水車、耐震性貯水槽からの仮設給水
4日から10日	20ℓ/人･日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	給水車からの仮設給水
11日から15日	100ℓ/人･日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	給水車からの仮設給水
16日から21日	250ℓ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

③ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、災害用貯水タンクの維持や整備を推進する。

本町の飲料水の備蓄は、各備蓄場所において、令和 4 年 10 月 1 日現在、合計 12,035ℓとなっている。飲料水の備蓄状況については資料編を参照のこと。

また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の推進に努める。

■給水拠点

施設名	所在地	最大貯水容量
浄水場	中央5-5	2,880 ㎥（1,440 ㎥ × 2基）
配水場	小室5048	10,000 ㎥（5,000 ㎥ × 2基）
耐震性貯水槽	栄4-181	100 ㎥
	内宿台5-312-1	100 ㎥

④ 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンス並びに調達体制を整備する。

⑤ 災害時の飲料水確保に関する協定

本町は、地震等の自然災害により給水施設が被災した場合、町民への飲料水を確保するため関係機関や自治体と緊急給水等に関する協定を結んでいる。

■飲料水確保に係る協定の締結　　［令和４年４月１日現在］

名称	協定締結先	締結年月日
日本水道協会 埼玉県支部東部地区 災害相互援助に関する覚書	蓮田市、幸手市、杉戸町、宮代町、久喜市、白岡市、越谷・松伏水道企業団、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、春日部市	昭和 58 年 5 月 1 日
緊急給水等に関する協定書	上尾市	平成 3 年 4 月 1 日
災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書	伊奈町管工事業協同組合	平成 16 年 8 月 2 日
災害時等における救護物資提供に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン（株）	平成 22 年 5 月 28 日

⑵ 個人備蓄

各家庭において、日ごろから地震災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

⑶ 井戸の活用

町民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、区や自主防災組織単位で利用できるように災害用井戸としての指定を行い、地震災害時の町民の生活用水の確保を図る。

また、町内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

３．３ 生活必需品供給体制の整備【危機管理課】

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時から、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

本町の生活必需品供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 生活必需品等の確保

本町の主な生活必需品の備蓄は、令和4年10月1日現在、毛布2,288枚、簡易トイレ2,839個、電動式トイレ7台となっている。

生活必需品の公的備蓄は、避難者用を1.5日分（合計3日分）以上、町内駅周辺の帰宅困難者用を本町は１日分以上備蓄するとともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

必要な量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

■生活必需品の必要備蓄量の推定

○「関東平野北西縁断層帯地震」への備え

避難者数は約2,600人と予想されている。

・毛布（公的備蓄）

避難者数 2,600人分の毛布の備蓄を目標とする。

・生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について2,600人分の応急分を備蓄する。それ以上については、協定等による調達を予定する。

○「茨城県南部地震」への備え【参考地】

震災対応の方針で設定した避難者数は150人である。

・毛布（公的備蓄）

避難者数150人分の毛布の備蓄を目標とする。

・生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について150人分の応急分を備蓄する。

⑵ 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

■民間との災害時における協力

- あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結。
- 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。
- 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。

⑶ 供給品目の検討

備蓄品目は、町民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

また、防災拠点や避難所などの災害時に重要な施設においては、速やかに石油燃料の供給ができるよう、予め石油元売業者との協定の締結を検討する。

■備蓄品目の例

・毛布、タオル　・下着、靴下　・簡易食器　・懐中電灯　・ラップフィルム
・おむつ（子供用、大人用）　・生理用品　・石鹸　・ウエットティッシュ
・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
・マスク、防塵マスク、消毒液

３．４ 防災用資機材等の備蓄【危機管理課】

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

本町の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図るものとする。

本町の防災用資機材等の備蓄状況は、資料編を参照のこと。

なお、備蓄の数量については、各避難所の収容人員などの計画値を目標に計画する。

⑵ 自主防災組織の備蓄

地域住民により構成される自主防災組織等は、自らの活動に必要な資機材の整備、備蓄を図る。なお、本町では、その整備段階において資機材購入等に関する補助費用の助成を実施している。

⑶ 調達体制の整備

本町は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

３．５ 物資調達・輸送に関する体制の整備【危機管理課】

本町は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

３．６ 迅速な物資供給【危機管理課】

本町が甚大な被害を受けた場合、県は要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行うことになっている。

そのため、本町は物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

３．７ 物資調達・輸送に関する訓練の実施【危機管理課】

平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第４　消防体制の整備

地震に伴い発生する火災は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。

地震火災による被害をできるだけ少なくするためには、日ごろからの出火防止を基本とした予防対策の推進が極めて重要である。

4.1　出火防止対策の推進
4.2　初期消火体制の強化
4.3　火災の拡大防止対策

４．１ 出火防止対策の推進【上尾市消防本部】

地震発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、町民の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、地震発生直後における出火をできる限り防止する。地震火災の予防は、対震自動ガス遮断装置等のハード的な予防対策のみならず、学校や研究機関における化学薬品の適正管理等のソフト的な予防対策も併せ、総合的な出火防止対策を推進する必要がある。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災などでは、地震後数日間にわたり新たな出火が続き、また、ライフライン復旧後に電熱器具及び電源コード類の発火を原因とする火災が発生した。こうした今までの地震火災ではなかった要因による火災に対する配慮も必要である。

本町の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 一般火気器具からの出火防止

「地震がおきたらすぐ火を消す！」の意識はかなり普及し、実際にも行われているようであるが、今後は、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、地震発生後、避難するときはブレーカーを落とす等の方法を含め、その普及啓発を積極的に推進する。また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きが普及してきているが、今後ともこれらの器具の普及に努める。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

町内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物の安全確保を指導する。

⑶ 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震による棚等からの落下や、容器の破損による出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講ずるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理を指導する。

⑷ 予防査察の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に掲げる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち会って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。

また、一般家庭等の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

⑸ 町民への予防広報

町民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、町広報紙への掲載、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、町内の児童を対象とした図画コンクールの実施、一日消防士体験の開催等を実施する。

４．２ 初期消火体制の強化【コミュニティ推進課、危機管理課、上尾市消防本部】

地震直後の火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに防災教育、防災訓練を通し町民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

本町の初期消火体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

⑵ 町民の防災行動力の向上

大規模災害発生時には消防機関の消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神に立って地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうため、区及び自主防災組織の防災行動力を充実させる必要がある。

このため、災害時に有効に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、住民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、本町及び伊奈消防団は、上尾市消防本部と連携して、一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。

⑶ 事業所の自主防災体制の強化

上尾市消防本部は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、すべての事業所に防災計画を整備させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においても、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

⑷ 町民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、町民の防災行動力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

４．３ 火災の拡大防止対策【危機管理課、上尾市消防本部】

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、町民及び事業所等の協力による出火防止や初期消火にもかかわらず、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに消防体制の整備を推進する必要がある。

本町の火災の拡大防止対策は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 消防活動体制の整備強化

大規模かつ多様化する火災、救急、救助需要に対応するため、消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隣接地域の市町との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、地震の規模、地域別、風速別等を考慮した火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

⑵ 消防水利施設の整備強化

地震発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

本町の防災用資機材等の備蓄状況は、資料編を参照のこと。

■防火水槽の整備

学校、公園等の指定避難場所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

■自然水利の確保

河川、水路等については、地震災害時に消防用水として流水を活用できるよう整備検討を行うとともに、公園等整備事業に併せた、せせらぎ用水の確保や雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

⑶ 消防施設、資機材の整備

消防施設の増強とともに、救急、救助等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の維持強化を図る。

なお、具体的な消防施設、資機材の整備（車両の種類等）については、別途上尾市が定める。

感染症に備えた消防業務継続のための施設及び設備の整備を図り、平時より万全な感染症対策を進める。

⑷ 消防団消防力の強化

地震災害時における消防団の初動体制の強化、上尾市消防本部との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図るとともに、地震災害時に上尾市消防本部と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団待機施設、消防団器具庫の整備及び車両の整備等により、火災、人命救助事案の多発に対処するため、団員の装備品を強化し、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

⑸ 自主防災組織資機材の整備

本町は、地震災害時において上尾市消防本部等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災組織によるより迅速な初期消火活動及び地域の実情にあった細やかな対応ができるように、資機材購入等に関する助成を進めている。

第５　災害時医療体制の整備

本町において「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本町では死者 43 人、負傷者 353 人（うち重傷者 55 人）と予想されており、本町は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。

また、医療機関についても、特定の医療機関に負傷者が集中した場合などは、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、本町は、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

以下に、医療体制の整備を推進するための必要な施策を示す。

5.1　防災医療システムの整備
5.2　初動医療体制の整備
5.3　後方医療体制の整備
5.4　要配慮者に対する医療対策
5.5　医薬品等の確保

５．１ 防災医療システムの整備【健康増進課】

地震災害時における町災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

(1) 医療情報ネットワークの構築

町災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及び防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達できるよう医療情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

医療情報の連絡網の全体構成は次頁に示すとおりである。

(2) 通信機器の整備

医療救護所及び救護医療機関を含めた地震災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

■災害時の医療活動の実施主体と役割

参考)「埼玉県地域防災計画」(令和４年３月　埼玉県防災会議)

５．２ 初動医療体制の整備【危機管理課、保険医療課、健康増進課】

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

(1) 医療救護所の設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な予防対策を推進する。

■医療救護所の設置

項目	内容
設置基準	設置場所は、被災地に近接する地区拠点避難所とする。
必要資機材	医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

(2) 医療救護班の編成

初動医療に従事する医療救護班の編成に必要な予防対策を推進する。

医療救護班の構成は、最低限、医師１人、看護師１人、助手１人の３人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員確保に努める。

(3) 救護医療機関の指定

本町は、地震災害時の初期救護医療機関を、医師会と協議し指定する。

なお、本町（鴻巣保健所管内）の県指定救急告示医療機関は、以下に示すとおりである。

■救急告示医療機関（鴻巣保健所管内）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
医療法人社団愛友会伊奈病院	362-0806	伊奈町大字小室 9419	048-721-3692
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
医療法人藤仁会藤村病院	362-0035	上尾市仲町 1-8-33	048-776-1111
北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	363-0008	桶川市大字坂田 1726	048-776-0022
こうのす共生病院	365-0027	鴻巣市上谷 2073-1	048-541-1131
埼玉脳神経外科病院	365-0027	鴻巣市大字上谷 664-1	048-541-2800
医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院	365-0005	鴻巣市大字広田 824-1	048-569-3111
村越外科・胃腸科・肛門科	369-0115	鴻巣市吹上本町 1-4-13	048-548-0048
医療法人社団博翔会桃泉園北本病院	364-0001	北本市深井 3-75	048-543-1011

参考)「埼玉県地域防災計画　資料編」令和４年３月、埼玉県防災会議

(4) トリアージタッグ（負傷者選別標識）の周知徹底

本町及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタッグの周知徹底を推進する。

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

５．３ 後方医療体制の整備【危機管理課、健康増進課】

医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

(1) 後方医療支援体制の確立

本町は、医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷患者や高度救命措置が必要な患者等を後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県との協議の上、確立を図る。

なお、埼玉県の救命救急センター及び、災害拠点病院は以下のとおりである。

■救命救急センター（埼玉県）　［令和４年 11 月１日現在］

病院名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号
◎埼玉医科大学総合医療センター	学校法人 埼玉医科大学	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
◎さいたま赤十字病院	日本赤十字社	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院	日本赤十字社	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防 衛 省	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター	川 口 市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター	学校法人 独協学園	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター	学校法人 埼玉医科大学	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属 さいたま医療センター	学校法人 自治医科大学	330-8503	さいたま市大宮区天沼1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	独立行政法人 国立病院機構	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888
地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	地方独立行政 法人 埼玉県立病院 機構	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200

注）「施設名」欄の「◎」は高度救命救急センターを示す。

■災害拠点病院（埼玉県）　［令和４年６月１日現在］

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属　さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学　総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○社会福祉法人恩賜財団　済生会支部 埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
○医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○医療法人徳洲会羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○医療法人社団東光会戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	0570-01-1114

注）「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域災害拠点病院」を示す。

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から町内の救護医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、県には平成 3 年 4 月 1 日から運航を開始した埼玉県防災航空隊（防災ヘリ）があり、傷病者の搬送等にも活用されている。

また、平成 19 年 10 月 26 日から埼玉医科大学総合医療センターで県内では最初のドクターヘリが運用されている。

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

■搬送体制の整備

項目	内容
搬送順位	負傷者の搬送に際しては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。
搬送経路	負傷者の搬送に際しては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

(3) 臨時ヘリポートの設置

本町では、交通途絶状況下での搬送力の確保のため、町内に以下に示す臨時ヘリポートを設置する。

■臨時ヘリポート指定地　　［令和４年４月１日現在］

区分	施設名	所在地	電話	管理者
防災ヘリ	町制施行記念公園	小針内宿 732-1	048-728-5407	都市計画課
	伊奈中学校	小室 5166	048-721-2305	教育委員会
	南中学校	小室 3001	048-723-1117	教育委員会
ドクターヘリ	町制施行記念公園	小針内宿 732-1	048-728-5407	都市計画課
	伊奈中学校	小室 5166	048-721-2305	教育委員会
	南中学校	小室 3001	048-723-1117	教育委員会
	丸山スポーツ広場	小室 580	048-723-6778	教育委員会

■負傷者搬送体制の流れ

５．４ 要配慮者に対する医療対策【社会福祉課、いきいき長寿課、健康増進課】

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災町民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、高齢者、障がい者、病弱者、傷病者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者及びこれらの介護者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

本町の要配慮者に対する医療支援は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 在宅療養者への対策

① 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の住所、氏名、病状等に関する情報を整備する。

② 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

⑵ メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

⑶ 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

⑷ ぼうこう又は直腸機能障がい者への医療対策

ぼうこう又は直腸機能障がい者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

なお、県（福祉部障害者福祉推進課）は、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸機能障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄（卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法）を行っている。

５．５ 医薬品等の確保【健康増進課】

地震災害時に不足すると考えられる医薬品等の確保に関する予防対策を推進する。

本町の医薬品の確保は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 医薬品等の備蓄

本町は、地震災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会及び薬剤師会等関係機関と協議の上整備を図る。

⑵ 医薬品等の調達

本町は、地震災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

第６　緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町村、防災関係機関及び関係団体と協議の上、町内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、救援物資や応急活動人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

6.1　緊急輸送道路の確保
6.2　緊急車両の確保

６．１ 緊急輸送道路の確保【危機管理課、土木課】

地震災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本町は、地震災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

本町の緊急輸送道路の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 緊急輸送道路の指定

① 町指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、町域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

以下に緊急輸送道路の選定基準及び指定した緊急指定道路を示す。

■緊急輸送道路の指定要件

- ○ 町内で幹線道路になっている道路
- ○ 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路
  - ・ 町役場
  - ・ 町の出先機関
  - ・ 町の関係機関
  - ・ 防災活動拠点
  - ・ 避難所、避難場所
  - ・ 備蓄倉庫
  - ・ 輸送の拠点となる施設
  - ・ 臨時ヘリポート

■本町指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
都市計画道路 3.4.34 伊奈東線	小針北小学校 － 主要地方道上尾久喜線（伊奈学園前交差点）
都市計画道路 3.5.38 大針羽貫線	主要地方道上尾久喜線（伊奈学園前交差点）－ 小針中学校
都市計画道路 3.4.21 伊奈中央線	主要地方道さいたま菖蒲線 － 東北新幹線交差部
都市計画道路 3.5.36 柴小貝戸線	都市計画道路 3.4.21 伊奈中央線 － 一般県道 蓮田鴻巣線（総合センター前交差点）
町道第 21 号線　4080 号線	都市計画道路 3.4.21 伊奈中央線（東北新幹線交差部）－ 南中学校

注）本町指定の「緊急輸送道路位置図」は資料編参照のこと。

② 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち本町域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■県指定緊急輸送道路（本町関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	主要地方道 さいたま栗橋線 上尾市原市(国道16号との交差点) ～久喜市高柳（国道125号との交差点）
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	一般県道 上尾環状線 上尾市愛宕（17号との交差点） ～伊奈町栄（蓮田鴻巣線との交差点）
		一般県道 蓮田鴻巣線 伊奈町栄(さいたま栗橋線との交差点) ～伊奈町栄（上尾環状線との交差点）
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	一般県道 蓮田鴻巣線 伊奈町栄(上尾環状線との交差点) ～伊奈町大針（伊奈町役場）
		主要地方道 上尾久喜線 上尾市久保(国道17号との交差点) ～蓮田市根金（国道122号との交差点）
		主要地方道 さいたま菖蒲線 上尾市原市(上尾環状線との交差点) ～久喜市菖蒲町菖蒲（川越栗橋線との交差点）

参考)「埼玉県地域防災計画　資料編」令和４年３月、埼玉県防災会議

③ 緊急輸送道路及び沿線の整備

本町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

④ 応急復旧時の活動体制の整備

本町は、地震災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、埼玉県、近隣市町、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

⑤ 町民への周知

本町は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より町民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を町民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

⑵ 道路交通情報の収集及び広報体制

本町は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

⑶ 応急復旧用資機材の整備

本町は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

⑷ 輸送施設・拠点の確保等

本町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、本町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

６．２ 緊急車両の確保【総務課、危機管理課】

地震災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本町はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

本町の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 輸送車両の増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、本町が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 調達体制

本町は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるよう関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

本町は、地震災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

(4) 輸送手段の確保

本町は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく

第７　応急仮設住宅等対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、あらかじめ被災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備するものとする。

7.1　応急仮設住宅の用地の確保
7.2　応急仮設住宅用資機材の確保
7.3　公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備
7.4　設置事前計画

７．１ 応急仮設住宅の用地の確保【都市計画課】

本町は、速やかに仮設住宅を建設するため、町有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくものとする。

なお、仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

本町の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 応急仮設住宅用地の選定

本町は、速やかに仮設住宅を建設するため、町有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適当な予定地を選定する。

■予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

■応急仮設住宅用地の候補地

候補地名	所在地	面積(㎡)	備考
内宿台公園	内宿台 5-312-1	15,800	197 戸
西小針公園	西小針 5-106	10,000	125 戸
南部大公園	栄 4-181	10,700	133 戸
中部公園	中央 5-117	7,000	87 戸

注）「備考」欄の戸数は、「面積」の75%を仮設住宅用地とし1戸当たりの面積を60㎡として推定した。

(2) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

仮設住宅の建設戸数は、全壊、半壊及び焼失により家屋を失った避難者（1 日後の避難者）数に基づいて推定する。

本町が震災対策の目標としている「関東平野北西縁断層帯地震」による 1 日後の避難者数は 2,518 人と想定されている。

応急仮設住宅の建設戸数及び用地面積の推定結果、参考値の「茨城県南部地震」に対しては、本町が計画している候補地で十分に対応可能だが、「関東平野北西縁断層帯地震」に対しては、現在の候補地だけでは対応できないため、公営住宅等の斡旋借上げなどについて検討する。

■応急仮設住宅の建設戸数及び用地面積

区分	避難者数（棟）	平均世帯人数（人）	避難世帯数（世帯）	仮設住宅建設戸数（戸）	仮設住宅用地（㎡）
関東平野北西縁断層帯地震	2,518	2.56	984	984	59,016
茨城県南部地震【参考】	86		34	34	2,016

注 1）平均世帯人数は、平成 27 年 1 月 1 日現在の値である。
注 2）1 戸当たりの用地面積を 60 ㎡（建屋面積の 2 倍を想定）として算定した。

７．２ 応急仮設住宅用資機材の確保【都市計画課】

本町は、(社)プレハブ建築協会、(社)埼玉県建設業協会及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

７．３ 公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備【都市計画課】

大規模災害時においては、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等の斡旋を行う必要がある。

そのため、平常時から公営住宅等の斡旋を打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

７．４ 設置事前計画【都市計画課】

応急仮設住宅の設置にあたって次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておく。

■応急仮設住宅設置計画の内容

- 応急仮設住宅の着工時期
- 応急仮設住宅の入居時期
- 応急仮設住宅の管理基準
- 要配慮者に対する配慮

第８　廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、本町は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

8.1　ごみ処理体制の整備
8.2　し尿処理体制の整備

８．１ ごみ処理体制の整備【環境対策課、クリーンセンター】

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

(1) 災害廃棄物発生量の推定

埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、埼玉県）では、「関東平野北西縁断層帯地震」、「茨城県南部地震」を含めて、5 つの想定地震について検討している。本町に大きな被害が予想されるものとしては、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、発災時における災害廃棄物発生量も最大と予想されている。

■災害廃棄物の発生量

地震 ： 関東平野北西縁断層帯地震

本町における被害想定

- 最大震度 7
- 避難者数　約 2,500 人
- 帰宅困難者数　約 10,000 人
- 全壊　647 棟、半壊　1,657 棟、焼失　48 棟

（単位：トン）

被災状況	被害量	災害廃棄物量	種類別内訳				
			可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
全壊	647 棟	104,167	8,333	29,167	60,417	3,125	3,125
半壊	1,657 棟	53,024	4,242	14,847	30,754	1,591	1,591
焼失（木造）	36 棟	3,852	4	2,504	1,194	154	
焼失（非木造）	12 棟	1,620	2	324	1,231	65	
計		162,663	12,581	46,841	93,596	4,935	4,716

(2) 仮置場（一時集積場所）面積の推定

短期間での災害廃棄物・生活ごみの焼却処分、最終処分が困難になることが想定される。

そのため、本町は、発災時の災害廃棄物・生活ごみの発生量を見積もり、一時集積場所の候補地をあらかじめ確保しておく。

■仮置場の必要面積

対象災害	仮置場		
	保管量（＊1）（トン）	必要面積①（㎡）〔積上高 5.0m〕	必要面積②（㎡）〔積上高 3.0m〕
関東平野北西縁断層帯地震	108,446	47,000	78,000

（＊１）保管量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量
年間処理量＝災害廃棄物の発生量／処理期間
処理期間 3 年

■仮置場必要面積の推定式

- 仮置場必要面積＝保管量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
- 見かけ比重：可燃物 0.4（t/㎥）、不燃物 1.1（t/㎥）
- 作業スペース割合：1

(3) 仮置場候補地の設定

仮置場の候補地は、以下を設定するが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

■災害廃棄物仮置場の候補地

候補地名	所在地	敷地面積（㎡）	仮置可能面積(㎡)
丸山スポーツ広場	小室 580	33,000	23,000
町制施行記念公園	小針内宿 732-1	97,000	24,000

(4) ごみ処理体制の整備

ごみの処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互応援体制の整備を図る。

(5) 広報体制の整備

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法に対する町民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する町民からの問い合わせへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物処理に関する町民への広報について検討しておく。

８．２ し尿処理体制の整備【環境対策課、上下水道課】

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。そのため、本町は、仮設トイレの備蓄やマンホールトイレの設置などを行い災害時のし尿処理に備える。

■マンホールトイレの設置施設

名称	所在地	個数
町制施行記念公園	小針内宿 732-1	5
南部大公園	栄 4-181	5
内宿台公園	内宿台 5-312-1	5

(1) 生活ごみ及びし尿の適正処理体制の確保

① 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

② 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

第９　帰宅困難者への支援対策

本町からは、毎日約 15,600 人（国勢調査、令和 2 年 10 月 1 日現在）の町民が町外に通勤・通学しており、東京を中心とした首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

そのため、本町は町民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、埼玉県及び東京都などの関係機関と協議し、実施していくとともに、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していくものとする。

9.1　帰宅困難者の把握
9.2　帰宅困難者への啓発等
9.3　帰宅困難者対策協議会との連携
9.4　帰宅困難者支援のための広域的な連携
9.5　帰宅困難者（帰宅抑制）対策

９．１ 帰宅困難者の把握【危機管理課】

本町から町外に就業・通学している人は約15,600人、そのうち県内が約12,000人で、市町村別には、さいたま市が約4,300人と最も多く、次に多いのが上尾市の約2,300人となっている。県外へは約3,400人で、その中で都内に就業・通学している人は約2,900人と県外へ就業・通学している人の約8.5割を占めている（以上、国勢調査、令和2年10月1日現在）。

県の地震被害想定の結果では「関東平野北西縁断層帯地震」及び「茨城県南部地震」が発生した場合の帰宅困難者数は、平日で9,468人、休日で7,764人と想定されている

９．２ 帰宅困難者への啓発等【危機管理課】

⑴ 町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- ○ 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ○ 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

⑵ 安否確認方法についての広報

災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板等を利用した安否の確認方法について広報する。

⑶ 企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- ○ 施設の安全化
- ○ 災害時のマニュアルの作成
- ○ 飲料水、食料の確保
- ○ 情報の入手手段の確保
- ○ 従業員等との安否確認手段の確保
- ○ 災害時の水、食料や情報の提供
- ○ 仮泊場所等の確保

⑷ 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする、次の「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

■徒歩帰宅の心得７カ条

＜留まる＞	１．連絡手段、事前に家族で話し合い ２．携帯も、ラジオも必ず予備電池
＜知る＞	３．日頃から、帰宅経路をシミュレーション ４．災害時の味方、帰宅支援ステーション
＜帰る＞	５．職場には、小さなリュックとスニーカー ６．帰宅前には、状況確認 ７．助け合い、励まし合って徒歩帰宅

出典）埼玉県 HP（災害対策課）

９．３ 帰宅困難者対策協議会との連携【危機管理課】

県内主要駅周辺を対象に県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から災害に関する情報交換等を実施している。

本町は、今後必要に応じて、帰宅困難者対策協議会との連携を図る。

９．４ 帰宅困難者支援のための広域的な連携【危機管理課】

⑴ 関係機関との連携

① 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として徒歩帰宅者が利用できるよう協定を締結している。

② フランチャイズチェーン、ファミリーレストランなどとの協定

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する内容の協定を締結している。また、ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を協定に含んでいる。

③ 帰宅困難者に対する支援の広域的な取組

帰宅困難者対策は、首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市地震防災・危機管理対策部会で検討を進め、次の普及啓発活動を実施している。

これらの広域的な取組を有効活用し、本町における帰宅困難者の支援対策及び周知啓発活動等に活かしていくものとする。

- ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成、配布
- ○ 帰宅支援ホームページの運用
- ○ 帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配布
- ○ 大手鉄道事業者と連携し、通勤通学者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

④ 徒歩帰宅支援者に対する支援の検討

徒歩帰宅支援者に対する支援について、関係機関との連携を検討していく。

《参考》

◆帰宅困難者対策

県は、九都県市(1 都 3 県及び政令市)で連携して、帰宅困難者対策に取り組んでいる。また、「東京・埼玉連携会議」では、取組の一環として、東京都・埼玉県が共同でホームページを作成し、大規模災害発生時の一斉帰宅抑制の重要性や安否確認の方法など、帰宅困難者対策に関する情報を発信している。

⑵ 帰宅困難者対策の検証

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、町民への啓発のほか、県、都、県内市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

９．５ 帰宅困難者（帰宅抑制）対策【危機管理課、教育委員会】

⑴ 一時滞在施設の確保

① 駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。また、公共無線LAN等通信環境の整備に努めるものとする。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、所轄警察署（上尾警察署）の協力を得る。

② 新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、埼玉県内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、ＪＲ東日本は埼玉県災害対策本部、沿線市町村と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受入れる。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、所轄警察署（上尾警察署）の協力を得る。

⑵ 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

① 物資の備蓄

鉄道事業者は、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供できる体制整備に努める。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。本町は、一時滞在施設を支援する。

② 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

災害救助法の適用については、「第２編 第３章 第１節 第５ 災害救助法の適用」を準用する。

⑶ 企業等における帰宅困難者対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。また、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

⑷ 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、

飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。
また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第 10　町の業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。そのため、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に取り組むなど、大規模災害発生時においても適切な業務の執行を図る。

10.1　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定
10.2　業務継続に必要な文書等の保存

１０．１ 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定【危機管理課、各課共通】

⑴ ＢＣＰの役割

ＢＣＰとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容は、業務のバックアップのシステムや執務環境の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

業務継続の取り組みは、以下の特徴をもっている。

■ＢＣＰ策定に際しての配慮事項

- 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。
- 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

⑵ 庁舎の代替施設

危機管理課は、町役場が被災した場合の代替施設を定める。

⑶ 災害時の優先業務の決定及び応援可能リストの作成等

各課は、業務を継続するために必要な個別具体的な計画を策定する。

危機管理課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理を行う。

１０．２ 業務継続に必要な文書等の保存【各課共通】

各課は、業務継続のために重要な個人情報を含む文書（データ）等を安全に保管するとともに、業務継続に必要な機器等の確保について計画する。

第11　動物愛護

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し所有者明示や災害時に備えたしつけ等の動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

11.1　所有者明示に関する普及啓発
11.2　災害に備えたしつけに関する普及啓発

１１．１ 所有者明示に関する普及啓発【環境対策課】

本町、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

１１．２ 災害に備えたしつけに関する普及啓発【環境対策課】

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のＰＲ資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、本町、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策

町民や事業所等が、「自らの安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等による地域コミュニティの日ごろの地震災害への備えと地震災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、本町は、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、町民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、地震災害時に被害を受けやすい高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

本町が実施する町民の協力による防災対策に係る施策を以下に示す。

地域コミュニティと行政の協力による防災対策

- 第１　防災意識の高揚
- 第２　防災訓練の充実
- 第３　地域防災ネットワークづくり
- 第４　災害時の要配慮者の安全対策
- 第５　ボランティアとの連携

第１　防災意識の高揚

災害による被害を防止し、又は軽減するためには、本町及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、町民の責務を果たす役割は極めて大きい。

そのため本町は、町民に対し、生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、町民の災害対応力を高めるとともに、町民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組むための環境の整備を行う。

- 1.1　啓発活動の推進
- 1.2　防災教育の推進

１．１ 啓発活動の推進【コミュニティ推進課、危機管理課】

本町は、町民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後ともＰＲ資料の作成配布、講演会・研修会の開催等を実施し、防災広報の充実を図り、地震災害や緊急地震速報などの災害・減災情報に対する知識の普及、本町及び各地で発生した災害の教訓を伝承していくことなどによって、町民の防災意識の高揚に努める。

本町の啓発活動の推進は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 広報紙・ホームページ等による啓発

本町の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く町民に防災知識の普及啓発を図る。

⑵ ＰＲ資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のＰＲ資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

⑶ 立て看板、懸垂幕、横断幕等の掲示

町役場をはじめ本町の主要施設に、立て看板、懸垂幕、横断幕等を掲示して、町民の防災意識の高揚を図る。

⑷ 埼玉県防災学習センター等の活用

常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く町民に対して普及・啓発を行う。また、他の防災活動拠点（「本章 第１節 第３　３．２ 防災拠点施設の整備」参照）や防災航空センターについても機能を紹介するなど町民の自発的な防災学習に活用する。

⑸ 防災教育用設備、教材の貸出

防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

⑹ 講演会・研修会・出前講座

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。

また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

⑺ マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く町民に対して防災意識の高揚を図る。

⑻ 地震情報等の普及・啓発

熊谷地方気象台は、地震や気象災害に関する情報を住民が容易に理解できるよう、本町及びその他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、東海地震に関連する情報、気象災害等の解説に努める。

⑼ 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び県、本町は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

■緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する、 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

⑽ 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

本町の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

１．２ 防災教育の推進【コミュニティ推進課、危機管理課、上尾市消防本部、教育委員会】

本町は、児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

本町の防災教育の推進は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 町民への防災教育

本町は、火災予防運動、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、危険物安全週間等の行事を通じて、地震災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を町民に広く普及させるものとする。

また、区及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のためのビデオ等の貸し出しを行うなど、防災知識を広く普及させるものとする。

⑵ 町職員及び防災関係機関職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる本町及び防災関係機関の職員には、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。

このため、以下に示すような防災教育を行う。

① 発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを配布し、周知を図る。

危機管理・防災ハンドブックの作成にあたっては、以下の内容に留意する。

(ｱ) 初動参集・動員基準
(ｲ) 参集途上の情報収集
(ｳ) 救助、応急手当
(ｴ) 初期消火
(ｵ) 避難誘導
(ｶ) 避難所の開設・運営
(ｷ) 災害情報のとりまとめ
(ｸ) 広報活動
(ｹ) その他必要な事項

② 地域における防災対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

③ 研修会及び講演会等を実施する。

⑶ 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達の段階に即した指導をする。

① 学校行事としての防災教育

地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施することにより、防災意識を高める。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、ＡＥＤ研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

② 教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災

害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に、特に留意する事項等について研修を深め、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

⑷ 社会教育における防災教育

ふれあい活動センター等の社会教育施設において防災教室等の町民への学習の場を設けるとともに、ＰＴＡ・青少年育成団体等の各種社会教育団体の事業をとおして防災に関する意識の向上を図る。

⑸ 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。

そのため、本町は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

⑹ 防災上重要な施設における防災教育

① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると施設を利用する多くの要配慮者が被害に見舞われる可能性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、施設職員、施設入所者及び入院患者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

② その他不特定多数が集まる施設

町内のレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第２　防災訓練の充実

本町は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力のかん養を図るとともに、行政と町民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を以下に定める。

2.1　総合防災訓練
2.2　本町及び防災関係機関の訓練
2.3　事業所、自主防災組織及び町民の訓練

２．１　総合防災訓練【危機管理課】

本町は、大規模な地震の発生を想定して、地震災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

■総合防災訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び実施に努める。
実施場所	総合防災訓練に適した場所とする。
実施方法	本町の主催又は埼玉県若しくは他市町との共催により、防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

■総合防災訓練の訓練内容

項目	内容
本町が主とする内容	・災害対策本部等の設置運営訓練 ・災害情報の伝達収集、広報訓練 ・災害現地調査訓練 ・避難誘導訓練 ・避難所、救護所運営訓練 ・応援派遣訓練 ・道路応急復旧訓練 ・水防訓練 ・自主防災組織等の活動支援訓練等
防災関係機関が主とする内容	・消火訓練 ・救出救助訓練 ・救急救護訓練 ・災害医療訓練 ・学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練 ・ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 ・救援物資輸送訓練 ・交通規制訓練等
自主防災組織・町民が主とする内容	・初期消火訓練 ・応急救護訓練 ・炊き出し訓練 ・巡回点検訓練 ・避難行動要支援者の安全確保訓練 ・避難訓練 ・避難誘導訓練等

２．２ 本町及び防災関係機関の訓練【危機管理課、上尾市消防本部】

本町及び防災関係機関は、地震災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

また、訓練後には訓練の成果をとりまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

本町及び防災関係機関の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防訓練

消防機関は、町民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

■消防訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	地震災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。
実施場所及び方法	町内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

■消防訓練の訓練内容

・初動出動対応訓練
・災害情報収集活動訓練
・遠距離中継送水訓練
・大規模災害対応訓練
・消防団、自主防災組織等との連携活動訓練
・非常招集訓練
・その他消防に関する訓練

(2) 避難・救助訓練

地震災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

■避難・救助訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。
実施場所	学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。
実施方法	＜本町による避難救助訓練＞ 本町が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び町民の協力を得て実施に努める。 ＜保育所､小･中･高等学校､病院及び社会福祉施設等における訓練＞ 施設管理者は、地震災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

(3) 災害通信連絡訓練

地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

■避難・救助訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。
実施方法	本町の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。
実施事項	・災害に関する予測、警報の通知及び伝達 ・被害状況報告 ・災害応急措置についての報告及び連絡
訓練内容	・通信連絡訓練 ・非常無線通信訓練

(4) 非常招集訓練

各防災関係機関は、非常招集訓練を実施するとともに、併せて本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練を行い、地震災害時の即応体制の強化を図る。

■避難・救助訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	総合防災訓練の際又は効果のある日を選び実施する。
実施方法	町防災計画及び各防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

(5) 緊急輸送路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、埼玉県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

(6) その他の訓練

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練及び徒歩帰宅訓練等災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

２．３ 事業所、自主防災組織及び町民の訓練【コミュニティ推進課、危機管理課、上尾市消防本部】

地震災害時に自らの生命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織及び町民は、平常時からの訓練により地震災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

本町の事業所、自主防災組織及び町民の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報、避難訓練及び震災対応訓練を実施する。

また、地域の一員として、本町及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

⑵ 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、本町及び消防機関等の指導・協力のもとに、地域の事業所とも連携して、災害図上訓練（ＤＩＧ）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ）などを加味して年１回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

《参考》

◆「災害図上訓練（ＤＩＧ）」について

ＤＩＧとは、Disaster Imagination Gameの略で、大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練のことである。

◆「避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ）」について

ＨＵＧとは、Hinanzyo Unei Gameの略で、避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練のことである。

⑶ 町民の訓練

町民は、「自らの安全は自ら守る」という認識に立ち、各種の防災訓練への積極的な参加や家庭での防災会議の実施等を継続的に行い、防災対策の強化に努める。

また、本町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く町民の参加を求め、町民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。特に、人口増加に伴って地域コミュニティの希薄化、宅地化進行地区と既存地区住民との交流不足が懸念されることから、地域住民への訓練参加の周知や新たな自主防災組織の設立などに努める。

さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第３　地域防災ネットワークづくり

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、関係防災機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自らの地域は自らが守る」をスローガンに、町民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災組織の充実、強化が必要である。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、本町は、地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努めるものとする。

3.1　自主防災組織の育成・強化
3.2　事業所等の自衛消防組織の育成
3.3　民間防火組織の育成強化

３．１　自主防災組織の育成・強化【危機管理課】

本町は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日ごろから防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

このことにより、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要なときは、迅速な判断ができる体制を本町と町民が連携し構築する。

本町の自主防災組織の育成は、以下の方策をもって実施する。

(1)　自主防災組織の設置

自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、町民が協力して自分たちの地域を守るという連帯感が保持される程度の規模の世帯数、具体的には既存の区、自治会等を単位として編成することが望ましい。

なお、本町の場合、令和 4 年 4 月末現在、町内の全ての地域で 21 の自主防災組織が結成されており、組織率 100％となっている。

また、平成 18 年 4 月には、町内の各自主防災組織相互の連携強調を図り、防災体制の確立に寄与する目的で、伊奈町自主防災組織連絡協議会が結成された。

今後も、新市街地等における新住民の増加の動向を踏まえつつ、新たな自主防災組織の設立などを進めていくものとする。

⑵ 地域の自主防災組織の育成

① 自主防災組織整備の考え方

震災時に、本町は、組織の全機能をあげて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に本町の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。

このため、町民は行政の防災活動に協力するとともに、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本町は、町民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚と普及を進めていく。

② 自主防災組織の組織づくり

自主防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、本町は、当該地区の町民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行い活性化に努める。

自主防災組織の標準的な組織編成及び活動内容は次のとおりである。

■自主防災組織の標準的編成と活動内容

区分	平 常 時	災 害 時
総　務　班	・防災知識の普及、啓発 ・会の庶務及び経理	・対策本部の設置及び運営 ・各班との連絡、調整
情報連絡班	・防災関連情報の収集、記録	・被害状況、災害情報の収集、報告、広報
消　火　班	・消火訓練の実施	・火災の初期消火 ・火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	・避難誘導訓練の実施	・人員確認、地域住民の避難誘導 ・避難所の設置協力
救出救護班	・救出救護訓練の実施 ・診療所、医療機関等との協議	・要配慮者の保護、安全確保 ・負傷者の救護、医療機関との連携 ・救援物資の受入、配分
給食給水班	・地元商店等との協議 ・非常用物資の備蓄・管理	・食料、飲料水の調達、配分

③ 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民主体となって自主防災組織づくり及び運営を行うために、研修の実施などによる自主防災組織の中心的役割を担う者の発掘・育成に努める。１組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

■リーダー発掘・育成の事例

項目	内容
地域の活動のリーダーの発掘	自主防災組織は、コミュニティ活動の一環であることから、地域の活動（バザーやお祭り、スポーツ・運動会等）における中心的人材を活用して地域防災のリーダーとして育成を図る。
消防経験者等の育成	消防活動の経験者（消防団・消防職員のＯＢ等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員ＯＢ等を組織のリーダーとして育成していく。
専門分野の経験者の育成	看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。
リーダー研修	自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に防災上の知識、技能の向上をはかることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的としてリーダー研修を行う。

⑶ 自主防災組織育成のための諸方策の推進

町民の組織活動への参加を促進するために防災訓練や防災知識の普及啓発、情報の提供などの方策を推進し、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、消防団とこれら組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

３．２ 事業所等の自衛消防組織の育成【危機管理課、上尾市消防本部】

大規模な地震災害が発生した場合、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となる。

特に、本町の北部地域には伊奈工業団地等が形成されており、こうした地区での災害発生の予防、被害軽減のためにも、各事業所等の自衛消防組織の整備が必要である。

本町は、県内に立地する事業者等における防災組織の育成指導を図るとともに、事業所等における事業継続のための取組を支援する。

⑴ 事業所の防災組織

各事業所は、自主的に防災組織を編成し、事業所における安全を確保するとともに、地域の自主防災組織として位置づけ、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、本町が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

本町は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行っていく。また、事業所等は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑵ 多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院等の施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施するとともに、本町が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

本町は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図り、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

⑶ 危険物施設等の防災組織

危険物施設における予防規定及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

⑷ 事業継続計画（ＢＣＰ）策定の普及・啓発

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

本町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

３．３ 民間防火組織の育成強化【危機管理課】

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

⑴ 消防団の活性化と育成

本町は、消防団活性化総合計画（昭和 63 年 2 月 29 日消防消第 60 号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

本町は、県による支援を受け、消防団活性化総合計画の策定を促進する。

⑵ 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

第４　災害時の要配慮者の安全対策

地震が発生した場合、要配慮者が適切な防災行動をとることは容易でなく、そのため、近年の災害においては要配慮者が被災する場合が多く発生している。

このため本町は、本格的な高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を積極的に推進するものとする。

4.1　避難行動要支援者の安全対策
4.2　要配慮者全般の安全対策
4.3　社会福祉施設入所者の安全対策

《参考》

◆「要配慮者」に関わる定義

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

４．１ 避難行動要支援者の安全対策【危機管理課、社会福祉課】

平成 23 年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死亡者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災対法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められた。

本町は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

(1) 避難行動要支援者の避難支援プランの策定

① 全体計画の策定

本町は、高齢者や障がい者等のうち、自力での避難が困難な者の避難活動を支援するため、平成 27 年 4 月に「伊奈町災害時要援護者避難支援プラン＜全体計画＞」を策定している。

全体計画において定めている事項は、次のとおりである。

■全体計画において定める必須事項

項目	内容
避難支援等関係者となる者（避難行動要支援者名簿を共有して避難支援にあたる者）	〈改正災対法　第 49 条の 11（避難情報の利用及び提供）の 2〉 消防機関、警察、区（区の役員、班長などの地域の支援者）、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会
避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲	〈改正災対法　第 49 条の 10（避難行動要支援者名簿の作成）の 1〉 ① 介護保険の要介護認定が 3～5 の者 ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ③ 75 歳以上のみで構成される世帯の高齢者 ④ 上記のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者で、本人が希望する者（日中独居の高齢者や 75 歳未満の高齢者、日本語に不慣れな外国人など）
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	〈改正災対法　第 49 条の 10（避難行動要支援者名簿の作成）の 1〉 伊奈町個人情報保護条例　第 7 条 2 項第 6 号の規定に基づき、福祉部局が保有する情報や住民基本台帳などの行政内部情報を活用する。
名簿の更新に関する事項	〈改正災対法　第 49 条の 10（避難行動要支援者名簿の作成）の 1〉 定期的（毎年度）に情報の内容を更新するとともに、転出や死亡など記載内容に変更が生じた場合にはその都度速やかに更新する。
名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために本町が求める措置及び本町が講ずる措置	〈改正災対法　第 49 条の 12（名簿情報を提供する場合における配慮）〉 本町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、本町において適切な措置を講ずるよう努める。
要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	〈改正災対法　第 56 条（市町村長の警報の伝達及び警告）の 2〉 本町では、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等の緊急メールを活用する。
避難支援等関係者の安全確保	〈改正災対法　第 49 条の 10（災害応急対策及びその実施責任）の 2〉 本町は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

《参考》

◆「避難行動要支援者」について

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。本地域防災計画では、要配慮者のうち社会福祉施設の入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

《参考》

◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

② 要配慮者の把握

本町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、本町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

③ 個別避難計画の策定

本町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。県は、本町の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

④ 避難行動要支援者名簿の活用

本町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者（消防機関、警察、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、防災担当課等）へ提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、本町は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、名簿への登載について、避難行動要支援者等に働きかける。

⑤ 防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するに当たって、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

４．２ 要配慮者全般の安全対策【危機管理課、各課共通】

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

本町の要配慮者全般に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。

⑴ 要配慮者の安全確保

① 要配慮者の状況把握

要配慮者情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活の自立度、かかりつけ医者等）の整理・保管による要配慮者の所在や介護体制を把握する。

■介護を必要とする者の把握

所管業務遂行上の必要から介護を必要とする者の名簿・資料を整理保管しておく。 名簿の活用に当たっては、対象者のプライバシー保護の立場から十分な配慮を行う。 ・要配慮者情報（台帳・ファイル等）の整理 ・要配慮者情報の共有化による迅速な対応

② 緊急通報システムの整備拡充

本町は、要配慮者に対する緊急通報システムの整備に努めており、平時の見守り、日常生活の緊急事態に対応するため、これらの緊急通報システムを整備、拡充するとともに、要配慮者に対して、緊急通報システムの利用促進を図る。

③ 防災基盤の整備

本町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、本町、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、本町、県は、その他の集客施設における取組を促進する。

④ 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその介護者を対象に、パンフレット、ちらしなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

■防災知識の例

・　家庭における家具の固定等、身の回りの安全化 ・　食料・飲料水の備蓄 ・　要配慮者への避難所の周知 ・　避難生活での心得の周知

⑤ 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

本町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保等、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

⑥ 福祉避難所における物資・資機材の整備

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮すること。

⑦ 近隣住民のコミュニティづくり

災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平常時から地域活動を通じた、高齢者、乳幼児をもつ家庭、障がい者等とのコミュニケーションづくりの推進を指導・支援し、障がい者等を含めた防災訓練の実施に努める。

⑧ 相談体制の確立

本町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

⑨ 役割分担の明確化

本町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

⑩ ヘルプカード（防災カード）

本町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

⑵ 外国人の安全確保

本町には令和４年４月１日現在、404 世帯（うち純世帯数は 275、混成世帯 404）、517 人（総人口に占める割合は 1.1%）の外国人が在住している。

本町は、言葉や文化の違いから自らの安全の確保が困難である町内に在住する外国人の安全確保に必要な対策の推進に努める。

■外国人の安全確保

項目	内容
外国人の所在把握	災害時に外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援が実施できるよう、平常時から外国人の所在の把握に努める。
防災知識の普及・啓発	外国語に翻訳した防災に関するパンフレットの作成・配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、町ホームページ及びフェイスブック等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。
防災訓練の実施	外国人の防災への認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
通訳・翻訳ボランティアの確保	外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。
誘導標識、避難所案内板等の設置	誘導標識、避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう努める。

４．３ 社会福祉施設入所者の安全対策【危機管理課、社会福祉課、いきいき長寿課】

本町は、災害発生時に自力で身体の安全確保や避難が困難な人が入所する社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の推進について、指導に努める。

本町の社会福祉施設入所者に対する安全対策は以下の方策をもって推進する。

(1) 震災対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとする。

① 緊急連絡体制の整備

■職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

■安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

② 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

本町は、町内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。また、施設管理者は、町内又は県内における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は震災時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

⑤ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を３日分程度備蓄しておく。

⑥ 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

■備蓄物資（例）

・非常用食料（老人食等の特別食を含む） ・飲料水　　（3 日分以上） ・常備薬　　（3 日分以上） ・介護用品　（おむつ、尿とりパット等） ・照明器具 ・熱　源 ・移送用具（担架、ストレッチャー等）

⑵ 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

⑶ 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するように努める。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、本町はこれを促進する。

⑷ 地域との連携

施設管理者は、地震発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の区やボランティア団体との連携に努める。また、本町は、施設管理者が地震災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

⑸ 施設の耐震化

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

第５　ボランティアとの連携

地震災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築する必要がある。

5.1　連携体制の整備

５．１ 連携体制の整備【危機管理課、社会福祉課】

大災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくないと思われる。

そのため、本町は、町民に対しボランティア意識の啓発を行うとともに、災害発生時にボランティアと適切な連携・協力が得られるよう、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、ボランティア団体等との連携体制の整備を推進する。

本町のボランティアとの連携体制の整備は、以下の方策をもって実施する。

⑴ ボランティア意識の啓発

本町は、関係機関・団体と連携して、町民に対してボランティア意識の啓発に努めるものとする。特に、「防災ボランティア週間」などを中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求めるものとする。

⑵ ボランティア活動の環境整備

現在、町内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、本町はこれらボランティア団体との間に非常時の連絡体制を構築するなど、日ごろからボランティア関係機関との情報連携を推進する。

⑶ 専門ボランティア団体の情報把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、町内で救援活動を展開することが考えられる。

そのため、本町は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、専門ボランティア団体に関する情報を事前に把握しておくものとする。

第６　地区防災計画の策定

地区居住者等に対し、提案手続等の周知及び地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

第３章　震災応急対策計画

発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震と考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生すると、本町の最大震度は震度７で人的被害は負傷者 353 人、建物被害は全半壊及び焼失を含め 2,352 棟、避難者数（1 週間）4,408 人、帰宅困難者数（平日）9,468 人と予測されている。

大規模地震の被害は、その広域性及び同時多発性にあるため、災害対策の第一線に立つ本町は、多岐にわたる災害応急対策活動を広範囲にわたり、迅速かつ同時並行的に実施することが求められる。

さらに、このような災害応急対策は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策と、避難収容、給水、給食などの被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分かれるため、応急対策を迅速かつ効率的に実施するためには、きめ細かに計画を策定する必要がある。

そのため、本町の震災応急対策計画は、以下の施策を大きな柱とする。

第１節　応急活動体制

災害が発生した場合に迅速な応急対策を行うため、本町の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整えて、応急対策活動を実施する。また、大規模地震時には自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。

応急活動体制
第１　活動体制
第２　応急活動
第３　応援要請、相互協力
第４　自衛隊の災害派遣
第５　災害救助法の適用
第６　自助による応急対策の実施
第７　地域による応急対策の実施
第８　地域の安全確保への協力

第１　活動体制

地震発生に伴い本町がとる活動体制、応急活動対策を行うための動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。

1.1　活動体制と配備基準
1.2　活動体制と動員計画
1.3　災害対策本部の設置・運営

１．１ 活動体制と配備基準【各班共通】

本町における震災対策に係る活動体制及び配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（震災対策）

<table>
<tr><th colspan="2">活動体制</th><th>配備基準</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">警戒体制
（災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制）</td><td>○原則として町域に「震度５弱」の地震が発生したとき
○その他、町長が必要と認めたとき</td><td>地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常体制
（災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制）</td><td>一号配備</td><td>○原則として町域に「震度５強」の地震が発生したとき
○その他、町長が必要と認めたとき</td><td>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</td></tr>
<tr><td>二号配備</td><td>○原則として町域に「震度６弱以上」の地震が発生したとき
○その他、町長が必要と認めたとき</td><td>激甚な地震被害が発生した場合、町の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制</td></tr>
</table>

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

１．２ 活動体制と動員計画【各班共通】

職員の配備体制ごとの動員計画は、以下に定める「職員動員計画表」による。

■職員動員計画表（震災対策）

災害対策本部		担当部署	動員区分		
			警戒体制（震度５弱）	非常体制	
				一号配備（震度５強）	二号配備（震度６弱以上）
部名	班名				
本部事務局	部　長：くらし産業統括監		◎	◎	◎
	副部長：企画総務統括監、会計管理者		◎	◎	◎
	部長付：危機管理課長		◎	◎	◎
	総括班	企画課	△	○	◎
		総務課	△	○	◎
		コミュニティ推進課	○	○	◎
		危機管理課	◎	◎	◎
		DX 推進・新庁舎整備室	△	○	◎
	情報班	税務課	△	○	◎
		会計課	△	○	◎
	広報班	秘書広報課	△	○	◎
	住民相談班	収税課	△	○	◎
		住民相談室	△	○	◎
救援部	部　長：健康福祉統括監		◎	◎	◎
	副部長：上下水道統括監		◎	◎	◎
	部長付：社会福祉課長		◎	◎	◎
	避難支援班	社会福祉課	△	○	◎
		いきいき長寿課	△	○	◎
		子育て支援課	△	○	◎
		住民課	△	○	◎
		人権推進課	△	○	◎
		保育所	△	○	◎
	衛生班	環境対策課	△	○	◎
		クリーンセンター	△	○	◎
	医療班	保険医療課	△	○	◎
		健康増進課（保健センター）	△	○	◎
	給水班	上下水道課	○	○	◎
応急復旧部	部　長：都市建設統括監		◎	◎	◎
	副部長：議会事務局長		◎	◎	◎
	部長付：土木課長		◎	◎	◎
	土木班	土木課	◎	◎	◎
		上下水道課	○	○	◎
	建築班	都市計画課	○	○	◎
	地域支援班	アグリ推進課	○	○	◎
		元気まちづくり課	○	○	◎
	応援班	議会事務局	△	○	◎
教育部	部　長：教育次長		◎	◎	◎
	副部長：教育総務課長		◎	◎	◎
	部長付：学校教育課長		◎	◎	◎
	教育施設班	教育総務課	△	○	◎
		生涯学習課	△	○	◎
	応急教育班	学校教育課	△	○	◎
		小・中学校	△	○	◎
	給食班	学校給食センター	△	○	◎

注）動員職員数の目安　◎：全員、○：1/2 程度、△：1/4 程度
議会事務局長は、「（仮称）伊奈町議会災害対策支援本部」が設置されたときは、「支援本部」の事務局長を兼務するものとする。

１．３ 災害対策本部の設置・運営【本部事務局】

⑴ 災害対策本部の設置

町長は、本町域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条第１項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

① 設置基準

- ○ 本町域で震度５強以上の地震が発生したとき
- ○ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき
- ○ その他町長が必要と認めたとき

② 設置場所

災害対策本部は、町役場内に設置し、役場の正面玄関に「伊奈町災害対策本部」の標識を掲げ災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、町役場が被災し予定した場所に設置できない場合は、代替場所として総合センターに設置するとともに参集した職員に周知する。

③ 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、町長とし、不在の場合は次の順位によりその職務を代行する。

・第１順位	・第２順位	・第３順位	・第４順位
：副町長	：くらし産業統括監	：企画総務統括監	：都市建設統括監

④ 解散基準

本部長は、町内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは災害対策本部を解散する。

⑤ 設置・解散の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は解散したときは直ちに関係機関等に通知する。

■災害対策本部設置及び解散の通知

通知先	連絡担当	通 知 方 法
各部	総括班	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭、メール、インターネット等
防災関係機関	総括班	町防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭、メール
町議会	応援班	電話、口頭、メール
一般町民	広報班	町防災行政無線、広報車、町 web サイト、ツイート
報道機関	広報班	電話、口頭、町 web サイト、ツイート
隣接市町等	総括班	電話、文書、町 web サイト、ツイート

■災害対策本部に用意すべき備品

- ・有線電話及びファクシミリ　・防災行政無線、消防無線　・災害対応用臨時電話
- ・庁内放送設備　・テレビ、ラジオ　・ハンドマイク
- ・複写機　・懐中電灯　・発電機　・投光機　・筆記用具等事務用品
- ・災害時の町内応援協力者名簿　・被害状況図板、住宅地図及びその他地図類
- ・スマートフォン、ＰＣ、プリンタ　・被災者生活再建支援システム　・要支援者台帳システム
- ・災害処理表その他書類一式　・防災関係機関一覧表　・その他必要資機材等

(2) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成、各部各班の事務分掌は、次のとおりである。

■災害対策本部組織図

■災害対策本部事務分掌【 本部会議 】

本部会議		事務分掌
本 部 長	町　　長	1. 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う
		2. 本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行う
副本部長	副 町 長	1. 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
本部長付	教 育 長 上尾市東消防署長	1. 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する
		2. 災害対策本部決定事項を命令指揮する

■災害対策本部事務分掌【 本部事務局 】

部名	班名	担当部署	事務分掌
事務局　部　長　くらし産業統括監 副部長　企画総務統括監 会計管理者 部長付　危機管理課長			総　括　班（班長：企画課長） 広　報　班（班長：秘書広報課長） 情　報　班（班長：税務課長） 住民相談班（班長：収税課長）
本部事務局	総括班	・企画課 ・総務課 ・コミュニティ推進課 ・危機管理課 ・DX 推進課・新庁舎整備室	1. 各部職員の動員に関すること
			2. 本部の開設及び閉鎖に関すること
			3. 本部会議の運営に関すること
			4. 気象予報・警報の収集伝達に関すること
			5. 防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること
			6. 被害状況の総括取りまとめに関すること
			7. 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること
			8. 県災対本部への報告に関すること
			9. 県、市町村及び防災関係機関への協力・応援要請事務に関すること
			10. 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること
			11. 災害救助法の適用申請事務に関すること
			12. 自衛隊の災害派遣要請に関すること
			13. 本部の活動記録に関すること
			14. 災害見舞い及び視察者の応接に関すること
			15. 職員の参集状況に関すること
			16. 職員の飲料水、食料の確保に関すること
			17. 災害対策要員のローテーション計画の作成
			18. 車両の配車、管理に関すること
			19. 罹災証明書の発行事務に関すること
			20. 各部・各班の連絡調整に関すること
			21. 町有財産の被害状況の把握、「情報班」への報告
			22. 災害対策関係予算及び資金に関すること
			23. 国、県等の補助金に関すること
			24. 情報システムに関すること
			25. 本部の庶務及び他部に属さないこと
			26. 部内及び関係機関との連絡、調整に関すること
			27. 上尾市消防本部との連絡調整に関すること
			28. 消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関すること
			29. 消防団活動に関すること

部名	班名	担当部署	事務分掌
本部事務局	広報班	・秘書広報課	1. 住民、来訪者への避難勧告及び指示等の伝達
			2. 住民への防災情報の広報に関すること
			3. 避難収容者に対する生活情報の広報に関すること
			4. 報道機関に対する発表
			5. 報道機関との連絡調整・情報交換・要請
			6. 警察との広報調整
			7. 防災関係機関の広報内容の把握
			8. 庁内関係者への防災情報の広報
			9. 情報誌の作成、配付
	情報班	・税務課 ・会計課	1. 災害情報の収集（必要に応じて調査員を現地に派遣）
			2. 各班からの情報収集、各班への情報
			3. 交通機関の被害情報の収集
			4. 交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること
			5. ライフライン被害情報の収集
			6. ライフラインの応急･復旧対策の要請に関すること
			7. 被災者見舞金の配分に関すること
			8. 罹災証明書のための被害家屋調査に関すること
			9. 災害の撮影記録に関すること
	住民相談班	・収税課 ・住民相談室	1. 「情報班」と連携し町民の安否確認の窓口業務
			2. 被災住民の各種相談窓口の開設
			3. 町民の安否確認に関すること
			4. 避難所から避難住民の情報収集
			5. 「医療班」から町民の安否情報の収集
			6. 消防・警察から町民の安否情報の収集

■災害対策本部事務分掌【 救援部 】

部名	班名	担当部署	事務分掌
救援部　部　長　健康福祉統括監 副部長　上下水道統括監 部長付　社会福祉課長			避難支援班（班長：住民課長） 医　療　班（班長：保険医療課長） 衛　生　班（班長：環境対策課長） 給　水　班（班長：上下水道課長）
救援部	避難支援班	・社会福祉課 ・いきいき長寿課 ・子育て支援課 ・住民課 ・人権推進課 ・保育所	1. 避難所の開設及び管理・運営に関すること（避難所への避難所従事職員の派遣を含む）
			2. 被災者の避難所への誘導、収容
			3. 社会福祉施設等の被害調査、「情報班」への報告
			4. 社会福祉施設等の応急修理及び災害復旧工事
			5. 独居高齢者、高齢者・障がい者世帯の救護に関すること
			6. 収容避難者の確認と「情報班」への報告
			7. 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること
			8. 避難所における食料・生活必需品の調達、配分及び管理
			9. 避難所における食料・生活必需品の調達、配分状況の「情報班」への報告
			10. 飲料水の供給に対する連絡調整に関すること
			11. ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること
			12. ボランティアとの連絡調整
			13. 災害弔慰金の支給及び被災者への救護資金の貸付けに関すること
			14. 保育所児童の避難及び救護に関すること
			15. 保育所施設等の被害調査、「情報班」への報告
			16. 保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事
			17. 応急保育に関すること
			18. 被災者に対する保育料の減免に関すること
	医療班	・保険医療課 ・健康増進課 （保健ｾﾝﾀｰ）	1. 医療救護所の設置に関すること
			2. 病院、診療所、助産所等の被害調査と「情報班」への報告
			3. 医師会、医療機関との連絡調整・応援要請
			4. 保健所との連絡調整
			5. 救急医療機関との連絡調整に関すること
			6. 負傷者等の搬送支援
			7. 防疫に関すること
			8. 医薬品等の調達
			9. 災害救助に関する他部との連絡調整に関すること
	衛生班	・環境対策課 ・ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	1. 環境衛生対策に関すること
			2. そ族昆虫駆除に関すること
			3. ごみ処理に関すること
			4. し尿処理に関すること
			5. 災害廃棄物の処理に関すること
			6. 遺体の捜索、収容及び埋・火葬に関すること
			7. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
	給水班	・上下水道課	1. 被災者への応急給水
			2. 応急給水情報の「広報班」への伝達
			3. 水道施設の被害状況の「情報班」への報告
			4. 災害時の水源確保に関すること
			5. 水道施設の応急復旧に関すること
			6. 水道工事店への協力要請

■災害対策本部事務分掌【 応急復旧部 】

部名	班名	担当部署	事務分掌
応急復旧部　部　長　都市建設統括監 副部長　議会事務局長 部長付　土木課長			土　木　班（班長：土木課長） 建　築　班（班長：都市計画課長） 地域支援班（班長：アグリ推進課長） 応　援　班（班長：議会事務局長）
応急復旧部	土木班	・土木課 ・上下水道課	1. 道路、橋梁等の被害調査、応急修理及び「情報班」への報告
			2. 道路、橋梁等の災害復旧工事
			3. 下水道施設の被害調査、応急修理及び「情報班」への報告
			4. 下水道施設の災害復旧工事
			5. 河川の被害調査、応急修理及び「情報班」への報告
			6. 河川の災害復旧工事
			7. 交通規制状況の把握に関すること
			8. 緊急輸送道路の確保に関すること
			9. 緊急輸送道路の確保状況の「情報班」への報告
			10. 道路障害物の除去作業に関すること
			11. 応急対策活動用資機材の調達
			12. 土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること
	建築班	・都市計画課	1. 災害危険区域の警戒、巡視に関すること
			2. 市街地の排水対策に関すること
			3. 住宅等の被害調査、「情報班」への報告
			4. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること
			5. 応急仮設住宅等の用地確保に関すること
			6. 応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること
			7. 被災住宅の応急修理に関すること
			8. 町有建物の応急修理に関すること
	地域支援班	・アグリ推進課 ・元気まちづくり課	1. 農地、農業用施設の被害調査、「情報班」への報告
			2. 農地、農業用施設の応急・復旧対策に関すること
			3. 農産物・園芸作物の被害調査、「情報班」への報告
			4. 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること
			5. 商工業関係の被害調査、「情報班」への報告
			6. 家畜の防疫に関すること
			7. 町全体における食料及び生活必需品の調達、輸送に関すること
			8. 救援物資の受領及び管理・配分に関すること
			9. 燃料の調達、輸送に関すること
			10. 町外車両の確保に関すること
			11. 被災農家及び中小企業関係の融資
	応援班	・議会事務局	1. 部内各班の応援に関すること

■災害対策本部事務分掌【 教育部 】

部名	班名	担当部署	事務分掌
教育部　部　長　教育次長 副部長　教育総務課長 部長付　学校教育課長			教育施設班（班長：教育総務課長） 応急教育班（班長：学校教育課長） 給　食　班（班長：学校給食センター所長）
教育部	教育施設班	・教育総務課 ・生涯学習課	1. 学校教育施設の被害調査、「情報班」への報告
			2. 学校教育施設の応急修理及び災害復旧工事
			3. 社会教育施設利用者の避難及び救護
			4. 社会教育施設の被害調査、「情報班」への報告
			5. 社会教育施設の応急修理及び災害復旧工事
			6. 炊き出しの協力
			7. 文化財の被害調査
			8. 文化財の応急･復旧対策に関すること
			9. その他、「避難支援班」への応援に関すること
	応急教育班	・学校教育課 ・小・中学校	1. 児童、生徒の避難及び救護に関すること
			2. 児童、生徒及び職員の被害状況の把握、「情報班」への報告
			3. 被災児童､生徒及び職員の保健衛生に関すること
			4. 学校施設の避難所使用等に関すること
			5. 応急教育に関すること
			6. 被災児童､生徒の学用品等の支給に関すること
			7. その他、部内各班への応援に関すること
	給食班	・学校給食センター	1. 被災者への炊き出し及び配給に関すること
			2. 応急給食に関すること
			3. その他、部内各班への応援に関すること

■伊奈消防団事務分掌

伊奈消防団	消防団については、総括班の事務分掌とする。
	1. 団員の動員に関すること
	2. 消防活動に関すること
	3. 災害の予防、警戒及び防御に関すること
	4. 被災者の救助及び救出に関すること
	5. 避難誘導に関すること
	6. 河川の巡視活動に関すること
	7. 水防活動に関すること
	8. 常備消防との連携及び活動支援に関すること
	9. 管轄区域内のパトロールに関すること

(3) 行政機能の確保状況の報告

震度６弱以上の地震を観測した場合は、市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式（資料編参照）により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第 1 報は原則として発災後 12 時間以内、第 2 報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

第２　応急活動

地震災害時において職員が実施すべき応急活動を次のように定める。

2.1　職員の初動活動
2.2　職員動員の連絡
2.3　応急活動の留意点

２．１ 職員の初動活動【各班共通】

(1) 地震直後の緊急措置

地震直後の緊急措置を、勤務時間内と勤務時間外とに分けて以下に示す。

① 勤務時間内

勤務時間内に地震が発生した場合は、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、必要最低限の業務を除いて通常業務を中断し、地震直後の緊急措置として、職員は各施設において以下に示す措置をとる。

さらに、震度５弱以上の地震が発生した場合、避難所に配置されている職員は避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。

■勤務時間内の緊急措置

- 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努める。
- 町民等、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。
- 被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において、危険箇所への立ち入り規制や薬物・危険物に対する緊急の防護措置を講ずる。
- 非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保するとともに、情報収集、連絡支援用としてのＰＣを町民へ提供する。

■勤務時間内の服務内容

- 職員は配備対象外であっても、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- 原則として行事、会議、出張等を中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで帰宅せずに待機する。
- 災害現場に出動する場合は、防災服及びヘルメット等を着用する。
- 自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。

② 勤務時間外

勤務時間外に地震が発生した場合の職員の参集は、以下のとおりである。

■職員の自主参集

勤務時間外(夜間・休日等)に、町内で震度５弱以上の地震が発生した場合は、職員は動員指令の有無にかかわらず、職員動員計画に基づき、速やかに自主参集し、指揮者の指示に従い的確、適切に行動する。

■自主参集職員の緊急措置

- 町役場及び各施設の被害状況の把握
- 被害の状況に応じて、町役場及び各施設の緊急防護措置を講ずる。
- 町役場及び各施設の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）を行う。
- 非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。

■参集場所

配備体制	震度階級	参集場所	参集職員
警戒体制	震度５弱	町役場、拠点避難所	「職員動員計画表」に準じる。
非常体制	震度５強	町役場、避難所、勤務施設	
	震度６弱以上		

■登庁時の携帯品等

・身分証明書　・自分用の食料､飲料水　・雨具､防寒着､軍手等
・ラジオ､懐中電灯　・作業がしやすい服装　・安全靴､マスク､携帯電話等

■登庁不可能な場合の措置

交通機関等の被災により登庁が不可能になった場合は、下記の参集場所で情報収集にあたるとともに、自らの安否及び周辺の被災状況を可能な限りビジネスチャットツール等により連絡し、所属部の指示を受ける。また、災害状況の好転により登庁可能になった職員は、所定の配置に就く。

・最寄りの防災関連機関
・防災活動拠点（「本編　第２章　第１節　第３　３．２　■本町の各種防災拠点」参照）

(2) 地震情報の収集

地震発生直後、県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

(3) 避難所の開設

避難所配備の職員は、避難所の開設、救護、避難所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。

(4) 初動期災害情報の収集

災害対策本部は、警察署及びその他防災関係機関、自主防災組織等との緊密な連携を図りながら、各部・各班が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

２．２ 職員動員の連絡【各班共通】

職員動員の連絡方法及び連絡網は、次のとおりである。

(1) 動員の連絡方法

配備体制ごとの職員への連絡方法は、次のとおりである。

■連絡方法

配備区分		参集職員	勤務時間内		勤務時間外	
			有線使用可	有線使用不可（※）	有線使用可（※）	有線使用不可（※）
警戒体制		防災要員	庁内放送、電話、FAX、グループウェア等を用いて連絡	使走（伝令）による連絡	自主参集（特に連絡なし）	自主参集（特に連絡なし）
非常体制	一号配備	所定の職員	同上	同上	原則自主参集（各部長以上には連絡）	同上
	二号配備	全職員	同上	同上	自主参集（特に連絡なし）	同上

注）（※）インターネット、クラウドサービスなどを活用し周知を図る。

(2) 勤務時間内の連絡

勤務時間内の連絡網は、次のとおりである。

■勤務時間内の連絡網

⑶ 勤務時間外の連絡

勤務時間外においては自主参集を原則とし、特に動員のための連絡は行わない。

ただし、非常体制の一号配備に際して通話手段がある場合は、災害対策本部の各部の部長以上に対しては動員確認などの連絡を行うものとする。

■勤務時間外の連絡網（非常体制一号配備）

注）県からの震度情報は、危機管理課長が携帯している防災用携帯電話を介して伝達される。

２．３ 応急活動の留意点【本部事務局】

⑴ 災害対策本部の弾力的運営

大地震においては、数多くの災害応急対策を同時並行的に行うことが要求される。また、職員自身も被災者となり参集不能となり得る事態も予想される。

そのため、災害状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的に要員の運用を図り、災害応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

⑵ 災害対策要員のローテーション

大地震の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、「総括班」が災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

⑶ 応援部隊等の受入

大地震においては、本町の防災体制だけでは災害応急対策のすべてに対応できないことも予想され、その際は「総括班」が、自衛隊、県、近隣市町等に対して応援を要請することとなる。

また、町内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、各部・各班は相互に緊密な連携を図り、これらの応援部隊が円滑に活動できるよう受け入れ体制を整える。

第３　応援要請、相互協力

町長は、地震の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

3.1　県への応援要請
3.2　他市町村等への応援要請
3.3　防災関係機関への応援要請
3.4　ボランティア団体等との相互協力
3.5　民間事業者等との相互協力

３．１ 県への応援要請【総括班】

本町の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、町長は知事に対して応援又は応援の斡旋を求めることができる。また、町長は、災対法に基づいて知事に応急措置等の実施を要請することができる。知事に対する応援又は応援の斡旋及び応急措置等の要請は、県危機管理防災部消防課を経由して、次に掲げる事項について文書により処理する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

- ○ 災害の状況
- ○ 応援を要請する理由、期間
- ○ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ○ 応援を必要とする場所
- ○ 応援を必要とする活動内容
- ○ その他の必要事項

(2) 指定地方行政機関に対する応援の斡旋を知事に求める場合
他の市町、各機関又は応援要請の斡旋を求める場合

- ○ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ○ 派遣を希望する期間
- ○ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ○ 応援を希望する区域及び活動内容
- ○ その他の必要事項

⑶ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

本町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

■派遣対象業務

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	－	

※派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努める。

⑷ 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

本町は、県内自治体の相互応援だけでは、本町において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用する。県外自治体による応援職員の派遣は、県が行う。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の２つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第 1 段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第１段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第２段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

■第１段階支援の要請方法

県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

■第 2 段階支援の要請方法

第 1 段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第 2 段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第 2 段階支援の必要性を連絡する。

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを本町に派遣し、町長への助言や幹部職員との調整等を行う。

■要請方法

本町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

３．２ 他市町村等への応援要請【総括班】

本町は、災害時における相互応援協力を行うため、他市町村等と相互応援に係る協定を締結しており、災害の状況等を勘案の上、他市町村等に応援要請などを行い、被害軽減や応急復旧に努める。

本町と他市町村との協定については、「本編 第２章 第２節 第１　１．３ 広域応援協力体制の充実」を参照のこと。

３．３ 防災関係機関への応援要請【総括班】

本町は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

⑴ 防災関係機関の責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、本町の実施する災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

⑵ 活動体制

① 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておく。

② 職員の派遣

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

３．４ ボランティア団体等との相互協力【避難支援班、関係各班】

「避難支援班」は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。

⑴ 災害ボランティアセンターの設置

「避難支援班」は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを開設してボランティアの受付けを行う。災害ボランティアセンターは、町役場、総合センター又はふれあい福祉センターに設置する。

⑵ ボランティアの振り分け

災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門性を考慮して管轄する活動窓口ごとにボランティアの振り分けを行う。

専門ボランティアＡに対しては、各所管において参加申込みの受け付け及び登録を実施し、福祉ボランティアに対しては、社会福祉協議会において参加申込みの受け付け及び登録を実施する。その他のボランティアは、災害ボランティアセンターにおいて参加申込の受け付け及び登録を実施する。

■ボランティアの種別と登録窓口

種別	資格・機能	登録窓口
専門ボランティアＡ	特殊な資格、職能を有している者 ・ 医師、看護師 ・ 応急危険度判定士 ・ 被災宅地危険度判定士	各所管
専門ボランティアＢ	資格、職能を有している者 ・ アマチュア無線技師 ・ 大型運転免許所有者 ・ オペレーター ・ 外国語通訳、手話通訳 ・ 建設作業員、その他	災害 ボランティアセンター
一般ボランティア (個人・団体を含む)	上記の資格、職能を有していない者	災害 ボランティアセンター
福祉ボランティア	福祉ボランティアとして平常時より活動している個人・団体	社会福祉協議会

■災害ボランティアセンターの役割

・ボランティアコーディネーターの確保
・ボランティアの登録、名簿作成
・ボランティアの証明書、名札の発行
・ボランティアの派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整
・被災地、避難所におけるボランティアの把握等の情報収集
・県、社会福祉協議会、民間ボランティア団体との連絡調整
・FAX、インターネットによるボランティア事前登録受付
・保険に関すること

３．５ 民間事業者との相互協力

本町は、大規模災害時に本町が行う応急対策業務に対し、被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られるよう、民間事業者等と相互応援に係る協定を締結しており、災害の状況・規模等必要に応じ、民間事業者等の協力体制のもと、被害軽減や応急復旧に努める。

本町と民間事業者との協定については、「本編 第２章 第２節 第１　１．３ 広域応援協力体制の充実」を参照のこと。

第４　自衛隊の災害派遣

本町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

4.1　派遣要請
4.2　依頼要領
4.3　自衛隊の自主派遣
4.4　派遣部隊の撤収要請
4.5　経費の負担区分

４．１ 派遣要請【総括班】

本部長は知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

４．２ 依頼要領【総括班】

⑴ 担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、「総括班」が担当する。

⑵ 依頼方法

本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後すみやかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が窮迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行う。

■県への依頼要領

提 出 先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
記載事項	・災害の状況及び派遣を要請する理由 ・派遣を必要とする期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となるべき事項

■県への連絡先

区分	電話番号	FAX 番号
危機管理課（危機管理担当）	048-830-8131	048-830-8129
防災無線（地上系）	83-6-8131	83-6-8129
防災無線（衛星系）	84-200-6-8131	83-200-6-8129

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。また、災害派遣の要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

■災害派遣の要件

1　緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
2　公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
3　非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
避難者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 （ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬
消防活動	消防活動利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 （ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 （薬剤等は本町準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯・給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年 1 月総理府令 1 号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の

項目	災害派遣要請の範囲
	物品を譲与することはできない。）
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合
その他	町長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(4) 派遣部隊等の受入

本部長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。

■派遣部隊の受入場所

区分	施設名	所在地
本部事務所	伊奈町役場内	中央 4-355
宿営地及びヘリコプター発着地	町制施行記念公園	小針内宿 732-1

４．３ 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び町災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- ○ 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- ○ 通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- ○ 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

４．４ 派遣部隊の撤収要請【総括班】

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事あてに依頼する。

４．５ 経費の負担区分【総括班】

災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は原則として防衛庁の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本町が協議する。

第５　災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

5.1　災害救助法の概要
5.2　災害救助法の適用及び実施
5.3　災害救助法が適用されない場合の措置

５．１ 災害救助法の概要【各班共通】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

⑵ 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- ○ 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ○ 医療及び助産
- ○ 被災者の救出
- ○ 被災した住宅の応急修理
- ○ 生業に必要な資金の貸与
- ○ 学用品の給与
- ○ 埋　葬
- ○ 死体の捜索及び処理
- ○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ○ 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

⑶ 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を町長に委任することができる（災害救助法　第30条）。

埼玉県においては、埼玉県災害救助法施行細則第 16 条により、次の救助に関する職権を町長にあらかじめ委任している。

なお、応急仮設住宅、医療・助産についても町長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の設置及び収容	7 日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日以内 （但し､助産は分娩した日から 7 日以内）	知事及び日赤県支部（医療班派遣） 町（その他）
学用品の給与	教科書 1 ヶ月以内 文房具　15 日以内	町
被災者の救出	3 日以内	町
埋葬	10 日以内	町
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	県（建設） 町長（対象者、敷地の選定）
被災した住宅の応急修理	完成 1 ヶ月以内	町
遺体の捜索	10 日以内	町
遺体の処理	10 日以内	町
障害物の除去	10 日以内	町

注）期間については、すべて災害発生の日から起算する。

(4) 費　用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、町長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

５．２ 災害救助法の適用及び実施【本部事務局、各班共通】

災害救助法による救助は、本町域を単位に原則として同一原因の災害による本町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

① 原　則

町長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、町長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。

② 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。

(2) 適用基準

災害救助法による救助は、本町の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■伊奈町の災害救助法適用基準

①	町内の住家滅失世帯数	60 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	町内の住家滅失世帯数	30 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	町内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については２世帯をもって１世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については３世帯をもって１世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

区分	内容
①住家の滅失	(ｱ) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの。
	(ｲ) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の 50%以上に達したもの。
②住家の半壊・半焼	(ｱ) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの。
	(ｲ) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の 20%以上 50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂のたい積	(ｱ) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(ｲ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

項目	内容
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

(5) 埼玉県への報告

町長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本町に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

５．３ 災害救助法が適用されない場合の措置【本部事務局、各班共通】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施する。

第６　自助による応急対策の実施

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。
町民は、災害が発生した際に、以下の対応を講ずる。

■町民の役割

- 初期消火の実施
- 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- 自主防災活動への参加、協力
- 避難所でのゆずりあい
- 本町、県、防災関係機関が行う防災活動への協力
- 風評に乗らず、風評を広めない

第７　地域による応急対策の実施

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。地域における避難対策及び要配慮者対策は、「本編 第２章 第１節 第４ 安全避難の確保」及び「本編 第２章 第３節 第４ 災害時の要配慮者の安全対策」を参照する。

■自主防災組織の役割

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。）
- 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

■消防団の役割

- 消火、救助活動の実施

第８　地域の安全確保への協力

自主防犯組織は、地域の安全の確保のため本町及び警察の活動に可能な範囲で協力する。

■自主防犯組織の役割

- 地域の安全確保に向けた本町、警察への協力・被災者等の安否確認

第２節　情報の収集・伝達

本町域において大規模地震が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。

情報の収集・伝達

- 第１　情報連絡体制
- 第２　災害情報収集・伝達体制
- 第３　町民への広報活動
- 第４　町民の各種相談窓口
- 第５　報道機関への情報提供

第１　情報連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。

- 1.1　情報連絡系統
- 1.2　情報連絡通信手段

１．１ 情報連絡系統【各班共通】

地震災害時における本町災害対策本部を中心とした情報連絡系統は、次頁のとおりである。

１．２ 情報連絡通信手段【本部事務局、各班共通】

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

⑴ 災害通信の運用方針

主要な通信施設である有線電話の途絶でも対応できるよう、地震災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとする。

⑵ 町災害対策本部と町の各機関との通信手段

本町の各機関との通信手段は、LGWAN、インターネット、携帯電話、防災行政無線及び消防無線を活用する。

ただし、消防無線は、消防活動の程度に応じて可能な場合に使用するものとする。

各機関及び地区拠点避難所との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、移動体通信機器の設置、あるいは道路事情を考慮し、車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。

⑶ 県等との通信手段

本町と埼玉県との通信手段は、県防災行政無線、LGWAN、インターネット、災害応急復旧用無線電話を使用し、県本部及び県の地域機関と情報連絡を実施する。

⑷ 防災関係機関との通信手段

本町と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、LGWAN、インターネット、消防無線等を使用して通信連絡を実施する。

■情報連絡系統図

注 1）　┈┈┈▶：本町から県災害対策本部への連絡ができない場合の通信網

注 2）図中の各防災関係機関の連絡先については、資料編を参照のこと。

(5) 他団体への協力要請通信手段

有線電話の途絶した場合にアマチュア無線局の協力を得るものとする。

(6) 非常通話及び非常電報の利用

災害の予防及び救護、交通、通信、及び電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電話又は電報については、他の電話に先立って接続し、電送及び配達することになっているので、これを活用する。

○ 水防機関相互間
○ 消防機関相互間
○ 災害救助機関相互間
○ 災害の予防又は救援に直接関係ある機関

(7) 緊急通話

公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電話については、他の電話に先だって接続し、又は伝送をすることになっているので、これを活用する。

○ 災害の予防又は救援に直接関係ある機関

(8) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急時において特別の必要があると認めたとき、又は災害が発生しその応急措置に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があると認めたときは、通信施設を優先して使用することができる。

・警　　察	・鉄道事業者	・航空保安機関
・消防機関	・鉱業事業者	・気象業務機関
・水防機関	・電気事業者	・自衛隊

■優先する場合の注意事項

- 緊急の場合に混乱が生じないようにあらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きを定める。
- 本町が警察の専用電話又は無線施設を使用するときは、あらかじめ埼玉県警察本部長と協定する。

(9) 非常通信の利用

地震災害時に有線や防災行政無線が途絶した場合は、電波法の規定に基づき関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設（警察無線、消防無線等）を利用した非常無線を利用することができる。

《参考》

◆ 関東地方非常通信協議会の概要

関東地方非常通信協議会は、防災関係の国の機関、管内各県、市長会、町村会、電気通信事業者、放送事業者、ライフライン関係事業者等、令和３年４月１日現在、161 団体で構成している。

(10) 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施して通信を確保する。

第２　災害情報の収集・伝達体制

本町は、地震災害時には各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

2.1　実施体制
2.2　初動期の情報収集体制
2.3　地震情報
2.4　火災情報
2.5　人的被害情報
2.6　一般建築物被害情報
2.7　公共土木・建築施設被害情報
2.8　ライフライン被害情報
2.9　交通施設被害情報
2.10　その他の被害情報
2.11　被害調査の報告

２．１ 実施体制【各班共通】

各部において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

- ○ 各部・各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに本部事務局「情報班」へ報告する。
- ○ 本部事務局「総括班」は、「情報班」をはじめ埼玉県及び防災関係機関から収集した災害情報を整理し、災害対策本部会議へ報告する。
- ○ 災害対策本部会議は、災害情報を分析・判断し、災害対策の活動方針を本部事務局「総括班」を通じて各部・各班に伝達、指示する。
- ○ 本部事務局「広報班」は、災害情報を防災関係機関及び町民に伝達・広報する。

■災害情報の収集

情報項目	対象内容	担当班
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各班共通、上尾市消防本部
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼) 一部損壊、床上・床下浸水	建築班
公共土木・建築施設等被害	道路、河川、水路、橋梁等 町営住宅、公園施設等	土木班、建築班
ライフライン施設被害	上・下水道、ガス、電気、電話	土木班、給水班、情報班
社会福祉施設被害	社会福祉施設、心身障がい者福祉施設、 老人福祉施設、児童福祉施設	避難支援班
環境衛生施設被害	廃棄物処理施設	衛生班
医療施設被害	医療機関	医療班
商工業・農業被害	商工業施設等、農業施設・農産物等	地域支援班
火災等被害	消防庁舎 火災及び危険物等による被害	上尾市消防本部
学校施設被害	町立学校、給食施設 町立学校以外の施設	教育施設班
社会教育施設被害	公民館、文化財、図書館、体育館等	教育施設班
公共交通施設被害	鉄道、バス等	情報班
その他（行政財産・施設）	町役場	総括班

２．２ 初動期の情報収集体制【情報班、各班共通】

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、以下に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

(1) 情報収集

原則として震度５強以上の地震が発生したとき、又は発生したと思われるとき、「情報班」は、他部の協力を得て避難所及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集の出動にあたっては、障害物等による途絶も想定されることから、バイク、自転車を利用することも考慮する。

災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と緊密に連携する。

被害の程度の調査に当たっては、関係班との連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本町の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、本町又は都道府

県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

⑵ 防災拠点からの情報収集

町内の各防災拠点から、防災行政無線等により初動期災害情報を収集する。

⑶ 消防団からの情報収集

消防団の分団の管轄区域ごとに消防分団長が担当者となり、災害情報の収集活動を行う。

⑷ 自主防災組織、区等からの情報収集

町内の自主防災組織や区等からも地域における災害情報を収集する。

⑸ その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

また、町民の間の通信手段として広くインターネットが普及していることから、ツイッターなどの通信手段を活用して被災地の情報を収集する。

２．３ 地震情報【総括班】

⑴ 地震情報の収集体制

「総括班」は、町役場に設置した震度計の確認及び県防災行政無線による地震情報等から地震の規模と範囲の概況を把握する。

本町が収集する地震情報の主たる流れは次のとおりである。

■地震情報の収集伝達系統

⑵ 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域（埼玉県の場合は、県北部、県南部、秩父の３区分で、本町は、県南部に含まれる））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

⑶ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

本町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

２．４ 火災情報【上尾市消防本部】

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

２．５ 人的被害情報【情報班、各班共通】

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、地震発生直後からの初動期に最も必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達が重要である。

各部・各班は、担当業務の被害調査に関連し速やかに人的被害を収集し「情報班」に報告する。「総括班」は、「情報班」からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

２．６ 一般建築物被害情報【建築班】

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施の上で重要である。このため、町域全体の被害状況を速やかに把握する。

２．７ 公共土木・建築施設被害情報【土木班、建築班】

本町が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し「情報班」に報告する。被害状況は、現地写真等により記録する。

また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各関係機関から災害情報を収集する。

２．８ ライフライン被害情報【情報班、土木班、給水班】

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の町民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

⑴ ライフライン（上、下水道）被害調査

上、下水道については、「給水班」、「土木班」が被害状況調査を実施し、「情報班」に報告する。また、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。

⑵ その他のライフライン被害調査

その他のライフラインについては、「情報班」が各事業者から被害状況を把握する。

⑶ ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして町民への情報提供ができるように、「情報班」が各事業者から復旧情報を把握する。

２．９ 交通施設被害情報【情報班、土木班】

交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県及び埼玉新都市交通株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

⑴ 道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要である。「土木班」は、道路施設の被災状況を調査し、「情報班」に報告する。

■道路被害情報

- 本町は、町域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。
- 本町は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

⑵ 鉄道被害

「情報班」は、鉄道施設の被災状況及び運行状況等について施設管理者等から情報を収集する。

２．１０ その他の被害情報【地域支援班】

その他の被害としては、商工業、農業等に関する被害があげられる。

「地域支援班」は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から被害情報を収集・把握する。

２．１１ 被害調査の報告【本部事務局】

本町域で発生した被害報告は次のとおりとする。

(1) 町災害対策本部への報告

登庁した職員、関係各部及び防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、「情報班」へ報告する。

(2) 県への報告（災対法　第 53 条第 1 項）

本町の区域内に災害が発生したときは、「総括班」が速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合は FAX 等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町関係公共土木被害を優先して報告する。

① 報告すべき災害

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 本町が災害対策本部を設置したもの
- 災害が 2 市町以上にまたがるもので、本町における被害が軽微であっても、周辺自治体に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- 地震が発生し、町内で震度 4 以上を観測したもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

② 被害速報

被害速報は、発生速報と経過速報とに分け県の所定の様式を用いて報告する。

■被害速報

速報区分	内容
発生速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式集９号の発生速報により防災行政無線、ＦＡＸ等で報告する。
経過速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか 2 時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式集 10 号の経過速報により防災行政無線、ＦＡＸ等で報告する。

③ 確定報告

別に定める被害の判定基準（資料編参照）を参考とし、「被害状況調」を用いて災害の応急対策が終了した日から７日以内に文書で報告する。

■県への連絡先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話　048-830-8111（直通）　　防災行政無線（発信特番-200-6-8111）

(3) 消防庁への報告

本町が県に報告できない場合は、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

■消防庁への連絡先

区分 / 回線		平日（9:30～18:15）（消防庁応急対策室）	左記以外（消防庁宿直室）
NTT 回線	電話	03(5253)7527	03(5253)7777
	ＦＡＸ	03(5253)7537	03(5253)7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49012
	ＦＡＸ	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49012
	ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注)TN は、回線選択番号を示す。

第３　町民への広報活動

地震発生時には、被災地や隣接地域の町民に対し地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、「広報班」は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

3.1　広報活動の方針
3.2　初動期の広報
3.3　生活再開時期の広報
3.4　要配慮者への広報
3.5　県、町、関係団体の連携確保

３．１ 広報活動の方針【広報班】

本町は、地震発生時に被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、本町は、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の要望に適切に対応する。

⑴ 広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。

広報活動の流れは、原則として「本部事務局」による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、「広報班」による広報の実施となる。

⑵ 災害広報の方法

町民への広報は、防災行政無線及び広報車等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する町民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、町民等（避難者・避難所外の被災者・町外避難者等）に周知するよう努める。

３．２ 初動期の広報【広報班】

地震直後の広報は、本町からの直接的な広報（呼びかけ）が町民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す町民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- ○ 町災害対策本部の震災対策状況
- ○ 住民に対する避難指示等に関する事項
- ○ 災害救助活動状況
- ○ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- ○ 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- ○ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- ○ 電話の通話状況
- ○ 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ○ 電気、ガス、水道等の状況
- ○ 流言、飛語の防止に関する情報
- ○ 医療関連情報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記の手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- ○ 防災行政無線による広報
- ○ 町の広報車
- ○ 緊急情報メール配信サービス・一部メディアでのデータ放送の活用
- ○ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
- ○ 町のホームページ

３．３ 生活再開時期の広報【広報班】

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

(1) 生活再開時期の広報内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

■時間の推移と広報内容

発災後	広報内容
3 日～ 1 週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を避難場所を中心に広報する。 ・電気、ガス、水道等の復旧状況 ・電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ・公共交通機関の復旧情報 ・生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ・安否情報 ・相談窓口開設の情報
1～3 週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するので、これらの町民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
3 週間目以後	避難場所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の町民向け情報を提供する。 ・災害関連の行政施策情報 ・通常の行政サービス情報

(2) 生活再開時期の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

■避難所収容者への広報

- 広報紙、臨時広報紙の配布
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報
- 緊急情報メール配信サービス
- 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）
- インターネット

■避難所外の町民への広報

- 緊急情報メール配信サービス
- 公共施設等での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- 報道機関への情報提供による広報
- インターネット

■町外避難者への広報

- 緊急情報メール配信サービス
- ファクシミリサービス
- インターネット
- 報道機関への情報提供による広報

３．４ 要配慮者への広報【広報班、避難支援班】

聴覚・視覚障がい者や外国人等、通常の伝達方法では災害情報を入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

(1) 障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、ワンセグ対応の携帯電話等により広報に努める。

視覚障がい者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。

また、各種障がい者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、外国人団体、ボランティア等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

３．５ 県、町、関係団体の連携確保【広報班、避難支援班】

本町、県及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第４　町民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

なお、本町は、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談を相互に協力して実施するため、埼玉県行政書士会と「災害時における被災者支援に関する協定書」を締結している。また、被災者等相談の円滑かつ適切な実施のため、埼玉司法書士会と「災害時における被災者等相談の実施に関する協定書」を締結している。(資料編参照)

4.1　各種相談窓口の設置
4.2　相談の内容

４．１ 各種相談窓口の設置【住民相談班、関係各班】

被災町民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各部・各班及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。電話回線、ファクシミリ等の設備を確保するとともに、土曜日、日曜日を含め相談員を確保し、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応する。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、災害情報相談センターは、震災直後、2 週間後、1 か月後に、それぞれ時期に応じての重点的な相談窓口に改編するものとする。

本町は、情報収集や提供等、各種相談窓口の業務に協力するものとする。

■相談窓口の設置

- 町役場等での相談窓口の設置
- 各避難場所の巡回相談
- 被災者へのアンケート調査による要望・苦情の把握
- 電話相談窓口の設置
  照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファクシミリ等で対応する。
- 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
  町、県、国等による支援事業についての相談及び斡旋について実施する。
- 県がホームページ上に開設する「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を必要に応じて実施

４．２ 相談の内容【住民相談班、関係各班】

相談の内容は次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

なお、罹災証明書、仮設住宅入居管理等について迅速に対応出来るよう、町国土強靱化地域計画に示す被災者生活再建支援システムの導入を推進する。

- ○ 罹災証明書の発行
- ○ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- ○ 倒壊家屋の処理
- ○ 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅の斡旋
- ○ その他生活相談

⑵ 事業再建相談

事業再建のための、本町、県及び国による支援事業についての相談及び斡旋を行う。
また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- ○ 中小企業関係融資
- ○ 農業関係融資
- ○ その他融資制度

⑶ 個別専門相談（法律、医療）

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

② 医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。
特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

⑷ ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

⑸ 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法等により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに開始する。相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。
また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、SNS や広報紙、報道発表等の広報により、悪質商法等への注意を喚起する。

⑹ 安否情報

安否情報は、同居の家族や町内の住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報が行えるよう、安否情報システムを活用する。

第５　報道機関への情報提供

被災地の町民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

5.1　災害情報の提供
5.2　災害情報の報道依頼

５．１ 災害情報の提供【広報班】

「広報班」は、プレスセンターを開設し報道機関に対して災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。
個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- ○ 地域の被害状況等に関する情報
- ○ 本町における避難に関する情報
  - ・ 避難の勧告に関すること
  - ・ 避難施設に関すること
- ○ 地域の応急対策活動の状況に関する情報
  - ・ 応急救護所の開設に関すること
  - ・ 交通機関及び道路の復旧に関すること
  - ・ 電気、水道等の復旧に関すること
- ○ その他町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
  - ・ 給水及び給食に関すること
  - ・ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
  - ・ 防疫に関すること
  - ・ 各種相談窓口の開設に関すること

(2) プレスセンターの開設

「広報班」は、報道機関等に提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

５．２ 災害情報の報道依頼【広報班】

「広報班」は、必要に応じて災害に関する情報の広報を、テレビ、ラジオなどの報道機関へ依頼する。報道機関への広報要請は、本町からファクシミリ又はＥメールを用いて直接依頼するものとするが、その内容を県へも報告することとする。

第３節　消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、町は「上尾市消防本部」と連携して、町民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開して、大地震時の火災から町民の生命及び財産を保護する。

消防活動

第１　応急消防活動

第２　危険物対策

第１　応急消防活動

「上尾市消防本部及び消防団」による地震災害時における消防・救出活動を以下に示す。

1.1　上尾市消防本部による消防活動

1.2　消防団による消防活動

1.3　応援部隊の要請

1.4　救出活動

１．１　上尾市消防本部による消防活動

大規模地震の発生に伴い上尾市消防本部は、直ちに以下の消防活動に当たるものとする。

(1) 情報収集及び伝達

① 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、あらゆる手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

■被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	・火災の発生状況 ・延焼地域の状況 ・水道施設の被害状況 ・危険物の流出等の状況 ・道路の被害状況	・上尾市消防本部 ・本部事務局「情報班」 ・警察署 ・消防団
救急救助活動	・救急救助事案の発生状況 ・病院等医療施設の被害状況 ・道路の被害状況 ・建物の倒壊状況	・自主防災組織 ・町民からの通報、駆け込み ・参集職員 ・テレビ等の映像情報

② 情報の伝達

上尾市消防本部は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

(2) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

■活動内容

- 初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。
- 庁舎及び車両の被害状況の調査と応急措置に当たる。
- 高所見張りを行い、被害の全体状況の把握を行う。
- 消防車両を出動させ、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造密集地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。
- 非常参集者からの災害状況報告、また通行人等から情報の提供をうけ、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。

(3) 消火活動

消防機関における消火活動は、上尾市消防本部において別に定める上尾市警防規程等による。なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

■消火活動の原則

原則	内容
避難地及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
消火可能地域優先の原則	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災消防活動優先の原則	大規模危険物貯蔵・取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

原則	内容
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。
火災現場活動の原則	・出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急・救助活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。 ・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

⑷ 救急及び救助活動

① 活動方針

救急隊及び救助隊は、人命の救急及び救助活動を優先して実施する。

② 事前措置

上尾市消防本部は、救急・救助業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関と常に必要事項について研究検討し、災害発生時の積極的活動の方策を講ずるとともにその徹底に努めるものとする。

③ 活動要領

■救急・救助の原則

原則	内容
重傷者優先の原則	救急及び救助活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救急・救助の効率重視の原則	同時に小規模救急・救助事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救急・救助活動を実施する。

■活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は次のとおりとする。

・傷病者の救出作業
・傷病者の応急処置
・傷病者の担架搬送及び搬送
・救急医療品、資器材及び医療救護班（医師、看護師）等の緊急搬送
・仮設救護所より常設医療機関への搬送
・重傷病者等の緊急避難搬送

■活動体制

項目	内容
発災初期の活動体制	地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救急・救助を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受け入れ体制を把握し、広域救急・救助体制に移行する。
火災が少ない場合の体制	火災が少なく、救急・救助事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下位の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救急・救助体制を確保する。
現場指揮本部の開設	上尾市消防本部は、災害発生状況によって現場に指揮本部を開設し、災害現場における救急・救助体制の確立を図る。

④ 実施要領

■救急・救助事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、参集職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

■救出作業

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者について、安全を確保しつつ必要に応じた自主防災組織や付近住民との協力のもと、各種救助用資器材及び人員を活用し、その危険を排除、生命及び身体の安全を確保する。

■応急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

■現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

■担架搬送及び搬送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散搬送を行う。また、傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

■救急医療品、資器材及び医療救護班等の緊急搬送

医療救護所において、医師、看護師等の不足を生じたとき、手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請による輸送を行う。

■消防団員、自主防災組織、一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に要請して、現場付近の医療救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

１．２ 消防団による消防活動【消防団】

消防団は、災害時には上尾市消防本部と連携して以下に示す活動を行う。

⑴ 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

■活動内容

- 各分団は、地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要機材を積載して出動準備を行う。
- 高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

⑵ 消防活動

① 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独又は上尾市消防本部及び町民や自主防災組織と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

⑶ その他の活動

① 救急救助

上尾市消防本部による活動と連携し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

② 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

③ 情報の収集

上尾市消防本部による活動と連携し、早期の災害情報の収集を行う。

④ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を上尾市消防本部と協力して行う。

１．３ 応援部隊の要請【本部事務局】

本部長は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、応援要請を行うものとする。

(1) 応援の要請

町長は、震災が発生し、本町の消防力だけでは対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の消防相互応援協定に基づく応援及び第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

県下における消防機関の応援要請手順、及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順を示す。

■県下における消防機関の応援要請

■緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ

(2) 受援の対応

他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、受援計画に定めるところによる。

１．４ 救出活動【上尾市消防本部、本部事務局、土木班】

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防、警察その他の関係防災機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、「関東平野北西縁断層帯地震」のような大規模地震では、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、地域住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

(1) 救出活動の基本方針

救出活動の成功の鍵は、以下の４点である。

- ○ 要救出現場の早期把握
- ○ 要救出現場に対する人員の確保
- ○ 要救出現場に対する救出用資機材の投入
- ○ 救出従事機関（消防、警察、自衛隊、自主防災組織等）間の連絡調整・役割分担・地域分担

⑵ 要救出現場に対する人員の確保

要救出現場に対する人員の確保は以下の手順により実施する。

① 消防職員の派遣要請

② 消防団員の確保

③ 警察職員の派遣要請

④ 自衛隊派遣を「本部事務局」に要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、自衛隊の派遣要請を「本部事務局」に依頼する。

⑤ 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）に要請

⑥ その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「土木班」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。

「広報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼び掛けを行う。

⑦ 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、疾病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、桶川北本伊奈地区医師会を通じ各消防署ごとに随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

⑶ 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「土木班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

⑷ 救出従事機関どうしの連絡調整・地域分担・役割分担

- ○ 上尾市消防本部及び警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
- ○ 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「総括班」に提供要請を行う。
- ○ 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- ○ 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、上尾市消防本部に対し必要な救助隊の派遣を要請する。
- ○ 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。
- ○ 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

(5) その他の注意事項

- ○ 救出した負傷者は、直ちに救急車でその症状に適合した救護医療機関等へ搬送する。
- ○ 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- ○ 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。

第２　危険物対策

消防活動に関わる危険物対策として、本町と施設責任者に分けて活動内容を定めるものとする。

2.1　町の措置
2.2　施設責任者の措置

２．１ 町の措置【上尾市消防本部】

本町は消防機関と連携して、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導するとともに、防災関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講ずるものとする。

- ○ 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
- ○ 危険物施設の応急点検
- ○ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
- ○ 災害発生時の応急活動
- ○ 防災関係機関への通報
- ○ 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

２．２ 施設責任者の措置

危険物施設の責任者は、被害の拡大や二次災害を防止するため、以下の応急措置を講ずる。

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

⑵ 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

⑶ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

⑷ 災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

⑸ 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、直ちに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

⑹ 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第４節　救援・救護活動

地震災害時には被災者の生命の安全の確保など、人心の安定を図るために迅速な救援・救助活動が求められる。

本町が実施する救援・救護活動に関する活動計画を以下に定める。

救援・救護活動

- 第１　人命救助活動
- 第２　避難対策
- 第３　要配慮者への支援
- 第４　医療救護
- 第５　防疫及び保健衛生
- 第６　応急給水
- 第７　食料・生活必需品の供給
- 第８　住宅の確保
- 第９　遺体の取扱い
- 第10　要員の確保

第１　人命救助活動

大規模地震により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認することが必要である。

1.1　安否確認
1.2　捜索活動

１．１ 安否確認【住民相談班、警察署】

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者が発生した場合、「住民相談班」は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に部員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

■行方不明者の安否確認

- 相談窓口を一本化するとともに、同じ窓口でコンピュータ等を用いて安否確認も併せて行えるよう、情報の一元化（誰が行方不明捜査願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。
- 安否確認の届出及び受付時の事務手続きの要領や様式について定めておく。
- 行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合のうえ行う。

《参考》
◆ 総合行政ネットワーク回線（LGWAN）を用いた安否情報確認システム
国が開発した安否情報システムであり、インターネット回線からでも利用可能である。

１．２ 捜索活動【総括班、上尾市消防本部、警察署】

行方不明者の捜索は、警察、消防等の防災機関、また、状況により自衛隊等の協力も得て実施することとなるので、捜索体制について、これらの機関との役割分担を定めておかなければならない。「総括班」は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を本部長に報告するとともに、必要に応じ関係各班に対して、各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等の協力を要請する。

救出活動に当たっては、上尾市消防本部、消防団、警察、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携に密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。「総括班」は、災害対策調整会議を逐次開催して捜索関係機関との連携を密にする。また、救出活動に必要な資機材の備蓄・調達及び関係団体からの建設重機等の借り上げについて検討しておく。

第２　避難対策

地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、町民の人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、町民に対して避難指示を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導しなくてはならない。

また、避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努めるものとする。

2.1　要避難状況の把握
2.2　避難指示
2.3　警戒区域の設定
2.4　避難誘導及び移送
2.5　避難所の開設
2.6　避難所の運営
2.7　避難所外避難者対策
2.8　避難所の縮小、閉鎖
2.9　広域避難
2.10　広域一時滞在

２．１　要避難状況の把握【本部事務局、上尾市消防本部】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難指示等の対策が実施できる様にしておくこと。

■危険地域の把握

必要情報	収集先
○ 延焼火災危険地域 ○ 危険物災害の危険地域 ○ 建物倒壊の危険 ○ 宅地崩壊の危険 （クラックやずれ、のり面崩壊等）	・庁舎等からの高所視察　・上尾市消防本部 ・本町の各機関、消防団　・警察署 ・自主防災組織及び町民からの通報 ・参集職員　・テレビ等の映像情報

２．２ 避難指示【本部事務局、上尾市消防本部、警察署】

市街地火災、建物倒壊、ガス等の流失拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難指示を行う。

(1) 避難指示の発令

■避難指示等の発令権者及び内容

発令権者	指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長（町長） 知事（※）	火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの指示を行う。	災対法　第60条 水防法　第29条
水防管理者	火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの指示を行う。	災対法　第60条 水防法　第29条
警察官	・本部長が避難の指示ができないと認めるとき ・本部長から要求があったとき ・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要するとき 上記のいずれかの場合、直ちに当該地域の町民等に対して、立退きを指示する。	災対法　第61条 警察官職務執行法　第4条
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。	自衛隊法　第94条
知事、その命を受けた職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法　第22条 地すべり等防止法　第25条
消防吏員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法　第23条の2

注）※：本部長が事務を行うことができない場合

(2) 避難の指示の内容及び伝達

① 内容

避難指示は、以下の内容を明示して行う。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

■避難指示の内容

- 避難対象地域
- 避難先及び避難経路
- 避難の理由
- 避難時の留意事項
  例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

■避難に当たっての注意事項

- 火気等危険物の始末
- 2 食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
- 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等の着用
- 隣近所に声をかけ合い、そろって避難すること等

② 伝達・報告

避難指示を行ったものは、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

■町長の措置

伊奈町長から県知事へ速やかにその旨を報告する。

■水防管理者の措置

水防管理者　→　警察署長

■警察官の措置（法に基づく措置）

警察官　→　伊奈町長・埼玉県公安委員会　→　県知事

■自衛官の措置

自衛官　→　伊奈町長　→　県知事

■報道機関への措置

項目	内容
伝達ルート	・原則として、「本部事務局」から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確保する。 ・県を経由した伝達ルートも確保する。 この場合、できる限り、情報が遅延しないように配慮する。
伝達手段	・所定の様式により、県及び放送事業者にファクシミリ及びＥメールで情報伝達を行う。 ・確実性を図るため、ファクシミリ及びＥメールで伝達したことを県及び放送事業者に電話連絡する。
伝達する情報の種類	・災対法に基づく、避難指示（解除を含む） ・災対法に基づく、高齢者等避難

注）法的及び制度根拠のない自主避難の呼び掛けは、報道機関への情報提供の対象外とする。
　ただし、放送事業者が電話等で取材を行う場合はある。

③ 住民への周知

本町は、自ら避難指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を伊奈町防災行政無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて町民等に周知する。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、必要に応じて隣接市へもあわせて連絡を行う。

(3) 避難指示の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められる時とする。

《参考》

◆災対法第 60 条（市町村長の避難の指示等）の 5

市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

２．３ 警戒区域の設定【本部事務局、上尾市消防本部、警察署 】

災害が発生し又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し又はその区域から退去を命ずることができる。

(1) 設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者及び内容

実施責任者	勧告・指示等の内容
町長	・町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。（災対法　第63条）
警察官	・町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ本部長又は委任を受けた吏員がそばにいないとき。 （災対法　第63条） ・本部長又は委任を受けた吏員から要求があったとき。 （災対法　第63条）
自衛官	・町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ本部長又は委任を受けた吏員がそばにいないとき。（災対法　第63条）
消防吏員又は消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設定するとき。 （消防法　第28条）

(2) 伝達及び報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難指示の伝達方法を準用する。

２．４ 避難誘導及び移送【 避難支援班、上尾市消防本部、消防団 】

避難支援班、警察官、消防職員、消防団員等は協力して避難所、避難場所及び広域避難場所へ町民を避難誘導及び移送する。

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は原則として、町長又は知事の命を受けた職員、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。

誘導に当たっては色腕章を付けるとともに懐中電灯を所持する。

(2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位に従って避難するものとする。

■優先避難の順位

① 要介護者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者とその介護者
② 一般町民
③ 防災従事者

(3) 誘導方法及び輸送方法

避難所又は避難場所への誘導方法及び輸送方法は、以下のとおりである。

■誘導・輸送方法

- 避難経路の指示
- 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- 出発、到着の際の人員点検
- 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送
  （状況により県へ応援要請を行う。）
- 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難行動要支援者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測される。

避難支援等関係者は、個別避難計画を用いて、避難行動要支援者の安否確認及び誘導を行う。

また、ケアマネジャー、ホームヘルパー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の発見及び避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。

(5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

児童、生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが

予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するものとする。また、学校、施設、病院においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。

■避難に係る指定、検討事項

- 避難実施責任者
- 避難の順位
- 避難誘導責任者及び補助者
- 避難誘導の要領

２．５ 避難所の開設【避難支援班】

避難の必要が生じた場合、避難所の開設担当者はいち早く開設の準備を行う。

⑴ 避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、テント等により仮設するものとする。
（野外テントについては、自衛隊へ設営依頼を行う。）

⑵ 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、災害発生の不安により、当該地域の町民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

⑶ 収容対象者

避難所に収容する者は、原則として災害によって現に被害を受けた者とする。

また、避難指示が発令された場合、又は避難指示は発令されないが、緊急避難の必要がある場合において災害によって現に被害を受けるおそれがある者も対象とする。

■収容対象者

項目	内容
住居が被害を受け、居住の場を失った者	住居が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な者	住居被害は少ないものの、水道、電気、ガスなどが止まり住居での生活が困難な者
現実に災害を受けた者	宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人、観光客等
その他	避難指示が発せられる等により緊急避難の必要がある者

⑷ 開設の担当者

避難所等の開設は、施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員が実施する（担当者は、複数指定しておくものとする。）。

⑸ 開設手順

避難所の開設手順を以下に示す。

■避難所の開設手順

① 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないか判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
② 電話、無線等により避難所開設を災害対策本部に報告する。
（開設の日時、場所、施設名、収容人員等）
③ 施設の門をあける（既に避難者がいるときはとりあえず広い部屋へ誘導する。）
④ 避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。
事務室には、避難者からよく判るように「事務室」の標示を行い、避難所を開設した以降は、事務室に必ず職員を常時配備しておくこと。また、事務室には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。
⑤ 避難者の受入れスペースを指定する。
スペースを指定するときは、おおむね1人当たり2㎡以上の面積を基本とし、床面にテープ又は掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い、要配慮者及びペット連れの避難者等への対応等に配慮するものとする。
⑥ 既に避難している人を指定のスペースへ誘導を行う。
⑦ 施設のセキュリティ上や避難者の安全確保等の問題から立ち入り禁止スペース等がある場合は施設管理者等に確認する。

⑹ 県への報告

町長（「本部事務局」）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

⑺ 避難区域の治安対策

住民が避難された地域においては無人状態となり、空き巣被害や建築物・工作物の放火・破壊など、治安上の問題がある。避難所の開設に併せて、自主防災組織等は、警察、消防団等と連携した防犯パトロール活動を実施するなど、避難区域の治安を維持するための対策を講ずるものとする。

２．６ 避難所の運営【避難支援班、医療班】

避難所の運営は、本町の職員が中心となり、自主防災組織や避難者及びボランティアの協力を得ながら実施するが、避難生活が長期化する場合は、本町の職員や施設管理者の協力のもと自主防災組織や避難者が主体となって避難所運営委員会を組織し、避難所の運営を実施する。

運営の詳細については、「避難所運営マニュアル」を参照のこと。

⑴ 管理責任者

避難所の管理は、原則として「応急教育班」の協力を得て「避難支援班」が担当する。

⑵ 運営の概要

避難所運営の概要を以下に示す。

■避難所運営の概要

- 避難者名簿及び職員避難所勤務状況の交付、作成及び報告
- 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給
- 「本部事務局」への運営状況の報告
- 避難所日誌の作成
- その他

⑶ 避難生活の長期化対策

避難生活の長期化に備えて、燃料の確保、入浴・洗濯対策、防災対策、医療相談・診療、ペット対策、ボランティア活動の支援などについて、実施を検討する。

⑷ 避難者の受入れ

避難所に避難してきた人について、町内住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

本町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県にあっせんを依頼する。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講ずるものとする。

⑸ 要配慮者や女性・あらゆる人権への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、多様な性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、ユニバーサルデザインに配慮したトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等は開設当初から設置できるように努める。

特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性や要配慮者等の多様なニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、ＬＧＢＴＱなど性的少数者からの相談にはプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

(6) 要配慮者に必要な物資等の整備

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制の整備に努める。

■要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）

- 高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- 病弱者・内部障がい者…医薬品や使用装具膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭呼吸機能障害：酸素ボンベ
- 聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- 視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
- 知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- 女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- 妊産婦…マット、組立式ベッド
- 外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

(7) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災者の避難状況，避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(8) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

⑼ 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取る。

■健康状態に合わせた避難場所の確保

※十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

■十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
- 地域の実情に応じて県有施設やホテル・施設等の活用を検討する。

■避難受付時のフロー

■避難所レイアウトの検討

- 世帯間で概ね 2m の間隔を確保するレイアウトを検討する。

■避難者の健康管理

- 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

■発熱者等の専用スペースの確保

- 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- 発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

■物資・資材

- マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

■自宅療養者の対応

- 保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して取り組む。
- 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
- 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

■住民への周知

- 広報誌、自治体ホームページ、SNS 等を活用し以下の事項を町民に周知する。
- 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
- 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- マスク、消毒液等の衛生用品等といった、避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること　等

■感染症対策

- 手洗い、マスクの着用など基本的は感染症対策を徹底する。
- 定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）
- 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

■発熱者等の対応

- 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

■車中泊（車中避難）等への対応

- 車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

(10) 避難者と共に避難した動物の扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(11) 避難所の開設期間

避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。なお、避難所を閉鎖した場合は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は県知事の事前承認を受ける必要がある。

(12) 被災者の移送

① 他市町村への移送

被害が甚大なため町内の避難所に被災者を収容できないときは、「本部事務局」へその旨報告し、他市町村への移送を要請する。

町内の避難所に収容余力がないときは、「総括班」は県災害対策本部に対して、移送を要請する。

② 他市町村、他都道府県からの受入

「避難支援班」は、災害対策本部から他市町村及び他都道府県からの被災者の受入れを指示された場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

(13) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年 埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

避難所開設に伴う費用は、労務費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずるものとする。

２．７ 避難所外避難者対策【避難支援班】

本町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

２．８ 避難所の縮小、閉鎖【本部事務局、避難支援班】

避難所の多くは学校等の公共施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。そのため、本町は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して避難所を縮小していくものとする。

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、本町は避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針といったものを打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災住民が三位一体となって作業を進めていく。その上で、避難者のための仮設住宅などによる生活再建の目処が立った時点で避難所を閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

■被災住民の移動を実施する場合の注意点

- 避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近くて、なるべく同一地域内の施設を準備すること。
- 移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとすること。
- 早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。
- 行政と住民との信頼関係が壊れると、再び信頼を取り戻すには相当の時間とエネルギーを必要とするので、常に相手の立場に立った応対を心掛けること。

２．９ 広域避難【本部事務局、避難支援班】

本町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

協力を求められた場合は、県の支援の下、広域避難のための避難所を提供する。

なお、本町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、他の都道府県の市町村へ受け入れを求める場合には、本町は当該他の都道府県との協議を求める。

避難所の運営に当たっては、「第２編 第３章 第４節 第２　２．２避難所の開設」に準じる。

２．１０ 広域一時滞在【本部事務局、避難支援班】

本町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

本町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、「第２編 第３章 第４節 第２　２．２避難所の開設」に準じる。自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

第３　要配慮者への支援

要配慮者が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、本町、関係防災機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

3.1　避難行動要支援者等の避難支援
3.2　避難生活における要配慮者支援
3.3　社会福祉施設入所者の安全確保
3.4　在住外国人の安全確保

３．１ 避難行動要支援者等の避難支援【総括班、避難支援班】

災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

(1) 避難のための情報伝達

本町は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう設定した判断基準に従い、高齢者等避難、避難指示の発令を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のように実施する。

- 「避難支援班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に同意がない者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- 「避難支援班」は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

⑶ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

「避難支援班」は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

「避難支援班」のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。「避難支援班」は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

⑷ 名簿に掲載されていない要配慮等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

「避難支援班」は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援の必要性は低いが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、「本部事務局」は、主に情報発信による支援を実施する。

３．２ 避難生活における要配慮者支援【避難支援班】

本町は、避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

⑴ 生活物資の供給

「避難支援班」は、要配慮者の被災状況を把握し、「地域支援班」と連携して要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

■避難所における要配慮者への配慮内容

項目	内容
区画の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。
巡回サービスの実施	「避難支援班」は、職員、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、保健師などによるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回させる。
福祉避難所の活用	「避難支援班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援項目	内容
情報提供	「避難支援班」は、ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	「避難支援班」は「住民相談班」と協力して町役場や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	「避難支援班」及び「医療班」は、職員、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	「避難支援班」は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。
福祉避難所の活用	「避難支援班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

本町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

応急仮設住宅の建設は、知事が災害救助法の適用を判断し、応急仮設住宅の建設が必要とされた際に建設される。

３．３ 社会福祉施設入所者の安全確保【避難支援班】

「避難支援班」は､施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

⑴ 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

⑵ 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

⑶ 受入先の確保及び移送

「避難支援班」は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

⑷ ライフライン復旧優先

施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部事務局」を通じて要請する。

⑸ 巡回サービスの実施

「避難支援班」は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

３．４ 在住外国人の安全確保【本部事務局】

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい在住外国人の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

⑴ 安否確認の実施

「総括班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、外国人登録者名簿等を活用し、外国人の安否を確認する。その調査結果を、埼玉県に報告する。

⑵ 避難誘導の実施

「本部事務局」は、避難指示を発令した場合には、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対して速やかな避難誘導を実施する。

⑶ 情報提供

「本部事務局」は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

⑷ 各種相談

「総括班」は「住民相談班」と協力して相談窓口を開設し、職員やボランティア通訳者等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。

第４　医療救護

本町は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

4.1　医療情報の収集･伝達
4.2　初動医療体制
4.3　負傷者等の搬送体制
4.4　後方医療体制

４．１ 医療情報の収集・伝達【医療班】

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため、本町は、救護医療機関である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

４．２ 初動医療体制【医療班、上尾市消防本部】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものであり、災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に応急救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

⑴ 初動医療体制の整備

「医療班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班の編成を行う。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、町内の医療機関等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された応急救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、災害の程度により本町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災

害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

⑵ トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

① 救急隊の活動内容

上尾市消防本部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を救護医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関への搬送を依頼する。

② 医療救護班の活動内容

医療救護班は、上尾市消防本部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

■医療救護班の活動内容

- 傷病者に対する応急処置
- トリアージの実施
- 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- 軽症者に対する医療
- カルテの作成
- 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

⑶ 医薬品等の調達

「医療班」は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材を、災害の規模に応じて医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

■医薬品等の調達

・医薬品等の搬送
医薬品等の搬送は、応急救護所の設置とあわせて「医療班」が行う。

・血液の供給
医療救護活動において血液が必要な場合、本部長は、県あるいは赤十字血液センターに要請する。

⑷ 精神科救急医療の確保

本町及び県は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

４．３ 負傷者等の搬送体制【医療班、上尾市消防本部】

負傷者等の救護医療機関への一次搬送及び後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

⑴ 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

■一次搬送の方法

- 「総括班」が上尾市消防本部に配車・搬送を要請する。
- 公用車、町内救護医療機関、又は各応急救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- 各応急救護所の班員、上尾市消防職員、その他町の職員により担架やリヤカーで搬送する。
- 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

⑵ 救護医療機関の受け入れ要請

「医療班」は、「上尾市消防本部」と協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。

また、負傷者が１か所の医療機関に集中しないように配慮する。

⑶ 二次搬送方法

次の体制により二次搬送を実施する。

なお、臨時ヘリポートについては、「本編 第２章 第２節 第５　５．３ 後方医療体制の整備」を参照のこと。

■二次搬送の方法

- 町内救護医療機関で対応できない傷病者の町外・県外の高度医療機関への搬送は、「医療班」、上尾市消防本部及び救護医療機関等が協力して実施する。
- 緊急度の高い場合は埼玉県にヘリコプター搬送（県防災ヘリ）の要請を行い、ヘリコプターによる搬送を実施する。
- 平成 19 年 10 月 26 日から県内でもドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始され、県防災ヘリと同様に必要に応じ「総括班」から県へ要請する。

⑷ 後方医療機関への受け入れ要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、町外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

４．４ 後方医療体制【医療班、上尾市消防本部】

本町は、病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。

また、応急救護所からの搬送ルートの整備を行い、応急救護所間あるいは応急救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

(1) 搬送体制

本町は、応急救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ定めておいた後方医療機関に搬送する。

(2) 広域医療協力体制

本町は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。

第５　防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

5.1　防疫活動
5.2　保健衛生活動
5.3　動物愛護

５．１ 防疫活動【医療班、衛生班】

水道の断水、汚水の溢水等により伝染病のまん延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

■被災時の防疫活動

活動内容＼実施主体	埼玉県の活動	本町の活動
検病疫学調査	○	△
健康診断	○	△
清掃・消毒作業		○
そ族・昆虫の駆除		○
伝染病患者の収容		○
予防接種	○	△

注）○：実施主体、△：本町が協力

⑴ 実施体制

「医療班」及び「衛生班」は、保健所の指示の基に防疫活動を実施する。

⑵ 実施期間

災害発生日から起算しておおむね７日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

⑶ 活動内容

① 消毒・清掃

「医療班」及び「衛生班」は、被災地において伝染病が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

■消毒・清掃の対象

・給水給食施設
・家屋
・便所
・ごみ収集所、溝渠

■そ族、昆虫等の駆除

「衛生班」は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

② 収容・消毒

「医療班」は、被災地において伝染病患者又は病原体保有者を確認したときは診療医師と協力して収容するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。

なお、診療医師は直ちに保健所へ報告する。

また、避難所における伝染病の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、伝染病の早期把握に努める。

③ 保健指導

■活動内容

・避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
・パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。
　また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

⑷ 埼玉県に対する要請

本部長は、本町が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。

⑸ 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や伝染病の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症防止対策等の予防措置及び防疫・保健衛生用器材などの必要な資機材の調達に協力する。

５．２ 保健衛生活動【県、医療班】

「医療班」は、保健所が実施する食品衛生監視、栄養指導及びメンタルケア対策に協力する。保健所長が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

⑴ 食品衛生監視

保健所長は、次の食品衛生監視活動を実施する。

■食品衛生監視活動内容

・救護食品の監視指導 ・飲料水の簡易検査 ・その他食品に起因する被害発生の防止

⑵ 栄養指導

保健所長は、次の栄養指導を実施する。

■栄養指導活動内容

・被災者に対する栄養相談 ・災害時の影響・食生活支援の情報提供

⑶ メンタルケア対策

保健所長はメンタルケアを行う活動班を編成し、避難場所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。

また、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、近隣の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

■精神保健活動内容

・発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の相談 ・精神科医療機関の紹介 ・医療機関等への搬送手段について調整 ・本町、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整 ・被災者の精神保健福祉相談

５．３ 動物愛護【衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

本町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。町、県及び関係機関の役割は次のとおりである。

機関名等	役割
町	・所有者不明の動物、負傷動物等の保護 ・避難所における動物の適正飼養の指導の実施
県（医療救急部）	・動物救援本部の設置 ・所有者不明の動物、負傷動物等の保護 ・避難所における動物の適正飼養の指導の実施
県（医療救急部、警察本部） 動物園	・動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合の収容、管理
獣医師会、動物関係団体	・動物救援本部の設置 ・所有者不明の動物、負傷動物等の保護

(1) 被災地域における動物の保護

本町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

本町は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことから、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

(3) 情報の交換

本町は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。

■被災動物に係る情報の交換

・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
・必要資機材、獣医師の派遣要請
・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
・他県市への連絡調整及び応援要請

(4) その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第６　応急給水

本町は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により町民が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

6.1　給水需要の把握
6.2　給水方針の決定
6.3　給水の実施
6.4　給水施設の応急復旧

６．１ 給水需要の把握【給水班】

地震による避難者数や断水戸数等の災害のために現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握する。

６．２ 給水方針の決定【本部事務局、給水班】

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、その都度本部長が指示する。

(1) 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は原則として本部長が行う。

ただし、本町で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に応援の要請及び資機材等の借入斡旋要請を行う。

(2) 給水対象者

災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

なお、要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

(3) 給水量

給水量は、災害発生から３日までは、１人１日約３リットル、４日目以後は約 20 リットルを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(4) 供給の方法

供給の方法は、容器による搬送給水や仮設共用水栓の設置等現場に応じた適宜な方法により行う。また、震災対策指定井戸等を活用する（衛生上の確認をすること）。

６．３ 給水の実施【給水班】

(1) 給水方法

給水は以下の方法に従って実施する。

■給水機器一覧表（町保有分）　　［令和４年４月１日現在］

品名	容量	数量
給水車	1,750 ℓ	1
給水タンク	1,000 ℓ	2
給水タンク	500 ℓ	1
給水タンク	300 ℓ	1
ウォーターバルーン	500 ℓ	3
ポリ容器	20 ℓ	19
	10 ℓ	51
非常用給水袋	10 ℓ	550
	6 ℓ	5,000

■給水の実施方法

- 町全体が断水の場合は、県へ要請して定めた給水地点にて応急給水を行う。
- 町内の企業及び個人所有の震災対策指定井戸、県災害対策本部食料部及び隣接市から応援給水を受けるものとする。
- プール、防火水槽からは、ろ過及び消毒の後に給水する。
- 医療機関の給水については優先する。

(2) 応急給水資機材の調達

本町は、必要な資機材を確保する。

(3) 給水所の設置

主な給水所の設置場所は以下のとおりである。

■給水所の設置場所

- 浄水場、配水場
- 避難所（小・中学校、高等学校他）
- 避難場所（小・中・高等学校グラウンド、公園）
- 社会福祉施設
- 在宅要配慮者
  （ボランティアの協力により高齢者等の要配慮者に対して個別給水を行う。）
- その他給水要請のあった場所

(4) 周知・広報

「給水班」は、給水所の設置状況について「広報班」を通じて被災町民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に「給水所」と大書きした掲示物を表示する。

⑸ 応援の要請

① 必要に応じて、日本水道協会埼玉県支部、県及び自衛隊等に応援要請を行う。

② 給水用資機材に不足が生じたら以下の機関に要請する。

・ 県災害対策本部食料部、隣接市	…	給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等
・ 自衛隊	…	浄水セット、ヘリコプター出動要請等
・ 民間企業	…	ペットボトルによる水の配付

⑹ 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

６．４ 給水施設の応急復旧【給水班】

水道施設が被災した場合、「給水班」は日本水道協会埼玉県支部等の協力を得て、直ちに復旧作業に着手し早期復旧を目指す。上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事を１週間以内に完了するよう実施する。

また、復旧のための資材及び技術者が不足する場合、「給水班」はその旨を「本部事務局」に伝達する。「総括班」は、資材及び技術者を県に要請する。

なお、復旧に当たっては、防災拠点となっている施設（災害対策本部、病院、避難所等）を優先する。

第７　食料・生活必需品の供給

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的にまひすることが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

7.1　緊急食料供給体制の確立
7.2　緊急生活必需品供給体制の確立

７．１ 緊急食料供給体制の確立【避難支援班、地域支援班、給食班】

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

⑴ 給食需要の把握

下表を参考に、避難者数、調理不能施設（ガス供給停止等による）数、防災要員数を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

■供給対象者

- 避難所に収容された人数
- 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- 通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給が受けられない者
- 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 応急活動に従事する者

⑵ 給食能力の把握

学校給食センターの被害状況を把握する。

⑶ 給食方針の決定

給食方針は、⑴及び⑵の状況把握に基づき決定する。

① 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食料の供給は、本部長が行う。

ただし、本町で対応が困難な場合は、食料品の斡旋要請を県災害対策本部食料部に行う。

② 給食基準

給食を行う目安は以下のとおりである。

■給食基準

- 食料の供給は、被災者が直ちに食することができるものとする。
- 配給品目は米穀を原則とするが、実情等により乾パン及び麦製品とする。
- 知事が定める配給数量は、炊き出しとして配給する場合、被災者 1 食当たり精米 200ｇ以内、応急供給受給者 1 人 1 日当たり精米 400ｇ以内、災害救助従事者 1 食当たり精米 300ｇ以内である。
- 副食品の数については制限しない。
- 一時的に縁故先へ避難する者については、3 日分以内を現物により支給する。

③ 給食の方法

給食の実施方法は以下のとおりである。

■給食の実施方法

- 食料供給機能の停滞により、生命の危険がおよぶ可能性のある要配慮者に対し、優先的に実施する。
- 現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食料の供給を実施する。
- 速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力の要請及び炊き出し体制の確立を図る。
- 状況により、地域の団体やボランティア等、又は自衛隊の協力を得て実施する。
- 野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。
- 要配慮者に対応した給食内容を検討する（軟らかい食事､栄養の考慮等）。
- 可能な限りアレルゲン表示に配慮した食品を選択する。

⑷ 給食の実施

(3)の方針に基づき給食を実施する。

① 食料等の調達

食料等の調達は、以下のとおり実施する。

■主な食料及び機器の調達方法

品目	内容
米　穀	本町は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。 本町は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。
ビスケット、クラッカー	米穀の方法に準ずる。
副食品	必要に応じ町内販売業者から調達する。 地域内で調達不能の場合は、知事に斡旋依頼する。
生鮮野菜	さいたま農業協同組合、卸売市場の協力を得る。
牛乳、乳製品	販売業者からの購入
簡易ガスコンロの調達	ガス供給の停止により、調理不能な状況にあるものについては、状況により、簡易ガスコンロを貸与する。
大型の鍋釜・コンロ （炊き出しに備える）	販売・製造業者からの購入・貸与
電気炊飯器、電磁調理器の調達	販売・製造業者からの購入・貸与

② 食料の輸送

「地域支援班」は、本町において調達した食料及び県から支給を受けた食料について、広域集積地や輸送拠点から避難所及び被災者へ輸送する（広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する。）。

《参考》
地域支援班での輸送が不可能な場合は、食料品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

③ 食料の配付

避難者等への食料の配付を行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

④ 炊き出し（温かい食事・汁物・サラダの提供）

避難所の弁当や配給食は、「塩辛い」、「油もの」、「肉製品」、「同じ献立の繰り返し」、「冷たい」、「ご飯が硬い」、「野菜・魚の不足」等という傾向がある。

被災者の健康維持と精神安定の観点からも、炊き出しについては「簡易キッチンによる避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置づけていく。

また、作業の担い手としては、農協、赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア及び避難所住民等が協力してあたるものとするが、性別や役割分担意識にとらわれることのないよう配慮する。

⑤ 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食料の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求するものとする。

７．２ 緊急生活必需品供給体制の確立【避難支援班、地域支援班】

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日常用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し供給又は貸与する。

(1) 生活必需品需要の把握

「地域支援班」は、「避難支援班」等から生活必需品の供給対象者数を把握する。

なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被害者数を把握する。

■供給対象者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水によって、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことができない者

(2) 公的備蓄、業者調達可能量の把握

本町の備蓄倉庫及び町内業者の被災状況を確認し、生活必需品の調達可能量を確認する。

(3) 生活必需品供給方針の決定

(1)、(2)の状況把握に基づき決定する。

① 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じて本部長が行う。災害救助法が適用された場合の被服寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、本部長が実施する。

② 供給する主な生活必需品

被害の実情に応じ、次の品目を中心に現物を供給する。

- ○ 寝　　具 … 毛布、タオルケット、布団等
- ○ 外　　衣 … 洋服、作業衣、子ども服等
- ○ 肌　　着 … シャツ、パンツ等の下着類
- ○ 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- ○ 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- ○ 食　　器 … 茶碗、皿、はし等
- ○ 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ○ 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、ＬＰガス等
- ○ そ の 他 … 紙おむつ、医薬品、生理用品、粉ミルク等

③ 供給方法

被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、自主防災組織、民生委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施するものとする。

(4) 生活必需品の供給

(3)の方針に基づき生活必需品を供給する。

① 生活必需品の調達

事前の備蓄物資で対応し、なお不足するときは速やかに業者等から調達することに努め、状況により県等へ応援を要請するものとする。

② 生活必需品の輸送

「地域支援班」は、本町において調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品について、広域集積地、輸送拠点から避難所、被災地等へ輸送する。

（広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する。）

③ 生活必需品の供給

供給方針に基づき供給する。

④ 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の供給又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において本町が県に請求するものとする。

第８　住宅の確保

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

なお、町と県及び関係機関の役割分担は、次のとおりである。

機関名等	役割
町	・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 ・被災住宅の応急修理の実施 ・応急仮設住宅の入居選定・維持管理
県	・市町村による応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への支援及び実施 ・県営住宅等の空家の提供 ・応急仮設住宅の供給 ・被災住宅の応急修理における資材調達への協力
関東森林管理局	・県、市町村からの要請に基づく国有林材の供給

8.1　危険度判定の実施
8.2　応急仮設住宅の設置
8.3　公的住宅等の利用
8.4　被災住宅の応急修理

８．１ 危険度判定の実施【住民相談班、建築班】

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(1) 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

■被災度区分判定調査

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。
判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

(2) 宅地被害調査

① 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

② 被災度区分判定調査

調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」、「要注意宅地：黄」、「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

(3) 応急措置に関する相談及び広報

危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

① 基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

- ○ 応急修理は、災害発生から１ヶ月以内とする。
- ○ 災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

② 応急措置に対する指導・相談

■落下等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

■電気、ガス等の整備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

③ 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて「住民相談班」と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

- ○ 復旧に関する技術的指導及び相談
- ○ 復旧の助成に関する相談

８．２ 応急仮設住宅の設置【住民相談班、建築班】

(1) 仮設住宅の建設

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置し又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。

① 実施責任者

応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理の実施は、本部長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において実施する。

また、知事が直接設置することが困難な場合には、本町にその建築を委任することがある。委任を受けた本町は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書類等を整理し保管する。

② 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数については、「本編 第２章 第２節 第７ 応急仮設住宅等対策」を参考に検討する。

③ 設置場所

仮設住宅の設置場所は、町有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と本町との間に賃貸契約を締結する。

現在、本町が設置場所の候補地としているのは「内宿台公園」、「西小針公園」、「南部大公

園」及び「中部公園」の４か所である。

詳細は、「本編 第２章 第２節 第７　７．１応急仮設住宅用地の確保」を参照のこと。

④ 建物の構造及び規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮する。

■仮設住宅の設置基準

・応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。
・その供与期間は、2 年以内とする。
・建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

⑵ 仮設住宅の入居

仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。

①　入居者の選定

本町は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

■選定基準

・　住家が全焼、全壊、又は滅失した者であること。
・　住居する家がない者であること。
・　自らの資力では、住家を確保することができない者であること。
　✓　生活保護法の被保護者及び要配慮者
　✓　特定の資産のない高齢者、障がい者等
　✓　上記に準ずる者

② 要配慮者の入居優先

高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に入居させる。

⑶ 仮設住宅の管理

仮設住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生する。そのため、「建築班」は、「住民相談班」と協力して入居者相談窓口等を設置し、被災者の安全・安心の確保、孤独死や引きこもりを防ぐための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営、女性を始めとした生活者の意見反映、家庭動物の受け入れ等に配慮し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

⑷ 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を本部長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において本町が県に請求できる。

８．３ 公的住宅等の利用【建築班】

本町は、公営住宅等の空室や公的宿泊施設を一時的に供給する。

また、公的住宅等だけで不足する場合は、民間の賃貸住宅等を借り上げて応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供する。

⑴ 公的住宅の確保

本町は震災時に、町営住宅等の空室の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空室の提供を依頼し、被災者に提供する。

⑵ 入居資格

公的住宅等の入居資格は、仮設住宅の入居資格に準ずる者のほか、町長が必要と認める者とする。ただし、使用申込は１世帯１か所とする。

⑶ 入居者の選定

本町は、確保した空室の募集計画を策定し、空室の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、本町が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

８．４ 被災住宅の応急修理【建築班】

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。

⑴ 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、本町はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長が特に必要と認めた場合は、本町において実施するものとする。

⑵ 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理をすることができない者とする。

⑶ 修理の基準

修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最少限度の応急修理を行うものとする。

⑷ 修理の方法

① 住宅の応急修理は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施すること。したがって、被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることはできない。
② 応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を充分調査の上決定すること。
③ 応急修理は、居室、炊事場、便所等のように生活上欠くことができない部分のみを対象とする。
④ 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に２以上の世帯が同居している場合は、これを１世帯として取扱う。
⑤ 本部長は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておくこと。

■帳簿類一覧

- 救助実施記録日計票
- 住宅の応急修理記録簿
- 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- 住宅の応急修理関係支払証拠書類

ただし、本町が直営工事によって修理した場合には、この他に修理材料受払簿、大工・人夫等の出勤簿、材料輸送簿等を整理しておくこと。

(5) 修理住宅の選定

県が修理住宅の選定を行う場合、「建築班」において被害程度の調査その他選定に協力する。また、本町が実施する場合は、「建築班」をもって住宅の被害認定（罹災証明書発行のため実施するもの）状況等を調査のうえ、修理住宅の選定を行う。

(6) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において本町が県に請求できる。

第９　遺体の取扱い

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。遺体の捜索、処置及び埋・火葬は、以下に示すように本部長が行う。また、災害救助法が適用された後の遺体の処置についても本部長が行う。

なお、本町のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

9.1　遺体の捜索
9.2　遺体の処理
9.3　遺体の埋・火葬

９．１ 遺体の捜索【住民相談班、衛生班】

「衛生班」は、捜索隊を編成し、警察、自衛隊等と協力し遺体の捜索を行う。

(1) 捜索の依頼、届出の受付

「住民相談班」は、所在が確認できない町民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼及び届出の受付を以下のとおり実施する。

■捜索の依頼、届出の受付

- 町役場内に「行方不明者相談所」を設置する。
- 行方不明者の詳細情報を聞き取る。
  住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴
- 避難場所の収容者リスト等を確認する。
- 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定されるものの名簿を作成する。

(2) 捜索対象者

死体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

(3) 捜索の方法

災害による行方不明者で、既に死亡していると推定される者、死亡者の遺体については、消防署、警察署、自衛隊等の関係機関が一致協力して遺体の発見に努力する。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い、開設された遺体安置所に収容する。

(4) 関係市町への要請

本町のみの捜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し捜索の依頼を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

■関係市町への要請

- 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
- 応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

⑸ 費用及び期間

項目	内容
費　用	費用は、捜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び労務費として当該地域における通常の実費とする。
期　間	期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

９．２ 遺体の処理【衛生班】

遺体の処理は本町が行う。

⑴ 実施者

遺体の収容及び処理は、「衛生班」が対応する。

⑵ 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）を受けた後処置を行う。

⑶ 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- ○ 警察は、遺体の検視（見分）及び撮影等を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、町長に引き渡す。
- ○ 「衛生班」は、警察より引き渡しを受けた遺体を洗浄、消毒等の所定の措置を施し、身元の判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。
- ○ 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。

⑷ 身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

■身元確認にあたっての留意事項

- ・ 身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。
- ・ 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋葬許可証を交付する。
- ・ 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査の上引き渡す。

⑸ 遺体の収容所の選定

死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

⑹ 遺体収容所の開設

本町は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数を指定しておくものとする。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。

⑺ 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。

■遺体の収容等にあたっての留意事項

- 延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- 「衛生班」は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。

⑻ 遺体の輸送

本町は県に報告の上、遺体を、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。

⑼ 費用及び期間

項目	内容
費　用	支給できる費用については、資料編「災害救助基準」を参照のこと。
期　間	期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

９．３ 遺体の埋・火葬【衛生班】

災害の際の死亡者で、本部長が必要と認めた場合、応急的に埋・火葬を行う。

⑴ 対　象

死亡した者の遺族が被災し、埋葬を実施することが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

⑵ 費　用

項目	内容
支給対象	次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 ・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬 ・骨壺又は骨箱
支給額	支給できる費用については、資料編「災害救助基準」を参照のこと。

⑶ 期　間

期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

⑷ 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

本町は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

⑸ 埋・火葬の手続

① 事故死等による遺体は、警察により引き渡しを受けた後、埋・火葬する。
② 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取り扱いは「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

⑹ 埋・火葬の実施

① 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は本町に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

② 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。

③ 葬祭関係資機材の支給

棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物もって支給する。

⑺ 埋・火葬の方法

① 埋・火葬は、本町が行い、原則として火葬とする。
② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。
③ 本町の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については当該市町村が負担する。
④ 身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し身元が判明次第、遺族に引き渡す。
⑤ 災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。

第１０　要員の確保

地震災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、大宮公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

(1) 実施責任者

本部長

(2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

① 本部長の対応

災害救助法を適用した場合の、応急救助のために要員の傭上げによる労力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療･助産に要するものを除き本部長が実施する。

ただし、知事の職権の一部を本部長が実施することとして通知された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は本部長が実施する。

② 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施するものに必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

- ○ 被災者の避難
- ○ 医療及び助産における移送
- ○ 被災者の救出
- ○ 飲料水の供給
- ○ 救済用物資の整理配分及び輸送
- ○ 遺体の捜索
- ○ 遺体の処置

(3) 費　用

応急救助のために支出できる資金は、当該地域における通常の実費とする。

第５節　都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能がまひし、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。

このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。

第１　公共施設

道路、橋梁、河川、鉄道高架等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

１．１　公共建築物【建築班】

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐震性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。

⑴ 安全性の調査

被災建築物応急危険度判定により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用可能か判断を行う。

⑵ 優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。

⑶ 応援協力

応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県災害対策本部に要請を行う。

１．２ 道路施設【土木班、広報班】

道路施設は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。

また、災害応急対策に際しては、緊急輸送路となる道路を優先的に行う。

⑴ 県　道

北本県土整備事務所に通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

⑵ 町　道

① 道路のパトロール、道路被害状況の把握

町道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講ずる。パトロール要員が不足するときは、伊奈町建設業災害応急対策協力会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 応援の要請

指定地方行政機関に対し橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する（災害対策基本法 29 条）。

③ 応急対策

■基本方針

- 管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
- 救助活動のための道路及び避難者の通路に当たる道路は、優先的に復旧する。
- 道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、ただちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤鋪装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- 被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。
- 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関がただちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。
- 復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

■町道の応急対策

・路面の亀裂、地割れについては、土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
・路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により盛土する。
・路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
・崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。
・落下した橋梁がある場合若しくはその危険があると認められた場合又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

④ 広報

「土木班」は「広報班」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込みなどの広報を行う。

１．３ 河川及び水路【土木班】

災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

⑴ １級河川

町内を流れる綾瀬川及び原市沼川について堤防及び護岸が被害を受けた場合、又は河川に障害物の滞留し、溢水のおそれがある場合は、管轄河川に応じて北本県土整備事務所に通報し、本町が必要に応じ応急措置を講ずる。

⑵ 町管理河川

① 河川のパトロール、河川被害状況の把握

パトロール要員、車両（自転車、オートバイが有効）が不足するときは「本部事務局」に確保依頼をするとともに、伊奈町建設業災害応急対策協力会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 河川施設の災害応急対策

本町管理の河川施設の水門及び排水機等が、破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

復旧資機材、材料に不足が生じたときは、適宜伊奈町建設業災害応急対策協力会など関係業者の協力を求めて確保するものとする。

⑶ 広　　報

「土木班」は、「広報班」を通して被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

１．４ 鉄道【情報班、上尾市消防本部】

鉄道施設が被災した場合については、東日本旅客鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)に通報し、災害応急対策の実施を依頼する。

また、当該路線による輸送が望めない場合は、必要に応じて復旧対策と平行して自動車輸送等の対策を講ずる。

１．５ その他の施設【関係各班】

⑴ 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

⑵ 畜産施設等

本部長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「中央家畜保健衛生所」に報告する。

⑶ 医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

⑷ 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

施設の責任者は、利用者・職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

⑸ 危険物施設

本町及び上尾市消防本部は、「第５編 事故災害対策編 第２章 第１節 危険物等災害対策計画」の応急措置を講ずるよう指導する。

第２　ライフライン

ライフライン被害は、都市機能そのものをまひさせることから、本町及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

2.1　上水道施設
2.2　下水道施設
2.3　ガス施設
2.4　電力施設
2.5　電気通信施設

２．１　上水道施設【給水班】

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。

そのため、「給水班」は、速やかに導配水施設及び浄水施設等の応急復旧について対策を講ずる。

(1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

(2) 技術者及び作業員の確保

復旧作業に際しては日本水道協会埼玉県支部に応援を求める。また、技術者が不足する場合は県に要請する。

(3) 宿舎等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具等の手配を行う。

(4) 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、県に要請する。

(5) 施工

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施するが、原則として自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

(6) 災害時の広報

地震災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状況を、町民に適時に情報を広報する。

■広報手段と広報事項

- 町民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、緊急情報メール配信サービス、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。
- 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。

２．２ 下水道施設【土木班】

地震により下水道施設が被害を受けた場合、「土木班」は速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

(1) 活動体制

応急復旧は、「土木班」において実施し、必要に応じ伊奈町建設業災害応急対策協力会・公益財団法人日本下水道管路管理業協会の協力及び相互応援協定を締結している市町等に応援を要請する。

(2) 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占用者など他機関からの情報、町民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ現地の写真撮影、スケッチ等により記録する。

■緊急点検場所及び点検内容

点検場所		点検内容
中継ポンプ場		・下水の流入状況の異常（流量､土砂の流入､石油等危険物の流入）の有無 ・機械設備の被害（破砕機、ポンプ設備等） ・電気設備の被害（主要電気設備の稼働状況等）
管路施設	管渠（埋設道路の路面等）	・路面、地表の陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等異常の有無 ・水路占用箇所（露出部）の管渠の損傷、下水の流出等異常の有無
	マンホール	・下水の流出の有無 ・マンホール蓋の変形等異常の有無 ・周辺路面の異常の有無 ・マンホール内の異常の有無

⑶ 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管渠については二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、中継ポンプ場にあっては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

■緊急措置の内容

・下水道の使用制限	・安全柵、標識等の設置
・土のうによる浸水防止	・段差部のすり付け
・通行規制	・陥没部への土砂等による埋め戻し
・排水ポンプの設置	・その他必要な措置

⑷ 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を町民に広報する。

２．３ ガス施設【(社)埼玉県ＬＰガス協会】

地震によりＬＰガス施設に被害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合において、ＬＰガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、「情報班」は(社)埼玉県ＬＰガス協会に連絡し、その速やかな措置について協力する。

(社)埼玉県ＬＰガス協会が実施する応急復旧対策は次のとおりである。

⑴ 対策本部の設置

埼玉県内に地震により重大な災害が発生した場合に、埼玉県内のＬＰガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、(社)埼玉県ＬＰガス協会長は、(社)埼玉県ＬＰガス災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、本部長、副本部長及び協会員をもって構成される。

また、本部長は、現地で災害対策を円滑にするため、局地的被害を受けた地域に現地災害対策本部を設置する。

⑵ 対策本部及び現地災害対策本部の職務

災害対策本部及び現地対策本部の職務は次のとおりとする。

■災害対策本部の職務

- 被災情報の収集、分析、伝達
- 応急・復旧応援要員の調整・要請
- マスコミに対する広報活動
- ＬＰガス支援資機材等の調整・調達
- 官庁の要請に対する連絡調整
- その他の必要な事項

■現地災害対策本部の職務

- 販売店からの被害情報の収集、現地調査を行い対策本部への報告
- 被害状況に応じた応急・復旧措置
- 二次災害防止のための広報活動の実施
- 支部、地区会館との連絡調整
- ＬＰガス支援資機材等の受け入れ・要請
- 応援要員の要請・調整・受け入れ
- その他必要な事項

⑶ 応急復旧体制のあり方

突発的な地震発生における様々な状況を想定し、ＬＰガス販売業者及び地域の実情に即した応急復旧体制を整備するものとする。

① 応急復旧体制の整備

ＬＰガス販売業者は、地震に関する状況を「地震発生時」、「発生直後」、「発生後」等に区分し、これらの状況に応じ対応できるよう事前に応急復旧体制を整備するとともに応急復旧時の行動基準を整備するものとする。

また、販売事業者は大規模な地震が発生した場合、ＬＰガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策及び応援受入れ体制の整備に協力するものとする。

② 円滑な応急復旧のための啓発活動

■仮設住宅入居者への啓発活動

ＬＰガスを使用したことがない消費者は、ＬＰガスに対する理解について必ずしも十分でないので、ＬＰガス販売業者は、このような仮設住宅等の入居者に対し本町と連携しつつ、速やかに安全使用のための周知を行うものとする。

■臨時供給容器の回収等

大規模地震において救援活動により持ち込まれ不要となったカセットボンベ・ＬＰガス容器による二次災害を防止するため、あらかじめ集積場所等を定め、回収できる体制をとるものとする。

⑷ 広報活動のあり方

ＬＰガス販売事業者は、大規模地震発生の場合にＬＰガス消費者が適切に対応できるよう日頃から広報活動を行い、その徹底を図ることが重要である。

また、業界として各事業者及び業界で作成するチラシやパンフレット、日頃の業務、展示会、各種講習会及び学校教育、各市町村の広報紙等を積極的に活用する等、あらゆる機会を利用して地震時の対応について周知することが必要である。

特に大規模地震時においては、ガス消費者に対する情報提供のため埼玉県ＬＰガス災害対策本部に電話相談窓口を設ける等、また速やかにラジオや本町を通じて周知を図るものとする。

また、平常時からＬＰガス消費者に対し、非常時のＬＰガスに係る情報提供の方法について周知を図るものとする。

２．４ 電力施設【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】

地震により電力施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、「情報班」は東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力パワーグリッド（株）が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

■災害応急対策（東京電力パワーグリッド（株））

項目	内容
目　的	台風、雪害、洪水、地震その他の災害に対し、各設備の被害を防止するとともに被害の早期復旧を図るものとする。
非常態勢の組織	非常災害に際し、管内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速かつ円滑に推進するため、応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。 ・　非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。 ・　社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。
対策要員の確保	・　夜間，休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。 ・　非常態勢が発令された場合は，対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は，社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は，最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。
電気事故防止ＰＲ	感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分ＰＲする。 ・　無断昇柱、無断工事をしないこと。 ・　電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。 ・　断線垂下している電線には絶対さわらないこと。 ・　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。 ・　屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ・　警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。 ・　地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。 ・　その他事故防止のため留意すべき事項 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。
ＰＲの方法	電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し、認識を深める。

資料）「防災業務計画」（東京電力ホールディングス（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京電力エナジーパートナー（株）、東京電力リニューアブルパワー（株）令和３年４月）の要約

２．５ 電気通信施設【東日本電信電話(株)埼玉事業部、ＫＤＤＩ(株)】

地震等の災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し又は発生のおそれのあるときにおいて、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある場合には、「情報班」は、東日本電信電話(株)埼玉事業部、ＫＤＤＩ(株)に通知し、速やかな対応を要請する。

東日本電信電話(株)埼玉事業部及びＫＤＤＩ(株)が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

項目	内容
災害対策本部の設置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。
情報連絡	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

項目	内容
重要回線の確保	行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。
特設公衆電話の設置	災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置（事前配備を含む）に努める。
通信の利用制限	通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。
災害用伝言ダイヤル等の提供	地震等の災害発生により輻輳のおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

⑵ 復旧対策

① 復旧要員計画

被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講ずる。被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第６節　交通対策

地震による災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通対策に係る計画を以下に示す。

第１　緊急輸送の方針

１．１　目標【地域支援班、土木班】

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

１．２ 基本方針【地域支援班、土木班】

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

① 町民の安全を確保するために必要な輸送
② 被害の拡大を防止するため必要な輸送
③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

１．３ 輸送対象【地域支援班、土木班】

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

■時間の経過に応じた輸送対象

<table>
<tr><th>第１段階
（被災直後）</th><th>第２段階
（おおむね被災から１週間後まで）</th><th>第３段階
（おおむね被災から１週間後以降）</th></tr>
<tr><td colspan="3">① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、補助通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員、物資等
④ 医療機関へ搬送する負傷者等
⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">① 食料、水等生命の維持に必要な物資
② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>① 災害復旧に必要な人員及び物資
② 生活必需品</td></tr>
</table>

第２　緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

2.1　道路の被害状況の把握
2.2　交通障害物の除去
2.3　除去作業上の留意事項

２．１ 道路の被害状況の把握【土木班】

本町及び県は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救命救急活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

「土木班」は、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を「情報班」に報告する。

２．２ 交通障害物の除去【土木班】

「土木班」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

⑴ 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するにあたっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

⑵ 実施方法

① 町道における障害物の除去

「土木班」は、「消防団」の協力を得て作業班を編成してこれにあたり、必要に応じ伊奈町建設業災害応急対策協力会への協力要請、さらに本部長は知事に対して自衛隊の派遣を要請する。応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。

② 県道管理者との連携

県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、この旨を北本県土整備事務所に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

③ ライフライン施設の破損

上下水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

⑶ 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、伊奈町建設業災害応急対策協力会等との協力体制の強化を図る。

２．３ 除去作業上の留意事項【土木班】

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。

応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりである。

- ○ 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- ○ 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- ○ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

■障害物集積所の候補地

名　称	所在地	集積可能面積
丸山スポーツ広場	小室 580	23,000 ㎡

注）第 1 期面積（完了）26,203 ㎡と第 2 期面積（未整備）6,708 ㎡の合計面積の 70%を集積可能面積とした。

第３　交通規制

地震発生直後の町民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災対法に基づいて交通規制を実施する。

3.1　発災直後の交通規制の実施要領
3.2　交通規制の方法
3.3　交通規制の実施時期と法適用
3.4　交通規制の法的根拠

３．１ 発災直後の交通規制の実施要領【土木班】

本町は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに次のような交通規制等の措置を実施する。

(1) 交通規制実施要領

- ○ 交通要員にあっては、広報、検問、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
- ○ 規制路線にあっては、通行止め用の道路標識を設置するほか、ロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
- ○ 緊急輸送道路において被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

⑵ 町民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

本町は、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く町民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

⑶ 町内の交通規制

本町は、町内の道路が次のような場合、交通規制を実施し、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

- ○ 町内の道路が破損又は欠壊した場合
- ○ 除去できない障害物がある場合
- ○ 沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
- ○ その他の事由により交通が危険であると認められた場合
- ○ 町内の緊急輸送道路を確保する場合

⑷ 被災地区への流入抑制

- ○ 道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。
- ○ 県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都県と連携を取りつつ実施する。

３．２ 交通規制の方法【土木班】

交通規制の方法には、次のような場合がある。

⑴ 災害対策基本法に基づいて標識を設置して実施する場合

災害対策基本法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。

⑵ 現場警察官の指示により実施する場合

緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

⑶ 道路法による町道の交通規制の場合

① 標識を設置して実施する場合

町道において道路法による交通規制を実施した場合、警察署長に連絡の上、規定の規制標識を立てる。

② 現場職員等の指示により実施する場合

緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。

３．３ 交通規制の実施時期と法適用【土木班】

(1) 災害発生直後の交通規制（地震発生直後から１週間程度）

災害発生直後は、人命の救助、混乱の防止等を目的として、交通規制を実施する。

地震発生直後の時期は、道路交通は混乱し、被害が拡大するおそれがある。このような混乱状況の中では、町民などの安全かつ迅速な避難、負傷者の救援救護、消防車等のための緊急輸送道路の確保が中心となるので、道路被害の状況に応じて交通規制を迅速に実施する。

(2) 復旧期の交通規制（地震発生から１週間後以降）

① 交通規制法の切り替え

復旧期に入ると、被災者への生活物資の補給、復興物資の輸送、ライフラインの復旧等の活動が本格化し、道路の補修も進み、道路交通利用者も増大することから、応急対策を中心とした災害対策基本法による交通規制から道路交通法による交通規制に切り替える。

② 交通規制の緩和等の見通し

災害の復旧状況及び被災地域のニーズを把握し、復旧期の輸送事情に対応した交通規制の強化又は段階的な規制緩和等の見直しを実施する。

③ 交通規制の解除

復旧活動のための優先交通が必要でなくなったときは規制を解除する。規制の解除は、災害の規模、被災状況及び道路の復旧状況に応じて弾力的に運用する。

３．４ 交通規制の法的根拠【土木班】

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	範囲
災害対策基本法 (第 76 条～ 第 76 条の 4)	公安委員会 警察官、自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 (第 4 条～第 6 条)	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき
道路法(第 46 条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき

第４　緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

4.1　緊急輸送車両の確保
4.2　緊急輸送車両の管理と運用
4.3　緊急輸送車両の確認
4.4　その他の輸送手段
4.5　災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

４．１ 緊急輸送車両の確保【総括班】

「総括班」は、地震災害時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

(1) 実施の方法

町有車両の全面的な活用を行うとともに町内の輸送業者及び町民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。各班への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各班と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。

(2) 緊急通行車両の確認申請

「危機管理課」は、交通規制が実施された場合に備え、本町が使用する緊急車両について、事前届出を県公安委員会に申請する。

(3) 応援要請

車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町及び県に対して応援を要請する。

４．２ 緊急輸送車両の管理と運用【総括班】

(1) 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、すべて「総括班」が集中管理する。

⑵ 車両の運用

「総括班」は、各部の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施するとともに、配車状況を把握して各部の要請に対応する。

４．３ 緊急輸送車両の確認【総括班】

⑴ 緊急通行車両の証明書の発行

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

⑵ 緊急通行の確認対象車両

- ○ 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- ○ 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ○ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ○ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ○ 施設及び設備の応急復旧に関するもの
- ○ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ○ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ○ 前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

４．４ その他の輸送手段【本部事務局】

⑴ 航空輸送

本部長は、以下に示す緊急事案に際しては、知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

なお、臨時ヘリポート指定地については、「本編 第２章 第２節 第５　５．３ 後方医療体制の整備」を参照のこと。

- ○ 緊急患者等の搬送
- ○ 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
- ○ 災害対策従事者の搬送
- ○ その他の緊急輸送

⑵ 鉄道輸送

本部長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を埼玉新都市交通(株)に要請する。

４．５ 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送【地域支援班】

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施するものとする。

⑴ 輸送力確保の基準

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。

① 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、死体の捜索及び死体の処理のための人員資材の輸送とする。

② 費　用

応急救助のための輸送の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において本町が県に請求できる。

③ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

⑵ 救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送について、知事の救助を待つことができないときは、本部長が行う。

第７節　廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、本町及び県は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。)、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

廃物物対策に係る計画を以下に示す。

廃棄物対策

第１　災害廃棄物処理

第２　一般廃棄物処理

第１　災害廃棄物処理

地震災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、「衛生班」は、「建築班」と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

1.1　住宅関係障害物の除去

1.2　災害廃棄物の処理

１．１ 住宅関係障害物の除去【衛生班、建築班】

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後のがれき等とは異なる。

なお、必要に応じて、北本県土整備事務所に応援要請を行うものとする。

⑴ 活動方針

住宅関係障害物除去に関する活動方針は以下のとおりである。

- ○ 障害物の除去は、町長が行うものとする。
- ○ 一時的には町保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ○ 労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。
- ○ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。
- ○ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

⑵ 災害救助法を適用した場合の実施基準

① 対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- ○ 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ○ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、玄関、便所等）に運びこまれたもの。
- ○ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ○ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ○ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

② 対象者の選定

障害物除去対象者の選定は本町で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。（選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。）

③ 期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、本部長は、その結果を県へ報告する。

１．２ 災害廃棄物の処理【衛生班】

地震災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。
そのため、本町は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

⑴ 災害廃棄物発生量の推定

震災時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、その発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

⑵ 処理体制の確保

① 実施体制

がれき等の災害廃棄物の処理は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等

を優先的に収集運搬するものとし、原則として次の要領で実施する。応急対応時においても、本町は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

■災害廃棄物の排出

倒壊家屋から、モルタル、コンクリートブロック、瓦等がかなり排出されるので、区単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。また、廃棄物の排出場所と方法について町民に広報する。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 （個人・中小企業）	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、町は処理・処分に関する情報の提供を実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

② 処理の推進と調整

本町は、国、県及び関係者と協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

(3) 処理対策

① 仮置場の確保

「衛生班」は、倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を、町有地等から確保する。

また、本町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

■災害廃棄物仮置場の候補地

名　称	所在地	仮置可能面積
丸山スポーツ広場	小室 580	23,000 ㎡
町制施行記念公園	小針内宿 732-1	24,000 ㎡

② 災害廃棄物の処分方法

「衛生班」は、災害廃棄物はリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

■最終処理方法

○ 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町に処分を要請する。 ○ 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

③ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に務めるものとする。

④ 費用の負担

阪神・淡路大震災、東日本大震災などでは、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。本部長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

(4) 損壊家屋の解体

本町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第２　一般廃棄物処理

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。
このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

2.1　ごみ処理活動
2.2　し尿処理活動

２．１　ごみ処理活動【衛生班】

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

(1) 実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。なお、本町の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

⑵ 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

⑶ ごみ収集の方法

① ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を町民に対して区又は報道機関を通じ、協力を呼び掛ける。

② 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

③ ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。

なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、町民に分別排出を呼び掛ける。

④ 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

⑤ 避難所のごみ対策

避難所では、分別の徹底を行い、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

⑷ ごみの仮置場

「建築班」と連携を図り、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

⑸ ごみの処理・処分

① ごみの処理施設での処理

ごみの処理施設が受入れ可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

② 隣接市町へのごみ処理の要請

本部長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、又はごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、相互応援協定を締結している隣接市町へ、ごみの処理を要請する。

２．２ し尿処理活動【衛生班】

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

⑴ 実施体制

地震災害時のし尿収集が本町の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、近隣市町及び埼玉県へ応援を要請する。

⑵ 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

⑶ 収集方法

被災地域の状況に応じて本町の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

⑷ 処理等の方法

収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、本部長は、近隣市町に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	電話
上尾、桶川、伊奈衛生組合	桶川市大字小針領家 1160	048-728-6071

⑸ マンホールトイレの設置

被害状況及び水洗トイレの使用の可否等の状況を判断し、マンホールトイレを設置する。

⑹ 仮設トイレの設置・管理

① 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

② 在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を処理する。

⑺ 仮設トイレの調達

本町が備蓄している仮設トイレが不足したときは、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

① 流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

② 県及び隣接市町等への要請

県及び相互応援協定を締結している隣接市町等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

⑻ 仮設トイレの撤去

本町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

第８節　文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「教育部」及び私立学校設置者、並びに「避難支援班」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。

教育福祉対策の計画を以下に示す。

文教・保育対策

- 第１　応急教育
- 第２　応急保育
- 第３　文化財の保護対策

第１　応急教育

地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に講ずる。

- 1.1　児童・生徒の安否確認
- 1.2　学校施設の応急復旧
- 1.3　応急教育の実施
- 1.4　教材・学用品の調達・支給

１．１　児童・生徒の安否確認【応急教育班】

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

(1)　勤務時間内で地震が発生した場合

①　児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握するよう努める。

「応急教育班」は、集まった情報を整理して「情報班」へ報告する。

② 児童・生徒等の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。

③ 児童等の下校

児童等の下校については「応急教育班」の指示に従うものとするが、原則として保護者が迎えに来るまで学校で保護するものとする。そのため、保護者に連絡し児童等を迎えにくるよう依頼する。

④ 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により、その措置内容について保護者及び児童、生徒へ速やかに連絡する。「応急教育班」は、被害の状況に応じ保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

⑵ 勤務時間外に地震が発生した場合

① 被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握するよう努める。

② 児童・生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

③ 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により、その措置内容について保護者及び児童、生徒へ速やかに連絡する。「応急教育班」は、被害の状況に応じ保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

１．２ 学校施設の応急復旧【教育施設班】

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

⑴ 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

⑵ 避難所となった場合の措置

学校施設は教育を優先する。このため避難所としての施設利用は、体育館を優先的に使用するが、体育館だけではすべての避難者を収容できない場合、特別教室及び普通教室の使用については、避難者数などを勘案して使用する教室を判断する。

なお、学校が避難所となった場合の措置は、「第２編 第３章 第４節 第２ 避難対策」による。

⑶ 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧は、以下の事項に留意して実施する。

■施設の応急復旧

- 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため次の方策を講ずる。
  近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
  学校以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- 避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

１．３ 応急教育の実施【応急教育班】

「応急教育班」は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

⑴ 応急教育の開始

校長は、応急教育の開始に当たっては、決定次第保護者及び児童、生徒等に速やかに周知徹底を図る。

⑵ 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

・臨時休業　・合併授業　・分散授業　・短縮授業
・二部授業　・複式授業　・又は上記の併用授業

⑶ 教職員等の確保

「応急教育班」は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

○ 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
○ 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
○ 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

⑷ 学校給食の措置

「応急教育班」は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

■学校給食の一時中止条件

・避難所となった学校において学校給食施設で炊き出しを実施する場合
・伝染病等の危険の発生が予想される場合
・災害により給食物資が入手困難な場合
・給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
・その他給食の実施が適当でないと認められる場合

⑸ その他、生活指導等

① 登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

② 心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

③ 避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

④ その他

災害のため、多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱及び３学期においては卒業証書の取扱について、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

１．４ 教材・学用品の調達・支給【応急教育班】

本部長は、災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

⑴ 支給の対象

教科書・学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに私立学校の児童及び生徒を含む）に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

⑵ 支給の実施

① 教科書、教材の支給

教科書については、本町が支給する。

なお、教科書や教材が学校によって異なる場合は、本部長が県立学校長又は私立学校長の協力を得て、配達から配分まで実施する。

② 文房具、通学用品の支給

文房具及び通学用品については、本町が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

⑶ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において本町が県に請求できる。

⑷ 支給の時期

教科書、文房具及び通学用品等の支給の時期は、災害発生の日から 15 日以内とする。

第２　応急保育

町立福祉施設の応急措置並びに保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

2.1　福祉施設の応急措置
2.2　保育所の応急保育
2.3　放課後児童クラブの措置
2.4　要保護児童の応急保育

２．１ 福祉施設の応急措置【避難支援班】

福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設の管理者は、地震発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

⑴ 安否確認・所在の把握

地震発生直後、福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者及び利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

⑵ 施設の応急措置

施設管理者は、地震発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに「避難支援班」に報告する。

⑶ 要配慮者の受入れ

福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設の受入れに努める。

⑷ 被災福祉施設等への支援要請

被災した福祉施設の管理者は、水、食料、生活必需品、介護要員等の不足数について把握し、近隣施設に支援を要請する。

また、県や近隣市町村への要請は、「総括班」を通じて実施する。多数の被災者受け入れにより、水、食料、生活必需品、介護要員等の不足が生じる場合、前項に準じて支援を要請する。

⑸ 福祉施設等への町の支援

「避難支援班」は、福祉施設などのライフラインの被災状況を「情報班」へ報告する。報告を受けた「情報班」は、被災したライフラインの復旧が優先的に実施されるように各事業者へ要請する。また、「避難支援班」は、ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講ずるとともに、県ボランティアセンターへの情報提供により不足する介護要員等の確保に努める。

２．２ 保育所の応急保育【避難支援班（保育所）】

町立保育所長（民間保育園長及び幼稚園長を含む。）は、地震災害時における保育所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

⑴ 地震災害時の対応

所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

所長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「情報班」に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

⑵ 応急保育の実施

■応急保育の実施内容

- 所長は、保育所児童の被災状況を調査する。
- 「避難支援班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- 所長は、応急保育計画に基づき、受け入れ可能な児童を保育所において保育する。
- 保育所を避難所等に提供したため、長期間保育所として使用できないときは、「避難支援班」と協議して早急に保育ができるよう措置する。
- 所長は、災害の推移を把握し、「避難支援班」と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

⑶ 育児用品の確保

「避難支援班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

２．３ 放課後児童クラブの措置【避難支援班】

地震発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講ずるとともに、児童の被害状況等を確認し速やかに「応急教育班」に報告し、必要な指示を受ける。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告する。

２．４ 要保護児童の応急保育【避難支援班】

「避難支援班」は、要保護児童が確認された場合、保護及び応急保育の措置を講ずる。

⑴ 要保護児童の把握等

保護者のいない児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

① 避難所の責任者は、次の要保護児童について「避難支援班」へ通報する。

- ○ 児童福祉施設から避難所へ避難した児童
- ○ 保護者の疾患等により発生する要保護児童

② 町民の通報による把握

③ 広報等による保護者のいない児童の発見

「避難支援班」は、「本部事務局」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

⑵ 親族等への情報提供

「避難支援班」は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

⑶ 要保護児童の保護と支援

「避難支援班」は、保護者のいない児童を確認した場合は、保護・支援等の措置を講ずる。

① 保護者のいない児童の保護

- ○ 親族による受け入れの可能性を打診する
- ○ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護
- ○ 児童相談所と連携し里親への委託保護

② 支援等の措置

- ○ 母子福祉資金の貸付
- ○ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

⑷ 児童のメンタルケア

「避難支援班」は、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

第３　文化財の保護対策

「教育施設班」は、文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

3.1　情報の収集･伝達
3.2　収蔵・保管施設の応急対策
3.3　文化財の応急対策

３．１ 情報の収集･伝達【教育施設班】

「教育施設班」は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

３．２ 収蔵・保管施設の応急対策【教育施設班】

「教育施設班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

３．３ 文化財の応急対策【教育施設班】

「教育施設班」は、国、県及び町指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

■文化財への対策

- ○ 国、県指定文化財の管理者又は所有者は、「教育施設班」に報告するとともに県教育委員会に報告し、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- ○ 上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- ○ 町指定文化財にあたっては、管理者又は所有者が「教育施設班」に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- ○ 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、管理者又は所有者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第９節　帰宅困難者対策

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の開設などの対策を実施する。

帰宅困難者対策

第１　帰宅困難者対策

本町において帰宅困難者が発生した場合には、鉄道事業者や学校、企業等とも連携を図り、次の対策を適切に実施する。

第１　帰宅困難者対策

1.1　一時滞在施設の開設・飲料水・食料の備蓄
1.2　帰宅困難者への情報提供
1.3　帰宅支援
1.4　一時滞在施設の閉鎖

１．１　一時滞在施設の開設・飲料水・食料の備蓄【総括班、避難支援班】

地震の発生により、鉄道等の運行が停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を開設する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を開設する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設においては、受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には本町の備蓄倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

１．２ 帰宅困難者への情報提供【情報班、広報班】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や埼玉県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。

■帰宅困難者に伝える情報例

種類	内容
被害状況に関する情報	震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等
鉄道等の公共交通機関に関する情報	路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等
帰宅に当たって注意すべき情報	通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等
支援情報	帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等

■帰宅困難者対策の内容例

実施機関	項目	対策内容
埼玉県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
町	誘導 情報の提供	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ・路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ・緊急速報エリアメールによる情報提供 ・町ホームページによる情報提供
東日本旅客鉄道㈱ 埼玉新都市交通㈱	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等 ・利用者の保護、待機場所の提供 ・一時滞在施設の開設、運営 ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供 ・本町や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内
東日本電信電話㈱	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル（171・web171） ・特設公衆電話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板

実施機関	項目	対策内容
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 （埼玉県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

１．３ 帰宅支援 【総括班】

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

また、多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

■関係機関の帰宅支援

実施機関	項目	対策内容
埼玉県、町	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配付	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
埼玉新都市交通（株）	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド（株）	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

１．４ 一時滞在施設の閉鎖 【総括班】

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね３日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

本町は、閉鎖にあたっては一時滞在施設の管理者と調整をする。管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

第４章　震災復旧・復興対策計画

災害復旧・復興対策計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

第１節　公共施設の復旧・復興計画

地震災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。

公共施設の
復旧・復興計画

第１　復旧・復興計画の方針
第２　復旧・復興計画の推進

第１　復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども、障がい者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。

1.1　復旧・復興の基本方針
1.2　計画への住民の意向反映
1.3　財政支援の検討
1.4　計画推進のための職員の派遣の要請

１．１ 復旧・復興の基本方針【企画課、ＤＸ推進・新庁舎整備室、関係各課】

本町は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指す災害に強いまちづくり等の中長期的課題への取り組みについても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

⑴ 迅速な意思決定等

地震発生後、本町の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「震災復興検討委員会（仮称)」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続きなどを実施する。

⑵ 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続き、事業実施に伴う人材の確保や、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

⑶ 各種データの整備保全

復旧・復興の備えとして、戸籍、住民基本台帳、福祉・医療、税、保険、教育、地籍、建築物、権利関係、施設・地下埋設物等情報及び測量図、情報図面等の各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備する。

⑷ 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続きを迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

１．２ 計画への住民の意向反映【企画課、関係各課】

被災地の復旧・復興は、本町が主体となって住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

⑴ 町民ニーズの把握

町民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

⑵ 復興計画への反映

災害に強いまちづくりを踏まえた復興計画は町民の利害関係に大きく影響することから、町民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

１．３ 財政支援の検討【企画課】

本町の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

１．４ 計画推進のための職員の派遣の要請【企画課、関係各課】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第２　復旧・復興計画の推進

復旧・復興計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。

2.1　復旧事業実施体制
2.2　復旧事業計画の作成
2.3　復興計画の作成

２．１ 復旧事業実施体制【各課共通】

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、本町は、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

２．２ 復旧事業計画の作成【各課共通】

本町は、災害応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業計画
② 農林水産業施設災害復旧事業計画
③ 都市災害復旧事業計画
④ 上下水道災害復旧事業計画
⑤ 住宅災害復旧事業計画
⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
⑪ その他の計画

⑴ 災害の再発防止

本町は、復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図る。

⑵ 緊急査定の実施

被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

⑶ 災害復旧事業期間の短縮

本町は、復旧事業計画の作成に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

⑷ 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

⑸ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

① 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

■財政援助根拠法令

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

(6) 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、本町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う

２．３ 復興計画の作成【企画課】

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

(1) 震災復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。また、震災復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて県職員の派遣を要請する。

(2) 震災復興方針の策定

関係者で構成される「震災復興検討委員会（仮称)」を設置し、震災復興方針を策定する。

震災復興方針を策定した場合は、その内容を町民に公表する。

(3) 震災復興計画の策定

震災復興計画に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

■市街地復興計画のための行政上の手続きの実施

建築基準法第 84 条建築制限区域の指定	県は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法　第 84 条による建築制限区域の指定を行う。
被災市街地復興特別措置法上の手続	本町は、被災市街地復興特別措置法　第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

■震災復興事業の実施

専管部署又はプロジェクトチームの設置	本町は、震災復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。
震災復興事業の実施	本町は、震災復興計画に基づき、震災復興事業を実施する。

第２節　民生安定のための措置

大規模な地震により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

民生安定のための措置

第１　罹災証明書の発行
第２　被災者の生活確保
第３　義援金品の配布
第４　地域経済の復旧支援

第１　罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。（災害対策基本法　第 90 条の 2）

1.1　罹災証明書発行の概要
1.2　罹災証明書発行の流れ
1.3　罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置
1.4　被災者台帳の作成
1.5　事前対策

１．１ 罹災証明書発行の概要【総括班、上尾市消防本部】

⑴ 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町長が行う罹災届出証明で対応する。

① 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
② 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや、水損

⑵ 罹災証明を行う者

罹災証明は、町長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、「総括班（危機管理課）」が担当する。ただし、火災による罹災証明は、上尾市消防本部が行う。

⑶ 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記⑵の町長又は上尾市消防本部が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

⑷ 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

⑸ 罹災証明書の様式

罹災証明書の様式は、所定の様式による（資料編参照）。

⑹ 被害家屋の判定基準（上記⑴①に係わるもの）

罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（資料編参照）に基づき、1 棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね 1 ヶ月以内の状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

１．２ 罹災証明書発行の流れ【総括班、情報班、建築班】

⑴ 被災家屋調査の事前準備

被害家屋調査は、「情報班（税務課）」及び「建築班（都市計画課）」が実施するものとし、地震発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

① 被害地域の航空写真の撮影準備

② 事前調査の実施

調査計画を検討するため「情報班」に収集された被災家屋情報を参考に本町における被害の全体状況を把握する。

③ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

④ 調査員の確保

・町職員の確保
・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
・「調査班」の編成と調査地区割りの検討

⑤ 調査備品等の準備

・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
・調査員運搬用車両の確保、手配
・他都市応援職員等の宿泊所の確保

⑵ 被災家屋調査の実施

被害家屋調査は、次の手順で実施する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

■調査の手順

■調査方法

項目	内容
航空写真の撮影	関係機関が地震発生後 2 週間以内に撮影した被災地の航空写真（1/4,000～1/5,000）を入手する（適当な航空写真がない場合には町独自で関係業者に撮影を依頼する）。
第１次被害家屋調査	被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。
第２次被害家屋調査	第 1 次調査の結果に不服のあった家屋及び第 1 次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1 棟ごとに立入調査を実施する。

■「調査班」の編成

・　２人１組で調査を実施する。
・　調査員は、本町職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。
・　必要がある場合は、他自治体職員の応援派遣の要請をする。

⑶ 罹災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

(4) 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、町長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を発行する。

(5) 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から３ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災台帳及び罹災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「調査班」内に判定委員会（町長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

■罹災証明書発行の流れ

１．３ 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置【広報班、住民相談班】

「広報班（秘書広報課）」は、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その際には、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを心がけながら正確に被災者へ伝達する。

また、「総括班」は、罹災証明書に関する相談窓口を町役場に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

１．４ 被災者台帳の作成【関係各班】

本町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。なお、被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳を利用する。

■被災者台帳の記載（記録）内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

１．５ 事前対策【税務課、都市計画課】

罹災証明書発行及び被災者台帳作成の事前対策は次のとおりである。

⑴ 被害家屋調査員の登録

被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

⑵ 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

⑶ 他都市の協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

⑷ 調査携帯物品等の備蓄

日頃から「税務課」及び「都市計画課」に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

⑸ 被災者支援業務の標準化

本町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

第２　被災者の生活確保

地震により被害を受けた町民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

2.1　生活相談
2.2　災害弔慰金、災害見舞金の支給
2.3　災害援護資金の貸付
2.4　被災者生活再建支援制度
2.5　埼玉県・市町村被災者安心支援制度
2.6　住宅の再建
2.7　職業の斡旋
2.8　租税等の減免及び徴収猶予等
2.9　生活保護

２．１ 生活相談【住民相談班、関係各班】

被災者の生活再建を支援するため、町役場、避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

(1) 町民サポートセンターの開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、本町は、「町民サポートセンター（仮称)」を開設する。

町民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

① 各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

② 各専門分野での相談

「住民相談班」は、関係各班と協力して、医療、保健（精神保健を含む)、福祉、住宅などに関する専門的な相談の対応に努める。

本町だけの対応では相談内容に的確に対応できない場合には、国及び県の担当部局や必要に応じてライフライン関係者と連携し、専門家を派遣してもらえるようにする。

③ 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

④ 女性相談

女性相談員等が被災した女性のさまざまな不安や悩みの相談に応じる。

⑤ 情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報紙等を通じた広報によって提供する。

⑥ その他

■留意事項

・被災者からの要望を『聞きっぱなし』に終わらせることのないようにする。
・必要に応じて避難所の巡回相談を行う。
・要配慮者に対応する職員を専任で配置する。
・プライバシーを確保して相談できる環境を確保する。

⑵ 尋ね人相談

① 相談窓口の開設

■相談窓口の開設に関する留意事項

項目	内容
正確な情報の把握	「本部事務局」は、発災直後から各部・各班はもとより、警察、消防、医療等関係機関、避難所、住民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し「住民相談班」に伝達する。
町民からの相談対応	「住民相談班」は、「本部事務局」が収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を、「町民サポートセンター」に移設する。

② 情報の提供

■情報の提供手段

・新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用
・臨時広報等の発行、避難所等への掲示
・ＳＮＳ、ホームページの活用
・東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（171)」の活用（資料編参照）

２．２ 災害弔慰金、災害見舞金の支給【避難支援班（社会福祉課)】

本町は、町民が自然災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給する。

死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体に著しい障害を受けた場合、その者に対して災害見舞金を支給する。

なお、災害弔慰金の支給及び災害見舞金の支給の詳細については、資料編参照のこと。

２．３ 災害援護資金の貸付【避難支援班（社会福祉課）】

本町は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付ける他、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や、生活福祉資金の貸付をもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

⑴ 災害援護資金の貸付

本町は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

なお、災害援護資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

⑵ 生活福祉資金に基づく災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更正させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

⑶ 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸付ることができる。また、被害の状況によって据置期間を 2 年以内の期間で延長することができる。なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸付るものである。

２．４ 被災者生活再建支援制度【総括班（危機管理課）】

⑴ 制度の概要

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成 11 年度から制度化されたが、平成 16 年度に居住安定支援制度が創設された。県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

なお、支援に関する詳細については、資料編参照のこと。

⑵ 支援金の支給

「危機管理課」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

■支援金の支給手続

２．５ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【総括班（危機管理課）】

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記２．４）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用。）。

支援項目及び支給手続きは、以下のとおりである。

なお、支援内容の詳細については、資料編参照のこと。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続

(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続き

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続

２．６ 住宅の再建【総括班（危機管理課）】

火災、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定によって災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

災害復興住宅建設に基づく資金貸付の詳細については、資料編参照のこと。

(2) 災害復興住宅資金に基づく資金貸付

災害復興住宅に基づく資金貸付の詳細については、資料編参照のこと。

(3) 町及び県の措置

① 災害復興住宅資金

本町及び県は、災害地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、独立行政法人住宅金融支援機

構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借り入れの促進を図るように努める。

② 災害特別貸付金

災害によって滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合は、町長は被災者の希望によって災害の実態を調査した上で、被災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込み希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。

２．７ 職業の斡旋【地域支援班（元気まちづくり課】

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業の斡旋について、本町は、離職者の状況を把握し、国（大宮公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を国（大宮公共職業安定所）に要請する。

⑴ 公共職業安定所による職業の斡旋

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

■公共職業安定所の措置

○ 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
○ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
○ 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

⑵ 雇用保険の失業給付に関する特別措置

① 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給について被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして基本手当を支給するものとする。

⑶ 被災事業主に関する対策

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、被害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

２．８ 租税等の減免及び徴収猶予等【関係各課】

被災した納税義務者、特別徴収義務者（以下、「被災納税義務者等」という。）又は被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、減免及び徴収猶予等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

(1) 町税の減免及び徴収猶予

町長は、被災納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、減免及び徴収猶予の措置を災害の状況に応じて実施する。

① 期限の延長（町税条例　第 18 条の 2 より）

災害により、納税義務者等が期限内に申告しその他書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により延長する。

- ○ 災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ○ その他の場合、被災納税義務者等による申請により、町長はその理由の止んだ日から 2 か月以内（特別徴収義務者については 30 日以内）において期限を延長する。

② 減免

被災納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。また、災害により徴収を猶予した場合は、猶予期間に対応した延滞金について減免措置を講ずる。

■税の減免

税区分	減免内容
町民税 （町税条例　第 51 条より）	被災納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
固定資産税 （町税条例　第 71 条より）	固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災程度に応じて減免を行う。
特別土地保有税 （町税条例　第 139 条の 3 より）	土地の被災の程度に応じて減免を行う。

③ 徴収猶予（地方税法　第 15 条より）

災害により財産に損害を受けた納税義務者等が、町税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき最初の猶予期間と合計し、2 年を限度として延長する。

(2) 国民健康保険税の減免及び徴収猶予

本町は、地震災害により被災者の納付すべき国民健康保険税について、法令及び条例の規定に基づき、減免及び徴収猶予の措置を災害の状況に応じて実施する。

① 減免（町国民健康保険税条例　第 20 条より）

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。なお、保険税の納期限までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予（地方税法　第 15 条より）

災害により財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき最初の猶予期間と合計し、2 年を限度として延長する。

(3) 国民年金保険料の免除（国民年金法　第 90 条より）

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、本町が内容審査の上、日本年金機構に免除申請者を進達する。

(4) 保育料の減免（町保育料の徴収に関する規則　第 4 条より）

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額する。

(5) 介護保険料の減免及び徴収猶予

① 減免（町介護保険条例　第 10 条より）

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。なお、保険料の納期限までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予（町介護保険条例　第 9 条より）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額の全部又は一部を、納期限から 3 か月又は 6 か月徴収を猶予することができる。

(6) 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予

① 減免（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例　第 18 条より）

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。なお、保険料の納付期限（特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日）までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例　第 17 条より）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額の全部又は一部を、納期限から 6 か月を限度として徴収を猶予することができる。

２．９ 生活保護【社会福祉課】

被災に伴う生活困窮者の生活確保のため本町及び県は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査協議の上、最低生活を保証する措置を講ずる。

第３　義援金品の配布

本町は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保する。また、町内に配分委員会を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。

3.1　受付窓口の開設
3.2　受付・募集
3.3　保管及び配分

３．１　受付窓口の開設【避難支援班（社会福祉課）、情報班（会計課）】

本町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金の窓口は、「情報班（会計課）」が担当し、救援物資の窓口は、「避難支援班（社会福祉課）」が担当する。

３．２　受付・募集【避難支援班（社会福祉課）、情報班（会計課）、広報班（秘書広報課）】

⑴　義援金品の受付

①　義援金品の受付

義援金品の受付は、「情報班（会計課）」及び「避難支援班（社会福祉課）」が行う。

受付は、原則として本町が開設した窓口及び銀行振込みとする。

②　受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

③　委員会への報告

「情報班（会計課）」及び「避難支援班（社会福祉課）」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

⑵　義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「広報班（秘書広報課）」が本町の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

３．３ 保管及び配分【情報班（会計課）】

「情報班（会計課）」は送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

■義援金の保管及び配分

- 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については備蓄倉庫に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- 「情報班（会計課）」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、地区長又は自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- 被災者に対し、町の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- 義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- 「情報班（会計課）」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

第４　地域経済の復旧支援

地震により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講ずる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

4.1　農林業関係融資
4.2　中小企業関係融資

４．１ 農林業関係融資【地域支援班（アグリ推進課）】

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法、及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資する。

(1) 天災融資法第 2 条第 1 項の規定に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

(2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく資金融資

株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資の詳細については、資料編参照のこと。

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例　第 3 条に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

(4) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済金の支払いができるように措置する。

農業災害補償に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

４．２ 中小企業関係融資【地域支援班（元気まちづくり課）】

被災した中小企業は、県制度融資の貸し付けを利用できる。

本制度は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県が資金需要の把握や資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置を実施し、県が国に対しても要望するものである。

本町は、被災した中小企業が本制度を活用できるよう、本制度の迅速かつ円滑な実施を県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

なお、経営安定資金（災害復旧資金）の詳細については、資料編参照のこと。

■中小企業関係融資

- 被災中小企業に対する復興資金の貸付
- 日本政策金融公庫　災害復旧貸付
- 商工組合中央金庫の貸付

第３節　激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

激甚災害の指定

第１　激甚災害指定手続き

第１　激甚災害指定手続き

1.1　激甚法による財政援助
1.2　激甚災害指定の手続き
1.3　激甚災害に関する調査

１．１ 激甚法による財政援助【関係各課】

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。

この法律は激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

１．２ 激甚災害指定の手続き【関係各課】

本町及び県は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第 2 条第 1 項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上、激甚災害として指定し、その災害に

対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

激甚災害の指定手続及び財政援助措置の対象については、下図のとおりである。

■激甚災害の指定手続き

■財政援助措置の対象（**公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助**）

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

■財政援助措置の対象（**農林水産業に関する特別の助成**）

- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 森林災害復旧事業に対する補助

■財政援助措置の対象（**中小企業に関する特別の助成**）

・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

■財政援助措置の対象（**その他の財政援助及び助成**）

・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
・日本私学振興財団の業務の特例
・市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
・水防資材費の補助の特例
・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
・産業労働者住宅建設資金融通の特例
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
・上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

１．３ 激甚災害に関する調査【関係各課】

本町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第５章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成 26 年 3 月 28 日現在で、1 都 2 府 26 県 707 町村が推進地域に指定されている。本町は、推進地域には指定されていないが、平成 24 年 8 月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５弱から５強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。
このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

《参考》

◆ **推進地域の指定条件**

① 地震の揺れによる被害については、震度６弱以上の地域
② 津波による被害については、津波高３ｍ以上で海岸堤防が低い地域
③ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第１節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

本町において「南海トラフ地震臨時発表情報に伴う対応措置計画」を策定する際の基本的考え方や前提条件などを以下に示す。

第１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

本町及び防災関係機関は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を県から伝達された場合、直ちに庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

第２　町民、企業等へのよびかけ

本町及び県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

２．１ 町民の防災対応

(1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

２．２ 企業等への対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認

第２節　地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本町、県、及び防災関係機関は、「第２編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第６章　最悪事態（シビアコンディション）への対応

第６章　最悪事態（シビアコンディション）への対応
第１節　シビアコンディションを設定する目的
第２節　シビアコンディションへの対応
第３節　シビアコンディションの共有と取組の実施

第１節　シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

本町の地域防災計画においても、県の被害想定を参考に、本町に最も大きな地震被害をもたらすと想定される「関東平野北西縁断層帯地震」を対象に減災目標を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、本町においては、地域防災計画が対象としている町域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、本町域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、本町はじめ防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第２節　シビアコンディションへの対応

「第２編　震災対策計画　第１章～第５章」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第３節　シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

本町においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、最優先に町民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、本町もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

シビアコンディションの共有と取組の実施

- 第１　命を守るのは「自分」が基本
- 第２　支援者の犠牲はあってはならない
- 第３　火災から命を守る
- 第４　首都圏長期大停電と燃料枯渇
- 第５　その時、道路は通れない
- 第６　首都機能の麻痺
- 第７　デマやチェーンメールは新たな災害
- 第８　超急性期医療と慢性疾患の同時対応
- 第９　都心からの一斉帰宅は危険
- 第10　危険･不便な首都圏からの避難
- 第11　助かった命は守り通す
- 第12　食料が届かない
- 第13　災害の連鎖を防止せよ

第１　命を守るのは「自分」が基本　大震災では家具が凶器になります。

■リスク状況の認識

町、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の 8 割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度６弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

今回新たに実施された県の被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に 7,215 人の負傷者が生じる（伊奈町の場合、死者なし、負傷者 1 名）予測になっている。また、首都圏全体では 3 万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

■課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

■対策の方向性（予防期）

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

第２　支援者の犠牲はあってはならない

■リスク状況の認識

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて 254 人になる。同じ 3 県で犠牲になった消防本部の職員は 27 人、警察官は 30 人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は 1 名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要である。

■課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、2 次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

■対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

第３　火災から命を守る

■リスク状況の認識

関東大震災が起こった大正 12 年 9 月 1 日は、台風通過直後で、風速 10～15m の強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速 400～800m の速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約 2 万坪の被服廠跡では 3 万 8 千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約 1 万 6 千人、建物倒壊と合わせ最大約 2 万 3 千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状 7 号線と 8 号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約 20 万棟、4,000 人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約 41 万 2 千棟、倒壊等と合わせ最大約 61 万棟

■課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

■対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

第４　首都圏長期大停電と燃料枯渇

■リスク状況の認識

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の１号機は５月 15 日、鹿島火力発電所の２・３・５・６号機は４月６日から 20 日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に４ヶ月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後１ヶ月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

■課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、１ヶ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

■対策の方向性

- 本町の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、庁舎、関係施設等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される町庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なＬＰガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 町外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、町民及び他市町村の住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

第５　その時、道路は通れない

■リスク状況の認識

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度５はタイヤがパンクしたような感覚、震度６以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

■課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

■対策の方向性

- 緊急輸送道路と首都圏を結ぶ道路ネットワークの状況の把握体制を確立するとともに、町内の主道路網の整備を進める。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

第６　首都機能の麻痺

■リスク状況の認識

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響し合い、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

■国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、ＰＣやサーバの不調等により、災害対応の中枢としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。　→　応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定めてられており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第５号館（千代田区霞が関）→ 市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→ 立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

■課題

- 県内機能の停止。県による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。

■対策の方向性

- 他機関との連携を確保し、県とともに都市機能の継続をサポートする。
- 関係機関による後方支援の資源を確保し、県と協力して復旧・復興に努める。

第７　デマやチェーンメールは新たな災害

■リスク状況の認識

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターや SNS など、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（2 次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渇望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない 2 次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれない。

■課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、県、防災機関による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

■対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や県・本町は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

第８　超急性期医療と慢性疾患の同時対応

■リスク状況の認識

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約 12 万 3 千人の負傷者が発生し、そのうち約 2 万 4 千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48 時間以内）から急性期（1 週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になる。

■課題

- 町内の重傷者に対し、DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

■対策の方向性

- 衛星携帯電話や医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 他自治体や企業から医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 町内の主要病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。

第９　都心からの一斉帰宅は危険

■リスク状況の認識

県では、平成 24 年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136 万人であると推計した。そのうち 88 万人は東京 23 区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民 252 万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では 72 万人、川口市では 45 万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道 17 号戸田橋の通過人数は 1 時間当たり最大 12 万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

■課題

- 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

■対策の方向性

- 近隣市町と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 本町内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

第１０　危険･不便な首都圏からの避難

■リスク状況の認識

国の被害想定では、冬の 18 時発災、風速 15m/s の都心南部地震で、首都圏で 1 日後に約 300 万人、2 週間後に約 720 万人の避難者が発生すると想定される。

1 ヶ月後に 1 都 3 県の約 9 割の断水が解消した場合でも、約 120 万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

■課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。

■対策の方向性

- 近隣市町からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 近隣市町や県内より取得した被害情報や応援要請に基づき、受入調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

第１１　助かった命は守り通す

■リスク状況の認識

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死亡率は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約 2 倍に上った。死亡に影響のあった事由しては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約 3 割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約 2 割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約 2 割であった。

例えば、1 都 3 県には約 7 万 8 千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

■課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

■対策の方向性

- 被災地外の自治体において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

第１２　食料が届かない

■リスク状況の認識

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道 4 号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確保し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災 4 日後、国道 45 号の道路啓開がおおむね終了したのは発災 7 日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約 32 万人に対し、発災後 3 日間に県下の市町村が確保できた食料は 62 万食だけだった。また国の物資調達は、発災 1 週間後に約 39 万人が避難所に滞在していたのに対し、6 日後までの到着済み食料は約 290 万食、水が約 213 万本だけで、おおよそ一人一日約 1 食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

■課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

■対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則 3 日以上、可能であれば 1 週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、町及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

第１３　災害の連鎖を防止せよ

■リスク状況の認識

災害の連鎖を防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

- 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- 工場や店舗等の喪失、従業者の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

■課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

■対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

第３編　風水害対策計画

この計画は、本町で発生すると考えられる風水害に対し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、町民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定されたものである。

第１章　風水害対策の総則

風水害対策の方針を策定するため、これまでの本町に係る浸水被害履歴、はん濫シミュレーションの結果を勘案して、起こりうる最大規模の風水害を想定して対策の目標を設定した。

第１節　風水害被害想定

本町では、本町において起こりうる水害被害の程度を把握するため防災アセスメントを行い、過去の水害履歴並びに国土交通省及び埼玉県が行った伊奈町に影響を及ぼすと想定される荒川、利根川及び中川流域のはん濫シミュレーションの結果を用いて検討を行っている。

風水害被害想定

第１　過去の水害履歴

第２　浸水想定区域

第１　過去の水害履歴

国土交通省河川局の水害統計調査及び埼玉県熊谷地方気象台の埼玉県気象災害の資料等を用いて、昭和 39 年から令和 2 年における本町に係る水害実績をとりまとめた。

水害履歴及び浸水実績について整理した結果を以下に示す。

水害統計調査等による本町関連の水害履歴からは、昭和 39 年から令和 2 年においては台風や大雨により多少の浸水被害が生じるものの大きな被害の発生はないことが分かる。

■風水害等履歴（本町関連）

年次	異常気象名（発生月日）	河川海岸名	水害区域面積（㎡）			被害家屋棟数（棟）					被災世帯数		被災数			一般資産等被害額（千円）			
			農地	宅地その他	計	床下	床上	半壊	全壊流失	計	床下	床上	事業所	従業者	農漁家	一般資産	営業停止損失	農作物	計
昭和46年	台風23.25.26号及び秋雨前線豪雨(8.27-9.13)	綾瀬川	0	0	0	26	0	0	0	26	0	0	0	0	0	791	50	0	841
昭和56年	豪雨と台風第15号(8.21-8.23)	内谷排水路	0	10,000	10,000	10	0	0	0	10	10	0	0	0	0	1,336	85	0	1,421
昭和56年	台風第24号．風浪と豪雨(10.19-10.25)	内谷排水路	0	15,000	15,000	15	0	0	0	15	15	0	0	0	0	2,078	132	0	2,210
		大里排水路	0	8,000	8,000	3	1	0	0	4	3	1	1	5	0	5,597	357	0	5,954
		大排水路	0	4,000	4,000	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	178	11	0	189
		津地排水路	0	4,000	4,000	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	298	18	0	316
		西浦排水路	0	5,000	5,000	0	1	0	0	1	0	1	1	6	0	6,405	408	0	6,813
	計		0	36,000	36,000	21	2	0	0	23	21	2	2	11	0	14,556	926	0	15,482
昭和58年	豪雨、風浪と落雷(8.23-9.13)	荒久排水	0	1,000	1,000	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	598	38	0	636
		内谷排水路	0	4,000	4,000	23	19	0	0	42	22	19	1	9	0	19,209	1,226	0	20,435
		西浦排水	0	10,000	10,000	30	0	0	0	30	30	0	0	0	0	4,036	257	0	4,293
		前田排水路	0	1,000	1,000	1	0	0	0	1	1	0	1	2	0	1,484	94	0	1,578
	計		0	16,000	16,000	57	19	0	0	76	56	19	2	11	0	25,327	1,615	0	26,942
昭和60年	豪雨及び台風第６号(5.27-7.24)	川	0	2,000	2,000	9	0	0	0	9	2	0	7	68	0	80,733	5,153	0	85,886
昭和61年	台風第10号及び豪雨(8.2-8.10)	綾瀬川	0	1,000	1,000	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	312	19	0	331
		原市沼川	0	2,000	2,000	12	1	0	0	13	12	1	0	0	0	2,083	132	0	2,215
		原市沼川	0	7,000	7,000	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	375	23	0	398
		津地排水路	0	1,000	1,000	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	312	19	0	331
		栄北排水路	0	1,000	1,000	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	499	31	0	530
		栄中央排水路	0	1,000	1,000	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	390	24	0	414
	計		0	13,000	13,000	25	1	0	0	26	25	1	0	0	0	3,971	248	0	4,219
昭和61年	台風第15号及び豪雨・風浪・落雷(9.2-9.13)	原市沼川	0	1,000	1,000	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	141	8	0	149
		原市沼川	0	1,000	1,000	5	0	0	0	5	5	0	0	0	0	624	39	0	663
	計		0	2,000	2,000	6	0	0	0	6	6	0	0	0	0	765	47	0	812
昭和62年	豪雨・落雷(8.16-8.18)	内谷排水路	0	100	100	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	401	25	0	426
平成元年	豪雨(7.24-8.7)	大字小室地区	0	500	500	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	433	27	0	460
		大字小針新宿地区	0	800	800	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	1,103	70	0	1,173
	計		0	1,300	1,300	2	1	0	0	3	2	1	0	0	0	1,536	97	0	1,633
平成元年	豪雨．台風17号(8.24-8.29)	大字羽貫地区	0	400	400	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	605	38	0	643
平成3年	台風17号～19号豪雨風浪(9.11-9.28)	綾瀬川	0	40,000	40,000	112	3	0	0	115	112	3	1	34	0	109,018	6,958	0	115,976
平成5年	台風11号(8.25-8.28)	綾瀬川	0	90,000	90,000	23	0	0	0	23	23	0	9	56	0	82,814	4,968	0	87,782
平成6年	前線(9.7-9.19)	河川海岸以外	0	15,000	15,000	5	3	0	0	8	4	3	0	0	0	4,770	286	0	5,056
平成7年	豪雨(7.31-8.11)	無名河川	0	688	688	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	771	46	0	817
平成18年	(12.26)	小針新宿、小針内宿、羽貫、大針、小室	1,535,000	8,000	1,543,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
平成20年	(8.28)	大針、小室、栄	160,000	120,000	280,000	10	2	0	0	12	0	0	0	0	0				
平成21年	(10.7)	小室、栄	160,000	36,000	190,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
平成25年	台風26号（10.15-17）	小室、栄	0	1,449	1,449	7	0	0	0	7	7	0	0	0	0		6,227	0	6,227
平成27年	梅雨前線豪雨（6.13-6.20）	大針、小室、栄	0	7,724	7,724	15	13	0	0	28	14	10	0	0	0		50,735	0	507
平成29年	台風第3号（7.3-7.7）	大針、小室、栄	0	729	729	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0		3,652	0	3,652
	台風第21号（10.19-10.24）	大針、小室、栄	0	687	687	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0		2,899	0	2,899
	計		0	1,416	1,416	7	0	0	0	7	7	0	0	0	0		6,551	0	6,551
令和元年	台風第19号（10.11-10.15）	大針、小室、栄	0	18,679	18,679	38	1	0	0	34	38	1	0	0	0		32,655	0	32,655

本町における浸水実績として、国土交通省江戸川河川事務所による中川・綾瀬川流域浸水実績図、平成 8 年伊奈町防災計画基礎調査作成された災害履歴図、平成 23 年度伊奈町都市計画基礎調査で作成された浸水実績図を用いて、これら浸水区域を重ね合わせ浸水実績図を作成した。

浸水実績図を見ると、過去本町において浸水のあった区域は、綾瀬川に沿った区域、南側の蓮田市との境界から上尾市との境界に沿った区域及び本町丸山地区と下郷地区との境界の地盤の低い区域などである。

■過去の浸水実績区域図

第２　浸水想定区域

本町では、荒川、利根川、中川流域においてはん濫した場合に浸水が想定されている。各河川における想定されている降雨量は、以下に示すとおりである。

河川名	想定される総雨量	作成者
荒川	荒川流域の 72 時間総雨量 632 ㎜	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所
利根川	利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491 ㎜	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所
中川流域	中川流域の 48 時間総雨量 596 ㎜	埼玉県県土整備部河川砂防課

この浸水想定区域は、上記の河川及び流域の浸水想定区域図を重ね合わせたものであり、本町の過去の浸水実績とほぼ対応している。

■浸水想定区域図（本町関連）

２．１ 本町における浸水想定区域

本町の浸水想定区域図をもとに、地区、防災ブロック及び行政区ごとの浸水面積及び浸水割合を算出した。

浸水想定区域は、本町の 37.4%に及び、なかでも防災ブロックの栄ブロックは、地域全域にわたり浸水すると予想される。また、浸水深を５段階区分した結果から、浸水区域内の建物のうち約９割が床上浸水（浸水深 0.5m 以上）すると予想される。

区ごとの浸水想定区域を以下に示す。

■浸水想定区域

地区	防災ブロック	行政区	行政区面積（km²）			浸水面積（km²）			浸水割合（%）		
			行政区	防災ブロック	地区	行政区	防災ブロック	地区	行政区	防災ブロック	地区
北部	大針	大　針	1.46	1.59	5.42	0.52	0.56	2.10	35.6	35.0	38.5
		細田山	0.10			0.02			15.2		
		学園中央	0.03			0.02			72.0		
	小針	羽　貫	1.03	3.83		0.28	1.53		27.4	39.9	
		小針新宿	0.76			0.00			0.1		
		小針内宿	2.00			1.25			62.3		
		光ヶ丘	0.04			0.00			0.0		
中部	本	志　久	0.56	1.89	5.24	0.00	0.63	1.63	0.2	33.2	24.4
		南　本	0.90			0.49			54.0		
		北　本	0.43			0.14			32.8		
	中央	小貝戸	1.31	1.65		0.58	0.58		44.2	35.1	
		中　央	0.34			0.00			0.0		
	柴中荻	柴中荻	1.07	1.70		0.00	0.07		0.4	4.2	
		若　榎	0.18			0.00			0.0		
		大　山	0.45			0.07			14.8		
南部	丸山	丸　山	1.95	2.99	4.10	0.58	1.05	2.16	29.5	35.0	52.7
		下　郷	1.04			0.47			45.2		
	栄	下　郷	0.27	1.11		0.27	1.11		100.0	100.0	
		栄　南	0.20			0.20			100.0		
		栄中央	0.26			0.26			100.0		
		栄　北	0.28			0.28			100.0		
		綾瀬東	0.08			0.08			97.9		
		綾瀬南	0.01			0.01			98.8		
		綾瀬北	0.01			0.01			100.0		
合計			14.76	14.76	14.76	5.53	5.53	5.53	37.4	37.4	37.4

注）行政区面積及び浸水面積はGIS（地理情報システム）で計測した値である。

■浸水深ランク別の浸水区域面積の割合

浸水深ランク	面積（km²）	割合（%）
0.5m 未満の区域	0.49	8.9
0.5～3.0m 未満の区域	4.60	83.3
3.0～5.0m 未満の区域	0.38	6.9
5.0～10.0m 未満の区域	0.05	1.0
10.0m 以上の区域	0	0.0
合計	5.53	100.0

２．２ 地区別、防災ブロック別の浸水人口

浸水深及び浸水範囲に応じた浸水区域人口の推定結果を以下に示す。

浸水区域の町民は 20,103 人と推定され、総人口の 44.7%に及ぶ。そのうち、床上浸水区域の町民は 18,338 人で総人口の 40.7%、床下浸水区域の町民は 1,768 人と町民の 3.9%となっている。

防災ブロック別に見ると、全域に渡り浸水する栄ブロックの浸水区域人口が 7,442 人と最も多く、以下順に小針ブロックの 5,847 人、本ブロックの 2,207 人、大針ブロックの 2,125 人、中央ブロックの 1,445 人となっている。

地区別に見ると、南部地区が 8,474 人と最も多く地区町民の 83.9%を占め、以下順に、北部地区が 7,972 人で 36.4%、中部地区が 3,658 人と最も少なく 28.1%となっている。

■防災ブロック別の浸水想定区域人口　　［単位：人、%］

地区	防災ブロック	人口	浸水区域人口					
			合計		床上浸水区域		床下浸水区域	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
北部	大針	5,718	2,125	37.2	1,533	26.8	592	10.4
	小針	16,209	5,847	36.1	5,138	31.7	709	4.4
中部	本	6,212	2,207	35.5	2,031	32.7	176	2.8
	中央	4,116	1,445	35.1	1,401	34.0	44	1.1
	柴中荻	2,672	6	0.2	3	0.1	3	0.1
南部	丸山	2,635	1,032	39.1	800	30.4	231	8.8
	栄	7,459	7,442	99.8	7,432	99.6	13	0.2
合計		45,021	20,103	44.7	18,338	40.7	1,768	3.9

■地区別の浸水想定区域人口　　［単位：人、%］

地区	人口	浸水区域人口					
		合計		床上浸水区域		床下浸水区域	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
北部	21,927	7,972	36.4	6,670	30.4	1,301	5.9
中部	13,000	3,658	28.1	3,435	26.4	222	1.7
南部	10,094	8,474	83.9	8,233	81.6	244	2.4
合計	45,021	20,103	44.7	18,338	40.7	1,768	3.9

注 1)「人口」は、住民基本台帳（外国人を含む、令和４年４月１日現在）による。
注 2) 四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
注 3) 丸山、栄の「人口」は建物棟数比から算出した推定値である。
注 4)「床下浸水」は浸水深 0.5m 未満、「床上浸水」は浸水深 0.5m 以上とした。
注 5)「割合」は、「人口」に対する割合を示す。
参考)「浸水区域人口」は、「伊奈町防災マップ（令和５年４月）」を基に、地区別人口（住民基本台帳：令和４年４月１日現在）を更新して算出した。

第２節　風水害対策の基本方針

本町における風水害対策の基本的考え方及び防災対策の目標とする被害の程度を以下に設定する。

第１　風水害対策の基本的考え方

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。

本町は、これら風水害、特に影響が懸念される浸水被害に対して、具体的な浸水区域を想定した上で、より具体的かつ実効性の高い予防対策、災害応急対策、災害復旧等を行うことを目的に、災対法第 42 条（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、本町並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本町に発生した風水害から、町民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

第２　風水害対策の目標

本町の風水害対策の目標とするため、本町に起こりうる最も大きな浸水被害を、伊奈町防災マップ（令和５年４月、伊奈町）を参考に設定した。

これは、荒川、利根川、中川流域においておおむね 1,000 年に 1 度起こる大雨(荒川流域の 3 日間総雨量 632㎜、利根川流域・八斗島上流域の 3 日間総雨量 491 ㎜、中川流域の 2 日間総雨量 596 ㎜)が降った時に堤防が決壊した場合を想定している。

それによると、本町は、綾瀬川沿い及び南部の低地を中心に 37.4%の区域が浸水し、それに伴い本町総人口の 44.7%に当たる 20,103 人の町民が浸水被害に遭うと想定される。

そのうち、避難が必要と考えられる床上浸水区域の町民は、本町総人口の 40.7%に当たる 18,338 人と想定されている。そのなかには要配慮者である乳幼児が 766 人、高齢者が 4,411 人、外国人が 194 人含まれている。

そのため、本町は、これら区域の要配慮者を含む住民の安全避難をはじめとする防災対策を策定する。

防災対策の目標とする要避難人口は以下に示すとおりである。

■風水害対策の目標　　［単位：人、%］

総人口（外国人含む）	要避難人口（床上浸水区域）					
	一般町民	要配慮者				合計
		乳幼児	高齢者	外国人	計	
45,021	12,953	766	4,411	194	5,371	18,338

注 1)「総人口」は、住民基本台帳（外国人を含む、令和４年４月１日現在）による。
注 2) 四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
注 3)「乳幼児」は 6 歳未満、「高齢者」は 65 歳以上としている。
出典)「要避難者人口」は、「伊奈町防災マップ（令和５年４月)」を基に、現在の人口（住民基本台帳：令和４年４月１日現在）に更新して算出した。

第２章　風水害予防計画

近年、台風や集中豪雨により洪水、土砂災害（がけ崩れや地すべり等）の被害が全国各地で発生している。しかし、台風や集中豪雨の威力は計り知れない反面、事前の対策次第で被害を最小限に抑えることが可能である。

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが風水害について正しい知識を持ち、災害時に沈着に行動できる力を日ごろから身につけることが最も必要なことである。

このため、本町及び防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災思想の普及、啓発活動を行い、町民の防災意識の高揚を図るとともに、各地区の自主防災会、各事業所の充実を図ることとする。さらに、これらの組織の災害活動が十分に発揮できるように、実践的な防災訓練を積極的に実施し、町民及び自主防災組織の防災力の向上を図る。

（計画内容は、必要に応じ適宜、震災予防計画を準用する。）

第１節　風水害に強い都市環境の整備

本町の場合、特に大きな洪水被害はないが、最近の台風や集中豪雨の例では、今までにない記録的な降水量により大きな被害が発生しており、災害履歴の上では大きな問題はないと考えられる本町の場合でも、必要な予防対策を講ずることは重要である。

このため、本町は、流域総合治水計画を主軸とする水害予防計画を策定し、風水害に強い都市づくりを推進するとともに、風水害に対する迅速な救援・救護活動の展開と日常生活の早期復旧を図るため、都市施設の安全化、防災拠点の整備、安全な避難環境の整備などを推進する。

風水害に強い都市環境の整備は、以下の施策の柱として推進する。

風水害に強い
都市環境の整備

- 第１　水害予防計画
- 第２　計画的なまちづくりの推進
- 第３　都市施設の安全対策
- 第４　防災拠点の整備
- 第５　安全避難の確保
- 第６　空き家対策
- 第７　孤立化地域の事前対策

第１　水害予防計画

本町には１級河川の綾瀬川、原市沼川（一部、準用河川）が流れているが、治水対策の実施に伴い最近では大きな浸水被害は発生していない。

しかし、最近の台風や集中豪雨の例では、今までにない記録的な降水量により大きな被害が発生しており、最近の災害履歴の上では大きな問題はないと考えられる本町の場合でも、必要な予防対策を講ずることが重要である。

1.1　流域総合治水計画
1.2　河川・水路の整備
1.3　地盤沈下対策
1.4　土地利用の適正化
1.5　水防用資機材の整備

１．１ 流域総合治水計画【危機管理課、土木課、上下水道課】

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

伊奈町総合振興計画においても、雨水処理対策の中で、河川・水路等の整備改修については、公共下水道事業と十分調整を図り、排水路整備計画を策定し、総合的な治水排水対策を推進するとともに、中川・綾瀬川流域総合治水対策事業の促進を図り、流域内の遊水・保水機能の保持に努め、貯留浸透施設の整備を進めることが示されている。

(1) 治水整備の推進

河川の改修（町管理河川の時間雨量 50㎜ 程度の降雨に対する治水安全度の確保）、排水機場の整備等による河川治水施設の整備、及び管渠、雨水調整池の整備等による雨水流出抑制施設の整備を推進する。

(2) 浸水想定区域の公表

平成 27 年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の洪水への対策の推進が実施されており、国土交通大臣は、洪水予報を行う河川について、おおむね 1,000 年に一回程度降るとされている大雨が降りかつ破堤した場合に浸水が想定される区域を公表している。

また、平成 17 年 5 月の水防法の改正により、浸水想定区域の指定があった場合、関係市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水予想区域ごとに浸水予想の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難所などについて住民に周知させるため、洪水ハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずることとなった。

本町では、国土交通省荒川上流河川事務所が公表した荒川浸水想定区域図、国土交通省利根川上流河川事務所が公表した利根川浸水想定区域図及び埼玉県が公表した利根川水系中川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図をもとに、作成、公表した伊奈町洪水ハザードマップをもとに、洪水予報の伝達方法、避難所について町民に周知徹底を図り、水災による被害の軽減を図っていくものとする。

■総合的な治水対策の概念

(3) 内水対策

近年、短期間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

① 内水ハザードマップの作成

被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水はん濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

１．２ 河川・水路の整備【土木課】

伊奈町総合振興計画後期計画において示されている河川･水路の整備は以下のとおりである。

■河川・水路の整備

前記基本計画の主な取り組みとしては、原市沼川において、上尾市と協定を結び河道改修や浚渫、草刈りなどを行うことで水辺の環境保全に貢献した。

今後に向けた方向性は、綾瀬川については、良好な自然環境や生態系を考慮し、改修・維持管理を推進するとともに、景観に配慮した水辺環境の創出や大雨による浸水被害軽減のために必要な治水対策を河川管理者である県に対し継続的に要望する。

１．３ 地盤沈下対策【環境対策課】

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水位をリアルタイムで監視するテレメータシステムを平成 14 年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、本町は、地盤沈下対策として「埼玉県生活環境保全条例」により第１種指定地域に指定されており、地下水の採取が規制されている。

１．４ 土地利用の適正化【都市計画課】

河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制は対応済みである。

１．５ 水防用資機材の整備【危機管理課、土木課】

本町は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

第２　計画的なまちづくりの推進

本町は、これまでに風水害発生時に災害の危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、土地区画整理事業による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本町は今日までの事業の成果を踏まえつつ、土地区画整理事業等による安全な市街地及び公園の整備等による防災空間の確保、道路及び橋梁の整備をより一層推進し、風水害に強いまちづくりを計画的に推進する。

災害に強いまちづくりの推進のために必要な施策を以下に定める。

- 2.1　防災的土地利用計画
- 2.2　地盤災害の予防
- 2.3　防災空間の確保

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
『 第１　計画的なまちづくりの推進 』 を準用する。

第３　都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の公共土木施設は、日常の町民生活及び社会・経済活動、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、本町及び防災関係機関は、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。

都市施設の安全化を推進するために必要な施策を以下に定める。

3.1　建築物の不燃化
3.2　道路、交通施設の安全対策
3.3　河川施設の安全対策
3.4　倒壊物、落下物の安全対策
3.5　ライフライン施設の安全対策

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
『 第２　都市施設の安全対策 』 を準用する。

第４　防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。

4.1　防災拠点のネットワーク化

4.2　防災拠点施設の整備

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
『 第３　防災拠点の整備 』 を準用する。

第５　安全避難の確保

風水害による家屋の浸水や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険が迫った地域の住民等の安全な避難活動が実施できるよう、本町の地域の特性を踏まえ、避難計画の策定、避難所の整備及び避難誘導体制の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

安全避難の環境整備を推進するために必要な施策を以下に定める。

5.1　避難計画の策定

5.2　避難所等の整備

5.3　避難路の整備

5.4　適切な避難行動に関する普及啓発

5.5　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

５．１ 避難計画の策定【危機管理課】

緊急時に際し、危険区域内にある町民を安全区域に避難させるため、その事態に即応して迅速かつ的確な避難措置を講じ、人命被害の軽減と避難者の援護を図るものとする。

本町の浸水想定区域人口は以下のとおりである。

なお、この結果は、「伊奈町防災マップ」（令和５年４月、伊奈町）を反映させたものを、令和４年４月１日現在の人口（住民基本台帳）を用いて見直したものである

浸水想定区域人口は 20,103 人で本町全体の 44.7%を占める。このうち、床上浸水区域人口が 18,338 人で 40.7%、床下浸水区域人口が 1,768 人で 3.9%となっている。地区別では南部地区の浸水割合が大きく浸水人口が地区の 84.6%に及んでいる。

避難所等の収容能力は、要避難者として床上浸水区域の住民を対象に検討するものとする。

■「要配慮者避難確保アクションプログラム」の策定

浸水想定区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある（水防法 15 条関連）。

本町は、避難指示浸水想定区域内の要配慮者関連施設の名称、所在地及び連絡先については資料編に掲載した。

■防災ブロック別の浸水想定区域人口　　［単位：人、%］

地区	防災ブロック	人口	浸水区域人口					
			合計		床上浸水区域		床下浸水区域	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
北部	大針	5,718	2,125	37.2	1,533	26.8	592	10.4
	小針	16,209	5,847	36.1	5,138	31.7	709	4.4
中部	本	6,212	2,207	35.5	2,031	32.7	176	2.8
	中央	4,116	1,445	35.1	1,401	34.0	44	1.1
	柴中荻	2,672	6	0.2	3	0.1	3	0.1
南部	丸山	2,635	1,032	39.1	800	30.4	231	8.8
	栄	7,459	7,442	99.8	7,432	99.6	13	0.2
合計		45,021	20,103	44.7	18,338	40.7	1,768	3.9

注１）「人口」は、住民基本台帳（外国人を含む、令和４年４月１日現在）による。
注２）四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
注３）丸山、栄の「人口」は建物棟数比から算出した推定値である。
注４）「床下浸水」は浸水深 0.5m 未満、「床上浸水」は浸水深 0.5m 以上とした。
注５）「割合」は、「人口」に対する割合を示す。
参考）「浸水区域人口」は、「伊奈町防災マップ（令和５年４月）」を基に、地区別人口（住民基本台帳：令和４年４月１日現在）を更新して算出した。

■地区別の浸水想定区域人口　　［単位：人、%］

地区	人口	浸水区域人口					
		合計		床上浸水区域		床下浸水区域	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
北部	21,927	7,972	36.4	6,670	30.4	1,301	5.9
中部	13,000	3,658	28.1	3,435	26.4	222	1.7
南部	10,094	8,474	83.9	8,233	81.6	244	2.4
合計	45,021	20,103	44.7	18,338	40.7	1,768	3.9

注 1)「人口」は、住民基本台帳（外国人を含む、令和４年４月１日現在）による。
注 2) 四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
注 3)「床下浸水」は浸水深 0.5m 未満、「床上浸水」は浸水深 0.5m 以上とした。
注 4)「割合」は、「人口」に対する割合を示す。
参考)「浸水区域人口」は、「伊奈町防災マップ（令和５年４月)」を基に、地区別人口（住民基本台帳：令和４年４月１日現在）を更新して算出した。

５．２ 避難所等の整備【コミュニティ推進課、危機管理課、教育委員会】

避難所は、集中豪雨等により河川はん濫の危険性の迫った地域の住民が安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

学校など避難所の利用は、本来は体育館などに限定して利用することが望ましいが、荒川、利根川及び中川流域がはん濫した場合、本町の 44.8%もの町民が要避難者となることから、普通教室なども避難所として利用するものとした。また、浸水区域に位置する避難所のなかには避難所自体が床上浸水するため、避難所として利用できない施設も発生する。

このような条件を考慮すると、本町の避難所の収容能力は以下のとおりである。

なお、本町で「浸水想定区域外に位置する避難所」と示すものは、改正災対法（平成 25 年法律第 54 号）に定める「指定緊急避難場所（洪水)」のこととする。

■荒川、利根川及び中川流域がはん濫した場合の避難所の利用の可否

［令和５年４月１日現在］

地区	防災ブロック	施設名	住所	河川はん濫による浸水状況	避難所の利用	施設面積（㎡）		
						体育館	普通教室	合計
北部	大針小針	小針中学校	学園 2-207	0.5～3.0m の浸水	不可	1,290	1,451	2,741
		小針小学校	寿 2-80-1	浸水なし	可	1,594	1,350	2,944
		小針北小学校	内宿台 5-214-1	0.5～3.0m の浸水	不可	1,406	2,599	4,005
		伊奈学園総合高等学校	学園 4-1-1	0.5～3.0m の浸水	不可	6,349	4,879	11,228
		県民活動総合ｾﾝﾀｰ	内宿台 6-26	0.5～3.0m の浸水	不可	1,150	－	1,150
中部	本中央柴中荻	小室小学校	小室 7981	浸水なし	可	947	1,540	2,487
		伊奈中学校	小室 5166	浸水なし	可	1,296	945	2,241
		国際学院高等学校	小室 10474	0.5m 未満	可	4,592	1,440	6,032
		日本薬科大学	小室 10281	浸水なし	可	977	－	977
南部	丸山栄	南中学校	小室 3001	0.5m 未満	可	1,399	512	1,911
		南小学校	栄 4-1	0.5～3.0m の浸水	不可	732	1,216	1,948
		栄北高等学校	小室 1123	浸水なし	可	1,197	－	1,197
		ふれあい活動ｾﾝﾀｰ	小室 2450-1	0.5～3.0m の浸水	不可	2,557	－	2,557
合　計						25,486	15,932	41,418

注１）床上浸水（浸水深 0.5m 以上）区域の避難所は、避難所として利用不可とした。
注２）「河川はん濫による浸水状況」は、「伊奈町防災マップ」（令和５年４月、伊奈町）による。
注３）ふれあい活動センターは延床面積を収容可能面積とし体育館の欄にて集計した。

■浸水想定区域外に位置する避難所の収容能力

［令和４年８月１日現在］

地区	防災ブロック	施設名	収容可能人数（人）								
			体育館			普通教室			合計		
			施設別	ブロック	地区	施設別	ブロック	地区	施設別	ブロック	地区
北部	小針	小針小学校	600	600	600	510	510	510	1,100	1,100	1,100
中部	本中央柴中荻	小室小学校	360	360	2,940	650	650	1,540	1,100	1,100	4,570
		伊奈中学校	490	490		350	350		840	840	
		国際学院高等学校	1,720	2,090		540	540		2,260	2,630	
		日本薬科大学	370			－			370		
南部	丸山栄	南中学校	520	520	970	220	220	220	740	740	1,190
		栄北高等学校	450	450		－	－		450	450	
合　計			4,510	4,510	4,510	2,270	2,270	2,270	6,860	6,860	6,860

注）避難所の収容者数は、体育館及び普通教室面積の75％を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2㎡として推定した。

■地区別の要避難者数と収容能力

地区	人口	収容能力		要避難者	
		人数（人）	割合（%）	避難者数（人）	収容率（%）
北部	21,927	1,100	5.3	6,670	606.4
中部	13,000	4,570	35.1	3,435	75.2
南部	10,094	1,190	11.6	8,233	691.8
合計	45,021	6,860	15.6	18,338	267.3

注）「人口」は、住民基本台帳（外国人を含む、令和４年４月１日現在）による。

■防災ブロック別の要避難者数と収容能力

地区	防災ブロック	人口	収容能力		要避難者	
			人数(人)	割合(%)	避難者数(人)	収容率(%)
北部	大針	5,718	0	0.0	1,533	0.0
	小針	16,209	1,100	7.3	5,138	467.1
中部	本	6,212	1,100	17.0	2,031	184.6
	中央	4,116	840	21.5	1,401	166.8
	柴中荻	2,672	2,630	99.5	3	0.1
南部	丸山	2,635	740	26.7	800	108.1
	栄	7,459	450	6.0	7,432	1,664.4
合　計		45,021	6,860	15.6	18,338	267.8

注1)「人口」は、住民基本台帳（外国人を含む、令和４年４月１日現在）による。

注2）丸山、栄の「人口」は建物棟数比から算出した推定値である。

最悪の洪水被害を想定した場合、避難が必要と考えられる人数は18,338人（人口の約44.7%）と予想され、現在の避難所では要避難者数の37.4%の収容能力にとどまる。

しかし、想定した洪水被害は、荒川流域、利根川流域及び中川流域に1,000年に一度の大雨が降り、かつ、堤防が決壊した場合という非常に稀な状況であり、このような条件に対応して、本町だけで要避難者全員を受け入れるための避難所を整備することは困難と考えられる。

ただし、想定した洪水が、荒川が決壊してから本町へ到達する時間は、伊奈町北部では 6～12時間後、南部では12～24時間後であると予測されている。

そのため、要避難者数が多く（8,233人）洪水到達時間が比較的遅い伊奈町南部地区の住民に対しては、防災協定を締結している周辺市町の避難所を利用することで、本町の要避難者全員の安全を確保する計画である。

なお、浸水想定区域として、綾瀬川右岸の内宿台地区、下郷地区（浸水深5.0m～10.0m）、綾瀬川右岸の栄北地区、栄南地区、原市沼川左岸の大山地区、丸山地区（浸水深3.0～5.0m）及び綾瀬川右岸の西小針地区、小針中学校周辺地区、栄中央地区、下郷地区（浸水深 0.5～3.0m）が挙げられており、浸水想定区域内にある避難所施設については、浸水深を想定して安全な避難場所を必要に応じて見直すとともに、浸水想定区域内の要配慮者施設入居者の避難先についてもあらかじ定めておくものとする。

５．３ 避難路の整備【危機管理課、土木課】

安全な避難活動を実施するためには、避難所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備及び誘導体制の確立等避難誘導体制の整備を図る必要がある。

本町の避難路の整備は、以下の方策をもって推進する。

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
第４　安全避難の確保
『 ４．４ 避難路の整備 』 を準用する。

５．４適切な避難行動に関する普及啓発【危機管理課】

「第２編 第２章 第１節 第４　４．１ 適切な避難行動に関する普及啓発」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、町民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(2) 町民向けの普及啓発

マイ・タイムラインの作成方法について町民に広く周知することにより、適切な避難行動に関する普及啓発に努めるものとする。

■マイ・タイムラインの作成ポイント

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編)」より
１．事前の確認
① 住んでいる場所の特徴
住んでいる場所が浸水想定区域に入っているか本町が作成するハザードマップで確認
② 避難先の想定
住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」
２．情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。
３．早めの避難

５．５　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

【危機管理課】

伊奈町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、伊奈町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

一 洪水予報等の伝達方法
二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
　イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
　ロ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して本町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

伊奈町防災会議は、伊奈町地域防災計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、伊奈町地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

＜四のイ　要配慮者利用施設＞
・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、町長への報告、公表（義務）。
・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
・自衛水防組織の設置（努力義務）
＜四のロ　大規模工場等＞
・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
・自衛水防組織の設置（努力義務）
・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の町長への報告（義務）

さらに、浸水想定区域をその区域に含む町の長は、国土交通省令で定めるところにより、伊奈町地域防災計画において定められた、上記一～五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

第６　空き家対策

災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるように努める。

空き家対策は、以下の施策により推進する。

6.1　空き家の実態把握及び措置

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
『 第５　空き家対策 』 を準用する。

第７　孤立化地域の事前対策

大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

孤立化地域対策は、以下の施策により推進する。

7.1　孤立化地域対策

本事項については

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
『 第６　孤立化地域対策』 を準用する。

第２節　風水害に強い防災体制の整備

本町における風水害の危険性を見ると、荒川、利根川及び中川流域がはん濫した場合は、その被害規模は甚大となる。
このことから、今後、本町で起こり得る風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的及び一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。
災害に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。

風水害に強い防災体制の整備

- 第１　災害活動体制の整備
- 第２　災害情報収集・伝達体制の整備
- 第３　非常用物資の備蓄
- 第４　消防体制の整備
- 第５　災害時医療体制の整備
- 第６　緊急輸送体制の整備
- 第７　応急仮設住宅等対策
- 第８　廃棄物処理体制の整備
- 第９　竜巻・突風等対策
- 第10　雪害予防対策
- 第11　動物愛護

第１　災害活動体制の整備

本町において、荒川、利根川及び中川流域がはん濫した場合、綾瀬川沿いや本町の南部の地盤の低い地域では浸水被害の発生する可能性が高く、救急・救助事案が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらす。このため、初動体制を始めとした緊急対応体制及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。

1.1　初動体制の整備

1.2　動員体制の整備

1.3　広域応援協力体制の充実

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第１　災害活動体制の整備 』 を準用する。

第２　災害情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。

本町及び防災関係機関が災害対策を実施するためには、これら災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。特に、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。

災害情報収集・伝達体制の整備は以下の施策により推進する。

2.1　災害情報連絡体制の整備
2.2　被害情報の早期収集体制の整備
2.3　通信施設の整備
2.4　気象情報や避難情報の活用の周知

２．１ 災害情報連絡体制の整備【危機管理課】

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
第２　災害情報収集・伝達体制の整備
『２．１　災害情報連絡体制の整備』
を準用する。

２．２ 被害情報の早期収集体制の整備【危機管理課】

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
第２　災害情報収集・伝達体制の整備
『２．２　被害情報の早期収集体制の整備』
を準用する。

２．３ 通信施設の整備【危機管理課】

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
第２　災害情報収集・伝達体制の整備
『２．３　通信施設の整備』
を準用する。

２．４ 気象情報や避難情報の活用の周知【危機管理課】

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

そのため、気象情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

第３　非常用物資の備蓄

本町は、風水害発生時の町民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層の非常用物資の備蓄に努めるとともに調達体制の整備を推進する。

なお、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を十分配慮した品目を補充する必要がある。また、非常用電源についても浸水の恐れのない場所に配備し、それらが正常に作動するよう日頃から整備・点検を行う必要がある。

非常用物資の備蓄等の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

3.1　食料供給体制の整備
3.2　給水体制の整備
3.3　生活必需品供給体制の整備
3.4　防災用資機材等の備蓄
3.5　物資調達・輸送に関する体制の整備
3.6　迅速な物資供給
3.7　物資調達・輸送に関する訓練の実施

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第３　非常用物資の備蓄 』 を準用する。

第４　消防体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、広域的な火災の発生が予想され、より効果的な消防活動を展開する必要がある。このため消防機関は、人命の救助・救護活動を最優先に行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を投入するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

また、大規模な洪水等の発生時は、消防機関だけでは対応が困難となり、広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護に万全を期することが必要である。

消防体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。

4.1　出火防止対策の推進
4.2　初期消火体制の強化
4.3　火災の拡大防止対策

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第４　消防体制の整備 』 を準用する。

第５　災害時医療体制の整備

大規模な災害において、多数の負傷者に対して迅速かつ的確に救助や医療救護を実施するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制の整備し、また要配慮者に対する医療支援、医薬品等の確保について整備を図る。

医療体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。

- 5.1　防災医療システムの整備
- 5.2　初動医療体制の整備
- 5.3　後方医療体制の整備
- 5.4　要配慮者に対する医療対策
- 5.5　医薬品等の確保

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第５　災害時医療体制の整備 』 を準用する。

第６　緊急輸送体制の整備

災害発生直後の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、町内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

- 6.1　緊急輸送道路の確保
- 6.2　緊急車両の確保

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第６　緊急輸送体制の整備 』 を準用する。

第７　応急仮設住宅等対策

風水害による浸水被害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない罹災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。
県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、また本町はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。
このため、あらかじめ応急仮設住宅の設置計画を策定し、想定罹災世帯数に応じた応急仮設住宅を迅速に供給できるよう設置場所、資機材及び人員の確保体制を確立することが重要である。
応急仮設住宅対策の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

7.1　応急仮設住宅の用地の確保
7.2　応急仮設住宅用資機材の確保
7.3　公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備
7.4　設置前事前計画

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第７　応急仮設住宅等対策 』 を準用する。

第８　廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、本町は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

8.1　ごみ処理体制の整備
8.2　し尿処理体制の整備

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第８　廃棄物処理体制の整備 』 を準用する。

第９　竜巻・突風等対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、町民への注意喚起を行うとともに、町民生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

竜巻や突風等対策を推進するための必要な施策を以下に定める。

9.1　竜巻の発生、対処に関する知識の普及
9.2　竜巻注意情報等気象情報の普及
9.3　被害予防対策
9.4　竜巻等突風対処体制の確立
9.5　情報収集・伝達体制の整備
9.6　適切な対処方法の普及
9.7　竜巻等突風における応急対策
9.8　竜巻等突風における復旧対策

９．１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及【危機管理課】

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

危機管理課は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や町民への普及啓発を行う。

(2) 竜巻対応マニュアルの作成

小・中学校では、児童･生徒に竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

また、安全管理体制の充実を図る。

９．２　竜巻注意情報等気象情報の普及【危機管理課】

熊谷気象台は、県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

危機管理課は、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く町民に普及を図る。

９．３ 被害予防対策【危機管理課、アグリ推進課】

竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く町民に対して被害の予防対策の普及啓発を行う。

本町などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

■竜巻被害に対する予防対策

区分	予防対策の内容
町（危機管理課）	・竜巻被害の予防対策の普及
町（アグリ推進課）	・農作物における耐風対策 （低コスト耐気候性ハウス等の導入など）
町民等	・ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ・屋内における退避場所の確保
鉄道事業者	・突風による脱線事故の防止対策の推進
学校	・ガラス飛散防止対策

９．４ 竜巻等突風対処体制の確立【危機管理課】

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

そのため、本町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

９．５ 情報収集・伝達体制の整備【危機管理課】

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

⑴ 住民への伝達体制

事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、町民への登録を促すとともに、防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

⑵ 目撃情報の活用

本町、県及び防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

９．６ 適切な対処方法の普及【危機管理課】

竜巻・突風等への具体的な対処方法を町民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

町民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

本町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

具体的な対処方法の普及は、以下のとおり実施する。

■竜巻から命を守るための対処法

- 頑丈な建物への避難
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

■具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成 24 年 8 月 15 日））

「竜巻注意情報発表時」「積乱雲の近づく兆しを察知したとき」「竜巻の接近を認知したとき」には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	・ 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・ 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10 分程度ごと）に確認する。 ・ 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・ 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・ 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音や耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからない	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 ＜屋内＞ ・ 窓から離れる。 ・ 窓の無い部屋等へ移動する。 ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・ 地下室か最下階へ移動する。 ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 ＜屋外＞ ・ 近くの頑丈な建物に移動する。 ・ 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。

とき、屋内で外が見えないときは③の特徴により認知する。	・　強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

資料）気象庁資料をもとに作成

９．７ 竜巻等突風における応急対策【関係各班】

(1) 情報伝達

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、町民に対して適切な対処を促すため、防災情報メール等を活用して情報を伝達する。

① 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

本町及び県は、町民が竜巻等突風から身の安全を守るため、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。本町は、町民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、町民への登録を促すとともに、防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

■市町村単位での情報の付加に関わる参考

（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成 24 年 8 月 15 日））

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

（竜巻に関する情報・状況の確認）

・　「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

・　なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

・　竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

・　気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

・　竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度 2、発生確度 1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 ㎞格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度 1 又は 2 の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

・　多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 本町内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度 2 の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）

・　本町内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本町が発生確度２の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

・　情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）及び住民の対処行動（「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の２点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、伊奈町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 本町内において竜巻が発生したときにおける対応

（情報伝達）

・ 本町内及び周辺において竜巻の発生したことを本町が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

・ 情報伝達の内容にとしては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の「竜巻から命を守るための対処法」を参照）の２点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、伊奈町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。

資料）気象庁資料をもとに作成

(2) 救助の適切な実施

「第２編 第３章 第１節 第５ 災害救助法の適用」を準用し、被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

(3) がれき処理

本町は、「第２編 第３章 第７節 廃棄物対策」を準用し、竜巻等突風により生じたがれきの収集、処理の実施を行い、早期の生活再建につなげる。

(4) 避難所の開設・運営

本町は、「第２編 第３章 第４節 第２ 避難対策」を準用し、竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。また、防災関係機関は、避難所における被災者支援を行う。必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

(5) 応急住宅対策

「第２編 第２章 第２節 第７ 応急仮設住宅対策」を準用し竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給等を以下のとおり行う。

- 頑丈な建物への避難・被害認定及び罹災証明書の発行
- 被災住宅の応急修理の実施
- 応急仮設住宅の維持管理
- 住宅関係障害物の除去

(6) 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。県は、道路の被災状況の調査及び道路上のがれき等の障害物の除去を行う。

９．８ 竜巻等突風における復旧対策【総括班、情報班、建築班、住民相談班、避難支援班】

(1) 被害認定の適切な実施

「第２編 第４章 第２節 第１ 罹災証明書の発行」を準用し、竜巻等突風による被害認定を適切に行い、町民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 被災者支援

「第２編 第４章 第２節 第２ 被災者の生活確保」を準用し、被災者支援メニューを整備するなど、関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報を実施し、早期の生活再建に向けた取り組みを進める。

■平成 25 年 9 月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）

	県・関係機関	伊奈町
被災者支援	・災害ボランティアセンターの支援（福祉部） ・被害認定調査に係る応援職員派遣（総務部）	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	・被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（危機管理防災部） ・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等）	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（社会福祉課） ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市町村義援金の募集・配分

	県・関係機関	伊奈町
生活再建資金	・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分	・見舞金等の支給
住宅関連	・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（(独)住宅金融支援機構）の広報	・町営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（(独)住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金･保険料の減免、徴収猶予	・個人事業税、不動産取得税、自動車税の減免等（県税事務所）	・町民税、固定資産税の減免等 ・町税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会） ・埼玉県中小企業団体中央会 ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関）	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の災害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）	・各種資金（農業近代化資金、スーパーＬ資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部）	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、町立幼稚園減免
その他支援	・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団）	・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）

	県・関係機関
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド㈱） ・電話料等の支払い延長等（東日本電信電話㈱） ・ＮＨＫ料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）

第 10　雪害予防対策

県内では、平成 26 年 2 月 8 日から 9 日、同月 14 日から 15 日にかけて大量の雪が降り、15 日に秩父で 98 ㎝、熊谷で 62 ㎝と、観測史上最大の積雪となった。

本町では、大きな被害の発生はなかったものの、大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発すると考えられる。

本町においても、こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

また、大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車））が、町民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講ずる。

10.1　情報通信体制の充実強化
10.2　道路交通対策
10.3　鉄道等交通対策
10.4　農業に係る雪害予防
10.5　町民が行う雪害対策
10.6　雪害における応急対応力強化
10.7　避難所の確保
10.8　建築物の雪害予防
10.9　雪害における応急対策
10.10　雪害における復旧対策

１０．１ 情報通信体制の充実強化【危機管理課】

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、「本編 第３章 第２節 第２ 災害情報の収集・伝達体制」を準用し、町民の適切な対処を促す。

■気象情報等の収集・伝達体制の整備

- 本町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

■町民への伝達及び事前の周知

- 本町及び熊谷地方気象台は、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を町民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ町民への周知に努める。
- 町民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

■防災関係機関との情報共有

- 本町、県及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

１０．２ 道路交通対策【土木課】

道路管理者をはじめとする関係機関は、「第２編 第２章 第１節 第２ 都市施設の安全対策」を準用し、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

大雪時（大雪特別警報発令時又は積雪 60 ㎝以上の場合）においては、北本県土整備事務所除雪連絡協議会を通し、管内の各道路管理者と連携して効果的な除雪作業の実施に努める。

■道路交通の確保

- 本町は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。
- 道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。
- 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。
- 県は、県土整備事務所が置かれた県内12の管内における民間除雪機械やオペレータの実態等を調査把握し、大雪時において追加動員可能な除雪機械の所有者に対し、あらかじめ協力依頼をするとともに、オペレータの育成に努めるものとする。

■雪捨て場の事前選定

- 運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ本町は県と協議を行い、発災時における連携を図る。

■関係機関の連携強化

- 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県と本町、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。
- 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

１０．３ 鉄道等交通対策【埼玉新都市交通(株)、バス事業者】

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、本町等と連携しながら広く町民等に周知する。

１０．４ 農業に係る雪害予防【アグリ推進課】

本町は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、さいたま農業協同組合等関係団体と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

■農産物等への被害軽減対策

- 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

１０．５ 町民が行う雪害対策【危機管理課】

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、町民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、町民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

(1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、本町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講ずるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料

及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

本町は、町民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。

⑵ 町民との協力体制

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。本町及び県は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。「本編 第２章 第１節 第５ 安全避難の確保」を準用する。

１０．６ 雪害における応急対応力の強化【危機管理課】

本町、県、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画的に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

■雪害に対応する防災用資機材（例）

・除雪機 ・スノーシュー ・かんじき ・ストック ・そり ・スノーダンプ ・スコップ ・長靴 ・防寒具 ・防寒用品 ・ポリタンク

１０．７ 避難所の確保【コミュニティ推進課、危機管理課】

本町は、地域の人口、地形及び施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。「本編 第２章 第１節 第５ 安全避難の確保」を準用する。

１０．８ 建築物の雪害予防【各課共通、埼玉新都市交通（株）】

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの町民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

⑴ 建築物被害を軽減させるための措置

本町及び県は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

① 施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

②老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

１０．９ 雪害における応急対策【関係各班】

⑴ 応急活動体制の施行

本町及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じ、初動期の人員確保を図る。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

① 初動期の人員確保

本町及び県は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

⑵ 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

① 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「本編 第３章 第２節 第２ 災害情報の収集・伝達体制」を準用する。

② 積雪に関する被害情報の伝達

本町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

③ 町民への情報発信

気象庁が町内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、本町及び県は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

本町は、町民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

④ 積雪に伴い取るべき行動の周知

本町及び県は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、町民に周知する。

⑤情報共有機能の強化

本町は、大雪の際は、被害の全容を把握するために、災害オペレーション支援システム等を通じて県が防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用して得られた情報を収集する。

本町は、被害状況など県への報告業務被害において市町村情報連絡員制度を活用する。

⑶ 道路機能の確保

① 除雪の応援

本町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村、防災関係機関又は県に対し、除雪の

実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

② 町民への情報発信

気象庁が町内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、本町及び県は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪が発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

(4) 交通規制

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

① 交通規制

緊急時の交通規制においては、気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。

除雪作業に伴う交通整理と交通規制においては、道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

(5) 救出・救助への支援の実施

異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

① 雪害時の滞留車両の乗員保護

雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

(6) 避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、本町は避難所を開設・運営する。気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。「本編 第２章 第１節 第５ 安全避難の確保」を準用する。

(7) 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第２編 第３章 第４節 第４ 医療救護」を準用する。

⑻ 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

１０．１０ 雪害における復旧対策【関係各班】

⑴ 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第２編 第４章 第２節 民生安定のための措置」を準用する。

⑵ その他復旧対策

「第２編 第３章 第５節 第１ 公共施設」を準用する。

⑶ 生活再建等の支援

「第２編 第４章 第２節 民生安定のための措置」を準用する。

第 11　動物愛護

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し所有者明示や災害時に備えたしつけ等の動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

11.1　所有者明示に関する普及啓発
11.2　災害に備えたしつけに関する普及啓発

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第１１　動物愛護 』 を準用する。

第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策

町民や事業所の日ごろからの災害への備えと被災時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、本町は、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、町民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、障がい者及び外国人等のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

本町が実施する町民の協力による防災対策に係る施策を以下に定める。

地域コミュニティと行政の協力による防災対策

- 第１　防災意識の高揚
- 第２　防災訓練の充実
- 第３　地域防災ネットワークづくり
- 第４　災害時の要配慮者の安全対策
- 第５　ボランティアとの連携

第１　防災意識の高揚

風水害による被害を未然に防止し軽減する上で、町民の果たす役割は極めて大きいことから、町民が生涯を通じた教育活動により防災行動力を高めるとともに、町民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

以下に、町民の防災意識の高揚を促進するための必要な施策を定める。

- 1.1　啓発活動の推進
- 1.2　防災教育の推進

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
『 第１　防災意識の高揚 』 を準用する。

第２　防災訓練の充実

本町は､防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力のかん養を図るとともに、行政と町民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を以下に定める。

2.1　水防訓練
2.2　総合防災訓練
2.3　本町及び防災関係機関の訓練
2.4　事業所、自主防災組織及び町民の訓練

２．１ 水防訓練【各課共通】

本町は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示す内容で水防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選ぶ。

(2) 実施場所

水防訓練場所に適した場所とする。

⑶ 訓練種目

次に掲げる訓練の一部又は全部について実施する。

① 水防工法訓練
② 避難誘導訓練
③ 水防資材輸送訓練
④ 通信、情報連絡訓練
⑤ 招集訓練
⑥ 広報訓練
⑦ その他水防上必要な訓練

２．２ 総合防災訓練【危機管理課】

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
第２　防災訓練の充実
『 ２．１ 総合防災訓練 』 を準用する。

２．３ 本町及び防災関係機関の訓練【危機管理課、関係各課、上尾市消防本部】

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
第２　防災訓練の充実
『 ２．２ 本町及び防災関係機関の訓練 』 を準用する。

２．４ 事業所、自主防災組織及び町民の訓練【コミュニティ推進課、危機管理課、上尾市消防本部】

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
第２　防災訓練の充実
『 ２．３ 事業所、自主防災組織及び町民の訓練』 を準用する。

第３　地域防災ネットワークづくり

大規模な風水害に被災した場合、本町及び防災関係機関は、組織の全機能をあげて防災活動を実施することとなるが、道路並びに橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害も予想され、町民は行政側の防災活動に頼ることのみにとどまらず、自ら進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、災害発生後における人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、町民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本町は、このような防災活動が効果的に実施されるように地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日ごろから防災意識の高揚を図り、防災体制の万全を期する。

自主防災組織の育成強化を促進するための必要な施策を以下に定める。

3.1　自主防災組織の育成・強化

3.2　事業所等の自衛消防組織の育成

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
『 第３　地域防災ネットワークづくり 』 を準用する。

第４　災害時の要配慮者の安全対策

風水害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、避難行動要支援者が、適切な防災行動をとることは容易でなく、最近の洪水被害においても要配慮者が被害を受ける場合が多くなっている。

このため、本町は、本格的な高齢社会、国際化社会に対応して、これら要配慮者に対する防災環境の整備や避難行動要支援者支援プランの作成による避難行動要支援者への避難活動支援に向けた防災対策を積極的に推進する。

要配慮者等の安全確保を推進するための施策を以下に定める。

4.1　避難行動要支援者の安全対策

4.2　要配慮者全般の安全対策

4.3　社会福祉施設入所者の安全対策

４．１ 避難行動要支援者の安全対策【危機管理課、社会福祉課】

地域で暮らす高齢者や障がい者などの要配慮者は、情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、災害時はより被害を受けやすくなる。

最近でも、令和元年台風第 19 号とその後の度重なる大雨では、東北地方の太平洋側や関東地方を中心に河川のはん濫、堤防の決壊による浸水、土砂崩れ等が多数発生し、死者 98 名、浸水家屋 3.7 万棟という被害をもたらした。平成 30 年 7 月豪雨では、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に河川のはん濫、内水はん濫、土石流等が発生し、死者・行方不明者 232 名、浸水家屋 3 万棟という大きな災害をもたらしたが、これらの災害では高齢者の避難など、災害時における避難行動要支援者への安全対策について大きな教訓を残した。

そのため、本町は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民の協力、連帯による体制の確立に努めるものとする。

本町の避難行動要支援者の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
第４ 災害時の要配慮者の安全対策
『 ４．１避難行動要支援者の安全対策　』 を準用する。

４．２ 要配慮者全般の安全対策【危機管理課、社会福祉課】

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

本町の要配慮者全般に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
第４ 災害時の要配慮者の安全対策
『 ４．２ 要配慮者全般の安全対策 』 を準用する。

４．３ 社会福祉施設入所者の安全対策【危機管理課、社会福祉課、いきいき長寿課】

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な避難行動要支援者の迅速な避難活動を支援するため、日ごろから連絡先を把握し、避難指示等の伝達体制づくりに努める。

特に、「要配慮者避難確保アクションプログラム」に従い、浸水想定区域内にある社会福祉施設については、水害の発生が予想される場合、各施設の入所者の状況の把握に努め、危機管理課から伝達される洪水情報や避難準備情報に応じて迅速な対応を行う。なお、各施設への水防情報の伝達方法は、ファクシミリを基本とする。

なお、浸水想定区域内にある社会福祉施設などの要配慮者関連施設一覧については、資料編に添付した。

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用するものとする。

その他の事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
第４ 災害時の要配慮者の安全対策
『 ４．３ 社会福祉施設入所者の安全対策 』 を準用する。

第５　ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと避難所等における被災住民の世話や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としないボランティアがあり、大規模災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは阪神・淡路大震災、東日本大震災などで周知のとおりである。このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築することが必要である。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために必要な施策を以下に定める。

5.1　連携体制の整備

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　地域コミュニティと行政の協力による防災対策
『 第５　ボランティアとの連携 』 を準用する。

第３章　風水害応急対策計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊、浸水や火災及び崖崩れの発生、道路・交通網の寸断等の二次災害の多発を伴うことが考えられる。

そのため、本町は風水害の特性を考慮して以下に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

（計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策計画を準用する。）

第１節　応急活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命若しくは身体の安全を確保するため、近隣市町村、県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう本町の活動体制を定める。

応急活動体制
第１　活動体制
第２　応援要請、相互協力
第３　自衛隊の災害派遣
第４　災害救助法の適用
第５　町民及び自主防災組織の活動体制
第６　地区防災計画の策定

第１　活動体制

災害の発生のおそれのある場合、又は発生した場合、本町がとるべき活動体制、及び動員計画、並びに活動の中核をなす災害警戒本部、災害対策本部の組織・運営について定める。

1.1　活動体制と配備基準
1.2　活動体制と動員計画
1.3　災害警戒本部の設置・運営
1.4　災害対策本部の設置・運営
1.5　応急活動の留意点

１．１ 活動体制と配備基準【各班共通】

本町における風水害対策に係る活動体制及び配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（風水害対策）

活動体制		配備基準	活動内容
準備体制 本部を設置せず 通常の組織をもって 警戒準備に当たる体制		○気象業務法に基づく次の注意報等のひとつ以上が管内に発表されたとき ・強風注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・竜巻注意情報 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（はん濫注意情報）が発表されたとき。	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもって連絡調整及び情報の確認を行う。
警戒体制 災害警戒本部を設置して 警戒に当たる体制		○気象業務法に基づく次の警報等のひとつ以上が管内に発表され、かつ災害の発生が確実に予想されるとき ・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・竜巻注意情報 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（はん濫警戒情報）が発表されたとき。	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集、警報等の伝達及び報告並びに軽微な災害が発生した場合の応急対応の実施、状況を判断して非常体制への移行に備える。
非常体制 災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	一号 配備	○気象業務法に基づく次の特別警報のひとつ以上が管内に発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ○中規模な災害が発生、又は中規模の災害の発生が予測されるとき。	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。
	二号 配備	○災害救助法が適用される災害が発生した場合 ○大規模な災害が発生、又は大規模の災害の発生が予測されるとき	本町の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。

注）活動体制に応じた職員の動員については、「職員動員計画表」を参照のこと。

１．２ 活動体制と動員計画【各班共通】

準備体制、警戒体制及び非常体制ごとの職員の動員計画、及び動員指令の伝達は以下のとおりである。

(1) 職員の動員計画

活動体制に応じた職員の動員計画は、以下に示すとおりである。

■職員動員計画表（風水害対策）

災害対策本部		担当部署	動員区分			
部名	班名		準備体制	警戒体制（災害警戒本部）	非常体制	
					一号配備	二号配備
本部事務局	部　長：くらし産業統括監		◎	◎	◎	◎
	副部長：企画総務統括監、会計管理者		◎	◎	◎	◎
	部長付：危機管理課長		◎	◎	◎	◎
	総括班	企画課	―	△	○	◎
		総務課	―	△	○	◎
		コミュニティ推進課、	△	○	○	◎
		危機管理課	○	◎	◎	◎
		DX 推進・新庁舎整備室	―	△	○	◎
	情報班	税務課	―	△	○	◎
		会計課	―	△	○	◎
	広報班	秘書広報課	―	△	○	◎
	住民相談班	収税課	―	△	○	◎
		住民相談室	―	△	○	◎
救援部	部　長：健康福祉統括監		◎	◎	◎	◎
	副部長：上下水道統括監		◎	◎	◎	◎
	部長付：社会福祉課長		◎	◎	◎	◎
	避難支援班	社会福祉課	△	△	○	◎
		いきいき長寿課	△	△	○	◎
		子育て支援課	―	△	○	◎
		住民課	―	△	○	◎
		人権推進課	―	△	○	◎
		保育所	―	△	○	◎
	衛生班	環境対策課	△	△	○	◎
		クリーンセンター	―	△	○	◎
	医療班	保険医療課	―	△	○	◎
		健康増進課（保健センター）	―	△	○	◎
	給水班	上下水道課	―	○	○	◎
応急復旧部	部　長：都市建設統括監		◎	◎	◎	◎
	副部長：議会事務局長		◎	◎	◎	◎
	部長付：土木課長		◎	◎	◎	◎
	土木班	土木課	○	◎	◎	◎
		上下水道課	○	○	○	◎
	建築班	都市計画課	△	○	○	◎
	地域支援班	アグリ推進課	△	○	○	◎
		元気まちづくり課	△	○	○	◎
	応援班	議会事務局	―	△	○	◎
教育部	部　長：教育次長		◎	◎	◎	◎
	副部長：教育総務課長		◎	◎	◎	◎
	部長付：学校教育課長		◎	◎	◎	◎
	教育施設班	教育総務課	△	△	○	◎
		生涯学習課	―	△	○	◎
	応急教育班	学校教育課	―	△	○	◎
		小・中学校	―	△	○	◎
	給食班	学校給食センター	―	△	○	◎

注）動員職員数の目安　◎：全員、○：1/2 程度、△：1/4 程度

⑵ 職員の動員指令

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、その発生した災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために職員に対して動員指令を発令するものとする。

職員の動員は、危機管理課から各課長を通じて配備要員に伝達する。

動員指令は、勤務時間外（夜間・休日等）における迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達経路を定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、防災行政無線等を利用した伝達手段に熟知しておくものとする。

⑶ 動員指令の伝達等

動員指令が発令されたときは、あらかじめ定められた伝達系統等を経由して職員に配備内容を迅速かつ正確に伝達する。

① 勤務時間内

勤務時間内の職員への動員指令は以下のとおりである。

■動員指令の伝達系統

動員指令が発令された場合、各部は庁舎以外の施設で勤務している職員に対しても迅速に動員指令を伝達する。

■職員の動員伝達の方法

職員への動員伝達の方法は、以下のとおりとする。
・庁内の放送設備及び電話による伝達、グループウェア等による周知
・口頭による伝達
・庁舎から離れて勤務をしている職員に対し、電話、無線、使送等による伝達

■職員の服務

全ての職員は、配備指令が発令された場合、次の事項を遵守する。
・配備についていないときも、常に災害情報、気象情報、本部の指示に注意する。
・行事、会議、出張等を中止する。
・正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
・勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
・災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。
・自らの言動で町民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を図る。

② 勤務時間外

勤務時間外の職員の動員は、以下のとおりである。

■動員招集

勤務時間外に災害が発生した場合、職員動員計画に応じてあらかじめ定められた「緊急連絡網」に従い一般加入電話等を用いて配備要員に伝達する。

■自主登庁

勤務時間外に大雨、洪水注意報、大雨、洪水警報等が発令された場合は、配備基準に従ってあらかじめ定められた配備要員は、自主的に登庁するものとする。

■登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、自宅待機とする。災害状況等により自らの判断により行動する場合においては、必ず所属長に連絡する。

また、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

■登庁時の携行品等及び心得

職員は登庁時に次のものを携行及び着用する。

- 身分証明書
- 雨着・防寒着・軍手等
- 作業がし易い服装
- 自分用の食料・飲料水
- ラジオ・懐中電灯

■その他

登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

(4) 動員状況の報告

「本部事務局」及び各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部長に報告するものとする。また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き１時間ごととする。

■報告事項

- 部課名
- 動員連絡済人員数
- 動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域
- 登庁人員数
- 登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員
- その他（職員の被災状況）

１．３ 災害警戒本部の設置・運営【危機管理課】

(1) 警戒体制の決定

危機管理課長の要請に基づき、副町長、くらし産業統括監、都市建設統括監、上尾市東消防署伊奈分署長が協議し、災害警戒本部を設置するとともに警戒体制の動員配備を決定する。

ただし、緊急を要し、当該協議を行ういとまがないときは、これを省略することができる。

⑵ 災害警戒本部の設置

① 設置要件

- ○ 気象庁から管内に警報が発表されたとき
- ○ 国土交通省、気象庁から洪水予報（はん濫注意情報）が発表されたとき
- ○ 災害が発生、又は災害の発生するおそれがあるとき

② 設置場所

災害警戒本部は、危機管理課に設置する。

③ 実施責任者

災害警戒本部長は、副町長とし、不在の場合はくらし産業統括監とする。

④ 解散基準

- ○ 災害対策本部を設置したとき
- ○ 災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したとき

⑶ 災害警戒本部の組織・運営

① 組　織

本部長	副町長
部長付	くらし産業統括監、都市建設統括監、上尾市東消防署伊奈分署長
本部員	企画総務統括監、健康福祉統括監、教育次長、会計管理者、議会事務局長
活動員	職員動員計画表による。

② 災害警戒本部の事務分掌

- ・ 職員の動員に関すること
- ・ 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること
- ・ 防災行政無線の運用に関すること
- ・ 被害情報の収集及び応急措置に関すること
- ・ 被害状況の報告に関すること
- ・ 町民への情報窓口の開設に関すること
- ・ 災害対策本部への移行に関すること

１．４ 災害対策本部の設置・運営【本部事務局】

町長は、本町域で風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条第１項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

⑴ 災害対策本部の設置

町長、副町長、くらし産業統括監、都市建設統括監及び上尾市東消防署長が協議し、町長が非常体制（一号配備又は二号配備）の動員配備を決定する。ただし、緊急を要し協議を行ういとまがないときには、協議を省略して配備体制を決定する。

① 設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりである。

- ○ 気象庁から管内に特別警報が発表されたとき
- ○ 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- ○ 複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに町内全域に拡大するおそれがある場合
- ○ その他町長が必要と認めた場合

② 設置場所

災害対策本部は伊奈町役場に設置し、役場正面玄関に「伊奈町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、町役場が被災した場合は、代替場所として総合センターに設置するとともに参集した職員に周知する。

③ 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、町長とし、不在の場合は次の順位によりその職務を代行する。

■本部長の代行順位

第１順位	副　　町　　長
第２順位	くらし産業統括監
第３順位	企画総務統括監
第４順位	都市建設統括監

④ 設置の通知

災害対策本部を設置したときは、本部長は、直ちに関係機関等に通知するものとする。

災害対策本部設置の通知については、「第２編 第３章 第１　１．３ 災害対策本部の設置・運営」を参照のこと。

⑵ 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成及び事務分掌については、「第２編 第３章 第１　１．３ 災害対策本部の設置・運営」を参照のこと。

⑶ 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

① 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故ある場合は、当該部の課の序列により次席者が代理出席する。

■本部事務局

本部会議に、本部事務局を置く。本部事務局は、総括班、情報班、広報班及び住民相談班により構成され、本部と各班との相互連絡及び情報交換を行う。

■各部

災害対策本部各班は、非常体制における「災害対策本部事務分掌」（p2-111～115 参照）に従い業務を遂行する。

② 災害対策本部の職務

災害対策本部は、本町全域的な被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、以下の事項を協議、決定する。

■災害対策本部の協議、決定事項

- 本部の設置及び廃止に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難の勧告又は指示に関すること。
- 「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。
- 市町村の相互応援に関すること。
- 埼玉県及び公共機関に対する応援要請に関すること。
- 各部間の連絡及び調整に関すること。
- 防災対策に要する経費の支弁に関すること。

(4) 災害対策本部の閉鎖

本部長は、本町の区域において災害発生のおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

災害対策本部の閉鎖の通知等は、第２編 第３章 第１節 第１　１．３「災害対策本部の設置・運営」「■災害対策本部設置及び解散の通知」に準じて処理する。

１．５ 応急活動の留意点【本部事務局】

(1) 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも係わらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(2) 災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、町内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。

(3) 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、「本部事務局」は職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

(4) 応援部隊等の受入れ

大規模災害の場合は、本町の防災体制だけでは応急対策の全てには対応できないことも予想されるため、自衛隊、県、近隣市町等に応援を要請することとなる。また、町内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、関係各部は、これらの応援部隊が円滑な活動ができるよう、受入体制を整える。

第２　応援要請、相互協力

本部長は、災害の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、埼玉県他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

- 2.1　県への応援要請
- 2.2　他市町村等への応援要請
- 2.3　防災関係機関への応援要請
- 2.4　ボランティア団体等との相互協力
- 2.5　民間事業者等との相互協力

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第１節　応急活動体制
『 第３　応援要請、相互協力 』 を準用する。

第３　自衛隊の災害派遣

本町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

- 3.1　派遣要請
- 3.2　依頼要領
- 3.3　自衛隊の自主派遣
- 3.4　派遣部隊の撤収要請
- 3.5　経費の負担区分

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第１節　応急活動体制
『 第４　自衛隊の災害派遣 』 を準用する。

第４　災害救助法の適用

知事は、本町域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法を適用し、応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

4.1　災害救助法の概要
4.2　災害救助法の適用及び実施
4.3　災害救助法が適用されない場合の措置

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第１節　応急活動体制
『 第５　災害救助法の適用 』 を準用する。

第５　町民及び自主防災組織の活動体制

風水害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、町民は速やかに避難活動を図り、自主防災組織は、本町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。また、事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

5.1　町民の行動
5.2　自主防災組織の活動

５．１ 町民の行動

風水害の初期段階から時間の経過に応じて町民のとるべき行動を以下に示す。

⑴ 情報の入手

町民は、台風や集中豪雨等による避難活動を迅速に行うため、また、浸水等による家屋損壊等の被害を軽減するため、ラジオ・テレビなどにより気象情報を入手するとともに、本町が行う防災行政無線等による情報の入手に努める。

また、近所に要配慮者が住んでいる場合は、入手情報の伝達など声掛けを行う。

⑵ 家財道具等の避難

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域の住民は、以下のような対策を実施し、災害による被害の軽減に対処する。

■浸水対策

- 畳は高い台の上に積み重ねたり、押入の上段を利用する。
- タンスは引き出しを抜き、高いところに置く。
- 押入の下段のものは上段に移す。
- ガスの元栓を閉め、電源を切る。
- 溝や下水は流れを良くしておく。

⑶ 建物家屋の補修

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去・固定及び排水側溝の清掃等を実施する。

■飛来物対策

- 窓ガラスが割れないように雨戸をしっかり閉めて保護する。
- たるんだ電線はあらかじめ電力会社に連絡しておく。
- 風で折れたりするおそれのある枝や木は切り倒しておく。

⑷ 二次的災害の防止対策

町民は、二次災害の発生を防止するため、以下に示す災害予防の実施を図る。

■二次的災害防止活動

- 破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意
- 危険物施設等での配管の破損、危険物の漏洩に対する注意
- 倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立ち入り禁止
- 盗難、事故等の注意

⑸ 浸水被害の後始末

台風や集中豪雨により浸水被害を受けた町民は、浸水に伴う危険性を充分に考慮して被災家屋等の後始末を行う。特に、道路冠水により、マンホール、窪地、水路等が不明確なため転落の可能性があることに十分に注意する。

また、要配慮者に対しては、家財道具の後片付けなどを含め、地域住民が協力して手助けする。

■浸水被害の後始末

- 家の中の水を掃き出すこと。
- 消毒、汲み取りを依頼すること。
- 家中を開け放し、通風を良くして乾燥させ、石灰を散布する。
- 床板、柱等は水洗いし、クレゾール水で拭く。
- 水をかぶった食品は絶対に食べない。
- 衣類を洗濯し、漂白できるものは次亜塩素酸ソーダで漂白する。
- 水につかった畳は腐るので、可能な限り取り替える。
- 消毒薬での手洗いを行う。

５．２ 自主防災組織の活動

自主防災組織は､防災コミュニティの核となり､地域における防災活動で大きな役割を担う。そのため、自主防災組織は自らの災害対策本部を設置し、本町災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める。

(1) 自主防災組織の動員

自主防災組織の会長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の規模等を考慮した上で、連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼間だけでなく夜間においても必要に応じた人員の確保に努める。

(2) 災害対策本部の設置・運営

災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、自主防災組織の会長は、被害状況の把握、設置場所の安全性の確認を行い、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の実施責任者は、対策本部長（会長）とし、不在の場合は、副本部長（副会長、防災部長）とする。

また、災害対策本部を設置した場合は、本町災害対策本部に報告する。

■自主防災組織災害対策本部の設置基準

- 地域で相当規模の被害が予想される場合
- 相当規模の災害が発生し、本町の災害対策本部が設置された場合

(3) 避難区域の治安対策

住民が避難された地域においては無人状態となり、空き巣被害や建築物・工作物の放火・破壊など、治安上の問題がある。避難所の開設に併せて、自主防災組織等は、警察、消防団等と連携した防犯パトロール活動を実施するなど、避難区域の治安を維持するための対策を講ずるものとする。

第６　地区防災計画の策定

地区居住者等に対し、提案手続等の周知及び地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

第２節　情報の収集・伝達

本町域において、風水害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。

情報の収集・伝達

- 第１　情報連絡体制
- 第２　災害情報の収集･伝達体制
- 第３　町民への広報活動
- 第４　町民への各種相談窓口
- 第５　報道機関への情報提供
- 第６　異常な現象発見時の通報

第１　情報連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。

- 1.1　情報連絡系統
- 1.2　情報連絡通信手段

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
『 第１　情報連絡体制 』 を準用する。

第２　災害情報の収集・伝達体制

本町は、風水害時には、各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

2.1　気象予報・警報等情報
2.2　水防情報
2.3　火災情報
2.4　人的被害情報
2.5　一般建築物被害情報
2.6　公共土木・建築施設被害情報
2.7　ライフライン被害情報
2.8　交通施設被害情報
2.9　その他の被害情報
2.10　被害調査の報告

２．１ 気象予報・警報等情報【各班共通】

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき、大雨や強風などの気象現象災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、低地の浸水、中小河川の増水･はん濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準並びに伝達系統は次のとおりである。

(1) 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6 地域）を用いることもある。

なお、天気予報は一次細分区域（3 区域）に区分して発表する。

本町の一時細区分区域は南部、市町村をまとめた地域は南中部に該当する。

■予報、特別警報・警報・注意報の細分区域

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、**伊奈町**、三芳町、川島町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町	

(2) 特別警報・警報・注意報の概要

熊谷気象台が発表する特別警報・警報・注意報の概要を以下に示す。

■特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(3) 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準を以下に示す。

■特別警報・警報・注意報の発表基準（熊谷地方気象台）

現象の種類		基　　準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨	表面雨量指数基準：18
	暴風	平均風速が20m/s
	暴風雪	平均風速が20m/s、雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ：5cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準：9，土壌雨量指数基準：117
	強風	平均風速が11m/s以上
	風雪	平均風速が11m/s以上、雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ5cm
	濃霧	視程：100m
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度：25%、実効湿度：55%
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
	霜	早霜・晩霜期に最低気温が4℃以下
	低温	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温：－6℃以下（熊谷地保父気象台の値）
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合

■水防活動の利用に適する警報・注意報の発表基準

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	基　　準
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雪	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

注）① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

② 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

■雨に関する埼玉県南部南中部各市町の 50 年に一度の値一覧

地　　域					50年に一度の値			警報基準	
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	表面雨量指数基準	SWI
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	さいたま市	350	131	225	18	115
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	川越市	408	139	237	15	119
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	川口市	364	149	238	18	121
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	所沢市	416	156	257	15	119
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	狭山市	447	157	259	17	125
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	上尾市	346	125	220	18	114
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	蕨市	369	154	237	18	－
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	戸田市	369	154	237	18	－
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	朝霞市	354	129	228	15	118
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	志木市	363	123	229	15	118
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	和光市	363	141	232	18	118
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	新座市	364	133	234	18	119
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	桶川市	347	122	215	18	111
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	北本市	350	118	207	18	111
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	富士見市	374	127	234	17	118
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	ふじみ野市	401	134	240	18	121
埼玉県	**埼玉県**	**南部**	**南中部**	**伊奈町**	**331**	**128**	**217**	**18**	**－**
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	三芳町	395	140	246	18	120
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	川島町	373	131	218	18	－

注 1）略語の意味は以下のとおり。
R48：48 時間降水量(mm)、R03：3 時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index)。

注 2)「50 年に一度の値」の欄の値は、令和 4 年 3 月時点の値である。各市町村にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注 3）SWI の警報基準の欄の値は令和 4 年 5 月時点の値である。「－」となっているのは、基準が設定されていない。

注 4）R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 5）特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

《参考》

◆「気象庁による気象情報について」

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

(4) 各種気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報･警報･注意報が発表された後の経過や予想､防災上の注意を解説する場合等に発表される。

■キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

種類	概要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(5) 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。

■気象注意報・警報等の伝達系統図

① 気象情報等の伝達

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、伊奈町地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第 56 条）特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により町民等へ周知するなどの対応をとるものとする。

② 伝達体制の整備

本町は、伊奈町地域防災計画に気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておくものとする。

(6) 勤務時間外における注意報等の伝達

本町は、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。

(7) 水防法に定める水防警報、消防法に定める火災警報

① 水防警報

洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を行う旨を発表する。

国土交通大臣が指定した利根川水系及び荒川水系の河川については、関東地方整備局の関係事務所が発表する。

埼玉県知事が指定した河川については、県河川砂防課が発表し、埼玉県水防計画の定めるところにより処置する。

② 火災警報

町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、第５編 第２章 第４節 大規模火災対策計画の定めるところにより処置する。

(8) 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は本町防災担当課責任者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合などには、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、本町が、高齢者等避難や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
  - ✓ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
  - ✓ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
  - ✓ 特別警報を解除した場合

（※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。）

(9) 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

「第２編 第３章 第２節 情報の収集・伝達」を準用するほか、次のとおりとする。

■風水害時に収集すべき情報

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ｱ) 気象警報等、気象情報	予測される雨量警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(ｲ) 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等）・各雨量観測実施機関 ・本町、消防独自の雨量観測所 ・県河川砂防課 ・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	・災害オペレーション支援システム ・伊奈町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
(ｳ) 危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域における発災危険状況 ・河川のはん濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所	異常の覚知後即時	・本町、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・伊奈町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(ｴ) 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人 数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防 ・警察 ・自主防災組織	・伊奈町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

■発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ｱ) 発災情報	・河川のはん濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水・高潮による浸水状況 ・発災による物的・人的被害に関する情報 （特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後即時	・本町、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 （被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	・災害オペレーション支援システム ・伊奈町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41 等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	・各ライフライン関係機関	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(ｲ) 住民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	被災後、被害状況が把握された後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話

２．２ 水防情報【総括班、土木班】

(1) 洪水予報及び水防警報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、県内を 3 区域 6 地域に細分して熊谷地方気象台が発表するものと、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表するものとがある。

水防警報は、洪水等によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することとなっている。以上のうち、本町に関係あるものは、次のとおりである。

① 国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報

■洪水予報の種類

分類	種類	解説
注意報	はん濫 注意情報	はん濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
警報	はん濫 警戒情報	はん濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	はん濫 危険情報	はん濫危険水位に到達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつはん濫が発生してもおかしくない状況、避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	はん濫 発生情報	はん濫が発生したとき、はん濫が継続しているときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

■洪水予報を行う河川（水防法 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

予報区名	河川名	区　域		基準水位観測所	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原地先から海(旧川を除く)まで	熊谷	3.00	3.50	5.00	5.50
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢地先から海(旧川を除く)まで					
利根川上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで	八斗島 栗橋	0.80 2.70	1.90 5.00	3.90 6.90	4.80 8.80
		右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から江戸川分派点まで					

② 水位の種類

種類	内容	左記に伴う水防活動
水防団待機水位	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備を行うための水位。	待機準備等
はん濫注意水位	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位。	準備出動等
避難判断水位	高齢者等避難の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。 水位周知河川においては水防法第 13 条第 2 項の「特別警戒水位」に対応する水位。	―
はん濫危険水位	避難指示の発令判断の目安であり、水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「はん濫の恐れが生じる水位」であり、洪水警報の発表において用いられる。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動体制を強化する水位。	出動指示等

その他の事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
第２　災害情報の収集・伝達体制
『２．４ 火災情報』
『２．５ 人的被害情報』
『２．６ 一般建築物被害情報』
『２．７ 公共土木・建築施設被害情報』
『２．８ ライフライン被害情報』
『２．９ 交通施設被害情報』
『２．10 その他の被害情報』
『２．11 被害調査の報告』 を準用する。

第３　町民への広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の町民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、「広報班」は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

3.1　広報活動の方針
3.2　初動期の広報
3.3　生活再開時期の広報
3.4　要配慮者への広報
3.5　県、町、関係団体の連携確保

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
『 第３　町民への広報活動 』 を準用する。

第４　町民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

4.1　各種相談窓口の設置

4.2　相談の内容

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
『 第４　町民の各種相談窓口 』 を準用する。

第５　報道機関への情報提供

被災地の町民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

5.1　災害情報の提供

5.2　災害情報の報道依頼

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
『 第５　報道機関への情報提供 』 を準用する。

第６　異常な現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

6.1　発見者の通報
6.2　町長の通報及びその方法

６．１ 発見者の通報【各班共通】

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第 54 条)何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第２項)通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。(同条第３項)

６．２ 町長の通報及びその方法【総括班】

前項の通報を受けた町長は、伊奈町地域防災計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。気象庁機関である熊谷地方気象台へ通報する。

■気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

- 気象に関する事項
  著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等
- 地震・火山に関する事項
  - ✓ 火山関係
    噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
  - ✓ 地震関係
    数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第３節　水防活動

本町は、気象状況等から本町の区域内に浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

水防活動

- 第１　危険区域の監視・警戒
- 第２　避難指示
- 第３　水防信号
- 第４　公用負担

第１　危険区域の監視・警戒

1.1　水防に関する活動体制
1.2　活動内容

１．１ 水防に関する活動体制【土木班、消防団】

本町は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

本町の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

■水防組織

- 水防組織の統轄は、水防管理者である町長が行う。
- 水防の実務は、「土木課」及び「消防団」が行う。
- 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

■配備基準

- 管内に、「第３編 第３章 １節 １ １．１ 活動体制及び配備基準」に定める活動体制の警戒体制に相当する警報が発令されたとき。
- 大雨等により町内を流れる幹線水路の水量が増加し洪水等の被害が予想されるとき。
- 県水防本部から指示があったとき又は町長が必要と認めたとき。

１．２ 活動内容【土木班、消防団】

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

■活動内容

- 幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。
- 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。
- 幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。
- 巡視に当たっては、北本県土整備事務所と緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

第２　避難指示

避難指示は、人命又は身体の保護のため、できる限り迅速かつ効果的に実施するものとする。

2.1　活動体制
2.2　警戒区域の設定
2.3　避難指示等の発令基準及び伝達方法
2.4　関係機関の相互連絡
2.5　避難誘導
2.6　自衛隊に対する出動要請

２．１ 活動体制【本部事務局、土木班、上尾市消防本部、警察署、自衛隊】

本部長は、住民等の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難指示を発令する。

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第１次的な実施責任者である本部長を中心として、相互に連携をとり実施する。

広報活動の実務は、「本部事務局」が県・報道機関に伝達し、防災行政無線、広報車等を用いて実施する。

■避難指示等の実施責任者とその要件等

実施責任者	指示・警告・命令を行う要件	根拠法令
本部長（町長） (町長が事務を行うことができない場合は知事)	火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。	災対法第60条
警察官	災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長もしくはその権限を代行する本町の吏員が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。	災対法第61条 警察官職務執行法第４条
自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた県職員（応急復旧部）、	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。	水防法第29条
消防吏員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法第23条の2

ただし、災害の発生により本町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、埼玉県知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を本部長に代わって実施しなければならない。

２．２ 警戒区域の設定【本部事務局、土木班、上尾市消防本部、警察署、自衛隊】

本部長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、本町職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、本町職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。

ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内容	根拠法令
本部長（町長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第14条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	本部長若しくはその委任を受けた本部長の職権を行う本町職員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第63条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を本部長等に通知しなければならない。	災対法第63条 水防法第14条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、本部長又は本部長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第63条
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2

２．３ 避難指示等の発令基準及び伝達方法【本部事務局、土木班】

(1) 避難指示等の発令基準

本町に対する水防情報としては、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する荒川に係る洪水予報が北本県土整備事務所を介して伝達される。

そのため、避難指示等の発令に際しては、伝達された洪水予報等を参考にして次の基準及び方法により住民等に伝達する。

■避難指示の発令基準

区分	発令基準
避難指示	1. 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され避難を要すると判断されるとき。 2. 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり避難を要すると判断されるとき。 3. 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4. 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5. 火災が拡大するおそれがあるとき。

避難の指示は、以下の内容を明示して行う。

■避難指示の内容

- 要避難対象地域
- 立退き先
- 避難先及び避難経路
- 避難理由
- 避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、本町は住民等への周知徹底に努める。

(2) 避難指示の伝達内容と伝達方法

町民に対し、避難指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性をわかりやすい文案で的確かつ確実に伝わるよう配慮する。

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる町民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

なお、避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。

■避難指示の伝達内容と伝達方法

区分	伝達内容	伝達方法
避難指示	・ 要避難対象地域 ・ 立退き先 ・ 避難先及び避難経路 ・ 避難理由 ・ 避難時の留意事項	・ サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 ・ できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

■災害の発生状況に関する情報

・河川がはん濫する等の災害が発生したこと
　発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。
・災害の拡大についての今後の見通し

■災害への対応を指示する情報

・危険地区住民への避難指示
・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
・周辺河川への注意・監視
・誤った情報に惑わされないこと
・冷静に行動すること

(3) 町長による避難情報の発令

町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

■避難情報の発令

種別	発令時の状況	町民に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難 又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル４】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タ

種別	発令時の状況	町民に求める行動
		イムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 ※1 堤防の決壊により河川のはん濫発生 ※2 災害の切迫水位の推定値等から河川がはん濫している可能性があると判断できる場合	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況本町が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

２．４ 関係機関の相互連絡【本部事務局】

本町が避難の措置を実施した場合は、県、警察本部、自衛隊にその内容について報告するとともに報道機関に情報提供しなければならない。

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

■避難の措置を実施した場合の県等への報告事項

・災害の様態及び被害の状況
・避難対象地域、住民数
・勧告指示を発した日時
・避難所

２．５ 避難誘導【避難支援班、消防団】

(1) 本町の役割

避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

なお、これらの内容は、あらかじめ住民に周知しておくものとする。

■避難誘導の方法

・ 避難誘導は、「避難支援班」が、上尾市消防本部、警察、消防団員、区及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て実施するものとする。
・ 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を用いて情報を共有し、避難行動要支援者の安否確認及び誘導を行う。
・ 避難行動要支援者に対しては、状況により適当な場所に集合のうえ、車両等により輸送する。
・ 誘導者は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。
・ 誘導に当たっては、できるだけ区単位の集団避難を行うものとする。
・ 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

■避難順位

① 要介護者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者とその介護者
② 一般町民
③ 防災従事者

２．６ 自衛隊に対する出動要請【本部事務局】

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、町内において発生する各種の災害に際し、町民の生命財産を保護するため、本部長は知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第３　水防信号

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動に当たらせる。
「本部事務局」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

■水防法（昭和24年法律第193号）第13条に基づく水防信号

信　号	サイレン信号（●は休止）	事　　項
第1信号	5秒 ●―15秒　5秒 ●―15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの
第2信号	5秒 ●―6秒　5秒 ●―6秒	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	10秒 ●―5秒　10秒 ●―5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	1分 ●―5秒　1分 ●―5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示するもの

備考）1. 信号は、適宜の時期継続するものとする。
2. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第４　公用負担

水防法第 28 条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるとき、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

■公用負担の行使

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹木、その他資材の使用
- 車両、その他運搬具又は器具の使用
- 工作物、その他障害物の処分

備考）1. 公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
2. 本町は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第４節　消防活動

大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。このことから本町は、「上尾市消防本部」と連携して、風水害から町民の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動態勢や災害応急対策の確立が必要である。

災害時における消防活動態勢の計画を以下に定める。

第１　消防態勢の確立

本町は、大規模な風水害が発生した時は、上尾市消防本部と連携して、速やかに活動態勢の確立を図るものとする。

第２　消防部隊の運用

風水害時の消防部隊の運用は、上尾市消防本部が定めるところによるものとする。

第３　現場要務

風水害時の現場要務は、関係機関と連携しながら適切に対処するものとする。

第５節　救援・救護活動

災害時には被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。

救援・救護活動に係る計画を以下に示す。

救援・救護活動

- 第１　人命救助活動
- 第２　避難対策
- 第３　要配慮者への支援
- 第４　医療救護
- 第５　防疫及び保健衛生
- 第６　応急給水
- 第７　食料・生活必需品の供給
- 第８　住宅の確保
- 第９　遺体の取扱い
- 第10　要員の確保

第１　人命救助活動

災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、捜索を行い、救助し、保護を図る。

1.1　安否確認

1.2　捜索活動

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第１　人命救助活動 』 を準用する。

第２　避難対策

災害時に危険区域にある町民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

2.1　避難指示

2.2　避難所の開設

2.3　避難所の運営

2.4　避難所の縮小・閉鎖

2.5　広域避難

2.6　広域一時滞在

２．１ 避難指示

国土交通省による荒川浸水想定区域図及び利根川浸水想定区域図並びに埼玉県による中川流域水害リスク情報図を参考に、本町における浸水人口を想定した結果は、以下のとおりである。

これによると、本町における浸水は、栄ブロックの全域に広がる。

また、大針ブロックの細田山、小針ブロックの小針内宿及び本ブロックの南本では地区の約半数の住民が浸水する。その結果、床上浸水被害が 18,338 人、床下浸水被害が 1,768 人に及ぶと予測される。それに対して、光ヶ丘、中央、若榎、の各地区は浸水しないと予測される。

■浸水区域人口

防災ブロック	行政区	総人口（人）	浸水区域人口			
			合計(人)	割合(%)	床下浸水(人)	床上浸水(人)
大針	大針	3,929	1,400	35.6	58	1,342
	細田山	990	150	15.2	43	107
	学園中央	799	575	72.0	491	84
小針	羽貫	4,511	1,236	27.4	144	1,092
	小針新宿	4,041	3	0.1	1	2
	小針内宿	7,395	4,607	62.3	564	4,043
	光ヶ丘	262	0	0.0	0	0
本	志久	1,358	2	0.2	2	1
	南本	2,887	1,560	54.0	97	1,463
	北本	1,967	644	32.8	77	567
中央	小貝戸	3,266	1,445	44.2	44	1,401
	中央	850	0	0.0	0	0
柴中荻	柴中荻	1,554	6	0.4	3	3
	若榎	1,114	0	0.0	0	0
	大山	4	1	14.8	0	0
丸山	丸山	1,017	300	29.5	25	275
	下郷	1,618	731	45.2	206	525
栄	下郷	204	204	100.0	0	204
	栄南	1,556	1,556	100.0	2	1,556
	栄中央	1,895	1,895	100.0	1	1,895
	栄北	2,485	2,485	100.0	11	2,475
	綾瀬東	598	585	97.9	0	585
	綾瀬南	366	362	98.8	0	362
	綾瀬北	355	355	100.0	0	355
合計		45,021	20,103	37.4	1,768	18,338

注１）総人口は、住民基本台帳（外国人を含む、令和４年４月１日現在）による。
注２）四捨五入の関係により合計の人数が合わない場合がある。
参考）「浸水区域人口」は、「伊奈町防災マップ（令和５年４月）」を基に、現在の建物情報（都市計画区域図：平成 28 年６月）と地区別人口（住民基本台帳：令和４年４月１日現在）に更新して算出

その他の事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
第２　避難対策を準用する。

２．２ 避難所の開設

大規模な水害が発生すると、本町の避難所のなかには浸水被害により利用ができない避難所が発生する。そのため、利用可能な避難所は以下のとおりである。

■浸水想定区域外に位置する避難所の収容能力　　［令和４年８月１日現在］

地区	防災ブロック	施設名	収容可能人数（人）								
			体育館			普通教室			合計		
			施設別	ブロック	地区	施設別	ブロック	地区	施設別	ブロック	地区
北部	小針	小針小学校	600	600	600	510	510	510	1,100	1,100	1,100
中部	本 中央 柴中荻	小室小学校	360	360	2,940	650	650	1,540	1,100	1,100	4,570
		伊奈中学校	490	490		350	350		840	840	
		国際学院高等学校	1,720	2,090		540	540		2,260	2,630	
		日本薬科大学	370			－			370		
南部	丸山 栄	南中学校	520	520	970	220	220	220	740	740	1,190
		栄北高等学校	450	450		－	－		450	450	
合　計			4,510	4,510	4,510	2,270	2,270	2,270	6,860	6,860	6,860

注1）避難所の収容者数は、体育館及び普通教室面積の75％を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2㎡として推定した。
注2）丸山、栄の「人口」は家屋棟数比から算出した推定値である。

「避難所の運営」「避難所の縮小・閉鎖」「広域避難」「広域一時滞在」については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第２　避難対策 』 を準用する。

第３　要配慮者への支援

本町は、避難行動要支援者への避難支援プランに従い、区及び自主防災組織等と協力して、災害時に避難情報の確認が困難であったり、自ら避難が困難であったり、避難所生活での困窮など、様々なハンディキャップを有する要配慮者の安全を確保する。

3.1　避難行動要支援者等の避難支援
3.2　避難生活における要配慮者支援
3.3　社会福祉施設入所者の安全確保
3.4　在住外国人の安全確保

３．１ 避難行動要支援者等の避難支援【総括班、避難支援班】

本町は、気象情報や水防情報などから浸水想定区域内に居住する高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難が必要と判断した場合、防災行政無線（固定系）のほかサイレン、広報車等を用いて避難準備情報を伝達する。

また、避難行動要支援者名簿情報を共有した消防機関、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの避難支援等関係者は、避難準備情報の発令とともに避難行動要支援者に対する避難の支援活動を開始する。

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
第３　要配慮者への支援
『 ３．１ 避難行動要支援者等の避難支援 』
を準用する。

３．２ 避難生活における要配慮者支援【避難支援班】

本町は、避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
第３　要配慮者への支援
『 ３．２ 避難生活における要配慮者支援 』
を準用する。

３．３ 社会福祉施設入所者の安全確保【避難支援班、総括班】

「総括班（危機管理課）」は、「要配慮者避難確保アクションプログラム」に従い、浸水想定区域内にある社会福祉施設などの要配慮者関連施設に対して避難準備情報等の避難情報をファクシミリを用いて伝達する。

避難準備情報を受信した各施設は、迅速に入所している避難行動要支援者を計画された避難所へ避難誘導する。

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
第３　要配慮者への支援
『 ３．３ 社会福祉施設入所者の安全確保 』
を準用する。

３．４ 在住外国人の安全確保【総括班】

言葉の支障により、災害時に必要な情報を得にくい在住外国人の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
第３　要配慮者への支援
『 ３．４ 在住外国人の安全確保 』
を準用する。

第４　医療救護

本町は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、罹災者の保護の万全を図る。

- 4.1　医療情報の収集・伝達
- 4.2　初動医療体制
- 4.3　負傷者等の搬送体制
- 4.4　後方医療体制

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第４　医療救護 』 を準用する。

第５　防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

- 5.1　防疫活動
- 5.2　保健衛生活動
- 5.3　動物愛護

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第５　防疫及び保健衛生 』 を準用する。

第６　応急給水

本町は、災害に伴い飲料水の供給が途絶えた場合又は汚染等により飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する

- 6.1　給水需要の把握
- 6.2　給水方針の決定
- 6.3　給水の実施
- 6.4　給水施設の応急復旧

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第６　応急給水 』 を準用する。

第７　食料・生活必需品の供給

災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

- 7.1　緊急食料供給体制の確立
- 7.2　緊急生活必需品供給体制の確立

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第７　食料・生活必需品の供給 』 を準用する。

第８　住宅の確保

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で住宅の再建あるいは応急修理ができない罹災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

8.1　危険度判定の実施
8.2　応急仮設住宅の設置
8.3　公的住宅等の利用
8.4　被災住宅の応急修理

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第８　住宅の確保 』 を準用する。

第９　遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処置及び埋・火葬は、以下に示すように本部長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処置についても本部長が行う。

なお、本町のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

9.1　遺体の捜索

9.2　遺体の処理

9.3　遺体の埋・火葬

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第９　遺体の取扱い 』 を準用する。

第１０　要員の確保

災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、さいたま公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第10　要員の確保 』 を準用する。

第６節　都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、風水害により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。

都市施設の応急対策

第１　公共施設

第２　ライフライン

第１　公共施設

道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が大規模災害により被災した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して、迅速な応急、復旧対策を実施し災害応急対策の実行に万全を図る。

1.1　公共建築物

1.2　道路施設

1.3　河川及び水路

1.4　鉄道

1.5　その他の施設

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第５節　都市施設の応急対策
『 第１　公共施設 』 を準用する。

第２　ライフライン

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、本町及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

2.1　上水道施設
2.2　下水道施設
2.3　ガス施設
2.4　電力施設
2.5　電気通信施設

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第５節　都市施設の応急対策
『 第２　ライフライン 』 を準用する。

第７節　交通対策

大規模災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通対策に係る計画を以下に示す。

交通対策

- 第１　緊急輸送の方針
- 第２　緊急輸送道路の確保
- 第３　交通規制
- 第４　緊急輸送手段の確保

第１　緊急輸送の方針

- 1.1　目標
- 1.2　基本方針
- 1.3　輸送対象

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第６節　交通対策
『 第１　緊急輸送の方針 』 を準用する。

第２　緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を、制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

2.1　道路の被害状況の把握
2.2　交通障害物の除去
2.3　除去作業上の留意事項

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第６節　交通対策
『 第２　緊急輸送道路の確保 』 を準用する。

第３　交通規制

災害時の町民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づいて交通規制を実施する。

3.1　発災直後の交通規制の実施要領
3.2　交通規制の方法
3.3　交通規制の実施時期と法適用
3.4　交通規制の法的根拠

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第６節　交通対策
『 第３　交通規制 』 を準用する。

第４　緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに罹災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

4.1　緊急輸送車両の確保
4.2　緊急輸送車両の管理と運用
4.3　緊急輸送車両の確認
4.4　その他の輸送手段
4.5　災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第６節　交通対策
『第４　緊急輸送手段の確保 』　を準用する。

第８節　廃棄物対策

洪水により浸水被害を受けた場合、水が引いた後には多量の障害物やごみが排出される等、生活を営む上で様々な面で不都合が生じる。

本町は、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図る。

廃物物対策に係る計画を以下に示す。

廃棄物対策

第１　災害廃棄物処理

第２　一般廃棄物処理

第１　災害廃棄物処理

大規模災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、本町は、関係機関と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

1.1　住宅関係障害物の除去

1.2　災害廃棄物の処理

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第７節　廃棄物対策
『 第１　災害廃棄物処理』 を準用する。

第２　一般廃棄物処理

大規模災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

2.1　ごみ処理活動
2.2　し尿処理活動

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第７節　廃棄物対策
『 第２　一般廃棄物処理』 を準用する。

第９節　文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「教育部」及び私立学校設置者、並びに「救援部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。

本町の教育福祉対策に係る計画を以下に示す。

文教・保育対策

- 第１　応急教育
- 第２　応急保育
- 第３　文化財の保護対策

第１　応急教育

災害時に児童・生徒の安全を確保し、また、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、本町は、関係機関の協力を得て教育の早期再開を図るため、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

- 1.1　児童・生徒の安否確認
- 1.2　学校施設の応急復旧
- 1.3　応急教育の実施
- 1.4　教材・学用品の調達・支給

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第８節　文教・保育対策
『 第１　応急教育 』 を準用する。

第２　応急保育

福祉施設や保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

- 2.1　福祉施設の応急措置
- 2.2　保育所の応急保育
- 2.3　放課後児童クラブの措置
- 2.4　要保護児童の応急保育

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第８節　文教・保育対策
『 第２　応急保育 』 を準用する。

第３　文化財の保護対策

「教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に風水害による被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

- 3.1　情報の収集・伝達
- 3.2　収蔵・保管施設の応急対策
- 3.3　文化財の応急対策

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第８節　文教・保育対策
『第３　文化財の保護対策』 を準用する。

第４章　風水害復旧・復興対策計画

災害復旧対策計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るものである。

第１節　公共施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。

第１　復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

1.1　復旧・復興の基本方針

1.2　計画への住民の意向反映

1.3　財政支援の検討

1.4　計画推進のための職員の派遣の要請

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第１節　公共施設の復旧・復興計画
『 第１　復旧・復興計画の方針 』 を準用する。

第２　復旧・復興計画の推進

復旧計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。

2.1　復旧事業実施体制

2.2　復旧事業計画の作成

2.3　復興計画の作成

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第１節　公共施設の復旧・復興計画
『 第２　復旧・復興計画の推進 』 を準用する。

第２節　民生安定のための措置

大規模な風水害により、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

民生安定のための措置

- 第１　罹災証明書の発行
- 第２　被災者の生活確保
- 第３　義援金品の配布
- 第４　地域経済の復旧支援

第１　罹災証明書の発行

罹災証明は、町税の減免を実施するに当って必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第２条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長が確認できる程度の被害について証明する。

- 1.1　罹災証明書発行の概要
- 1.2　罹災証明書発行の流れ
- 1.3　罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置
- 1.4　被災者台帳の作成
- 1.5　事前対策

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第２節　民生安定のための措置
『 第１　罹災証明書の発行 』 を準用する。

第２　被災者の生活確保

風水害により被害を受けた町民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

- 2.1　生活相談
- 2.2　災害弔慰金、災害見舞金の支給
- 2.3　災害援護資金の貸付
- 2.4　被災者生活再建支援制度
- 2.5　埼玉県・市町村被災者安心支援制度
- 2.6　住宅の再建
- 2.7　職業の斡旋
- 2.8　租税等の減免及び徴収猶予等
- 2.9　生活保護

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第２節　民生安定のための措置
『 第２　被災者の生活確保 』 を準用する。

第３　義援金品の配布

本町は、関係機関の協力を得ながら、被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保する。また、配分委員会を組織し十分に協議のうえ、配分計画を定める。

3.1　受付窓口の開設

3.2　受付・募集

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第２節　民生安定のための措置
『 第３　義援金品の配布 』 を準用する。

第４　地域経済の復旧支援

風水害により被害を受けた中小企業者及び農林業者等の復旧に資するため、町及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者及び農林業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

4.1　農林業関係融資

4.2　中小企業関係融資

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第２節　民生安定のための措置
『第４　地域経済の復旧支援』 を準用する。

第３節　激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

激甚災害の指定

第１　激甚災害の指定手続き

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
『 第３節　激甚災害の指定 』 を準用する。

第４編　複合災害対策計画

第１章　複合災害対策計画の総則

東日本大震災では、大きな地盤の揺れや大津波により、新たな原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合（波及）災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、本町及び防災関係機関は、地震及び風水害を起因とした複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、町民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる必要がある。

複合災害は、単一の災害よりも応急対策における制約が大きくなることから、それを前提とした災害対策を講ずる。

第１章　複合災害対策計画の総則
第１節　基本方針
第２節　対策の方向性

第１節　基本方針

本町及び防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

第１　人命救助が第一

第２　二次被害の防止

第３　ライフラインの復旧

第１　人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政、自衛隊、警察、消防などの防災機関相互が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

第２　二次被害の防止

本町は、県の支援をもうけつつ、災害応急対策に従事し、被害を最小限に抑える。

第３　ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第２節　対策の方向性

複合災害発生時の種々の活動が困難な状況下で、的確な応急対策を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、本町内の災害対応資源※1で対応可能かどうかを判断し、災害対応資源が不足する場合、本町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、平常時から、想定複合災害の予測規模・被害量の想定、町内における災害対応力の把握をもとに、受援計画の策定及び国、県や他市町村との応援・受援体制の確立を進めること、さらに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※１　本町に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第２章　複合災害への対応

本町における複合災害に対する防災対策について、以下に示す。

第２章　複合災害への対応
第１節　予防計画
第２節　応急対策計画

第１節　予防計画

危険物等災害対策計画
第１　複合災害に関する防災知識の普及
第２　複合災害発生時の被害想定の実施
第３　防災施設の整備等
第４　非常時情報通信の整備
第５　避難対策
第６　災害医療体制の整備
第７　災害時の避難行動要支援者対策
第８　緊急輸送体制の整備

第１　複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関で共有するとともに、町民等に周知する。

1.1　複合する可能性のある災害の種類
1.2　複合災害の対応困難性の分析

１．１ 複合する可能性のある災害の種類

本町において想定複合災害の種類は、以下に示すとおりとする。

(1) 地震災害
(2) 風水害（風害、水害、雪害）
(3) 大規模事故災害（危険物等災害、鉄道事故、放射性物質事故及び広域放射能汚染災害、大規模火災、農業災害、火山災害）

１．２ 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の３つのパターンに分けられる。

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

(1) パターン１

先発の災害で、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

先発災害	巨大地震の発生　→　堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影　　響	河川氾濫が発生（荒川決壊など）

⑵ パターン２

復興活動中に、後発の災害に襲われ、災害対応を大規模にやり直さなくてならない状況になる。

先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（1 年以内）に巨大台風直撃
影　　響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

⑶ パターン３

町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散する状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

地震Ａ´	県内Ａ地区で巨大地震発生
地震Ｂ´	県内Ｂ地区で巨大地震がさらに発生
影　　響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

第２　複合災害発生時の被害想定の実施

本町は、考えられる複合災害のパターンごとに、発生時の被害想定を実施する。

第３　防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用できるよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所を検討し、災害対応や業務継続性の確保をする。

第４　非常時情報通信の整備

行政、防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）相互で、被災状況の把握、救援・救助活動の状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援等に必要な情報をリアルタイムに共有するシステムを検討する。

第５　避難対策

具体的な実施方法等は、「第２編 第２章 第１節 第４ 安全避難の確保」に準ずる。

なお、本町は、避難所の選定は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、代替となる複数の避難所や避難経路を想定する。

第６　災害医療体制の整備

具体的な実施方法等は、「第２編 第２章 第２節 第５ 災害時医療体制の整備」に準ずる。

なお、本町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行う医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・ペットボトル等の飲料水等の備蓄等を行う。

第７　災害時の避難行動要支援者対策

具体的な実施方法等は、「第２編 第２章 第３節 第４ 災害時の要配慮者の安全対策」に準ずる。

なお、本町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

第８　緊急輸送体制の整備

具体的な実施方法等は、「第２編 第２章 第２節 第６ 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

なお、本町及び防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第２節　応急対策計画

第１　情報の収集・伝達

具体的な実施方法等は、「第２編 第３章 第２節 第２災害情報の収集・伝達体制」に準ずる。

なお、本町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制を迅速に立ち上げ、被害状況を的確に把握する。

第２　交通規制

豪雨で河川の水位が上昇し、水防活動中に、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等、交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第３　道路の修復

豪雨で地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、本町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第４　避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害で危険性が高まることが予想される。本町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移送させる処置を講じ、避難所の再配置を行う。

第５編　事故災害対策計画

第１章　事故災害対策計画の総則

本町域において町民の生命又は身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その情報収集、対策等のために開催される緊急事態連絡会議において、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかになった場合、又は国から武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、本町は、以下に示す大規模事故対策計画に従い、災害対策活動を実施する。

第１節　大規模事故災害の選定

本町が策定する大規模事故災害対策計画の対象とする事故災害は、県地域防災計画及び本町の地域環境等を踏まえて選定した。

埼玉県地域防災計画に示されている事故災害について、本町域における発生の有無、及び発生した場合の既存の地域防災計画による対応の可否について検討し、本町として対象とする事故災害を選定した。

検討結果は、以降に示すとおりである。

■本町に係る大規模事故災害の選定

大区分	小区分	本町における発生の可能性		対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定火災と同様と考えられる	○	事故災害の対象とする
	林野火災	本町には広範囲にわたって樹木が密集している地域はない	×	－
危険物等災害	危険物等災害	町内に該当する事業所がある	○	事故災害の対象とする
	高圧ガス災害	町内に該当する事業所がある	○	事故災害の対象とする
	火薬類災害	町内に該当する事業所はない	×	－
	毒物・劇物災害	町内に該当する事業所はない	×	－
	サリン等による人身被害	テロ行為による危険性は少ないがゼロとはいえない	△	国民保護法の対象として取り扱う
放射性物質事故災害	核燃料物質等輸送事故	町内には核燃料物質が運搬される高速道路はない	×	－
	核燃料物質使用許可事業所の事故	町内に該当する事業所はない	×	－
	放射性物質取扱施設の事故	町内に該当する事業所がある	○	事故災害として取り扱う
	広域放射能汚染災害（原子力発電所の事故）	本町から約100kmに位置する東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等によっては本町においても広域放射能汚染が考えられる	○	事故災害の対象とする
	人工衛星の落下	発生する可能性はほとんど考えられない	×	－
農業災害	凍霜害	凍霜害が問題になるような桑園や茶園はない	×	－
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業災害	米や野菜をはじめ梨、ぶどう、栗などの果樹栽培が行われている	△	事故災害の対象とする
道路災害	地震や水害による道路災害	町内には高速自動車道路や交通量の多い主要幹線道路は通っていない	△	震災・風水害対策で対応可能
	危険物積載車両の事故等による道路災害		△	震災・風水害対策で対応可能
鉄道事故	鉄道事故	本町内を東北新幹線、上越新幹線及び埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）が通る	○	事故災害の対象とする
航空機事故	航空機事故	本町及びその周辺に飛行場はなく、本町上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていない	×	－
文化財災害	文化財火災	本町には指定文化財がある	○	震災・風水害対策で対応可能
火山災害	火山噴火 降灰	大規模な地震が発生した場合には、火山活動が活発化する可能性がある	○	事故災害の対象とする

注1)「本町における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。
　○：発生する可能性がある
　△：発生する可能性は低いがある
　×：発生する可能性はほとんど無い

注2)「対応の可否」欄の「－」は、「対応を特に考えない」を示す。

第２節　対象とする事故災害

一般的に起こりうる大規模事故災害のうち、本町として発生が懸念される大規模事故災害を以下に示す。

本町は、これらの事故災害を対象として事故災害対策計画を策定する。

対象とする事故災害

- 第１　危険物等災害
- 第２　鉄道事故
- 第３　放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策
- 第４　大規模火災
- 第５　農業災害
- 第６　火山噴火火山灰対策

第１　危険物等災害

本町北部には敷地面積約 3.7ha の伊奈工業団地があり、また、丸山地区の東北・上越新幹線に挟まれた区域には多くの工場が立地している。

本町には火薬類及び毒物・劇物を除く危険物等の施設があり、事故災害についてはこれら各施設を対象にした災害対策計画を策定するものとする。

第２　鉄道事故

本町の鉄道交通は、上越新幹線に併走してＪＲ大宮駅から埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）が運行している。町内には大宮方面へ順に、内宿駅、羽貫駅、伊奈中央駅、志久駅及び丸山駅の５駅が設置されている。また、本町に駅は設置されていないが、本町を横切って東北新幹線及び上越新幹線が通っている。

鉄道事故は、これら鉄道交通に係る事故災害を対象とする。

第３　放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

町内には埼玉県立がんセンターなどの放射性同位元素使用施設があり、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等による放射線障害の発生が考えられる。

そのため、対象とする放射性物質取扱施設事故災害は、これら施設からの放射性同位元素の漏洩などによる放射性物質取扱施設の事故災害とする。

また、本町及び県内に原子力発電所は立地していないが、茨城県東海村にある東海第二原子力発電所が本町から約 100km 程度の距離に立地している。原子力発電所の事故に伴い本町の住民が避難活動を求められる事態はほとんど無いと考えられるが、東日本大震災における福島第一原発事故でみられるように、原子力発電所事故による核燃料物質・放射性同位元素等の飛散による影響は、100km 以上離れた地点においても気象条件等によりホットスポットが発生した事例から考えて、本町においても無視できないと考えられる。

そのため、原子力発電所の事故に伴い発生が懸念される広域放射能汚染の影響の甚大性を考慮して、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定めるものとする。

第４　大規模火災

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

第５　農業災害

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

第６　火山噴火火山灰対策

町内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004 年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005 年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で 2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で 2cm 未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明 3 年（1783 年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものとする。

第２章　事故災害への対応

本町において発生が懸念される事故災害に対する防災対策について、以下に示す。

第１節　危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガスにより大規模な事故等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本町の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に災害応急対策を推進し、法令及び本町地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定めるものとする。

第１　危険物災害対策計画

本町は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

本町内の危険物施設に対する予防対策及び応急対策について、以下に定める。

1.1　施設の現況
1.2　予防対策
1.3　応急対策

１．１ 施設の現況

本町における危険物施設（消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物及びその施設）の設置状況は、製造所 5 か所、貯蔵所 48 か所、取扱所 31 か所（令和 4 年 3 月 31 日現在）となっている。

１．２ 予防対策【上尾市消防本部、施設管理者】

⑴ 危険物製造所等の整備改善

・危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
・立入検査を励行して災害防止の指導をする。

⑵ 危険物取扱者制度の効果的な運用

・危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
・危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
・法定講習会等の保安教育を徹底する。

⑶ 施設、取扱いの安全管理

・施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
・危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

１．３ 応急対策【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）、警察】

⑴ 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

⑵ 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- 危険物の流出及び拡散の防止
- 流出した危険物の除去、中和等
- 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第２　高圧ガス災害対策計画

本町内の高圧ガス施設に対する予防対策及び応急対策について、以下に定める。

2.1　施設の現況
2.2　予防対策
2.3　応急対策

２．１ 施設の現況

本町における高圧ガス取扱い・貯蔵施設等の設置状況は、製造所や貯蔵所などの施設合計 365 か所（令和 4 年 3 月 31 日現在）となっている。

２．２ 予防対策【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）、】

⑴ 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

⑵ 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

⑶ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

⑷ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

２．３ 応急対策【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）、警察】

⑴ 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移す又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

⑵ 応急措置

① 「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成 17 年 3 月 17 日決済)」に基づき応急措置を実施するものとする。

② 施設等管理者の措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

③ 知事又は上尾市長の措置命令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、上尾市長が基準適合命令を発する。

第２節　鉄道事故対策計画

本計画は、町内において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策及び復旧等の諸対策について定める。

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

大規模鉄道事故発生時の応急措置は、「第２編 第３章 震災応急対策計画」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

鉄道事故対策計画

第１　鉄道事故対策計画

第２　埼玉新都市交通(株)の防災計画

第３　東日本旅客鉄道(株)の防災計画

第１　鉄道事故対策計画

1.1　施設の現況

1.2　鉄道事故対策計画

１．１ 施設の現況

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

本町の場合、町内の鉄道事業者としては、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）を運行する埼玉新都市交通株式会社がある。

１．２ 鉄道事故対策計画【伊奈町、鉄道事業者、県（危機管理防災部）】

⑴ 町の活動体制

本町は、当該町の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、本町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

⑵ 鉄道事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

⑶ 県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村又は指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

⑷ 連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は、次の体制によるものとする。

■鉄道事故の通報連絡体制

⑸ 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、地域防災計画「第２編 第３章震災応急対策計画」の各節に定める応急対策活動に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

① 情報収集

■情報収集

区分	内容
町の措置	本町は、当該町の区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する本町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等は、地域防災計画「第２編 第３章 第２節 情報の収集・伝達」に準ずる。
県の措置	県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。 **■ヘリコプターによる被害状況の把握** 県防災航空隊のヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。 **■現地調査班の派遣** 現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員、及び鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。 また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

② 乗客等の避難

町及び事業者は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

■乗客等の避難

区分	内容
事業者等の対応	事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。
消防機関の対応	消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講ずる。

③ 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、地域防災計画「第２編 第３章 第４節 第２ 避難対策」に準じ、避難指示を行う。

④ 救出、救助

地域防災計画「第２編 第３章 第４節 第１ 人命救助活動」に準ずる。

■町の措置

- 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
- 協力者の動員を行う。

⑤ 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を本町が行うものとする。

⑥ 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

自衛隊への応援要請は、地域防災計画「第２編 第３章 第１節 第４ 自衛隊の災害派遣」に、また他機関への応援要請は「第２編 第３章 第１節 第３ 応援要請、相互協力」に準ずるものとする。

⑦ 医療救護

本町は、町内に鉄道事故が発生した場合、地域防災計画「第２編 第３章 第４節 第４ 医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県をはじめその他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

⑧ 一時滞在施設の確保

本町は、駅周辺に滞留者が発生した場合、一時滞在施設を確保するとともに、鉄道事業者は、一時滞在施設での飲料水・食料の提供を実施する。

なお、詳細については「第２編 第３章 第９節 帰宅困難者対策」に準ずるものとする。

第２　埼玉新都市交通(株)の防災計画

埼玉新都市交通株式会社が定める防災計画を以下に示す。

2.1　災害予防計画

2.2　応急復旧対策計画

２．１ 災害予防計画

(1) 鉄道施設

① 施設の現況

駅、基地施設をのぞき、全線東北・上越新幹線高架張り出し部の両側又は片側に架設されている。

＜走行路＞	複線区間	大宮～丸山間（8.2km）
	単線区間	丸山～内宿間（4.5km）

② 防災施設等

○ 丸山基地内に地震計及び風速計が設置され、指令室に震度４及び震度５、風速 20m/秒及び 25m/秒が表示される。
○ 列車無線及び保守用無線
○ 保守用車（走行路用）
○ 走行路について
走行路の橋脚、橋台の沈下については、新幹線と同等の配慮が行われ、かつ落橋防止については桁座の縁端が耐震設計になっているほか、桁ストッパー、桁の連結工等が実施してある。

⑵ 事前措置

① 普及広報

春秋の火災予防運動及び防災週間期間中、ポスター等を駅等に掲出し火災予防について啓発する。

② 防災訓練

■訓練計画

項目	内容
実施時期等	上尾市消防本部の協力を得て９月１日（防災の日）又はその前後に、消火栓や水消火器による消火訓練等を実施する。
訓練内容	非常招集、災害対策本部設置、減速運転、広報、現地対策本部設置、消防通報、お客さま誘導案内・声かけ、避難誘導、消火、その他消防署指導による訓練等

③ その他

必要に応じて次の事前措置を実施する。

○ 応急材料、予備品の確認
○ 社内外との情報連絡の強化
○ 施設別に重点的な巡視・点検を実施

２．２ 応急復旧対策計画

⑴ 災害応急措置

① 活動体制

旅客輸送に影響を及ぼす被害が発生又は発生するおそれのあるときは災害対策本部を設置し旅客の安全の確保に努める。

② 情報連絡体制

災害時の情報連絡の円滑を図るため、社内電話、指令電話、列車無線、保守構内無線等の通信設備を活用して情報の収集、伝達に努める。

③ 災害応急措置

○ 運転事故等復旧対策要綱及び災害対策要綱に基づき復旧対策を行う。
○ 関係機関及び乗客に対し、運転状況及び措置について広報に努める。

第３　東日本旅客鉄道(株)の防災計画

東日本旅客鉄道株式会社が定める防災計画を以下に示す。

3.1　施設の現況
3.2　防災知識普及計画
3.3　災害応急対策計画
3.4　交通施設応急対策計画

３．１ 施設の現況

本町内を通る東日本旅客鉄道株式会社の各施設は、以下に示すとおりである。

■対象路線の概要

路線名	延長	記事
東北新幹線	2.8km	昭和 57.6.23 開通（上野～大宮間　昭和 60.3.14）
上越新幹線	8.3km	昭和 57.11.15 開通

注）延長は､町内を通る各路線の線路延長を示す。

３．２ 防災知識普及計画

(1) 計画の方針

本町及び関係防災機関は､相互に緊密な連絡を保ち、単独、又は共同して町民のための防災知識を普及広報するとともに、常に防災知識の向上に努めるよう計画するものとする。

(2) 普及広報について

大宮支社では､春秋の火災予防運動及び防災週間期間中、立て看板、ポスター等を駅に掲出して火災予防について啓蒙する。

(3) 防災訓練

■建物及び車両消火訓練

項目	内容
実施時期等	消防署の協力を得て２月～3 月及び 11 月～12 月の２回にわたり建物及び車両消火訓練を実施する。
訓練内容	通報連絡、初期消火、旅客の避難誘導、負傷者の救護、車両の分割、退避誘導、列車防護等

■非常招集訓練

項目	内容
実施時期等	９月１日（防災の日）に管内の機関（大宮支社を含む）ごとに事故並びに地震発生を想定し非常招集訓練を実施する。
訓練内容	訓練内容は、事故及び地震の発生を想定に基づき各勤務箇所又は事故現場までの所要時間の調査確認、連絡方法の可否を検討するとともに情報連絡拠点・支社対策本部の設置運営訓練もあわせて実施する。

■施設防護訓練

項目	内容
実施時期等	大宮支社では防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）中に土砂崩壊、又は橋梁流出復旧訓練又は駅舎崩壊等の訓練を実施する。
訓練内容	通報連絡、列車防護、応急復旧措置等

３．３ 災害応急対策計画

⑴ 災害対策本部の組織及びその業務

風水害・地震その他の災害を予防し、当該災害の状況に応じて、地区センター及び現業機関に次の対策本部を設置するとともに、災害現場に現地対策本部を設置し、災害応急対策・災害復旧の推進を図る。

① 大宮支社災害及び震災対策本部の組織及び業務分担

別に定めるところによる。

② 地域災害及び震災対策本部

地区センターに設置し、その組織及び業務分担は、その実情に応じ地区センター所長があらかじめ定める。

③ 駅・区（所）災害及び震災対策本部

現業機関に設置する。

④ 現地対策本部

災害現場に設置する。

ただし、現地対策本部長は、災害種別・規模に応じ大宮支社長が指定する。

⑵ 人員の輸送計画

災害が発生した場合、人員輸送に対する運賃減免については別に定める基準によって実施する。運賃減免要請については受取人（知事、市町村長又は日赤支部長）が大宮支社長に運賃減免の申請をし、東日本旅客鉄道(株)において必要と認めたときは、その取扱いをする。

３．４ 交通施設応急対策計画

⑴ 災害時における列車の運転方法

その都度決定するが、おおむね次により実施する。

- ○ 迂回又は折返し運転
- ○ 臨時列車の特発
- ○ バス又は徒歩連絡

⑵ 災害による列車の運転中止、又は徐行運転をする場合の基準

- ○ 河川が著しく増水したとき
- ○ 強風のとき
- ○ 濃霧のとき
- ○ 地震のとき

第３節　放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

本町には、埼玉県立がんセンターなどの放射性同位元素使用施設があり、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等による放射線障害の発生が考えられる。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、福島県内はもとより首都圏の住民にも大きな影響が及んだところである。

そのため、本計画では、町内における放射性同位元素等取扱事業所による事故対策に加え、本町から約 100km 程度離れた場所に位置する東海第二原子力発電所において、放射性物質が一般環境中に飛散する等の事故により広域放射能汚染災害が発生した場合を想定し、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

放射性物質事故及び
広域放射能汚染災害対策

第１　放射性物質取扱施設事故対策

第２　広域放射能汚染災害対策計画

第１　放射性物質取扱施設事故対策

1.1　事故発生後の情報の収集・連絡
1.2　活動体制
1.3　緊急被ばく医療体制の整備
1.4　防護資材の整備
1.5　避難所の指定及び避難収容活動への備え
1.6　飲料水の供給体制の整備
1.7　広報体制の整備
1.8　住民相談窓口の整備
1.9　防災教育・防災訓練の実施

１．１ 事故発生後の情報の収集・連絡【危機管理課、上尾市消防本部】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

本町は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県、警察、消防機関及び国の関係機関等へ連絡するものとする。

■事業者が通報する事故情報

- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況（風向・風速）
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次に示すとおりである。

■放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

③ 放射性物質による事故災害影響の早期把握のための活動

本町は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

④ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。本町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

⑵ 通信手段の確保

町及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

１．２ 活動体制【危機管理課、上尾市消防本部】

本町は、「第２編 第３章 第１節　応急活動体制」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

１．３ 緊急被ばく医療体制の整備【危機管理課、県（危機管理防災部）】

⑴ 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握している。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとしている。

本町及び県は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

⑵ 被ばく検査体制の整備

本町は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制の把握をしておく。

⑶ 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

１．４ 防護資材の整備【危機管理課、上尾市消防本部】

本町、県、警察、各自治体の消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

１．５ 避難所の指定及び避難収容活動への備え【危機管理課】

⑴ 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第２編 第３章 第４節 第２ 避難対策」を準用する。

⑵ 避難所の指定

本町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

⑶ 避難誘導

本町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

（⑴ 及び ⑵ は、「第２編 第３章 第４節 第２ 避難対策」により実施する。）

１．６ 飲料水の供給体制の整備【上下水道課】

本町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第２編 第３章 第４節 第６ 応急給水」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

１．７ 広報体制の整備【秘書広報課】

本町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

１．８ 住民相談窓口の整備【住民相談室】

本町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

１．９ 防災教育・防火訓練の実施【危機管理課、上尾市消防本部】

⑴ 防災関係者の教育

本町及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
② 放射線防護に関すること。
③ 放射線による健康への影響に関すること。
④ 放射線関係事故発生時に県及び町がとるべき措置に関すること。
⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
⑦ その他必要と認める事項

⑵ 住民に対する知識の普及

本町及び県は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
② 放射線防護に関すること。
③ 放射線による健康への影響に関すること。
④ 放射線関係事故発生時に県及び町がとるべき措置に関すること。
⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
⑥ その他必要と認める事項

⑶ 訓練の実施と事後評価

本町及び県は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２　広域放射能汚染災害対策計画

広域放射能汚染災害は、東日本大震災による原発事故により今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

ここでは、被害想定と予防策の検討、及び、当面の対策について定める。

2.1　被害想定と予防策の検討
2.2　環境汚染対策
2.3　食品安全確保対策
2.4　農作物等汚染対策
2.5　鉄道汚染対策計画
2.6　道路汚染対策計画

２．１ 被害想定と予防策の検討【危機管理課、関係各課】

⑴ 被害想定の検討

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震における津波災害により発生した、福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チョルノービリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がることが期待された。しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産品が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。

従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

⑵ 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故による災害については未経験であり、その予防策及び対応策については研究段階である。

これらについて、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

２．２ 環境汚染対策【環境対策課】

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて町内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、公園・校庭・民有地の敷地等が危険度レベルの放射能汚染となった時の除染の方法、処理土の仮置場、最終処分の方法などについても検討を行うものとする。

２．３ 食品安全確保対策【保険医療課、健康増進課】

町内を流通する食品の安全を確保するため、食品の検査体制の整備及び食品検査の実施を行い、安全な食品の情報を町民に提供する。

⑴ 検査体制の整備

町内を流通する食品の放射線量の測定等の検査体制を整備する。特にベビーフード等、乳幼児等を対象とした食品は重点的に検査ができるような体制を考慮する。

⑵ 食品検査の実施

町内を流通する食品の放射線量の検査を実施する。特に乳幼児を対象としたベビーフードに加え、汚染地域周辺地区からの食品については重点的に確認するように配慮する。

⑶ 食品安全情報の広報

町内を流通する食品に関し、町民の安全を考慮した危険情報に加え、生産地の風評被害を防ぐための安全情報にも配慮して、広報を実施する。

２．４ 農作物等汚染対策【アグリ推進課、関係各課】

⑴ 活動体制の構築

放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、本町は、町内に災害が発生した場合、さいたま農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

⑵ 情報の伝達

また、近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農業者に必要な処置を伝達する。

⑶ 応急対策

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から、防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

- 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定。
- 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、汚染物除去等を指示。
- 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処。
- その他必要な処置。

２．５ 鉄道汚染対策計画【危機管理課】

町内で営業している鉄道事業者に対し、広域放射能汚染が発生した場合の、鉄道事業者が所管する鉄道施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、旅客等が被爆しないための必要な処置を講ずることを要請する。なお、鉄道施設は公共の用に供する施設のため、鉄道事業者に対し、これに必要な処置を講ずるための支援を検討する。

２．６ 道路汚染対策計画【土木課】

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、町民に影響を与えないように必要な処置を講ずる。

第４節　大規模火災対策計画

大規模火災対策計画

第１　大規模火災予防計画

第２　大規模火災応急対策計画

第１　大規模火災予防計画

1.1　基本方針
1.2　災害に強いまちづくり
1.3　迅速かつ円滑な災害対応対策、災害復旧、復興への考え
1.4　防災知識の普及、訓練

１．１ 基本方針

住宅の密集地での大規模火災により、多数の死傷者が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

１．２ 災害に強いまちづくり【都市計画課】

(1) 災害に強いまちの形成

本町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難場所・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を県と連携して行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

さらに、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

⑵ 火災に対する建築物の安全化

① 消防用設備等の整備、維持管理

本町は、県と連携し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

② 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- 都市計画法第８条第１項第５号の規定による防火地域の指定及び準防火地域の指定拡大
- 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- 高層建築物等に係る防災計画指導

１．３ 迅速かつ円滑な災害対応対策、災害復旧、復興への考え【関係各班】

⑴ 情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

本町は、県と連携し、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関相互の情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

② 通信手段の確保

本町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、県と連携し、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

⑵ 災害応急体制の整備

① 職員の体制

本町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指定する。

② 防災関係機関相互の連携体制

本町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、関係機関との連携を強化する。

⑶ 消火活動体制の整備

本町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から上尾市消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

⑷ 緊急輸送活動への備え

本町は、管理道路の情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

⑸ 避難収容活動への備え

① 避難誘導

本町は、避難所・避難路を指定し、平常時から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画を作成する。また、本町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定は、「第２編 第２章 第１節 第４ 安全避難の確保」に準ずるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討する。

② 避難所

本町は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、町民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、避難所の運営管理のために必要な知識等の町民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、指定緊急避難場所（大規模な火事）を選定・確保する。

⑹ 施設、設備の応急復旧活

本町は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、整備する。

⑺ 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

本町は、県と連携し、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町民等からの問い合わせに対応する体制について、計画を作成する。

⑻ 防災関係機関等の防災訓練の実施

① 訓練の実施

本町は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練は、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

１．４ 防災知識の普及、訓練【コミュニティ推進課、危機管理課】

⑴ 防災知識の普及

本町は、関係機関の協力を得て、町民に火災の危険性を周知するとともに、発災時の行動や避難所での行動等について周知徹底を図る。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

⑵ 防災関連設備等の普及

本町は、町民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

⑶ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制整備に努める。

第２　大規模火災応急対策計画

2.1　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
2.2　活動体制の確立
2.3　消火活動
2.4　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
2.5　避難収容活動
2.6　施設・設備の応急復旧活動
2.7　被災者等への的確な情報伝達活動

２．１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保【情報班】

(1)　災害情報の収集・連絡

①　大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

本町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

②　大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

■大規模火災情報の収集・連絡系統

③ 応急対策活動情報の連絡

本町は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

⑵ 通信手段の確保

本町は、発災後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

２．２ 活動体制の確立【各班共通】

本町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、大規模な火災が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

２．３ 消火活動【上尾市消防本部】

上尾市消防本部は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う警防本部を設置する。

２．４ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【総括班】

本町は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

２．５ 避難収容活動【避難支援班】

本事項については

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
『 第４　安全避難の確保 』 を準用する。

２．６ 施設・設備の応急復旧活動
【建築班、土木班、（社）埼玉県ＬＰガス協会、東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、KDDI（株）】

本町は、県及び各公共機関と連携し、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン、公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

２．７ 被災者等への的確な情報伝達活動【広報班、避難支援班、住民相談班】

⑴ 被災者等への情報伝達活動

本町は、被災者等に大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供は、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

⑵ 町民への的確な情報の伝達

本町は、町民に、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

⑶ 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第５節　農業災害対策計画

農業災害対策計画

第１　注意報及び警報の伝達
第２　被害状況の把握
第３　農業用施設応急対策
第４　農作物応急対策

第１　注意報及び警報の伝達

本町は、県から県防災情報システムにより気象注意報、警報等の伝達を受けたとき、又は埼玉県さいたま農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話、町ホームページ等により速やかにさいたま農業協同組合等関係団体及び農業者に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

第２　被害状況の把握

本町は、さいたま農業協同組合等関係団体と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

第３　農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

第４　農作物応急対策

4.1　災害対策技術の指導
4.2　病虫害の防除
4.3　風水害対策

４．１ 災害対策技術の指導【地域支援班】

農作物の被害を最小限にくい止めるため、埼玉県さいたま農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

４．２ 病虫害の防除【地域支援班】

病虫害が発生した場合には、埼玉県病害虫防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して防除に努める。

４．３ 風水害対策【地域支援班】

台風、季節風、集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第６節　火山噴火火山灰対策計画

富士山及び浅間山の噴火が町民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。また、埼玉県内よりも甚大な被害となることが想定される近隣都県を支援する。

火山噴火火山灰対策計画

第１　火山噴火火山灰予防計画
第２　火山噴火火山灰応急対策計画

第１　火山噴火火山灰予防計画

1.1　応急活動体制の確立
1.2　情報の収集・伝達
1.3　警備・交通規制
1.4　避難所の開設・運営
1.5　医療・救護

１．１ 応急活動体制の確立【各班共通】

本町は、町域に降灰による被害が発生した場合、県及び防災関係機関等の協力を得て災害応急対策を実施する。

１．２ 情報の収集・伝達【情報班、広報班、各班共通】

⑴ 降灰に関する情報の発信

本町は、気象庁による降灰予報又は降灰の観測があった場合、直ちに、県及び当該市町村と協力して降灰分布を把握する。また、熊谷地方気象台等から風向き・風速情報等の降灰に関連する気象情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を町民に周知する

⑵ 降灰に関する被害情報の伝達

本町は、以下に示す降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県防災情報システム等を用いて県に伝達する。

① 降灰の有無・堆積の状況
② 時刻・降灰の強さ
③ 構成粒子の大きさ
④ 構成粒子の種類・特徴等
⑤ 堆積物の採取
⑥ 写真撮影
⑦ 降灰量・降灰の厚さ
⑧ 構成粒子の大きさ

⑶ 降灰に伴う取るべき行動の周知

本町は、気象庁により降灰予報があった場合には、降灰時に取るべき行動について発信する。発信にあたっては、緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービス等の即時性の高いメディアも活用する。

１．３ 警備・交通規制【土木班】

本町は警察等との協力のもと、降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

１．４ 避難所の開設・運営【避難支援班】

火山灰による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、本町は避難所を開設・運営する。具体的な解説・運用については、「第２編 第３章 第４節 第２ 避難対策」を準用する。

避難所の運営にあたっては、火山灰による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量の火山灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は速やかに避難所等への給水体制を確立する。

１．５ 医療救護【医療班】

本町は、「第２編 第３章 第４節 第４ 医療救護」を準用し、火山灰による健康被害に対応する。

第２　火山噴火火山灰応急対策計画

2.1　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策
2.2　農業者への支援
2.3　降灰への処理
2.4　広域一時滞在

２．１ 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策
【土木班、(社) 埼玉県ＬＰガス協会、東京電力パワーグリッド (株) 埼玉総支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部】

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第５節　都市施設の応急対策 を準用する。

２．２ 農業者への支援【地域支援班】

本町は、農作物やその被覆施設に火山灰が付着することによる農作物への悪影響を防ぐため、できるだけ速やかに火山灰を除去できるように支援する。

本町は、土壌への火山灰混入による土壌理化学性の悪化を防ぐため、農業者へ土壌改良資材の混和や除灰等の的確な指導を行う。

２．３ 降灰の処理【衛生班】

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとし、民有地内の火山灰の除去は、各家庭又は各事業者によって対応することが原則である。

本町は、灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を一般家庭に配布し、宅地等からの排出された灰の回収を行う。また、事業所等から排出される灰の一時的仮置き場を設置する。

２．４ 広域一時滞在【本部事務局、避難支援班】

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　都市施設の応急対策
第２　避難対策
『２.10　広域一時滞在 』を準用する。

資　料　編

【資　料　集】

【様　式　集】

資　料　集

【 資料１（条例、要綱等）】

【 資料２（協定、覚書等）】

【 資料３（図表類）】

資料集　目次

＜資料１（条例、要綱等）＞

資料 1- 1　伊奈町防災会議条例・・・

資料 2-25　災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書（伊奈町管工事業協同組合）‥ 2-53
資料 2-26　埼玉県下消防相互応援協定書‥‥‥

資料 3-14　医療施設一覧・・・

本文 ➠ 《 第１編　第２章　第１節　第２ 》参照

伊奈町防災会議条例

昭和 38 年 10 月 1 日
条例第 24 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、伊奈町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　伊奈町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者　2 人以内

（２）　埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者　5 人以内

（３）　埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者　1 人

（４）　上尾市消防本部の職員のうちから町長が任命する者　１人

（５）　町長が、その部内の職員のうちから指定する者　10 人以内

（６）　教育長

（７）　消防団長

（８）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者　5 人以内

（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者　2 名以内

(10)　前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要に認めて任命する者　2 人以内

６　前項第８号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附　則(昭和58年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年条例第4号)抄

（施行期日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成15年条例第8号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附　則(平成19年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和4年条例第23号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料 1-2

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第１節　第１ 》参照

伊奈町災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 1 日
条例第 25 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、伊奈町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、同本部長を助け、同本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、同本部長の命を受け同本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、同本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附　則(平成23年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-3

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第３節　第３ 》参照

伊奈町自主防災組織連絡協議会規約

（名称）

第１条　本会は、伊奈町自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　協議会は、町内の各自主防災組織相互の連携協調を図ることにより、地域住民の防災意識を高め、もって防災体制の確立に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）自主防災組織の充実強化に関すること。

（２）自主防災組織相互の連絡調整に関すること。

（３）防災思想の普及に関すること。

（４）その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第４条　協議会は、町内の自主防災組織の代表者を持って組織する。

（役員）

第５条　協議会に、次の役員を置く。

（１）会　長　1名

（２）副会長　2名

（役員の選出）

第６条　会長は、協蔵会において互選する。

２　副会長は、会長が指名する。

（役員の職務）

第７条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

２　役員の再任を妨げない。

（会議）

第９条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、次の事項を審議決定する。

（１）規約の制定及び改廃に関すること。

（２）その他協議会の運営に関する重要事項に関すること。

３　会議は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

（事務局）

第10条　協議会の事務局を生活安全課内に置く。

（委任）

第11条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規約は、平成 18 年 4 月 25 日より施行する。

資料1-4

本文 ➠ 《第２編　第４章　第２節　第２ 》参照

伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 7 月 17 日
条例第 20 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害救護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　町民　災害により被害を受けた当時、伊奈町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第2条に規定する場合

（３）　町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項の規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失又は流失した場合　350万円

（３）　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、令第7条第2項の規定によるものとする。

（保証人及び利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.0パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附　則（昭和50年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和53年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和56年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成3年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（令和元年条例第13号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条、第13条、第14条及び第15条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る保証人及び利率について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る保証人及び利率については、なお従前の例による。

３　改正後の第15条第3項の　規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る償還等について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る償還等については、なお従前の例による。

資料1-5

本文 ➠ 《第２編　第４章　第２節　第２ 》参照

伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 2 年 3 月 30 日
規則第 15 号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和49年規則第11号）の全部を改正する。

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査したうえ支給するものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日

（２）　死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況

（３）　死亡者の遺族に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項を調査したうえ支給するものとする。

（１）　障害者の氏名、性別及び生年月日

（２）　障害の原因となる負傷又は病気の状態となった年月日及び負傷又は病気の状況

（３）　障害の種類及び程度に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）
第５条　町長は、本町の区域外で障害の原因となる負傷又は病気の状態となった町民に対し、負傷し、又は病気にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
２　町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）
第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式）。以下「借入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。
（１）　借入申込者の住所、氏名及び生年月日
（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
（３）　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
（４）　保証人を立てる場合にあっては、保証人となるべき者に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
２　借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
（２）　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
（３）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに町長に提出しなければならない。

（調査）
第７条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかににその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査するものとする。

（貸付けの決定）
第８条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。
２　町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（保証人を立てる場合にあっては、保証人の連署した災害援護資金借用書）（第5号様式。以下「借用書」という。）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあっては、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　貸付金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第6号様式）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（３）　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

３　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第１４号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第１５号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　町長は、償還金の納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届）

第17条　借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を記載した氏名等変更届（第16条様式）を町長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出なければならない。

第５章　雑則

（委任）

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正後の伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は病気にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附則（令和元年規則第6号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第6条及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

資料1-6

本文 ➠ 《第２編　第４章　第２節　第２ 》参照

附　則（平成24年条例第17号）

伊奈町災害見舞金等支給条例

平成4年3月27日
条例第10号

（目的）

第１条　この条例は、住民が災害により被害を受けたときに被害者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、住民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（対象）

第２条　住民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

（１）　火災により被災したとき。
（２）　風水害その他気象災害により被災したとき。
（３）　地震により被災したとき。
（４）　前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

（受給資格及び要件）

第３条　見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本町において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者でなければならない。

２　弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

（支給額）

第４条　見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき又は伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第20号）第3条に規定する災害弔慰金若しくは第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたときは、支給しない。

（１）	死亡者　1人につき		5万円
（２）	重傷者　1人につき		1万円
（３）	家屋の全焼又は全壊	1世帯につき	5万円
（４）	家屋の半焼又は半壊	1世帯につき	3万円
（５）	家屋の床上浸水	1世帯につき	1万円

２　前項第3号、第4号及び第5号については、現に居住している建物についてのみ適用する。

（申請）

第５条　見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から20日以内に被災証明書又は医師診断書を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、申請しがたい特別の事情がある場合は、この限りではない。

（支給の決定）

第６条　町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を確認し、支給の可否を決定しなければならない。

（見舞金等の返還等）

第７条　町長は、災害の原因が被災を受けた者の故意によるものであるときは、見舞金等を支給しないことができる。

２　町長は、前項の規定に該当する場合、すでに支給した見舞金等について返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも同様とする。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附　則（平成24年条例第17号）抄

（施行期日）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料1-7

本文 ➠ 《第２編　第４章　第２節　第２ 》参照

伊奈町災害見舞金等支給条例施行規則

平成4年3月27日
規則第11号

（趣旨）

第１条　この規則は、伊奈町災害見舞金等支給条例（平成4年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（被害の種類及び基準）

第２条　条例第4条各号に規定する被害の種類及び基準は、次の各号に定めるところによる。

（１）　死亡者　災害が原因で死亡し死体を確認された者、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者又は災害が原因で負傷し、これにより被害発生後20日以内に死亡した者をいう

（２）　重傷者　医師の診断書に基づく療養期間が1月以上である者をいう

（３）　家屋の全焼又は全壊　家屋の焼失又は損壊した部分の床面積がその家屋の70パーセント以上に達したとき又は70パーセントに達しないがその家屋を改築しなければ再び家屋として使用することができない程度の被害をいう

（４）　家屋の半焼又は半壊　家屋の焼失又は損壊した部分の床面積がその家屋の20パーセント以上70パーセント未満のもので、その残存部分に補修を加えることによって再び家屋として使用できる程度の被害をいう

（５）　床上浸水　浸水がその家屋の床以上に達したとき又は土砂等のたい積のため一時的にその家屋に居住することができない程度の被害をいう

（申請）

第３条　条例第5条の規定による申請は、災害見舞金等支給申請書（第1号様式）を提出して行うものとする。

２　条例第5条中申請しがたい特別の事情とは、災害によって被災を受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は重傷を負い、申請しがたいと町長が認めたときをいう。

（被災事実等の認定）

第４条　町長は、申請を受理したときは、その被災事実、程度等について関係機関に確認のうえ認定するものとする。

（決定通知書）

第５条　町長は、災害見舞金又は弔慰金の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（台帳の備付け）

第６条　災害見舞金又は弔慰金の支給理由、支給額等を明らかにするため、災害見舞金等支給台帳（第3号様式）を備えるものとする。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附　則（平成17年規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則（令和3年規則第20号）抄

（施行期日）

第１条　この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（伊奈町災害見舞金等支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第12条　この規則の施行の際、第12条の規定による改正前の伊奈町災害見舞金等支給条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附　則　（平成17年規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

資料1-8

本文 ➠ 《第２編　第３章　第１節　第３ 》参照

伊奈町災害派遣手当等の支給に関する条例

平成 18 年 3 月 30 日
条例第 10 号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害派遣手当等の額等）

第２条　災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて町の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定めた額を支給する。

２　前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が町の区域に到着した日から町の区域を出発した日の前日までの期間とする。

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 30 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

施設の利用区分 町の区域に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

備考　「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定するホテル営業及び同条第 3 項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいう。

資料1-9

本文 ➠ 《第２編　第２章　第１節　第２ 》参照
本文 ➠ 《第２編　第３章　第４節　第８ 》参照

埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱

第１ 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第２ 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

１ 被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

２ 応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定（以下、「判定」という。）業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認める者（別表参照）の代表者が定める者をいう。

３ 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下、「関連団体」という。）等に属する者をいう。

第３ 震前対策

１ 市町村長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下、「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

（１）判定の実施
（２）判定実施の決定
（３）判定実施本部の設置
（４）判定の実施に関する県との連絡調整等
（５）判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
（６）応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下、「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
（７）県に対する支援要請
（８）判定の方法
（９）判定結果の表示
(10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
(11) 判定用資機材の調達、備蓄
(12) その他必要な事項

２ 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

３ 知事は、市町村長からの要請に対し的確な支援が行えるよう、市町村長があらかじめ計画した事項についてとりまとめておくものとする。

４ 県は、関連団体と協力して、応急危険度判定士等の養成及び登録を行うものとする。

５ 県は、市町村及び関連団体と協力して、所定の判定用資機材を備蓄しておくものとする。

第４ 判定の実施

１ 市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

２ 市町村長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数と応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

３ 県は、震度5弱以上の地震が発生したときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものものとする。

第５ 判定の実施に関する県と市町村間の連絡調整等

１ 市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県都市整備部建築安全課長に速やかに連絡するものとする。

２ 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

第６ 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

第７ 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

１ 県及び市町村は、関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

２ 県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第８ 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

１ 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

２ 知事は、他都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

３ 知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

第９ 関連団体の協力

１ 関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力を行うものとする。

２ 関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第10 判定の方法及び判定結果の表示

1 判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行なった被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第11 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

1 県及び市町村は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。

2 県及び市町村は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達

県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村に代わってこれを調達するものとする。

第13 判定活動等における補償

県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第14 その他

1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。

2 県、市町村及び関連団体は、自ら設立した彩の国既存建築物地震対策協議会等を通じて、市町村要綱等について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

3 彩の国既存建築物地震対策協議会は、この要綱の目的を達成するため、県、市町村及び関連団体間の必要な連絡調整に努めるものとする。

4 県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。

別表全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団体名	代表者名	認めた日
（一社）マンション管理業協会	会　長	平成16年7月1日

附　則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年 4月 2日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年 7月27日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

資料 1-10

本文 ➠ 《第２編　第２章　第１節　第２ 》参照
本文 ➠ 《第２編　第３章　第４節　第８ 》参照

埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

二「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。

三「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

四「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

五「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。

六「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

（県の事前準備）

第３条　知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。

２　知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。

３　知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。

４　知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。

５　知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

（市町村の事前準備）

第４条　市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。

２　市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
３　市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

（宅地判定士の事前準備）
第５条　宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。
２ 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

（危険度判定の実施）
第６条　市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
２　市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
３　市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
４　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。
５　市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
６　被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

（判定結果の表示等）
第７条　市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。
２　前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

（資機材の調達及び備蓄）
第８条　県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

（委任）
第９条　この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

資料1-11

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第３節　第１ 》参照

埼玉県緊急消防援助隊受援計画

第１章　総則

（目的）

第１　この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２　代表消防機関は、さいたま市消防局とする。

２　代表消防機関代行は、幹事消防本部とする。

３　前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第２章　応援等の要請

（応援等の要請の手続等）

第３　緊急消防援助隊の応援等の要請は、別紙第1のとおり行うものとする。

２　被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該市町村を管轄する消防本部及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとする。

３　被災地の市町村長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。

　なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2により速やかに行うものとする。

４　被災地の市町村長は、知事に対して第2項及び第3項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

５　知事は、被災地の市町村長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害の状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

６　知事は、次のいずれかに該当する災害が発生し、災害の状況及び県内消防応援隊の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

（１）　埼玉県内で震度６強以上の揺れを観測した場合

（２）　ＮＢＣ災害又はＮＢＣの発散が疑われる災害が発生した場合

（３）　その他甚大な被害が見込まれる大規模な災害が発生した場合（大規模火災、航空機　事故、鉄道事故、土砂災害等）

７　知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災

している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要であると判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。

８　知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

９　知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。

　なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-1により速やかに行うものとする。

10　知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式1により被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して埼玉県防災行政無線の一斉ＦＡＸにて通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第４　知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を、様式１を通信書として要請要綱別記様式3-2を添付し、被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

　なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階で応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県に埼玉県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

２　知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-3を添付し、被災地を管轄する消防本部及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第５　埼玉県内の消防本部は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要　綱第 30 条に規定する迅速出動が適用となる災害が埼玉県内で発生した場合は、直ちに　被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

２　知事は、前項に掲げる災害が埼玉県内で発生した場合は、早期に埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

３　知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

（連絡体制）

第６　応援等の要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

（１）　応援等の要請時の連絡先は、別表第 2-1、別表第 2-2、別表第 2-3 及び別表第 2-4 までのとおりとする。

（２）　埼玉県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関に対して連絡し、代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。ただし、埼玉県防災行政無線等による一斉ＦＡＸの連絡手段が適当な場合はこの限りではない。

（３）　連絡方法は、原則として有線電話又は有線ＦＡＸ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとし、必要に応じて様式 1 を通信書とする。ただし、有線断絶時には主運用波、埼玉県防災行政無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するも

のとする。

第３章　受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第７　知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災　地が２以上ある場合において緊急消防援助隊の応援等を受けるときは、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する　ものとする。

なお、被災地が１の場合であっても、警察、自衛隊、ＤＭＡＴ等の関係機関との調整等を踏まえ、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

２　調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、埼玉県危機管理防災センター2階第２オペレーションルームに設置するものとする。

３　調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

４　調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長及び埼玉県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

５　調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

（１）　埼玉県危機管理防災部消防課の職員

（２）　代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）

（３）　被災地消防本部の職員

（４）　防災航空隊の職員

６　調整本部は、「埼玉県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

７　知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。

８　調整本部は、埼玉県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

（１）　被害状況、災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

（２）　被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

（３）　緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

（４）　自衛隊、警察、ＤＭＡＴ等関係機関との連絡調整に関すること。

（５）　埼玉県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

（６）　災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。

（７）　災対本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

（８）　その他必要な事項に関すること。

９　埼玉県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

10　調整本部は、別紙第2-1、別紙第2-2、別紙第2-3及び別紙第2-4を活用し、運用するものとする。

11　調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

12　調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

13　調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

14　調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
15　調整本部は、被災地消防本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合や、当該調整本部が緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）とその任務に係る調整を行うものとする。

（消防早期調整本部の設置）
第８　知事は、次のいずれかに該当する災害が発生するおそれの段階で、被害発生前から早期に準備対応の体制を整えるため、消防早期調整本部を設置することができるものとする。
（１）　台風及び大雨等を要因とする特別警報が発令され、知事が必要と判断した場合
（２）　その他、県と代表消防機関の協議により必要と判断した場合
２　消防早期調整本部は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。
３　消防早期調整本部の本部長は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
４　消防早期調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長をもって充てるものとする。
５　消防早期調整本部の構成メンバーは、次に掲げるとおりとする。
（１）　埼玉県危機管理防災部消防課の職員
（２）　代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）
６　消防早期調整本部は、「埼玉県消防早期調整本部」と呼称するものとする。
７　知事は、消防早期調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。
８　消防早期調整本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
（１）　災害対応活動上把握しておく必要がある情報の収集に関すること。
（２）　県内消防力の掌握及び各消防本部との情報共有に関すること。
（３）　県内の応援要請や緊急消防援助隊の要請にかかる調整に関すること。
９　消防早期調整本部は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
10　消防早期調整本部は、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊を要請した場合、第７の調整本部に移行するものとする。

（指揮本部の設置）
第９　被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
２　指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を行うものとする。
（１）　被害情報(ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。)の収集に関すること。
（２）　被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
（３）　緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
（４）　その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
３　指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
４　指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び

消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
５　指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
６　指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第４章　指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）
第10　調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
２　指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、埼玉県内で活動する指揮支援部隊を統括し、災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
３　指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
４　指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
５　統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
６　ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
７　土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
８　都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
９　緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式７のとおりとする。

（通信運用体制）
第11　埼玉県内の無線通信運用体制は、別表第4-1のとおりとする。
２　埼玉県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用無線機周波数のチャンネルは、別表第4-2のとおりとする。
３　消防救急デジタル無線の共通波の整備状況は、別表第4-3のとおりとする。

第５章　消防応援活動の調整等

（進出拠点）
第12　調整本部は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。
なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。
（１）　陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第５のとおりとする。
（２）　航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第６のとおりとする。
２　調整本部は、決定した進出拠点について、被災地消防本部、別表第5及び別表第6の進出拠点担当消防本部並びに別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
３　進出拠点担当消防本部、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派

遣するものとする。ただし、被災状況により派遣出来ない場合はこの限りではない。
４　連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊等（以下「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

（任務付与）
第13　指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
（１）　被害状況
（２）　活動方針
（３）　活動地域及び任務
（４）　安全管理に関する体制
（５）　使用無線系統
（６）　地理及び水利の状況
（７）　燃料補給場所
（８）　その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）
第14　知事は、災対本部等において、自衛隊、警察、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配付）
第15　指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー、ホース媒介金具及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
２　各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。
３　指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）
第16　ヘリコプター離着陸場所は、別表第8とおりとする。
（宿営場所）
第17　調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9うちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。調整に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
　なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。
２　宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、可能な限り被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
３　調整本部は、決定した宿営場所について、被災地消防本部及び別表第9宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
４　宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

（燃料補給場所）
第18　調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡す

るものとする。
２　陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
３　航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

（燃料調達要請）
第19　調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

（重機派遣要請）
第20　調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。
２　調整本部長は、必要に応じ、長官に対して重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

（物資等調達要請）
第21　調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

（増隊要請）
第22　知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式1-1により長官に対して増隊の要請を行うものとする。
２　被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員、装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式1-2により知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする。

（部隊移動）
第23　緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3のとおり行うものとする。

（長官の求め又は指示による部隊移動）
第24　知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により部隊移動に関する意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。
２　被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
３　知事は、埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
４　知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により部隊移動の連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
５　知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により埼玉県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

（知事による部隊移動）
第25　知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
２　調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握する

よう努めるとともに、県内消防本部の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
３　知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
４　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び部隊移動先の市町村長に対し、要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。
５　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
６　調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）
第26　調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第６章　応援等の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）
第27　被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事に対して直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
２　前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、埼玉県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び埼玉県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとする。
　なお、書面による通知は、要請要綱別記様式4-1により速やかに行うものとする。
３　知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して速やかにその旨を報告するものとする。

第７章　その他

（情報共有）
第28　調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。
　特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
２　被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（地理情報）
第29　知事及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。
（１）　各部隊の進出拠点
（２）　ヘリコプター離着陸場
（３）　燃料補給可能場所
（４）　河川、プール、防火水槽等の水利状況

（５）　物資補給可能場所
（６）　宿営場所
（７）　広域避難場所
（８）　救急医療機関

（災害時の体制整備）
第30　知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における燃料等の供給体制、重機派遣に関する協力体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（消防本部の受援計画の策定）
第31　各消防本部の消防長は、当該消防本部の管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
２　各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、埼玉県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
３　各消防本部の消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

（航空部隊の受援計画）
第32　航空隊受援計画については、本計画に定める事項のほか、埼玉県防災航空隊が別に定めるものとする。

（首都直下地震が発生した場合の受援計画）
第33　本計画に定めるもののほか、消防庁の定める「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」により緊急消防援助隊の応援等を受けるものとする。

（訓練等の実施）
第34　埼玉県は、原則年1回、埼玉県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

（その他）
第35　その他埼玉県緊急消防援助隊受援計画に必要な事項は、緊急消防援助隊埼玉県連絡会議に諮り、別に定める。

附　則
この計画は、平成16年12月24日から施行する。
附　則
この計画は、平成18年7月6日から施行する。
附　則
この計画は、平成20年10月8日から施行する。
附　則
この計画は、平成22年1月1日から施行する。
附　則
この計画は、平成22年4月27日から施行する。
附　則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この計画は、平成27年7月3日から施行する。

附　則

この計画は、平成29年12月1日から施行する。

附　則

この計画は、令和2年2月1日から施行する。

附　則

この計画は、令和4年2月1日から施行する。

資料 2-1

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第４ 》参照

災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と社会福祉法人光彩会（以下「乙」という。）は、甲乙相互の信頼関係に基づき、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該福祉避難所に避難させることについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第２条　甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は別表のとおりとする。

（要援護者の受入れ等）

第３条　甲は、要援護者があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断し、受入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前項の判断をするに当たり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）を一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

４　乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

５　乙は、第 1 項の要請がない場合において、避難してきた者（以下、この項において「避難者」という。）を乙の判断により別表に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難場所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第１項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第４条　前条第 1 項の要請に基づく要援護者の受入れ期間は、受入れの日から起算して 7 日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長できるものとし、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第５条　乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供し、日常生活上の支援を行うものとする。

２　甲は、乙が要援護者及びその介助者を福祉避難所に受け入れるに際し必要とする物資について、可能な限り乙に提供するものとする。

（費用の負担）
第６条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用を負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第７条　乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）
第８条　乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）
第９条　乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。
２　乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。

（その他）
第 11 条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 5 月 12 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　野　川　和　好

埼玉県越谷市船渡 2046
乙　社会福祉法人光彩会
理事長　野　澤　孝　道

別表（第2条関係）

福祉避難所に指定できる施設

施　設　名	特別養護老人ホームみちみち伊奈中央
所　在　地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9544番地3

施　設　名	特別養護老人ホームみちみち伊奈北
所　在　地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿368番地1

資料 2-2

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第４ 》参照

災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と社会福祉法人大樹会（以下「乙」という。）は、甲乙相互の信頼関係に基づき、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該福祉避難所に避難させることについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第２条　甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は別表のとおりとする。

（要援護者の受入れ等）

第３条　甲は、要援護者があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断し、受入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前項の判断をするに当たり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）を一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

４　乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

５　乙は、第 1 項の要請がない場合において、避難してきた者（以下、この項において「避難者」という。）を乙の判断により別表に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難場所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第１項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第４条　前条第１項の要請に基づく要援護者の受入れ期間は、受入れの日から起算して７日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長できるものとし、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第５条　乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供し、日常生活上の支援を行うものとする。

２　甲は、乙が要援護者及びその介助者を福祉避難所に受け入れるに際し必要とする物資について、可能な限り乙に提供するものとする。

（費用の負担）
第６条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用を負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第７条　乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）
第８条　乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）
第９条　乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。
２　乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。

（その他）
第 11 条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 5 月 12 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　野　川　和　好

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 5049 番地 1
乙　社会福祉法人大樹会
理事長　井　上　直　樹

別表（第2条関係）

福祉避難所に指定できる施設

施　設　名	特別養護老人ホーム伊奈の里
所　在　地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5049番地1

資料 2-3

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第４ 》参照

災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と社会福祉法人心守会（以下「乙」という。）は、甲乙相互の信頼関係に基づき、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該福祉避難所に避難させることについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第２条　甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は別表のとおりとする。

（要援護者の受入れ等）

第３条　甲は、要援護者があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断し、受入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前項の判断をするに当たり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）を一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

４　乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

５　乙は、第 1 項の要請がない場合において、避難してきた者（以下、この項において「避難者」という。）を乙の判断により別表に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難場所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第１項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第４条　前条第 1 項の要請に基づく要援護者の受入れ期間は、受入れの日から起算して 7 日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長できるものとし、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第５条　乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供し、日常生活上の支援を行うものとする。

２　甲は、乙が要援護者及びその介助者を福祉避難所に受け入れるに際し必要とする物資について、可能な限り乙に提供するものとする。

（費用の負担）
第６条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用を負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第７条　乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）
第８条　乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）
第９条　乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。
２　乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。

（その他）
第 11 条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 5 月 12 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　野　川　和　好

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 5047 番地 5
乙　社会福祉法人心守会
理事長　東　　守

別表（第２条関係）

福祉避難所に指定できる施設

施　設　名	特別養護老人ホームこころの杜
所　在　地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5047番地5

資料2-4

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第４ 》参照

災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
（社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団あげお）

伊奈町（以下「甲」という。）と社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団あげお（以下「乙」という。）とは、伊奈町内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）の要配慮者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に避難支援活動を円滑に行うため、要配慮者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助及び協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の高齢者、乳幼児、障害者などの災害対応力の弱い者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（要請及び受託）

第３条　甲は、災害時等には、次に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

（１）　被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ

（２）　伊奈町地域防災計画で指定する避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に従い、緊急受入れに係る業務を行う。

（物資調達及び介護者の確保）

第４条　乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要配慮者の日常生活や介護、支援、福祉避難所の運営に必要な物資の供給を、甲に対し要請することができる。

２　甲は、乙が受入れた要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護者、ボランティア等の介護者の確保に努めるものとする。

（受入期間）

第５条　甲が乙に緊急受入れを依頼することができる期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定したときから甲が指示する時までとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第６条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（費用の負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）
第８条　甲は、第３条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。
（１）　要配慮者の人数
（２）　要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
（３）　要配慮者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等
（４）　受入期間

（受入れ可能人数の把握）
第９条　甲は、乙が受入れ可能な要配慮者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（守秘義務）
第１０条　乙は、受入れた要配慮者に関する情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までの間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の期間満了日の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、この協定の期間満了日の翌日から１年間、この協定を自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１２条　この協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成27年4月1日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地
甲　伊奈町
伊奈町長　野　川　和　好

埼玉県上尾市大字平塚820番地
乙　社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団あげお
園長　恩　田　隆　弘

資料 2-5

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における相互応援に関する協定書

つくばみらい市と伊奈町は、次のとおり災害時における相互応援についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、つくばみらい市と伊奈町（以下「両自治体」という。）のいずれかの自治体区域内において、大規模な災害が発生し、被災した自治体単独では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援活動に必要な車両その他の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ

（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第４条　　応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況及び要請理由

（２）必要とする資機材の品名並びに数量

（３）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

２　前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断された場合、かつ被災した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は、自主的に応援を行うことができる。また、この場合、前項の規定に基づく応援要請があったものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災した自治体の指揮のもとに活動するものとする。

（費用の負担）
第６条　応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。
２　応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。
３　前２項の規定によることが難しい場合には、両自治体で別途協議する。

（情報の交換）
第７条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、両自治体が協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、両自治体がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成25年3月19日

茨城県つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市
つくばみらい市長　　片　庭　正　雄

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地
伊奈町
伊　奈　町　長　　野　川　和　好

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における相互応援に関する協定書

伊奈町と鮭川村は、次のとおり災害時における相互応援についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、伊奈町と鮭川村（以下「両自治体」という。）のいずれかの自治体区域内において、大規模災害等による被害が生じ、当該被災した自治体単独では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援活動に必要な車両その他の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名並びに数量

（３）　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

２　前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断された場合、かつ被災した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は、自主的に応援を行うことができる。また、この場合、前項の規定に基づく応援要請があったものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災した自治体の指揮のもとに活動するものとする。

（費用の負担）

第６条　応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

２　応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

３　前 2 項の規定によることが難しい場合には、両自治体で別途協議する。

（情報の交換）

第７条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、両自治体が協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、両自治体がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 25 年 6 月 21 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
伊　奈　町
伊　奈　町　長　　野　川　　和　好

山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番地 7
鮭　川　村
鮭　川　村　長　　本　木　　洋　介

資料 2-7

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（蓮田市）

（趣旨）

第１条　この協定は、伊奈町（以下「甲」という。）と蓮田市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、住民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所を相互利用することに関し、必要事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第２条　甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互に利用する避難場所の範囲）

第３条　甲及び乙の住民は、災害時においてそれぞれの市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第４条　避難場所に避難している住民に対して、当該避難場所を有する市町は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　避難場所における相手方住民への救護・救助活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市町は、当該住民が居住する市町に対し、負担を求めることが出来る。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第８条　この協定は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 14 年 1 月 24 日

伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　稲 橋　正兵衛

蓮田市大字黒浜 2799 番地の 1
乙　蓮田市
蓮田市長　樋　口　暁　子

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（目的）

第１条　この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供

（６）　被災傷病者の受入れ

（７）　遺体の火葬のための施設の提供

（８）　ボランティア受付及び活動調整

（９）　被災児童及び生徒の応急教育の受入れ

(10)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

（１）　被害の状況

（２）　応援の種類

（３）　応援の具体的な内容及び必要量

（４）　応援を希望する期間

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

３　被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場

合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。
２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

（応援の調整）
第５条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

（情報の交換等）
第６条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

（その他）
第７条　この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。
２　この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則
１　この協定は、平成19年5月1日から施行する。
２　この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における相互応援に関する協定
(関東町村会)

（趣旨）

第 1 条　この協定は、関東町村会を組織する各都県町村会（以下「各都県町村会」という。）の区域内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害により被災した町村（以下「被災町村」という。）が災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、同法第 67 条の規定を補完するため、被災町村に対して必要な応援を迅速かつ効果的に実施できるよう相互応援に関して必要な事項を定めることを目的とするものとする。

（定義）

第 2 条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　町村　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の町村をいう。

二　災害　災害対策基本法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害をいう。

三　窓口町村会　被災町村が区域内にあり、被災町村を応援するための窓口となる各都県町村会をいう。

四　応援町村会　前号を除く各都県町村会をいう。

（連絡窓口）

第３条　各都県町村会は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、密接に連携・協力し、応急措置等の円滑な遂行に資するものとする。

（相互応援の内容）

第４条　相互応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

二　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

三　被災者を一時収容するための施設の提供

四　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

五　前各号に掲げるもののほか、特に被災町村から要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第５条　被災町村が応援を求めようと決定したときは、当該窓口町村会は、直ちに、応援町村会に対して、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行うものとする。

一　被災の状況

二　前条第 1 号に掲げる物資などの名称、規格及び数量等

三　前条第 3 号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人数

四　前条第 4 号に掲げる職員の職種別人数

五　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　窓口町村会から要請を受けた応援町村会は、速やかに、区域内の町村に対して応援の可否に関して照会し、その結果を窓口町村会に回答するものとする。

３　窓口町村会は、前項の回答を取りまとめ、応援が可能な町村（以下「応援可能町村」という。）及び応援内容について、被災町村に報告するものとする。
４　被災町村は、応援可能町村に対して応援を要請することを決定したときは、窓口町村会に報告するものとする。
５　窓口町村会は、応援町村会を通じて、応援可能町村に対して第１項各号に掲げる事項を明確にし、口頭等により応援要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）
第６条　応援可能町村は、前条第 5 項の応援要請を受け、被災町村への応援を決定（以下「応援町村」という。）したときは、速やかに応援町村会に報告するものとする。
２　応援町村会は、区域内における応援町村からの報告を取りまとめ、窓口町村会に対して通知するものとする。
３　窓口町村会は、各応援町村会からの報告を取りまとめ、被災町村に通知するものとする。
４　応援町村は、被災町村に対して第１項で決定した応援を速やかに実施する。
５　応援町村会は、区域内の応援町村が円滑に応援を行うことができるよう調整するとともに、後方支援に努めなければならない。

（応援経費の負担）
第７条　相互応援に要した喝用は、原則として応援を要請した町村の負担とする。
２　前項の規定により難い場合には、別途協議する。

（公務災害補償等）
第８条　第 4 条第 4 号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務賃災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めにより補償する。なお、地方公務員災害補償法が適用されない職員については、他の法律の定めにより補償する。
２　派遣職員が公務遂行中において第三者に対して損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町村が、被災町村への往復経路の途中で生じたものについては応援町村がそれぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）
第９条　各都県町村会は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時、交換するものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めがない事項及びこの協定に実施に関して必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行）
第 11 条　この協定は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。
２　この協定の締結を証するため、各都県町村会会長が記名の上、各都県町村会においてそれぞれ 1 通を保有する。

茨城県町村会長　小岩　隆介
栃木県町村会長　古口　達也
群馬県町村会長　茂原　荘一
埼玉県町村会長　岩澤　勝
千葉県町村会長　岩田　利雄
東京都町村会長　河村　文夫
神奈川県町村会長　冨田　幸宏
山梨県町村会長　小林　優

資料 2-10

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

伊奈町・みなかみ町友好都市提携協定書

埼玉県北足立郡伊奈町と群馬県利根郡みなかみ町は、平成 17 年から両町の銀光協会を通して友好を深め、これまで交流を積み重ねてきた。
これら民間レベルでの交流の背景を踏まえ、両町は更なる友清と信頼を深め、相互の発展が長く持続することを祈念し、ここに協定を締結する。

１　両町間の人々の相互交流
２　産業交流並びに観光の振興に関する交流
３　歴史、教育、文化、芸術に関する交流
４　災害時の相互応援
５　その他両町の友好関係推進に必要な事業

以上の協定を確認するため、この協定書に署名する。
この協定書は 2 通作成し、いずれもが正本であり、両町が 1 通ずつ保管する。

平成 29 年 9 月 29 日

伊奈町長	みなかみ町長
大　島　　清	岸　　良　明
立会人	立会人
伊奈町議会議長	みなかみ町議会議長
佐藤弘一	林　　喜　美　雄

資料 2-11

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害発生時における伊奈町と上尾郵便局及び伊奈町内郵便局の協力に関する協定

埼玉県伊奈町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、伊奈町内に発生した地震その他による災害時において、甲と乙の上尾郵便局及び伊奈町内の郵便局（以下「上尾郵便局等」という。）が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、伊奈町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）　緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（２）　甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（３）　郵便局ネットワークを活用した広報活動

（４）　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）　乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（６）　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）

（７）　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（８）　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第 2 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決

定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（情報の提供）
第７条　乙は、別紙「上尾郵便局による伊奈町への道路損傷等の情報提供実施要領」により、場所及び状況等の情報を、様式１「道路の損傷及び危険箇所状況連絡票」で甲に提供する。
２　甲は、乙からの情報に基づき、早急に状況を確認し、必要な措置を講ずる。
３　甲は、乙からの情報に基づき現場措置を行った後、乙に対しその旨、様式 2「道路の損傷処理報告書」により報告する。

（連絡責任者）
第８条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　伊奈町　生活安全課長　土木課長
乙　日本郵便株式会社　上尾郵便局長（総務部長）

（旧覚書の失効）
第９条　甲と上尾郵便局間で締結した「災害時における伊奈町と上尾郵便局等の協力及び道路情報提供に関する覚書」（平成 14 年 1 月 24 日付）は、本協定の締結日よりその効力を失うものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から協定期間満了日の 1 か月前までに書面による解約の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 1 月 7 日

甲　埼玉県北足立郡伊奈町中央 4 丁目 355 番地
伊奈町
伊奈町長　　大島　清

乙　埼玉県上尾市谷津 1 丁目 87 番地 1
上尾郵便局及び伊奈町郵便局（伊奈寿郵便局、伊奈小室郵便局）
代表　　日本郵便株式会　上尾郵便局
局長　　駒﨑　真央

資料 2-12

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立伊奈学園総合高等学校（以下「甲」という。）と伊奈町（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第２条　本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

（１）　地震

（２）　洪水

（３）　その他

（避難施設等）

第３条　本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙 1 に定めるとおりとする。

２　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙 2 の鍵を 1 組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

３　乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年 4 月 10 日までに別紙 3 により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

４　前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙 3 により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

５　甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年 4 月 10 日までに別紙 4 により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

６　前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙 4 により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

（避難所開設等）

第４条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

２　避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備品等の使用）

第５条　避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所

有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

（防災関連情報の交換）
第６条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年１回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

（防災訓練の参加）
第７条　甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

（覚書の有効期間）
第８条　本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。
２　前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）
第９条　前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの 1 通を所持する。

令和 2 年 10 月 1 日

北足立郡伊奈町学園 4 丁目 1 番地 1
甲　埼玉県立伊奈学園総合高等学校
校長　増淵　則敏

北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
乙　伊奈町
伊奈町長　大島　清

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時の情報交換に関する協定
（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と伊奈町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、伊奈町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換とする）について定め、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　伊奈町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　伊奈町災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第 2 条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2 通作成し、甲乙押印のうえ各 1 通を所有する。

平成 23 年 1 月 27 日

甲　　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　　下　保　　修

乙　　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
伊奈町
伊奈町長　　野　川　　和　好

埼玉県での広域支援連絡網

○本局もしくは最寄りの事務所に連絡をお願いします。

伊奈町	担当課	電話番号	
		直通	代表
	危機管理課		048-721-211

【市区町村】から連絡する主な内容
・災害対策に関する支援の要請
・情報連絡員（リエゾン）派遣要請
・被害情報に関すること

【関東地整】から連絡するおもな内容
・支援内容に関する調整
・情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること
・被害情報に関すること

関東地方整備局（本局）

	担当課	電話番号	
		直通	代表
	企画部防災課	048-600-1333	048-601-3151
	災害対策室	048-600-1421	
（港湾空港関係のみ）	港湾空港防災・危機管理課	045-211-7433	045-211-7406

事務（管理）所

	事務所所在地	担当課	電話番号	
			直通	代表
利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市	防災対策課	048-52-3956	0480-52-3952
荒川上流河川事務所	埼玉県川越市	防災情報課	049-246-6384	049-246-6371
二瀬ダム管理所	埼玉県秩父市	管理係	0494-55-0001	0494-55-0001
大宮国道事務所	埼玉県さいたま市	管理第二課	048-669-1208	048-669-1200
北首都国道事務所	埼玉県草加市	管理課	048-941-4610	048-942-4041
荒川下流河川事務所	東京都北区	管理課	03-3902-2379	03-3902-2311
江戸川河川事務所	千葉県野田市	防災対策課	04-7125-7436	04-7125-7311

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（あだち野農業協同組合）

伊奈町（以下「甲」という。）とあだち野農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における町民生活の安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、伊奈町内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者を救援するため応急生活物資の調達及び安定供給を行い町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　この協定に定める災害時の協力は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請するものである。

（応急生活物資供給の協力要請）

第３条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品等の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第４条　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給について積極的に協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制、方法等について、支障を来さないよう点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の引き取り）

第６条　応急生活物資の引き渡し場所は、甲、乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費）

第７条　この規定の定めにより乙が供給した商品の対価及び乙が行った物資供給に係る所要経費について、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲、乙協議の上、決定するものとする。

（その他必要な支援）

第８条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（その他）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を所持する。

平成 24 年 10 月 18 日

北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　野川　和好

上尾市中分二丁目 124 番地
乙　あだち野農業協同組合
代表理事組合長　神田　隆雄

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時の必要物資の調達に関する協定
(埼玉県ＬＰガス協会)

伊奈町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県ＬＰガス協会大宮上尾伊奈地区会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）の応急対策に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（町の要請）

第１条　甲は、大規模災害時の応急対策等に必要があると認めたときは、乙に対し物資の調達に関し要請できるものとする。

（物資の調達範囲）

第２条　物資の調達範囲については、ＬＰガス等の供給とし、その種類、数量等は別表のとおりとする。

（要請方法）

第３条　第１条の要請は、災害時における必要物資提供要請書（第１号様式）により行う。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、後日、速やかに文書により、その内容を通知するものとする。

２　前項の要請内容は、次の事項とする。

（１）協力要請内容及び必要数量

（２）協力を希望する期間

（３）前各号に掲げるものの他必要な事項

（物資の価格）

第４条　調達した物資の価格は、大規模災害時の直前における適正な価格とする。

（物資の取引き）

第５条　物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は該当場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払い）

第６条　甲が引き取った物資の代金は、乙の提出する請求書の内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（情報の収集・提供）

第７条　甲及び乙は、大規模災害時において物資高騰の防止等を図るため、相互に協力し地域住民に迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

２　甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定の終了通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自１通を保有する。

平成 17 年 11 月 30 日

伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長

伊奈町大字小室 4375 番地 1
乙　社団法人　埼玉県ＬＰガス協会
大宮支部上尾ー伊奈地区会
地区長

別表（第２条関係）
災害時における必要物資の調達に関する協定書第２条中の、調達に関する物資の種類、数量等については、次のとおりとする。

１　調達する物資の種類、数量（1 事務所当たり）
① ＬＰガス　150K
② 二重巻きコンロ　3 台
③ その他、燃焼に必要とする資機材　一式

２　地区代表者及び調達可能な事業所名
上尾ー伊奈　東ブロック　ブロック長　(有)小室屋商店　内田昌宏

No	事業所名	住　所	電　話	代表者及び事業所責任者
1	亜細亜プロパン瓦斯(株)	小室 2261-3	721-3472	田中　浩
2	(有)　藤屋	小室 2927	722-3966	加藤　克行
3	(株)　伊奈石油	小室 4375-1	721-2775 721-1742	川田　盛造
4	(有)　川田商店	小室 7710-2	721-1401	川田　孝司
5	(有)　矢部商事	本町 2-74	721-3226	矢部　十三男
6	大塚興産(有)	寿　2-27	728-0014	大塚　一
7	(有)斉藤住設	寿　2-32	728-0768	斉藤　照夫
8	斉藤油店	小針内宿 1440	728-0828	斉藤　周孝
9	京浜燃料(株)埼玉営業所	栄　4-98	720-0777	熊谷　健治

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時等における応急対策に関する協定

伊奈町（以下「甲」という。）と伊奈町建設業災害応急対策協力会　代表　株式会社東栄（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲に災害が発生した時に、乙の協力を得て、地震発生時、風水害時及び雪害時等における応急対策としての災害復旧関係工事を迅速に行い、災害対策を円滑に図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲が乙に対する災害要請手続きは、災害復旧関係工事要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があった時は、これに対し速やかに協力するものとする。

２　乙は、災害復旧関係工事に対処するため、甲からの要請により防災訓練を始めとする訓練に参加するものとする。

（活動内容）

第４条　第２条に基づき甲が乙に出動を要請する活動は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　地震による被害

ア　緊急通行確保のための道路復旧

イ　倒壊家屋の片付け

ウ　その他必要な応急対策

（２）　風水害による被害

ア　河川の越水における水防作業

イ　家屋への浸水対策

ウ　その他必要な応急対策

（３）　雪害による被害

ア　積雪による道路通行困難箇所の除雪作業

イ　道路凍結箇所の融雪剤散布作業

ウ　その他必要な応急対策

（経費の負担）

第５条　応急対策に要した費用は、甲の負担とする。ただし、第３条第２項に規定する訓練に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）
第６条　この協定に定めるもののほか、特にこの協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議し定めるものとする。

（有効期間）
第７条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定解除の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

令和 4 年 6 月 30 日

伊奈町中央 4 丁目 355 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　大島　清

伊奈町建設業災害応急対策協力会
代表
乙　伊奈町大字大新 320 番地
株式会社　東栄
代表取締役　東　健太

伊奈町建設業災害応急対策協力会　会員名簿

	商　　号	代表者	住所
1	株式会社　東栄	代表取締役　東　健太	伊奈町大字大針３２０番地
2	株式会社　内田組 伊奈支店	伊奈支店長　今井　進午	伊奈町西小針３丁目２１番地
3	株式会社　菊池組	代表取締役　菊池　伸光	伊奈町本町２丁目８番地
4	カンエツ興業　株式会社	代表取締役　保坂　金一	伊奈町寿２丁目１０６番地
5	株式会社　関東工業	代表取締役　亀井　務	伊奈町栄５丁目１４１番１
6	池原建設　株式会社	代表取締役　池田　和浩	伊奈町寿１丁目４１９番地

資料 2-17

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における物資供給に関する協定書
(NPO 法人コメリ災害対策センター)

伊奈町（以下「甲」という。）と NPO 法人　コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達が可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引継場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　第 6 条の規程により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）
第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 19 年 5 月 7 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　野　川　和　好

新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1
乙　NPO 法人　コメリ災害対策センター
理事長　捧　賢　一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋 雨具、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウエットティッシュ、マスク バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における電気設備等の復旧に関する協議書
（埼玉県電気工事工業組合）

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、伊奈町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）　公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。

（２）　町内における電気に係る事故防止に関すること。

（３）　活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。

（４）　前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。

（５）　災害発生時における復旧に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第 1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

（１）　支援協力の種類

（２）　支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

（３）　支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第４条　前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業等の引渡）

第５条　乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第 2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第 2）を提出する。

（復旧マニュアルの提示）

第６条　乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示する

ものとする。

（経費の負担）
第７条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成 21 年 3 月 26 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 21 年 3 月 26 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　野　川　和　好

埼玉県さいたま市北区宮原 1 丁目 39 番地
乙　埼玉県電気工事工業組合
理事長　小　澤　浩　二

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照
本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第３ 》参照

災害時における救援物資提供に関する協定書
（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

伊奈町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）等による物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲の町域に震度５弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、甲から乙に対し物資の提供の要請があったときは、乙は以下のとおり協力するものとする。

２　乙は、要請された被災地の甲の管理している施設に設置されている地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

３　乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等の理由により供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上その対策を講ずるものとする。

４　乙は、前各号に定める物資の提供の他、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

５　前項の飲料水の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとする。また飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定する。

（要請の手続き）

第３条　甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請の責任者及び受託者）

第４条　前条の要請を速やかに行うため、甲が要請責任者を、乙が受託者をそれぞれ定めるものとする。

２　前項の定めにより、救援物資提供要請連絡名簿（様式 2）を作成し、それぞれ保管するものとする。

３　要請責任者又は受託者に変更が生じた場合は、速やかに相手方に救援物資提供要請連絡簿を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により行うことができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に行うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上各1通を保有する。

平成22年5月28日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地
甲　伊奈町
伊奈町長　野　川　和　好

埼玉県桶川市大字加納180番地
乙　三国コカ・コーラボトリング株式会社
埼玉第二支社
支社長　髙　橋　茂

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書
（東京電力株式会社）

伊奈町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社さいたま支社（以下「乙」という。）は、伊奈町の区域内における地震、風水害、その他の大規模災害が発生した時または発生のおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）における電力復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、伊奈町の区域内において大規模災害時等による大規模停電事故が発生した場合、または発生するおそれのある場合の広範囲にわたる長時間停電等に対し、いち早く電力を供給し町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協定の内容）

第２条　大規模災害が発生し広範囲における長時間の停電が発生した場合、または発生するおそれのある場合における電力復旧等に関し、取り組む活動内容について次の第 3 条から第 6 条に定める。

（情報の提供）

第３条　甲及び乙は、電力復旧等に関する情報の提供に努めるものとする。

（１）乙は、甲に対して大規模災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生した場合、停電情報を提供する。

（２）甲及び乙は、双方が知り得た道路被災状況等の一般被害情報を提供する。

（３）甲及び乙は、停電被害が多大と判断した場合、甲、乙協議のうえ、乙の社員を甲の指定する場所に派遣して情報を共有する。

（広報活動）

第４条　甲及び乙は、電力復旧に関する広報活動に努めるものとする。

（１）乙は、大規模災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生し、乙独自で速やかな広報活動ができない場合、甲に対し、防災行政無線による広報の依頼を行うことができる。

（２）甲は、依頼を受けた場合、甲、乙協議のうえ、防災行政無線を活用し、町民等に対して広報を行う。

（物資の提供）

第５条　甲は、町災害対策本部またはその他の緊急対策のための組織が設置され、物資の提供を必要とするときは、乙に対して支援物資の要請をすることができる。

２　乙は、甲からの支援物資に関する要請があった場合、内容を協議のうえ提供するものとする。

（施設及び駐車場の協力）

第６条　甲は、電力復旧活動に伴い、乙から甲の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、甲、乙協議のうえ、協力するものとする。

（費用負担）
第７条　第５条及び第６条の規定に基づく提供に伴う甲及び乙の費用負担は、無償とする。

（遵守事項）
第８条　この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。
（１）この協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用しないこと。
（２）この協定の締結又はこの協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人にもらさないこと。

（会議の開催）
第９条　この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、必要に応じて関係各所との会議を開催するものとする。

（協定の有効期間）
第 10 条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定解除の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（定めのない事項等）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれその１通を保有する。また、平成 11 年 12 月 21 日に締結された「広域停電事故による伊奈町防災行政無線の使用に関する協定書」は、この協定の締結日をもって廃止する。

平成 22 年 12 月 17 日

甲　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
伊奈町
伊奈町長　　野　川　和　好

乙　埼玉県さいたま市中央区本町西４丁目 17 番 10 号
東京電力株式会社さいたま支社
支社長　　伊　東　周　二

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における物資の輸送に関する協定書
(社団法人埼玉県トラック協会)

伊奈町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会大宮支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第２条　甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（１）要請理由

（２）輸送する物資名、数量及び輸送先

（３）車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の 2 名体制とする）の人数

（４）輸送年月日（期間）

（５）その他必要とする事項

（実施）

第３条　乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が第 2 条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8 時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

３　甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

ア　燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料

イ　宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）
第６条　乙は、第 2 条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故）
第７条　乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。
２　災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。
３　乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

（期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 9 月 24 日

北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　　野川　和好

さいたま市北区櫛引町 2－132
乙　社団法人埼玉県トラック協会　大宮支部
支部長　　大石　登

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第２ 》参照

災害時における放送等に関する協定書
(株式会社ジェイコムさいたま)

伊奈町（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムさいたま（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、伊奈町の区域内で災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第２条　甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

（１）放送要請の理由

（２）依頼する放送の内容

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

２　前項の要請の連絡先は、別紙１のとおり定めるものとする。

３　要請は災害情報放送要請書（第 1 号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第４条　乙は、第 2 条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（災害情報の活用）

第５条　甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第 2 条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

（協力体制の整備）

第６条　災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、平成 25 年 2 月 14 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 25 年 2 月 14 日

甲　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
伊奈町
伊奈町長　　野　川　和　好

乙　埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目 4 番 1 号
株式会社ジェイコムさいたま
代表取締役社長　　氏　本　祐　介

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第３ 》参照

日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書

（趣　旨）

第１条　この覚書は、水道に係る災害対策の重大性にかんがみ、日本水道協会埼玉県支部の東部地区会員都市（以下「会員都市」という。）に災害が発生した際、円滑かつ迅速なる救助活動を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡部課等）

第２条　会員都市は、非常災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれのあるときは、速やかに必要な情報を相互に連絡又は交換するものとする。

（援助要請の手続）

第３条　災害を受け、他の会員都市に応援を求めようとする都市は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条の連絡部課を通じて、役務の提供、緊急援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた都市は、極力これに応じ、援助に努めるものとする。

（援助経費の負担）

第４条　前条の援助に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（１）応援都市の職員を派遣するために要する経費は、応援都市が支弁し、被応援都市は、応援都市の旅費に関する規程による当該応援職員の旅費相当額の範囲内の額を負担する。

（２）応援物資の調達その他援助に要する経費は、被応援都市が負担する。

（３）応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援都市の負担とする。

（４）応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、当該損害が応援業務に従事中に生じたものについては被応援都市が、被応援都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、その賠償の責に任ずる。

２　前項の定めにより難いときは、関係都市が協議して定める。

（物資等の調査交換）

第５条　会員都市は、非常災害に際し援助物資などの相互融通を円滑にするため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具などの品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換する。

（災害防止方策の調査研究）

第６条　会員都市は、非常災害に備え、常に災害防止の方策について調査、研究を行い、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換する。

（有効期間）

第７条　この覚書の有効期間は、昭和 58 年 5 月 1 日から昭和 59 年 4 月 30 日までとする。

２　前項の期間満了の日の１ヶ月前までに、会員都市のいずれからもこの覚書を改定する意思表示がないときは、更に、1年間有効期間を延長するものとし、以後、この例による。
３　会員都市は、この覚書の有効期間内においても、協議のうえ、この覚書を改定することができる。

（委　任）
第８条　会員都市は、この覚書の趣旨に則り、広域的な相互援助を図るため、代表幹事都市に、埼玉県支部長及び、他地区代表幹事都市と相互援助に係る覚書の締結を委任する。
２　会員都市は、前項により、代表幹事都市が締結した覚書の遵守義務を負うものとする。

この覚書の成立を証するため、本書 18 通を作成し、日本水道協会埼玉県支部東部地区代表幹事都市及び、同会員都市が、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

昭和58年5月1日

日本水道協会埼玉県支部
東部地区代表幹事都市　岩槻市水道事業管理者　岩槻市長　関根龍之亟

日本水道協会埼玉県支部

東部地区会員都市	伊奈町水道事業管理者	伊奈町長	加藤　操
同　上	蓮田市水道事業管理者	蓮田市長	小山　道夫
同　上	菖蒲町水道事業管理者	菖蒲町長	伊藤　愛藏
同　上	鷲宮町水道事業管理者	鷲宮町長	小倉　冨治
同　上		栗橋町長	石井　保
同　上		幸手町長	田口　勝美
同　上	杉戸町水道事業管理者	杉戸町長	平井　滋通
同　上	埼玉県南埼玉郡	宮代町長	日下部義道
同　上	久喜市水道事業管理者	久喜市長	坂本　友雄
同　上	白岡町水道事業管理者	白岡町長	荒井　宏
同　上	越谷・松伏水道事業団	企業長	植竹　勇
同　上	草加市水道事業管理者	草加市長	今井　宏
同　上	八潮市水道事業管理者	八潮市長	鈴木　泰治
同　上	三郷市上水道事業管理者	三郷市長	木津　三郎
同　上	吉川町水道事業管理者	吉川町長	浅子　鴻
同　上	庄和町水道事業	庄和町長	神谷　尚
同　上	春日部市水道事業管理者		吉村　武雄

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第３ 》参照

緊急給水等に関する協定書（上尾市）

上尾市（以下「甲」という。）と伊奈町（以下「乙」という。）とは、緊急給水等について次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　災害発生時における上水道の安定供給の確保及び広域的整備計画を考慮した施設の活用を目的とする。

（定　義）

第２条　この協定において「緊急給水」とは、それぞれの給水区域内で地震、渇水等の災害発生により安定供給が妨げられた場合に、相互応援によって給水が確保されることをいう。

（緊急給水の要請）

第３条　災害緊急時において応援を受けようとする場合は、次の事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

（１）被害の状況

（２）応援予定給水量及び期間

（３）その他必要な事項

（緊急給水の方法）

第４条　上尾市大字平塚字下 302 番地の 1、柳津橋付近において、甲及び乙が布設した配水管を接続し給水するものとする。

２　前項における施設利用を行う仕切弁の開閉については、甲乙立ち会いのもとに甲が行う。ただし、緊急を要す時はこの限りでない。

（量水器の設置）

第５条　甲、乙は、緊急給水量を明確にするため、量水器を設置することができる。

（保守点検）

第６条　第４条及び第５条の施設の保守点検を、甲乙協議し年１回以上行うこととする。

（給水費用）

第７条　緊急給水を受けた甲及び乙は、供給者に対しその費用を納付しなければならない。

２　給水費用を計算するための１立方メートルの単価は、甲及び乙が協議し定めることとする。

（協　義）

第８条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成3年4月1日

甲　　埼玉県上尾市大字上尾村1157番地
上尾市水道事業管理者　松永　清市

乙　　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5085番地
伊奈町長　　小林　昭一

緊急給水等に関する協定書の追加事項について

日　時　　平成2年10月15日
場　所　　伊奈町水道課事務室
出席者　　上尾市　総務課長　　計画係長
伊奈町　水道課長　　課長補佐(業務)　　課長補佐(施設)

打ち合わせ内容
１．第3条の（2）で応援予定給水量の決定については日平均と時間最大を基準に決定する。
２．第3条の（3）でその他必要な事項については甲及び乙の施設能力の範囲内で供給可能分とする。
３．第7条の（2）で給水単価は甲及び乙で協議し定めるとしてあるが算出根拠は県水単価を基準とする。

以上　上尾市と伊奈町の緊急給水等に関する協定書の追加事項として双方が同意した。

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第３ 》参照

災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書

伊奈町長（以下「甲」という。）と伊奈町管工事業協同組合（以下「乙」という。）の間において、地震、風水害等自然災害（以下「災害等」という。）が、町内で発生又は、発生の恐れがある場合において、水道の確保を図り、もって住民生活の安定に寄与するため、甲が所有する水道施設の速やかな復旧活動（以下「復旧活動」という。）の応援要請活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等が発生し又は、発生する恐れがある場合において、甲の水道施設に被害を受けた場合に、甲は乙に対し災害復旧の応援を要請し、甲、乙密接な協力のもとに早期に原状回復を目指し、応援復旧活動に関して必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定による応援活動の基本行動は、「伊奈町地域防災計画」に基づくものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害等の発生状況により、復旧活動に乙の応援が必要と認めたときは、乙に対し所要事項を口頭または電話で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

（１）　災害の状況
（２）　必要とする資機材、物資等の品目及び数量
（３）　必要とする職種別人員
（４）　応援の場所及び応援場所への経路
（５）　応援の期間
（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の内容）

第３条　甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、概ね次のとおりとする。

（１）　応急給水
（２）　応急復旧
（３）　応急復旧資機材の提供
（４）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（事前準備及び報告）

第４条　乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に復旧活動時の動員体制を確立すると共に、復旧活動に係る資機材の保有状況を把握し、甲に報告するものとする。

（応援要請の派遣）

第５条　乙は、甲からの応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（指揮及び応援要請）
第６条　復旧活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。
２　乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。
（応援活動の記録）
第７条　乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出する。
（費用負担）
第８条　この協定書に基づく応援復旧活動に要する次の費用は、原則として甲の定める基準により甲の負担とする。
（１）　復旧活動用車両、資機材等の借上費
（２）　輸送費及び人件費
（３）　復旧活動に使用した資機材
（４）　その他復旧活動に伴い発生する経費
２　応援復旧活動に要する費用は、乙が復旧活動に要した費用を甲に請求するものとする。
（連絡担当者等）
第９条　甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定め、水道災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。
２　甲と乙は、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。
（協議事項）
第 10 条　この協定書に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙署名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 8 月 2 日

（甲）　伊奈町長　野川　和好

（乙）　伊奈町管工事業協同組合
理事長　矢部　幸平

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第３節　第１ 》参照

埼玉県下消防相互応援協定書

第１章　総　則

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（報告及び連絡調整）

第４条　前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発生市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第２章　相互応援

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

（１）その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合

（３）その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

２　前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種別

（２）災害発生の場所及び被害の状況

（３）要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容

（４）その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第６条　応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通

報するものとする。

（消防用資機材等の調達手配）
第７条　応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）
第８条　応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報　告）
第９条　応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）
第10条　発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第３章　連絡会議

（連絡会議）
第11条　協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

（協議連絡事項）
第12条　連絡会議は次の各号について行うものとする。
（１）消防相互応援に関すること。
（２）協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
（３）協定市町村等間の消防演習に関すること。
（４）警防技術に関すること。
（５）消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
（６）その他必要な事項

第４章　経費負担

（経費負担）
第13条　この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。
（１）この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
（２）第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第５章　雑　則

（実施細部）
第14条　この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。）が協議して定めるものとする。

（協議）
第15条　この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）
第16条　この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上、各1通を保管する。

附則
１　この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
２　埼玉県下消防相互応援協定書（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第５ 》参照

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（１）災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合

（３）その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

２　応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種別

（２）災害の発生場所及び被害の状況

（３）災害発生現場の気象状態

（４）飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（５）応援に要する資機材の品目及び数量

（６）その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村

長）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条　この協定は、平成3年4月1日から適用する。

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第２ 》参照

伊奈町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、伊奈町地域防災計画に基づく地震災害時における埼玉県被災建築物応急危険度判定士の招集に関し、伊奈町（以下「甲」という。）が、社団法人埼玉建築士会中央北支部（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第 2 条に定める応急危険度判定士のうち、社団法人埼玉建築士会中央北支部に所属する民間の応急危険度判定士をいう。

（協力要請）

第３条　甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

２　原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

３　乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

（町への報告）

第４条　乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、本協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

（協力のための準備）

第５条　乙は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を甲に提出し、新規の登録又は登録者名簿に記載された内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

２　乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡系統」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

３　平常時の準備、及び地震災害時の活動等は被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

４　乙は、年度当初に判定士を招集するための連絡系統を報告するものとする。

（訓練）

第６条　甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、協定の締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月26日

北足立郡伊奈町大字小室9493
甲　伊奈町
伊奈町長　　野　川　　和　好

桶川市寿一丁目3番7号
乙　社団法人埼玉建築士会　中央北支部
支部長　　加　藤　　正　志

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第４ 》参照

大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定書

「伊奈町消防本部」（以下「甲」という。）、「埼玉中央生コン協同組合」（以下「乙」という。）及び乙の組合員「東和アークス株式会社」（以下「丙」という。）は、甲の管轄区域で発生した大規模火災発生時（以下「災害時」という。）に必要な消火用水の搬送協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が行う災害時の活動において、消火用水の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合において、甲が丙に対して行う協力要請について必要な事項を定め、もって地域の減災に寄与することを目的とする。

（協力要請の内容）

第２条　甲が、丙に対して行う協力要請の内容は次のとおりとする。

（１）　甲が用意する消火用水を、丙が保有するコンクリートミキサー車に給水し、甲が指定する場所へ搬送すること。

（２）　丙が保有する施設において、丙が保有するコンクリートミキサー車に給水し、甲が指定する場所へ搬送すること。

２　前項第1号に規定する給水は、原則として甲が行うものとする。

３　第1項第2号に規定する協力要請は、甲が消火用水を用意できない場合に限るものとする。

（協力要請の方法）

第３条　甲は、災害時の活動に際し、丙に協力を要請する場合は、別紙 1 により丙に要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は丙に対して電話等により要請できることとし、この場合において甲は、速やかに別紙 1 を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　丙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、業務上の支障がない範囲で甲の要請する業務を実施するものとし、実施の可否について甲に電話等により回答する。

２　丙は、業務を実施する場合は、コンクリートミキサー車のフロントガラス内側下部に別紙 2「災害協力車両」を掲出することとする。

（協力の報告）

第５条　丙は、業務を開始した場合は、次に掲げる事項を電話等により甲に報告することとし、その業務を完了したときは、速やかに別紙 3 により甲及び乙に報告するものとする。

（１）　開始日時

（２）協力車両数及び人員

（３）活動内容

（連絡体制）

第６条　甲及び丙は、協力の要請及び災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

２　甲及び丙は、前項の規定により定めた連絡責任者及びその連絡先を、乙に通知することとし、乙は連絡網を作成し、甲及び丙に通知するものとする。

３　前項の規定は、甲又は丙が、第 1 項の規定により定めた連絡責任者を変更する場合について準用する。

（訓練の実施）

第７条　災害時に必要な消火用水の確保を円滑に実施するため、甲と丙は訓練を実施するものとする。

（費用の負担）

第８条　第 4 条の規定により実施した丙の業務に要した費用は、丙の負担とする。ただし、消火用水については甲が負担するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、丙の業務に要した費用の内、通常業務時間外の人件費又は丙が契約する別の法人が行う費用については、甲、丙協議の上、決定する。

（災害補償）

第９条　第 4 条の規定により実施した業務中において、従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、丙の責任において行うものとする。ただし、消防災害補償制度が適用される場合は、甲が補償するものとする。

（協定の期間）

第 10 条　この協定は、平成 30 年 4 月 1 日から効力を生じるものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容についての疑義が生じた場合は、必要に応じて、協諧の上決定するものとする。

２　協議の際には、乙は、丙の意見等をとりまとめるよう努めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月27日

甲　北足立郡伊奈町大字小室 4885 番地
伊奈町消防本部
消防長 戸井田　寿美

乙　さいたま市南区南浦和3丁目17番5号
埼玉中央生コン協同組合
理事長 根岸　俊介

丙　さいたま市大宮区桜木町4丁目384番地
東和アークス株式会社
代表取締役社長　伊田　雄二良

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

埼玉県(以下「甲」という。)と市町・組合(乙 1 から乙 56 まで)(以下乙 1 から乙 56 までを総称して「乙」という。)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「丙」という。)とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条　甲及び乙は、災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

（１）　被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)

（２）　その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

２　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が甲及び乙 1 から乙 56 までの支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第 10 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。

３　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４　丙は、前 3 項により甲及び乙の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（復旧支援の調整）

第３条　大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲丙協議の上で決定する。

（費用）

第４条　この協定に基づき甲及び乙が丙に対し要請した業務にかかる費用は甲及び乙 1 から乙 56 までの個々による負担とし、それぞれが個別に丙と協議するものとする。

（個人情報等の保護）

第５条　丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第６条　丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに要請した者に

対し書面をもって報告を行うものとする。
２　丙は、毎年 3 月 31 日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲及び乙に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）
第７条　甲及び乙は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、丙に提供するものとする。
２　丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
３　甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）
第８条　丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。
２　支援出動した丙の会員は、甲及び乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
３　甲、乙及び丙の合同訓練を実施する場合も、第 1 項及び第 2 項を準用する。

（広域被災）
第９条　甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局）
第 10 条　甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。
（１）　甲の事務局は、埼玉県下水道局下水道事業課とする。
（２）　丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会とする。

（協定期間）
第 11 条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第 12 条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定するものとする。
２　甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

附則
この協定は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。
この協定の成立は、甲、乙及び丙の同意書をもって証する。

平成 29 年 9 月 20 日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦夫
乙１ 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市長 清水 勇人
乙２ 埼玉県川越市三久保町20番地10
川越市上下水道事業管理者 福田 司
乙３ 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市長 富岡 清
乙４ 埼玉県川口市青木2丁目1番1号
川口市長 奥ノ木 信夫
乙５ 埼玉県行田市本丸2番5号
行田市長 工藤 正司
乙６ 埼玉県秩父市熊木町8番15号
秩父市長 久喜 邦康
乙７ 埼玉県所沢市宮本町二丁目21番4号
所沢市上下水道事業管理者 中村 俊明
乙８ 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
飯能市長 大久保 勝
乙９ 埼玉県加須市三俣二丁目１番地１
加須市長 大橋 良一
乙１０ 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市長 吉田 信解
乙１１ 埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号
東松山市長 森田 光一
乙１２ 埼玉県春日部市中央六丁目2番地
春日部市長 石川 良三
乙１３ 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市長 小谷野 剛
乙１４ 埼玉県羽生市東6丁目15番地
羽生市長 河田 晃明
乙１５ 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市長 原口 和久
乙１６ 埼玉県深谷市仲町11番1号
深谷市長 小島 進
乙１７ 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
上尾市長 島村 穣
乙１８ 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号
草加市長 田中 和明
乙１９ 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
越谷市長 高橋 努
乙２０ 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号
蕨市長 頼髙 英雄
乙２１ 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
戸田市上下水道事業
戸田市長 神保 国男

乙２２ 埼玉県入間市豊岡１丁目16番１号
入間市長 田中 龍夫
乙２３ 埼玉県朝霞市本町１丁目１番１号
朝霞市長 富岡 勝則
乙２４ 埼玉県志木市中宗岡１丁目17番10号
志木市下水道事業
志木市長 香川 武文
乙２５ 埼玉県和光市広沢１番５号
和光市下水道事業
和光市長 松本 武洋
乙２６ 埼玉県新座市野火止一丁目１番１号
新座市長 並木 傑
乙２７ 埼玉県桶川市泉一丁目３判28号
桶川市長 小野 克典
乙２８ 埼玉県久喜市下早見85番地の３
久喜市長 田中 暄二
乙２９ 埼玉県北本市本町１丁目111番地
北本市長 現王園 孝昭
乙３０ 埼玉県八潮市中央１丁目２番地１
八潮市長 大山 忍
乙３１ 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の１
富士見市長 星野 光弘
乙３２ 埼玉県三郷市花和田648番地１
三郷市長 木津 雅晟
乙３３ 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地１
蓮田市長 中野 和信
乙３４ 埼玉県幸手市東4-6-8
幸手市長 渡辺 邦夫
乙３５ 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市長 谷ケ﨑 照雄
乙３６ 埼玉県吉川市吉川二丁目１番地１
吉川市長 中原 恵人
乙３７ 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目１番１号
ふじみ野市下水道事業
ふじみ野市長 高畑 博
乙３８ 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市長 小島 卓
乙３９ 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地
伊奈町長 大島 清
乙４０ 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地１
三芳町長 林 伊佐雄
乙４１ 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地１
滑川町長 吉田 昇
乙４２ 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地１
嵐山町長 岩澤 勝

乙４３ 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
小川町長 松本 恒夫
乙４４ 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1
川島町長 飯島 和夫
乙４５ 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地
吉見町長 宮﨑 善雄
乙４６ 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地
横瀬町長 富田 能成
乙４７ 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1
美里町長 原田 信次
乙４８ 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 番地
神川町長 清水 雅之
乙４９ 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地
上里町長 関根 孝道
乙５０ 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1
寄居町長 花輪 利一郎
乙５１ 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1 丁目 4 番 1 号
宮代町長 榎本 和男
乙５２ 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2 丁目 9 番 29 号
杉戸町長 古谷 松雄
乙５３ 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 番地
松伏町長 鈴木 勝
乙５４ 埼玉県坂戸市千代田 1 丁目 1 番 16 号
坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管理者 石川 清
乙５５ 埼玉県入間郡毛呂山町大字川角 1510 番地
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
管理者 井上 健次
乙５６ 埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上 234 番地 1
皆野・長瀞下水道組合
管理者 大澤 タキ江
丙 東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 11 号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と建設埼玉　上尾伊奈地区本部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における建築物等の応急対策に係る業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、伊奈町地域防災計画に基づき、災害時における救出救援活動、被災した住宅・収容施設及び町施設の修理にあたり、甲と乙との必要な基本事項を定め、災害が発生した際に地域に精通している乙の会員の積極的な協力を得て、迅速かつ的確に災害応急対策業務に対応することを目的とする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、災害応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

２　甲は、前項の要請をするときは、乙に対して文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を乙に提出するものとする。

３　乙に対する協力の要請その他必要な手続きは、災害応急対策業務の内容に応じて伊奈町各担当部署において処理する。

４　甲及び乙は、災害応急対策業務を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに甲に協力するものとする。

（災害応急対策業務の内容）

第４条　この協定に基づき甲が乙に要請できる災害応急対策業務は次のとおりとする。

（１）　倒壊建築物の救出救援活動

（２）　収容施設及び町施設の応急修理に関すること

（３）　災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること

（４）　その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力体制）

第５条　乙は協力要請に対応するため、災害応急対策業務を速やかに実施できるよう、あらかじめ乙の会員又は組合員（以下「会員等」という。）の出動態勢及び災害状況に応じた資機材の供給体制を整備するものとする。

（災害応急対策業務活動）

第６条　甲の要請により災害応急対策業務を実施する乙の会員等は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い災害応急対策業務に従事するものとする。

２　災害現場に職員が派遣されていない場合は、会員等自ら要請事項に従い災害応急対策業務活動を実施するものとする。

（応急修理）
第７条　第４条第３号に掲げる応急修理を行う会員等は、修理の程度、方法及び期間について、甲の指示に従い行うものとする。

（報告）
第８条　乙は、第４条及び第７条に基づき災害応急対策業務を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）
第９条　災害応急対策業務に要する費用は、「埼玉県積算基準」等に基づき甲が負担する。

（経費の請求）
第 10 条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。
２　甲は、前項の規定に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払先に伊奈町会計規則（平成５年規則第９号）に基づき支払うものとする。

（災害補償）
第 11 条　災害応急対策業務活動に従事した会員が、そのために死亡し、又は負傷、疾病若しくは障害の状態となった場合の本人又はその遺族に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）を適用する。
２　前項の法律の適用を受けない会員については、甲乙の協議によるものとする。

（協定の期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の１月前までに、甲又は乙から解除の申し出がないときは、さらに１年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）
第 13 条　本協定に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保管する。

令和２年３月 16 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　　伊 奈 町
伊奈町長　　大　島　　清

埼玉県上尾市平塚 1606－1
乙　　建設埼玉　上尾伊奈地区本部
委員長　　岡　野　　守

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合 上尾伊奈支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における建築物等の応急対策に係る業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、伊奈町地域防災計画に基づき、災害時における救出救援活動、被災した住宅・収容施設及び町施設の修理にあたり、甲と乙との必要な基本事項を定め、災害が発生した際に地域に精通している乙の会員の積極的な協力を得て、迅速かつ的確に災害応急対策業務に対応することを目的とする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、災害応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

２　甲は、前項の要請をするときは、乙に対して文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を乙に提出するものとする。

３　乙に対する協力の要請その他必要な手続きは、災害応急対策業務の内容に応じて伊奈町各担当部署において処理する。

４　甲及び乙は、災害応急対策業務を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに甲に協力するものとする。

（災害応急対策業務の内容）

第４条　この協定に基づき甲が乙に要請できる災害応急対策業務は次のとおりとする。

（１）　倒壊建築物の救出救援活動

（２）　収容施設及び町施設の応急修理に関すること

（３）　災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること

（４）　その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力体制）

第５条　乙は協力要請に対応するため、災害応急対策業務を速やかに実施できるよう、あらかじめ乙の会員又は組合員（以下「会員等」という。）の出動態勢及び災害状況に応じた資機材の供給体制を整備するものとする。

（災害応急対策業務活動）

第６条　甲の要請により災害応急対策業務を実施する乙の会員等は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い災害応急対策業務に従事するものとする。

２　災害現場に職員が派遣されていない場合は、会員等自ら要請事項に従い災害応急対策業務活動を

実施するものとする。

（応急修理）
第７条　第４条第３号に掲げる応急修理を行う会員等は、修理の程度、方法及び期間について、甲の指示に従い行うものとする。

（報告）
第８条　乙は、第４条及び第７条に基づき災害応急対策業務を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）
第９条　災害応急対策業務に要する費用は、「埼玉県積算基準」等に基づき甲が負担する。

（経費の請求）
第 10 条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。
２　甲は、前項の規定に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払先に伊奈町会計規則（平成５年規則第９号）に基づき支払うものとする。

（災害補償）
第 11 条　災害応急対策業務活動に従事した会員が、そのために死亡し、又は負傷、疾病若しくは障害の状態となった場合の本人又はその遺族に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）を適用する。
２　前項の法律の適用を受けない会員については、甲乙の協議によるものとする。

（協定の期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の１月前までに、甲又は乙から解除の申し出がないときは、さらに１年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）
第 13 条　本協定に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有するものとする。

令和３年２月 24 日

甲　埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地
伊奈町
伊奈町長　大　島　清

乙　埼玉県上尾市菅谷 295
埼玉土建一般労働組合　上尾伊奈支部
支部長　佐　藤　清　志

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害に係る情報発信等に関する協定

伊奈町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、甲内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、乙が伊奈町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

１　本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（１）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）甲が、甲内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）甲が、甲内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）甲が、災害発生時の甲内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）甲が、甲内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）甲が、甲内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）
　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）
　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）
　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

　以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

　令和 2 年 8 月 17 日

甲：埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
埼玉県北足立郡伊奈町
伊奈町長　　大　島　　清

乙：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と、有限会社大西石油（以下「と」という）は、災害時における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が伊奈町内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の協力を得て燃料の供給体制を確保することにより、甲が実施する災害応急対応及び避難者の救援活動、救護医療活動等その他必要な活動（以下「災害応急対策」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害応急対策を円滑に実施するため燃料を調達する必要が生じたとき及び町民の安全を確保するために、次に掲げる重要な施設及び公用車等のうち、甲が指定するものに対する燃料の供給及び確保について、乙に協力を要請することができる。

（１）庁舎

（２）町内に甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域の集会所等で甲が避難所に指定していないものも含む）

（３）災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両

（４）消防用自動車及び救急用自動車等の緊急車両

（５）その他燃料の供給が必要と特に認められるもの

２　前項の要請は、必要事項を記載した書面（様式 1)をもって、乙に対し供給の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から供給の要請を受けたときは、燃料の優先的な供給について、可能な限りの協力を実施するものとする。ただし、燃料流通障害等により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、この限りでない。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき供給を実施したときは、速やかに実施した内容を記載した書面（様式 2)により甲に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡責任者）

第５条　甲及び乙は、第 2 条の規定による要請に関する事項及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。

（経費の負担）

第６条　本協定に基づき供給された燃料の対価等に要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費の算定においては、災害時直前における燃料単価を基準として、甲及び乙が協議のう

え、決定するものとする。

（情報交換）

第７条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに甲及び乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に 3 年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 3 月 13 日

甲　伊奈町大字小室 9493 番地
伊奈町長　大島清

乙　伊奈町大字小室 9736 番地 1
有限会社大西石油
取締役　辻本秀

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と、有限会社野川石油（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が伊奈町内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の協力を得て燃料の供給体制を確保することにより、甲が実施する災害応急対応及び避難者の救援活動、救護医療活動等その他必要な活動（以下「災害応急対策」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害応急対策を円滑に実施するため燃料を調達する必要が生じたとき及び町民の安全を確保するために、次に掲げる重要な施設及び公用車等のうち、甲が指定するものに対する燃料の供給及び確保について、乙に協力を要請することができる。

（１）　庁舎

（２）　町内に甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域の集会所等で甲が避難所に指定していないものも含む）

（３）　災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両

（４）　消防用自動車及び救急用自動車等の緊急車両

（５）　その他燃料の供給が必要と特に認められるもの

２　前項の要請は、必要事項を記載した書面（様式 1)をもって、乙に対し供給の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から供給の要請を受けたときは、燃料の優先的な供給について、可能な限りの協力を実施するものとする。ただし、燃料流通障害等により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、この限りでない。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき供給を実施したときは、速やかに実施した内容を記載した書面（様式 2)により甲に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡責任者）

第５条　甲及び乙は、第２条の規定による要請に関する事項及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。

（経費の負担）

第６条　本協定に基づき供給された燃料の対価等に要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費の算定においては、災害時直前における燃料単価を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（情報交換）
第７条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに甲及び乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に 3 年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協鏃して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 3 月 13 日

甲　伊奈町大字小室 94963 番地
伊奈町長　大島　清

乙　伊奈町学園 4 丁目 10 番地
有限会社野川石油
代表取締役　野川　太樹

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

大規模災害発生時における非常用電源による電力の供給等に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と株式会社恒電社（以下「乙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時（以下「災害時等」という。）における非常用電源による電力の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に停電が発生した場合において、電力を必要とする者（以下「停電被災者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、停電被災者を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（停電被災者の受け入れ）

第２条　乙は、停電に関する情報等の取得に努め、災害時に停電が発生した場合において、甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡含む）により、一時的に乙の施設の解放を要請したときは、可能な範囲において、停電被災者を乙の運営・管理する施設への受け入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時的に施設を開放する場合は、その旨を甲に連絡する。

２　停電被災者の受け入れは、町内の電力が復旧された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書にて又は口頭にて通知することにより、終了するものとする。

３　乙は、停電被災者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

４　甲は、乙の管理する施設のうち、停電時における一時的に開放する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（停電被災者を受け入れる施設及びその範囲等）

第３条　停電被災者を受け入れる施設（以下「開放施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	株式会社恒電社
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町西小針六丁目１０８番地
開放範囲	株式会社恒電社　敷地内
入り口	建物西側出入り口
利用可能な設備及び備品	非常用電源設備、キッチン、コンセント、電子レンジ、その他開放範囲内の設備及び備品

２　乙は、開放施設の増改築等により、当該建物の開放範囲の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（供給電力）

第４条　乙は、停電被災者を支援するために、乙が所有する日産 LEAF（電気自動車）等の非常用電源設備からの電力供給にあたっては、充分に充電された状態で利用できるよう努めるものとする。

２　非常用電源に充電されている電力は、乙が無償で停電被災者に提供する。

（経費の負担）
第５条　停電被災者の受け入れに伴い、開放施設の運営管理にかかる費用は乙が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）
第６条　第 2 条の措置に伴い、乙の施設や備品に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、乙が費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

（協議事項）
第８条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 12 月 23 日

甲　埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地
伊奈町
伊奈町長　大島　清

乙　埼玉県北足立郡伊奈町西小針六丁目 108 番地
株式会社恒電社
代表取締役　恒石　隆顕

資料 2-37

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照
本文 ➠ 《 第２編　第３章　第２節　第４ 》参照

災害時における被災者支援に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、伊奈町内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）
第２条　この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。
（１）罹災証明書申請書類に関する相談
（２）自動車登録申請書類に関する相談
（３）相続関係書類に関する相談
（４）許認可申請書類に関する相談
（５）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
（６）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）
第３条　行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。
（１）災害により被害を受けた伊奈町内在住者（企業その他の団体等を含む。）
（２）災害により伊奈町外から同町内に避難した者
（３）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）
第４条　甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）
第５条　乙は、前条第１項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）
第６条　甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務

相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第７条　乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第８条　行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

２　行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間の１か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成29年　3月28日

甲　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地
伊奈町
伊奈町長

乙　埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
埼玉県行政書士会
会長

資料 2-38

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照
本文 ➠ 《 第２編　第３章　第２節　第４ 》参照

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

４　乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第３条　相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（１）　相続に関する相談
（２）　不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
（３）　不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
（４）　成年後見制度に関する相談
（５）　その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第４条　甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第５条　乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

２　乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）
第６条　被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。
ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）
第７条　乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

（情報交換）
第８条　甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

（連携）
第９条　乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

（協定の存続期間）
第 10 条　この協定の存続期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了日の 1 か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に 1 年間自動延長されるものとする。2 年目以降も同様とする。

（協議）
第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 20 日

（甲）北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
伊奈町
伊奈町長　大島清

（乙）さいたま市浦和区高砂三丁目 16 番 58 号埼玉司法書士会
埼玉司法書士会
会長　山嵜秀美

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における物資供給等の協力に関する協定書

埼玉県北足立郡伊奈町（以下「甲」という。）、株式会社ピーアンドディコンサルティング（以下「乙」という。）、株式会社ウニクス（以下「丙」という。）及び不動産信託受託者三井住友信託銀行株式会社（以下「丁」という。）は、埼玉県北足立郡伊奈町において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

第１条（総則）

この協定は、甲又は防災関係機関が行う災害時の応急対策活動に関して、甲の要請に基づき、乙又は丙が保有する物資を甲に供給し、又は丁が所有し乙が賃借する第 2 条記載の施設を乙が災害支援拠点として甲に提供することに関し、必要な事項を定める　ものとする。

第２条（定義）

この協定において「協力」とは、乙又は丙から甲への物資の供給及び施設の災害支援拠点としての提供をいう。また、この協定において「供給」とは、乙又は丙の甲に対する物資の売却をいい、「施設」とは丁が所有し乙が賃借する土地や建物（施設名：ウニクス伊奈、所在地：埼玉県北足立郡伊奈町学園二丁目 188 番地 1)をいう。また、「災害支援拠点」とは一時避難場所及び地域のライフライン復旧のために施設を用いることが必要不可欠となる場合における当該復旧活動拠点をいう。

第３条（協力要請等）

甲は乙及び乙と丙の間の 2015 年 4 月 1 日付「SC 管理運営業務委託契約書（ウニクス伊奈)」に基づき施設に係る業務を受託している丙に対し、それぞれ次に掲げる事項を 記載した書面（様式 1 又は様式 2)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAX その他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。また、乙は、甲の協力要請により施設を災害支援拠点として提供する場合、丁に対し直ちに口頭、電話、FAX その他の方法をもって連絡し、事後速やかに書面を交付する。

（１）　物資の種類、品名、数量等（様式 1)
（２）　施設の種類、面積、使用する期間等（様式 2)
（３）　前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

第４条（要請手続き）

この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙及び丙はそれぞれに連絡責任者をおく。甲の連絡責任者は伊奈町生活安全課長とし、乙及び丙の連絡責任者は株式会社ウニクスの SC 事業本部長とする。

第５条（物資の供給及び施設の提供）

乙及び丙は第 3 条の規定に基づき要請を受けたときは、物資の供給及び施設の提供に努めるものとする。

乙又は丙は、甲からの要請に基づき物資の供給を行うときは、甲が指定する引渡し場所まで物資

を搬送し、甲の職員立会いのもと、物資を引き渡すものとする。
乙又は丙は、何らかの事由により甲が指定する引渡し場所まで物資を搬送できないときは、その搬送方法について甲と協議してこれを定めるものとする。
甲は乙又は丙が行う物資の搬送に使用する車両について、優先的に通行できるよう配慮するものとする。

第６条（費用の負担）
この協定に基づき乙又は丙が供給した物資の対価及び乙又は丙が行った運搬等の費用（これを合わせて、以下「物資供給費用」という。）については、甲が負担するものとする。
物資供給費用は、災害発生直前における適正価格に基づき算定するものとする。
物資供給費用のほか、物資の供給に関して乙又は丙に損失が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、甲の負担額を決定するものとする。
前各項の定めのほか、物資保管施設の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞など、乙又は丙の責めに帰さない事情により物資の全部又は一部を甲に供給できず、又は施設を提供できないときは、乙、丙及び丁は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
災害支援拠点の管理運営にかかる費用、災害支援拠点として使用した場合における施設の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用及びその他の災害支援拠点としての施設の提供に係る費用（以下「施設供給費用」という。）は、甲が負担するものとする。

第７条（費用の支払い）
前条に基づく物資供給費用及び施設供給費用は、乙又は丙が甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、前項の請求者の指定するところに応じ、速やかに乙又は丙に支払うものとする。

第８条（情報交換）
甲及び乙又は丙は、この協定を誠実に履行するため、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行うものとする。

第９条（丁の協力）
丁は施設の所有者として、災害時において乙が甲の協力要請により施設を災害支援拠点として甲に提供することに協力するよう努めるものとする。一方、丁は物資の供給　については一切関与しないものとし、乙又は丙が甲に物資を提供しない場合においても丁は責任を負わないものとする。

第 10 条（災害支援拠点の管理）
災害支援拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙、丙及び丁は、災害支援拠点における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

第 11 条（災害支援拠点解消への努力）
甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう最大限配慮するとともに、当該災害支援拠点の早期閉設に最大限努めるものとする。

第 12 条（災害支援拠点の閉設）
甲は、施設を災害支援拠点として閉設する際は、乙又は丙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、その施設を現状に復し、乙又は丙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第13条（災害支援拠点提供の解除）

施設が災害支援拠点として機能しない状態に至った場合は、乙、丙又は丁の申出により、災害支援拠点の提供を解除することができる。

第14条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁との協議のもと定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁、粛記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年7月24日

甲　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地
伊奈町
町　長　　大　島　　清

乙　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5
株式会社ピーアンドディコンサルティング
代表取締役　溝口　隆朗

丙　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5
株式会社ウニクス
代表取締役　村木　正之

丁　不動産信託受託者
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井純友信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目83番1号
支配人　吉田　浩

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時における物資の供給に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と株式会社エムワイ　レントオール上尾（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、災害時の応急対策全般にかかる物資のうち、要請時点で、乙が供給できる物資とする。

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の費用及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な取引価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）
第 10 条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 27 年 12 月 17 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊　奈　町
伊奈町長　　野　川　和　好

埼玉県上尾市南 348
乙　株式会社エムワイ　レントオール上尾
所長　　原　理

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時等における物資の供給に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、伊奈町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第３条　甲が乙に救援物資の要請をするときは、書面により通知するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第５条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第６条　乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第７条　物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　物資の供給に要した費用は、乙が第６条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第９条　甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期限は、令和4年3月31日までとする。但し、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第 11 条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和3年7月15日

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
甲　　伊奈町
伊奈町長　　大　島　　清

千葉県柏市新十余二5番地
乙　　三協フロンテア株式会社
代表取締役社長　長　妻　貴　嗣

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時の医療救護活動に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、伊奈町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第２条　甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し事前の合意を得た上で、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

３　医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、甲と協議の上、乙が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第３条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者の症状判別

（２）傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

（３）傷病者に対する応急処置及び必要な医療の提供

（４）死亡の確認及び死体の検案

（５）その他巡回診療等、医療救護活動に必要な措置

（医療救護班の輸送）

第４条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保及び輸送）

第５条　医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

２　救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費の負担）

第６条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）医療救護班の編成及び派遣に要した経費

（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
（３）医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（４）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練等）
第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

（細目）
第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から 1 年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年　2 月 28 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　　伊奈町
伊奈町長　　大　島　　清

北本市二ツ家 3 丁目 183 番地
乙　　一般社団法人 桶川北本伊奈地区医師会
会　　長　　黒　沼　幸　雄

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時の医療救護活動等に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と上尾伊奈地域薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動及び歯科医療救護活動（以下「医療救護活動等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、伊奈町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第２条　甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動等が必要となった場合は、乙に対し事前の合意を得た上で、薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第３条　薬剤師の業務は、次のとおりとする。

（１）医療救護班の班員として、救護所や避難所等における医師、歯科医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導

（２）医薬品等の集積場所における医薬品の仕分け及び管理

（３）その他医療救護活動等に必要な措置

（薬剤師の輸送）

第４条　甲は、医療救護活動等が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品及び衛生資材の供給）

第５条　乙の会員薬局等は、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

２　甲は、医薬品及び衛生資材の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（調剤費の負担）

第６条　救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）薬剤師の派遣に要した経費

（２）乙が調達した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費

（３）薬剤師が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（４）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練等）
第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

（細目）
第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から 1 年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年　2 月 28 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　　伊奈町
伊奈町長　大　島　　清

埼玉県北足立郡伊奈町栄 4 丁目 154 番地
乙　　上尾伊奈地域薬剤師会
会　長　　大　野　昭　司

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時の医療救護活動に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県柔道整復師会中央支部（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、伊奈町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復師の要請及び派遣）

第２条　甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し事前の合意を得た上で、柔道整復師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに柔道整復師を、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（柔道整復師の業務）

第３条　柔道整復師の業務は、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する業務の範囲において、次のとおりとする。

（１）医療救護班の班員として、救護所等における骨折・脱臼・打撲・捻挫・筋挫傷の負傷者に対する応急手当

（２）負傷者に対する応急手当に必要な衛生資材等の提供

（３）その他医療救護活動に必要な措置

（柔道整復師の輸送）

第４条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、柔道整復師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（衛生資材等の確保及び輸送）

第５条　医療救護班が使用する衛生資材等は、当該柔道整復師が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

２　甲は、衛生資材等の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医療費の負担）

第６条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）柔道整復師の派遣に要した経費

（２）乙が携行した衛生資材等を使用した場合の実費
（３）柔道整復師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（４）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練等）
第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

（細目）
第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から 1 年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 17 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　伊奈町
伊奈町長　大　島　清

埼玉県さいたま市北区宮原町 1-166-6
乙　公益社団法人埼玉県柔道整復師会
　　中央支部
中央支部長　島　﨑　信　夫

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、伊奈町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の要請及び派遣）

第２条　甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、歯科医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し事前の合意を得た上で、歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

３　歯科医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、甲と協議の上、乙の伊奈支部が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第３条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者の症状判別

（２）傷病者の歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

（３）傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療の提供

（４）死体の検視及び身元確認の協力

（５）その他巡回診療等、歯科医療救護活動に必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第４条　甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保及び輸送）

第５条　歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

２　救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費の負担）

第６条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先の歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）歯科医療救護班の編成及び派遣に要した経費
（２）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
（３）歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（４）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練等）

第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

（細目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から 1 年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年　2 月 28 日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地
甲　　伊　奈　町
伊　奈　町　長　大　島　　清

鴻巣市赤見台一丁目 15 番 23 号
乙　　一般社団法人 埼玉県北足立歯科医師会
会　　長　　岡　田　栄　一

資料 3-1

本文 ➠ 《第２編　第３章　第２節　第１》参照

防災関係機関一覧

関係機関	担当部署	電話番号	備考
上尾市消防本部 東消防署伊奈分署		048-722-8111	
伊奈町教育委員会		048-721-2111	伊奈町防災会議委員
消防庁	応急対策室	03-5253-7527	平日(8:30～18:15)
		03-5253-7777	上記以外
陸上自衛隊第１師団 第 32 普通科連隊	第３科長（時間内）	048-663-4241	内線 435
	当直指令（時間外）		内線 402
日本赤十字社	埼玉県支部	048-789-7117	
国土交通省関東地方整備局	企画部防災課 災害対策室	048-601-3151 048-600-1421	町と防災協定を締結
［埼玉県関連］			
県　庁	代表	048-824-2111	
	災害対策課	048-830-8181	
	危機管理課	048-830-8131	
県央地域振興センター		048-777-1110	災対本部上尾現地対策本部(上尾支部) 伊奈町防災会議委員
北本県土整備事務所		048-540-8200	伊奈町防災会議委員
鴻巣保健所		048-541-0249	伊奈町防災会議委員
上尾警察署		048-773-0110	伊奈町防災会議委員
防災航空センター		049-297-7810	防災ヘリの窓口
動物指導センター南支所		048-855-0484	動物愛護関連の窓口
県民活動総合センター		048-728-7711	避難所・避難場所
伊奈学園総合高等学校		048-728-2510	避難所・避難場所(町と防災協定を締結)

関係機関	担当部署	電話番号	備考
［指定地方行政機関］			
関東農政局	埼玉県拠点	048-740-5835	伊奈町防災会議委員
さいたま労働基準監督署	総務課	048-600-6200	伊奈町防災会議委員
熊谷地方気象台	防災担当	048-521-5858	
［ライフライン、交通機関等］			
日本郵便(株)	上尾郵便局	048-772-2221	伊奈町防災会議委員 町と防災協定を締結
東京電力パワーグリッド(株)	埼玉総支社	048-638-2803	伊奈町防災会議委員 町と防災協定を締結
東日本電信電話(株)	埼玉事業部	048-626-6623	伊奈町防災会議委員 町と防災協定を締結
埼玉新都市交通(株)		048-722-1221	伊奈町防災会議委員
(一社)埼玉県 LP ガス協会	さいたま支部	048-823-2020	町と防災協定を締結
［防災協力機関］			
伊奈町自主防災組織連絡協議会（危機管理課内）		048-721-2111	伊奈町防災会議委員
(一社)桶川北本伊奈地区医師会		048-591-3140	伊奈町防災会議委員 町と防災協定を締結
伊奈町赤十字奉仕団（社会福祉課内）		048-721-2111	
伊奈町くらしの会（元気まちづくり課内）		048-721-2111	
伊奈町食生活改善推進員協議会（健康増進課内）		048-720-5000	
伊奈町企業防災連絡協議会（危機管理課内）		048-721-2111	
伊奈町社会福祉協議会		048-722-9990	
伊奈町商工会		048-722-3751	
国際学院高等学校		048-721-5931	避難所・避難場所
栄北高等学校		048-723-7711	避難所・避難場所
日本薬科大学		048-721-1155	避難所・避難場所
特別養護老人ホーム伊奈の里		048-723-1122	福祉避難所(町と防災協定を締結)
特別養護老人ホームみちみち伊奈中央		048-723-5300	福祉避難所(町と防災協定を締結)
特別養護老人ホームみちみち伊奈北		048-729-2311	福祉避難所(町と防災協定を締結)
特別養護老人ホームこころの杜		048-872-6016	福祉避難所(町と防災協定を締結)
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団あげお		048-771-0537	福祉避難所(町と防災協定を締結)

関係機関	担当部署	電話番号	備考
[防災協力機関]			
さいたま農業協同組合	本店	048-666-1251	町と防災協定を締結
伊奈町建設業災害応急対策協力会		048-721-5921	町と防災協定を締結
NPO 法人コメリ災害対策センター		025-371-4185	町と防災協定を締結
コカ・コーラボトラーズジャパン（株）		0800-919-0509	町と防災協定を締結
埼玉県電気工事業組合		048-663-0242	町と防災協定を締結
(一社)埼玉県トラック協会	大宮支部	048-663-1576	町と防災協定を締結
埼玉中央生コン協同組合		048-524-9381	町と防災協定を締結
東和アークス(株)		048-644-3941	町と防災協定を締結
建設埼玉	上尾伊奈地区本部	048-774-3485	町と防災協定を締結
埼玉土県一般労働組合	上尾伊奈支部	048-773-9863	町と防災協定を締結
ヤフー(株)		03-6898-6763	町と防災協定を締結
(有)大西石油		048-721-2367	町と防災協定を締結
(有)野川石油		048-728-0142	町と防災協定を締結
(株)恒電社		048-728-4283	町と防災協定を締結
埼玉県行政書士会		048-833-0900	町と防災協定を締結
埼玉司法書士会		048-863-7861	町と防災協定を締結
(株)ピーアンドディコンサルティング		048-643-9720	町と防災協定を締結
(株)ウニクス		048-658-5167	町と防災協定を締結
(株)エムワイ　レントオール上尾		048-776-6691	町と防災協定を締結
三協フロンテア(株)		04-7133-6666	町と防災協定を締結
（一社）上尾伊奈地域薬剤師会		048-774-8914	町と防災協定を締結
（公社）埼玉県柔道整復師会	中央支部	048-651-1211	町と防災協定を締結
（一社）埼玉県北足立歯科医師会		048-596-0275	町と防災協定を締結

資料 3-2

本文 ➠ 《第２編　第２章　第２節　第９ 》参照

災害用伝言ダイヤル「１７１」（ＮＴＴ東日本）

災害用伝言ダイヤル（１７１）は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。

【　利用方法　】

（１）伝言の録音方法
① サービス番号「１７１」をダイヤルします。
② 「１」をダイヤルします。
③ ご自分の電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い録音してください。

（２）伝言再生の場合
① サービス番号「１７１」をダイヤルします。
② 「２」をダイヤルします。
③ 安否情報等を確認したい相手の電話番号をダイヤルします。

【　利用できる電話　】

・加入電話　　・INS ネット※　　・公衆電話　　・ひかり電話※
・災害時に NTT が避難所などに設置する特設公衆電話・携帯電話からも利用できますが、詳しくはご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。
※ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

【　提供内容　】

提供開始	地震等の災害発生時など、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスを提供します。 ※　提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じて NTT が設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします。
登録できる電話番号	被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話・携帯電話・IP 電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。
伝言録音時間	1 伝言あたり 30 秒以内
伝言保存期間	災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで（体験利用時は、体験利用期間終了まで）
伝言蓄積数	電話番号あたり 1～20 伝言（提供時にお知らせいたします。）
伝言の消去	伝言をお預かりしてから保存期間を経過した時点で自動的に消去します。
災害用伝言板（web171）等との連携	本サービスと NTT 東西提供の「災害用伝言板（web171）」等との連携により、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認が可能です。 ・本サービスに登録された伝言を「災害用伝言板（web171）」等で音声ファイルとして再生可能 ・「災害用伝言板（web171）」等に登録された伝言（テキスト）を音声変換の上、本サービスで再生
ご利用料金	NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話から発信する場合、各通信事業者にお問い合せください。伝言録音等のセンタ利用料は無料です。 ※　避難所等に設置する特設公衆電話からのご利用は無料となります。 ※　暗証番号のご利用により、他人に聞かれたくない伝言など特定の方々の間での伝言録音・再生も利用できます。

ＮＴＴ東日本の「災害用伝言ダイヤル（１７１）」ホームページＵＲＬ
https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/

資料 3-3

本文 ➠ 《第２編　第２章　第２節　第９ 》参照

災害用伝言板サービス等

１．システムの概要について

地震などの大きな災害が発生すると、被災地への電話が大量に殺到し、回線が大変混雑し、つながりにくくなります。東日本大震災の直後も、携帯電話事業者によっては、最大で平常時の約 50～60 倍以上の通話が一時的に集中しました。

通信各社では、こうした通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、固定電話・携帯電話・インターネットによって、災害伝言ダイヤル（１７１）の他に、次の「災害用伝言板サービス」を提供しています。

【災害用伝言板サービス】

●災害用伝言板

●災害用伝言板（web171）

●災害用伝言ダイヤル（１７１）

この「災害用伝言サービス」を利用するとともに、電話をかける場合には手短な通話を心がけたり、不要不急な電話やリダイヤルを控えたりすることで、被災地内の緊急を要する電話がスムーズに利用できるようにご協力をお願いします。

２．利用方法

（１）災害用伝言板の利用方法

携帯電話のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できます。（スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。）

１）伝言の登録方法

①携帯電話から災害用伝言板にアクセスします。

（災害時は各社の公式サイトのトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。）

②「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。

（登録は被災地域内の携帯電話からのアクセスのみが可能です。）

③現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力します。

（状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能です。）

④最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

２）伝言の確認方法

①災害用伝言板にアクセスします。

（伝言の確認は PC 等からも行うことができます。）

・NTT ドコモ　http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi

・KDDI（au）　http://dengon.ezweb.ne.jp/

・ソフトバンク/ワイモバイル　http://dengon.softbank.ne.jp/

②「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。
（確認は全国からのアクセスが可能です。）
③安否を確認したい方の携帯電話番号を入力し「検索」を押します。
④伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

３）注意点

●1 電話番号当たり、最大 10 伝言まで登録できます。
（10 件を超える伝言は古いものから上書きされます。）
●伝言の保存期間は、1 つの災害での災害用伝言板を終了するまでです。
●災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料です。
（他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料が必要です。）
●提供の開始、登録可能地域等の運用方法については、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。
●携帯電話の各事業者及び NTT 東西の災害用伝言板を横断して検索できる機能の提供が開始されました。
参考：電気通信事業者協会の報道発表（2012 年 8 月 29 日））

４）参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している携帯電話各社のページをご覧ください。

・NTT ドコモ　http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/
・KDDI（au）　http://www.au.kddi.com/notice/dengon/
・ソフトバンク　http://mb.softbank.jp/mb/information/dengon/index.html
・ワイモバイル　http://www.ymobile.jp/service/dengon/

（２）災害用伝言板（web171）の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

１）操作手順

①災害用伝言板（web171）URL:　https://www.web171.jp/へアクセスします。
②連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力します。
③伝言を登録・確認することができます。（事前に設定することで閲覧者を限定することもできます。）

２）登録できる伝言の種類

●文字（テキスト）　1 伝言あたり全角 100 文字まで登録できます。

３）注意点

●1 電話番号当たり、20 伝言まで蓄積できます。
●伝言の保存時間は、サービス提供終了までで、最大 6 ヶ月程度です。
●事前に設定を行うことで、登録した内容をメールまたは電話(人工音声)にて自動的に通知することができます。
●災害用伝言板(web171)の利用料は不要です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。
●災害用伝言板(web171)は、NTT（東西）が別に提供している「災害用伝言ダイヤル」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

４）参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している NTT 東日本のページをご覧ください。

・NTT 東日本　http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/

総務省の「災害用伝言サービス」ホームページＵＲＬ
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.ht

資料 3-4

本文 ➠ 《第２編　第２章　第１節　第２ 》参照
本文 ➠ 《第２編　第３章　第４節　第８ 》参照

埼玉県被災建築物応急危険度判定

□制度の目的

被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部材等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより被災後の人命に係わる二次災害を防止することを目的とします。

※この調査は、地震発生後の二次災害防止のためにおこなうもので、罹災証明のための調査（被災度区分判定：応急危険度判定が終了してから実施）とは異なることに注意してください。

□判定の結果

調査結果の表示は、建築物の見やすい位置に「判定ステッカー」（A3 版）により行います。

［赤色］

［黄色］

［緑色］

判定ステッカーは、建築物の棟ごとに表示を行います。

特に注記欄には、何が原因で判定結果（危険等）になったのかが記入してありますので、建築物を利用する場合の参考にしてください。

資料 3-5

本文 ➠ 《第２編　第２章　第３節　第３ 》参照

自主防災組織一覧

番号	組織名	設立年月日	備考
1	丸山区自主防災会	H15. 9. 1	
2	下郷区自主防災会	H16. 5.16	
3	綾瀬東区自主防災委員会	H16.10. 1	
4	綾瀬南自主防災会	H16. 2.22	
5	綾瀬北区自衛消防防災会	H15.10. 1	
6	栄南自治会防災会	H16. 4. 1	
7	栄中央区自主防災会	H16.12.19	
8	栄北区自主防災会	H16.11. 1	
9	志久区自主防災会	H17. 4.20	
10	南本区自主防災会	H16. 2. 7	
11	北本区防災会	H16. 4. 4	
12	中央区防災会	H16.11.15	
13	小貝戸区自主防災会	H16. 1. 1	
14	柴中若自主防災会	H16. 6. 1	柴中荻・若榎区で組織
15	大針自主防災会	H16. 3. 1	
16	学園中央区自主防災会	H25. 4. 1	
17	細田山区自主防災会	H15. 8. 1	
18	羽貫区自主防災会	H16. 1.25	
19	小針新宿自主防災会	H16. 2. 1	
20	小針内宿区自主防災会	H16. 4. 1	
21	光ヶ丘区自主防災会	H15. 9. 1	

資料 3-6

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第５ 》参照
本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第６ 》参照

緊急輸送道路、ヘリポート位置図

埼玉県 HP「緊急輸送道路網図（令和２年８月）」

資料 3-7

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第２ 》参照

屋外子局構成表

個人呼出番号	設置場所	行政区	ｱﾝｻｰﾊﾞｯｸ
1	西小針地内民地	小針内宿	
2	在家前地内民地	小針新宿	
3	小針内宿区民センター	小針内宿	
4	町制施行記念公園	小針内宿	有
5	県立伊奈学園総合高等学校	羽貫	
6	八幡谷地内道路敷	羽貫	
7	宮前児童公園	光ヶ丘	
8	上宿地内民地	小針新宿	
9	下宿児童公園	羽貫	
10	中荻地内道路敷	柴中荻	
11	原児童公園	羽貫	
12	大針区民会館	大針	
13	大里地内道路敷	大針	
14	細田山地内民地	細田山	
15	いな穂街道道路敷（１）	小貝戸	
16	いなり山児童公園	小貝戸	
17	伊奈町浄水場	中央	
18	伊奈中央会館	若榎	
19	柴中福祉センター	柴中荻	
20	梅松院	柴中荻	
21	伊奈町配水場	柴中荻	
22	なみき児童公園	北本	
23	氷川児童公園	北本	
24	いな穂街道道路敷（２）	南本	
25	小室小学校	南本	有
26	いな穂街道道路敷（３）	南本	
27	志久地内民地	志久	
28	伊奈分署	志久	
29	ＫＤＤＩ	丸山	
30	道下地内道路敷	丸山	
31	県立がんセンター	丸山	
32	丸山地内道路敷	丸山	
33	南中学校	丸山	
34	下郷地内民地	下郷	
35	東田児童公園	栄北	
36	南部大公園	栄中央	有
37	下郷公園	下郷	
38	伊奈屋敷跡地内民地	丸山	
39	願成寺	下郷	
40	綾瀬東地内道路敷	綾瀬東	
41	中島児童公園	栄南	
42	きんもくせい公園	小針内宿	
43	うめ公園	小針内宿	
44	西小針公園	小針内宿	
45	さくら公園	大針	
46	北部第二調整池	小針内宿	

資料 3-8

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第４ 》参照
本文 ➠ 《 第２編　第３章　第３節　第１ 》参照

消防団員配置状況

［令和４年４月１日現在］

階級別／区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2					8	11
第１分団			1	1	2	4	11	19
第２分団			1	1	2	4	12	20
第３分団			1	1	2	4	14	22
計	1	2	3	3	6	12	45	72

資料 3-9

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第４ 》参照
本文 ➠ 《 第２編　第３章　第３節　第１ 》参照

消防団消防車両保有状況

［令和４年４月１日現在］

種別	車名・形式	ポンプ会社名	ポンプ級別	購入年月	備考
消防ポンプ自動車	日野 PD-XZU304E	モリタ	Ａ－２級	H18. 2	第１分団
消防ポンプ自動車	日野 BDG-XZU304E	長野ポンプ	Ａ－２級	H19.12	第２分団
消防ポンプ自動車	日野 BDG-XZU304E	モリタ	Ａ－２級	H22. 3	第３分団

資料 3-10

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第４ 》参照
本文 ➠ 《 第２編　第３章　第３節　第１ 》参照

伊奈町消防水利現況一覧

地区別消火栓一覧表

［令和３年４月１日現在］

地区＼口径別	75㎜	100㎜	150㎜	200㎜	250㎜	300㎜	350㎜	400㎜	計
小　室 綾　瀬	3	4	3						10
栄	2	33	9	10					54
小　室	15	69	18	30	1	7	7	9	156
本　町		22	5	7					34
中央		32	10	4	4	2	1		53
西小針	1	30	8	7	1				47
内宿台	2	26	3	11	2				44
学　園	2	14	9	2					27
大　針	3	20	8	6	2	2			41
羽　貫	1	1	4	1					7
寿		26	13	1		9			49
小針新宿	1	7		3	3				14
小針内宿		2							2
計	30	286	90	82	13	20	8	9	538

地区別防火水槽設置一覧表

［令和３年４月１日現在］

地区＼容量別	20㎥～40㎥未満	40㎥～100㎥未満	100㎥以上	消防水利（プール）	計
小　室 綾　瀬		3（ 2）	1（ 1）		4（ 3）
栄	25(14)	7（ 1）			32(15)
小　室	75(34)	44(42)	6（ 4）	2	125(80)
本　町	10（ 2）	3（ 2）			13（ 4）
中央	5（ 3）	5（ 1）	1（ 0）		11（ 4）
西小針	9（ 9）	24(21)	2（ 0）		35(30)
内宿台	2（ 1）	4（ 4）		1	6（ 5）
学　園	4（ 4）	7（ 6）	1（ 1）	2	12(11)
大　針	13（ 4）	3（ 1）			16（ 5）
羽　貫	2（ 0）				2　0
寿	17（ 8）	2（ 0）	1（ 0）	1	20（ 8）
小針新宿	7（ 0）	2(1)			9（ 1）
小針内宿					0　0
計	169(79)	104(81)	12（ 6）	6	285(166)

公設、私設の基数　うち（　）は私設

資料 3-11

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第１節　第５ 》参照

令和４年度災害救助基準

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置 （法第 4 条第 1 項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１．費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２．避難に当たっての輸送費は別途計上 ３．避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊･人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第４条第 2 項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１．費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２．避難に当たっての輸送費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>○ 建設型応急住宅
1 規模
応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
2 基本額1戸当たり
6,285,000 円以内
3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</td><td>災害発生の日から20日以内着工</td><td>1.費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。

2.同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)

3.高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
4.供与期間は2年以内</td></tr>
<tr><td>○ 賃貸型応急住宅
1.規模
建設型仮設住宅に準じる

2.基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>1.費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

2.供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>1.避難所に収容された者

2.住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり
1,180円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
(1食は1/3日)</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="2">全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1.夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。

2.下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1.備蓄物資の価格は年度当初の評価額

2.現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="3">
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全 壊
全 焼
流 失</td><td>夏</td><td>18,700</td><td>24,000</td><td>35,600</td><td>42,500</td><td>53,900</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,000</td><td>40,100</td><td>55,800</td><td>65,300</td><td>82,200</td><td>11,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半 壊
半 焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,200</td><td>12,300</td><td>15,000</td><td>18,900</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,900</td><td>12,900</td><td>18,300</td><td>21,800</td><td>27,400</td><td>3,600</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者
(応急的処置)</td><td>1.救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2.病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内
3.施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td>1.救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2.助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
被災者の救出	1.現に生命、身体が危険な状態にある者 2.生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1.期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2.輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1.住家が半壊（焼））若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2.大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及、義務教育学校生と及び高等学校等生徒	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,700円 中学校生徒　5,000円 高等学校等生徒　5,500円	災害発生の日から 教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1.輸送費、人件費は別途計上 2.災害発生後3日経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 ○検　案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は、別途計上 3.死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

注）この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第２節　第２ 》参照

被害報告判定基準

区分	判定基準
人的被害	１ 死者とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。 ２ 行方不明者とは当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 ３ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。 ４ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	１ 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ２ 棟とは、一つの独立した建物とする。 ３ 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。 ４ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 ５ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したも、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70 %未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 ６ 「一部損失とは」、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 ７ 「床上浸水」とは、、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 ８ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害	１ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ２ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 ３ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 ４ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	１ 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 ２ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 ３ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	１ 「道路決壊」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもので、一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 ２ 「道路冠水」とは、道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。

その他の災害	１ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 ２ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 ３ 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な 堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 ４ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 ５ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 ６ 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 ７ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。 ８ 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 ９ 「水道」とは、上水道または簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。 14 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	１ 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 ２ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。 ３ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 ４ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供にする施設をいう。 ５ 「農業施設」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害をいう。 ６ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害をいう。 ７ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害をいう。 ８ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害をいう。 ９ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考	１ 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名または地域名とする。 ２ 災害の発生日時とは、被害を生じた日時または期間とする。 ３ 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 ４ 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 ５ その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難指示を行った場合には、その概況とする。

資料 3-13

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第８節　第３ 》参照

文化財の現況

［令和 4 年 10 月 1 日現在］

名称	指定	種類	所在地	所有者又は管理	指定年月日
小貝戸貝塚	県	史跡	小室 9352他	清光寺	大13. 3.31
伊奈氏屋敷跡	県	史跡	小室 280他	県･町･個人所有	昭 9. 3.31
伊奈熊蔵忠勝の墓	町	史跡	小室 1821	願成寺	昭43. 3. 1
春日家の墓	町	史跡	西小針 1-2	桂全寺	〃
伊奈氏屋敷跡の原形図	町	絵画		個人所有	〃
阿弥陀如来立像	町	工芸品	本町 2-128	建正寺	〃
聖観世音菩薩立像	町	彫刻	小室 9352	清光寺	〃
松平伊豆守信綱より拝領の短刀及び硯箱	町	工芸品	本町 2-155（さいたま市大宮区高鼻町4-219）	氷川神社（埼玉県立歴史と民俗の博物館へ寄託）	〃
守覚親王の書	町	書跡	小室 4228	法光寺	〃
木造阿弥陀如来坐像	県	彫刻	小針新宿 463	西光寺	昭47. 3.28
大むく	町	天然記念物	西小針 1-2	桂全寺	昭48. 3. 1
十三仏板石塔婆	町	考古資料	小室 4228	法光寺	昭54.11. 1
花車・神輿	町	有形民俗文化財	小室 6006	志久文化財保存会	昭56. 1.20
薬師如来像と十二神将像	町	彫刻	小室 5383	志久文化財保存会	昭56. 1.20
杉	町	天然記念物	本町 2-155	氷川神社	平 2. 8.20
杉	町	天然記念物	羽貫 192	小針神社	〃
いちょう	町	天然記念物	寿 2-80-1	町（小針小学校）	平 4. 6.24
本上遺跡環状盛土遺構出土品	町	考古資料	小室3001	町（郷土資料館）	平28. 3.25
下郷区の春祈祷	町	無形民俗文化財	下郷区	下郷地区	平29. 8.23
中荻のお獅子様	町	無形民俗文化財	中荻地区	八枝神社狛狗大神中荻講	〃
シラカシ	町	天然記念物	小室42-2	県所有	平30. 3.28
大島家住宅主屋	国	建造物	小室11064	個人所有	平30.11. 2
絹本着色釈迦十六善神像	県	絵画	小室4228（さいたま市大宮区高鼻町4-219）	法光寺（埼玉県立歴史と民俗の博物館へ寄託）	平31. 2.22
齋藤家住宅主屋	国	建造物	小針新宿227	個人所有	令 1.12.5

資料 3-14

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第５ 》参照
本文 ➠ 《 第２編　第３章　第４節　第４ 》参照

医 療 施 設 一覧

（１）病院、医院

名称	所在地	電話	診療科目
伊奈中央病院	寿 4-43	721-3022	内・皮・リハビリ
内田クリニック	内宿台 5-4	728-9296	内・外・皮・肛・整・泌・リハビリ
希望（のぞみ）病院	小室 3170	723-0855	内・循・神内・リハビリ・消・皮・脳外
今成医院	小室 2469-2	723-8280	内・外・整・胃・肛・リハビリ
木村クリニック	小室 10051-1	723-8884	内・リハビリ・心療・脳
伊奈病院	小室 9419	721-3692	内・小・外・整・脳・皮・耳・眼・婦・泌・麻・リハビリ・肛外・乳外・人口透析
金崎内科医院	内宿台 3-40	728-8550	内・小・糖尿病内
世沢整形外科	小室 2216-1	723-9191	整・内・リハビリ
鳥山こどもクリニック	大針 957-4	723-5557	小
尾崎内科クリニック	本町 1-289-1	720-1701	内・小
埼玉県立がんセンター	小室 780	722-1111	整・脳・皮・泌・婦・放・呼内・消内・血液内・乳腺内・緩和ケア内・頭頚部外・胸部外・消外・乳腺外・歯外・形
埼玉県立精神医療センター	小室 818-2	723-1111	精・児童思春期精
石くぼ医院	学園 2-187	872-6121	内・消内
みやうち内科・消化器内科クリニック	寿2-144-4	783-3751	内・消内・肝内・内視鏡内・小・感内
しらさき眼科医院	大針 847-１	792-0249	眼
伊奈entクリニック	大針 814-1	724-1133	耳・アレルギー・気管食道・形・放・皮・美
おおつ消化器・呼吸器内科クリニック	小室3188-6	748-5522	消内・呼内・内
みなみのメディカルクリニック	栄5-255	720-0033	内・消内

（２）歯科医院

名称	所在地	電話	診療科目
大津歯科医院	小室 2550-3	721-1181	歯
高野歯科医院	小室 2203-1	721-8148	歯
服部歯科医院	寿 3-132-2	728-5323	歯・小歯・矯歯
小島歯科医院	大針 618-3	723-0006	歯
中村歯科医院	栄 4-153-3	720-1800	歯・小歯・歯外・矯歯
さくら歯科医院	小室 9725	724-1182	歯・小歯・歯外・矯歯
ことぶき歯科医院	寿 2-143-2	729-0820	歯・小歯・歯外
こやま歯科医院	栄 6-95-3	723-6480	歯・小歯・矯歯
ひらの歯科医院	学園 3-47-2	723-3568	歯
こむろ歯科医院	小室字本 5491-5	724-0700	歯・小歯
伊奈歯科医院	中央 2-22	721-2282	歯・小歯
ウニクス伊奈歯科	学園 2-188-1	721-7418	歯・小歯・歯外・矯歯・口外
アイム歯科クリニック	内宿台 4-3	729-1182	歯・小歯・矯歯・歯外
さわだファミリー歯科	小室 9749	723-8217	歯・小歯・歯外・矯歯
伊奈スマイル歯科	中央 4-15	872-7510	歯・小歯・歯外・矯歯
スカイデンタルクリニック	栄 6-73	720-8551	歯、歯外

（３）整骨院、接骨院

名称	所在地	電話	診療科目
菊池接骨院	寿 2-332	722-5151	柔
寿接骨院	寿 3-40-4	728-1405	柔
さくら通り整骨院	寿 3-157･103	723-8722	柔
久保木接骨院	小室 6320-9	723-0881	柔・あ・は・き
いな中央接骨院	小室 9749	723-3702	柔
はぬき駅前α接骨院	学園 2-22	797-7916	柔
ほりぐち整骨院	学園 2-178-4	675-2222	柔
よつ葉はりきゅう整骨院	本町 1-133	723-5566	柔・あ・は・き
内宿整骨院	内宿台 4-62	727-1407	柔

資料 3-15

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第５節　第２ 》参照

給水施設復旧工事用資材の調達先及び業者名
（伊奈町管工事業協同組合）

調達先	所在地	電話
㈲加藤設備	寿 1-323	728-0701
カナモリ産業㈱	小室 4684-5	722-8601
㈲かみやせつび	小室 5742-1	721-1901
㈱鈴木総合設備　伊奈支店	小針内宿 1781-1	728-2708
㈲矢部設備工業所	中央 1-51	721-3795
㈲オオクマ設備	小針新宿 335-3	728-0156
㈲早田工務店　伊奈支店	本町 2-9-2	723-1796

資料 3-16

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第４節　第９ 》参照

遺体の収容場所

施設名	所在地	電　話
願成寺	小室 1821	721-2631
法光寺	小室 4228	721-3304
建正寺	本町 2-128	721-1017
松福寺	小室 5026	721-1022
清光寺	小室 9352	721-0270
梅松院	小室 10159	771-6951
観音寺	大針 1095	771-2448
西蔵院	羽貫 1072	728-0759
西光寺	小針新宿 463	728-0608
桂全寺	西小針 1-2	728-2733
東光院	内宿台 4-124	728-0351

資料 3-17

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第７節　第２ 》参照

し尿取扱委託業者

業者名	所在地	電話
㈱東栄	大針 320	721－5921
㈱上尾サービスセンター	上尾市愛宕 1-9-13	771－0907

資料 3-18

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第４節　第４ 》参照

トリアージタッグ

（表面）

（裏面）

0	歩けない⇒気道確保しても呼吸がない。
Ⅰ	歩けない⇒気道確保が無ければ呼吸できない 呼吸が頻呼吸または徐呼吸⇒ショックの兆候がある
Ⅱ	歩けない⇒気道確保なしで充分呼吸できる 呼吸が頻呼吸または徐呼吸⇒ショックの兆候がない
Ⅲ	歩ける

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第１節　第１ 》参照

気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転は困難となり、停止する車もある。
６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀がほとんど崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

資料 3-20

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第２ 》参照

危険物の規制に関する政令第２条及び第３条による分類

分類	施設の内容
屋内貯蔵所	屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
地下タンク貯蔵所	地盤面下に埋没されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
簡易タンク貯蔵所	簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
屋外貯蔵所	屋外の場所において第二類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体又は第四類の危険物のうち第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
給油取扱所	給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所 （当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量四千リットル以下のタンク（容量二千リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたものに限る。）に注入するため固定した注油設備によつて危険物を取り扱う取扱所を含む。）
第一種販売取扱所	店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所 （指定数量の倍数が十五以下のもの）
第二種販売取扱所	店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所 （指定数量の倍数が十五を超え四十以下のもの）
移送取扱所	配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備
一般取扱所	第一種販売取扱所、第二種販売取扱所、移送取扱所以外の取扱所

資料 3-21

本文 ➠ 《 第２編　第４章　第２節　第１ 》参照

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

（令和３年　内閣府）

災害に係る住家の被害認定については、平成 13 年にその認定基準の見直しを図り、調査方法の統一を図る観点から、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めました。

その後、平成 19 年 11 月の被災者生活再建支援法改正の際に、衆議院における附帯決議がなされたこと等を踏まえ、平成 21 年 6 月に運用指針を改定し、平成 25 年 6 月には、東日本大震災（平成 23 年）の被害の実態等を踏まえ、液状化した地盤に係る住家被害認定の合理化等に係る改定を実施するとともに、平成 30 年 3 月には、関東・東北豪雨（平成 27 年）、熊本地震（平成 28 年）、九州北部豪雨（平成 29 年）等の大規模な災害での経験等を踏まえ、住家被害認定の効率化・迅速化に係る改定を実施しました。

また、令和 2 年 3 月には、令和元年房総半島台風による被害等を踏まえ、災害救助法による住宅の応急修理制度が拡充され、一部損壊の住宅のうち半壊又は半焼に準ずる程度の被害が生じた住宅について支援の対象とされたこと等を踏まえ、調査フローの見直し等に係る改定を行うなど、数次にわたり見直しを実施してきました。

今般、被災者生活再建支援法（令和 2 年 12 月 4 日公布・施行）の改正により、住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯について支援の対象とされたことを踏まえ、「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」（座長：中埜良昭東京大学生産技術研究所教授）において、調査フローの見直し等についてご検討いただき、運用指針を改定しました。

改定した運用指針は、本検討会での議論を集約して取りまとめたものであり、今後の災害に係る住家の被害認定において、適切に活用していただきたいと考えております。

なお、運用指針の改定に当たり、座長をはじめとする各委員の皆様、関係省庁・関係業界・団体及び被災自治体の皆様に多大な協力をいただいたことに感謝する次第です。

令和 3 年 3 月

内閣府　政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

1. 災害に係る住家の被害認定基準等

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70% 以上	50% 以上 70% 未満	30%以上 50%未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50% 以上	40% 以上 50% 未満	30% 以上 40% 未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満

※全壊、半壊：「災害の被害認定基準について（平成13年６月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年４月１日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和２年12月４日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
※準半壊　　：「災害救助事務取扱要領（令和２年３月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和２年３月末時点）

被害認定は、市町村等が実施し、上表の①または②のいずれかによって判定を行うもので、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、損害基準判定（経済的被害）で判定する場合の調査方法を示したものである。

災害に係る住家の被害認定の関係資料は、下記ホームページに掲載している。
URL http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

2. 災害の種類と想定している住家被害

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

3. 住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計である。

住家の損害割合 ＝ 屋根の損害割合 ＋ 柱の損害割合 ＋・・＋ 設備の損害割合

上述の部位ごとに算出する方法を簡便にする方法として、以下の2種類がある。

◆例外的な判定方法
一見して住家が全壊していると判断する方法や、外壁又は柱の傾斜が1／20以上の場合には全壊と判断するなど、特定の事象だけに着目して判定する方法

【損害割合50%以上と判定される例】
・一見して住家全部が倒壊
・一見して住家の一部の階が全部倒壊
・一見して住家全部が流失又はずり落ち
・地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流失・陥没
・外壁又は柱の傾斜が1／20以上

◆外観による判定方法（地震や水害における第1次調査）

個別の部位の損害を判定するのではなく、外観から判断できる部位だけで簡略に判定する方法

【外観から判断できる部位だけで判定される例】

・地震の場合、屋根及び基礎以外の部位については、「壁（外壁）」として判定

・水害の場合、浸水深で判定（木造・プレハブ戸建ての1～2階建ての場合に限る。）

◆航空写真等を活用した判定方法

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

4. 部位別損害割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出する。

部位別損害割合 ＝ 部位の損傷率 × 部位別構成比

＝ 損傷部分の割合 × 部位の損傷程度 × 部位別構成比

損傷部分の割合 ＝（当該部位の損傷部分の面積等）÷（当該部位の全面積等）

損傷程度 ＝ 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合

5. 部位別構成比

	地震等による被害（第1次調査）		地震による被害（第2次調査） 水害による被害及び風害による被害	
木造・プレハブ	屋根	15%	屋根	15%
			柱（又は耐力壁）	15%
			床（階段を含む）	10%
	壁（外壁）	75%	外壁	10%
			内壁	10%
			天井	5%
			建具	15%
	基礎	10%	基礎	10%
			設備	10%
非木造	＜柱の損傷により判定＞			
	柱	60%	柱（又は耐力壁）	50%
	雑壁・仕上等	25%	床・梁	10%
	設備等（外部階段を含む）	15%	外部仕上・雑壁・屋根	10%
	＜外壁の損傷により判定＞		内部仕上・天井	10%
	外壁	85%	建具	5%
	設備等（外部階段を含む）	15%	設備等（外部階段を含む）	15%

※損傷程度の例示では、【木造・プレハブ】については、実際の調査手順にあわせて、調査票に記載の部位の並びにそって掲載している。
ただし、外壁については、屋根、基礎とあわせて調査することが多いことから、内壁の前に掲載した。

6. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

7. 部位別損害割合の算出

損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとします。補修の見切りの把握に当たっては、外壁の形状、使われている部材等を勘案し、あらかじめ壁面を分割し、分割された部分ごとに損傷程度を判定していくことが考えられます。

◆損害割合の算出（外壁）

●損傷率の算出式

$$損傷率＝\frac{損傷外壁面積}{全外壁面積}×各部分の損傷程度（\%）$$

●被害状況

●模式図

●算出の手順

1）外壁を形状や損傷の状況を勘案し分割する
・模式図の破線で示すとおり外壁を24分割する

2）損傷部分ごとに住家全周の外壁面積に占める損傷外壁面積の割合と損傷程度を把握する（注）
・外壁面積の5/24において、仕上材が脱落している。（程度Ⅲ：50%）
・外壁面積の5/24において、仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。（程度Ⅳ：75%）

3）各部分の損傷程度を加重平均して、外壁全体の損傷率を算出する
・損傷率＝5/24×50%＋5/24×75%＝26.04%

外壁の損傷率　→26%

4）外壁全体の損傷率に外壁の部位別構成比を乗じて損害割合を算出する
・損害割合＝26%×10%＝2.6%

外壁の損害割合　→3%

注記
本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。

◆損害割合の算出（基礎）

●損傷率の算出式

＜布基礎の場合＞

$$損傷率 = \frac{損傷基礎長}{外周基礎長} \times 100(\%)$$

＜布石・玉石の場合＞

$$損傷率 = \frac{損傷布石・玉石数}{全布石・玉石数} \times 100(\%)$$

10016

ひび割れ及び剥落の被害は、1ヶ所あたり損傷基礎長1mとする

●被害状況

10017

ひび割れ及び剥落が1m以内に数ヶ所集中している場合、両端のひび割れの中心距離に両端500mmずつ加算した寸法を損傷基礎長(L)とする

●算出の手順

1） 外周基礎長を把握する
外周基礎長 ＝ 32m

2） 損傷部分の基礎長を把握する

・ひび割れ4箇所
損傷基礎長 ＝ 1.00m × 4 ＝ 4.00 m
・ひび割れ、剥落の集中
損傷基礎長 ＝ 500mm + 1300mm + 500mm ＝ 2.3m
・破断による不陸
損傷基礎長 ＝ 1.20m

3） 各部分の損傷基礎長を合計し、外周基礎長で除して、基礎の損傷率を算出する
・損傷率＝(4.00 + 2.30 + 1.20)／32＝23.43%

基礎の損傷率 →23%

4） 基礎の損傷率に基礎の部位別構成比を乗じて損害割合を算出する
・損害割合＝23%×10%＝2.3%

基礎の損害割合 →2%

10020

破断とは布基礎の割れをさす。割れた一方の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長(d)とする

8. 2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定

2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）にあっては、部位別損害割合の合計に代えて、次の①及び②を合計した割合（重み付き損害割合）※1を各部位の損害割合として算出した合計を住家の損害割合とすることができる。

①各部位のうち主要階※2に存する部分に係る損害割合を1．25倍した割合
②各部位のうちその他の階（主要階以外の階）に存する部分に係る損害割合を0．5倍した割合

※1　各部位の損害割合は、5の部位別構成比を超えることは出来ないものとする。

※2　1階又は1階以外の階で、台所、食堂及び居間の全ての室を有する階が存する住家にあっては当該階。

9. 集合住宅の取扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定することも必要である。

10. その他

◆班体制と役割分担

被害認定は、調査員は2名体制もしくは3名体制で実施する。

・1班2名の場合：調査を行い調査票への記入担当と、写真の撮影担当等といった形で、分担して調査を行う。

・1班3名の場合：1名が現場の案内や住民への対応等を担当することで、他の2人が調査票への記入や写真撮影等に専念する。

◆調査時に使用する資機材の例

種別	品目		留意事項
携行品	地図、住宅地図	★	・住宅建物の配置が記載されている地図が望ましい
	携帯電話・無線	★	・コーディネーターと調査班との連絡手段
	調査員証、腕章（又はベスト）	★	―
	内閣府「損傷程度の例示」		―
	内閣府「運用指針」		―
	罹災証明書の申請書類		―
	不在票		―
調査資機材	調査票	★	・雨天時には予備を準備するとよい
	筆記用具・バインダー	★	・雨天時等の場合も想定し、調査票を覆うことのできる透明なビニール袋を用意するとよい
	画板（クリップボード）		・立った状態での調査票記入作業を想定する
	デジタルカメラ（予備電池、メモリカード）	★	・カメラを同一機種で揃えると、カメラを扱う調査員が操作やデータ処理に慣れやすいほか、予備電池（充電池）の互換性が確保できる ・防水仕様のものとすれば、雨天時等の場合も使用できる
	調査済証		・異なる班による調査の重複を避けられる
	下げ振り	★	・傾斜測定用として使用
	水平器		―
	ピンポール（赤白ポール）		・水害の場合
	メジャー	★	・基礎長・基礎被害長の計測、浸水深の計測等

種別	品目		留意事項
装備品	ヘルメット		―
	手袋（軍手）		・手を防護する
	安全靴		・天候や気候等により長靴・雪靴等の使い分けを判断する
	スリッパ（室内用）		・内部立ち入りの際はあると良い
	防塵メガネ		・土埃等の多い環境での調査時にはあると便利
	懐中電灯		・内部立ち入り時や悪天候時、日没間近の作業時にはあった方が良い
	雨具		―
	マスク		・倒壊した家屋、土砂等により大量の砂塵等がある
	電卓	★	・損害割合を計算する場合に必要
	防塵服又は作業服		―

注）「★」は必携品を示す。

◆調査スピードの例

■地　震
木　造　第1次調査　10棟／日・班
　　第2次調査　5棟／日・班
非木造　第1次調査　5棟／日・班
　　第2次調査　3棟／日・班

※手配人員数を算出するための目安時間。
※調査対象家屋間の移動距離によって調査スピードは異なる。

■水害
木　造　第1次調査　15棟／日・班
　　第2次調査　5棟／日・班
非木造　　3棟／日・班

■風害
木　造　　5棟／日・班
非木造　　3棟／日・班

本文 ➠ 《 第２編　第４章　第２節　第２ 》参照

生活再建援護制度

（１）災害弔慰金等の支給

■災害弔慰金の支給

対象災害	①　県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②　当該市町村の区域内において自然災害により５世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③　県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④　自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	①　上記の災害による死亡者（3 ヶ月以上の行方不明者を含む） ②　住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①　生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②　①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」 令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

■災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者　250 万円　　② ①以外の場合　125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

（２）災害援護資金の貸付

■災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付け対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ①　世帯員が１人　　220 万円 ②　〃　２人　　430 万円 ③　〃　３人　　620 万円 ④　〃　４人　　730 万円 ⑤　〃　５人以上　730 万円に、世帯員の人数から 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加算した額 ⑥　住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円
貸付け対象となる被害	①　療養期間が１ヶ月以上である世帯主の負傷 ②　住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の 1/3 以上の損害
貸付け金額	①　世帯主の１ヶ月以上の負傷　限度額　150 万円 ②　家財の 1/3 以上の損害　〃　150 万円 ③　住居の半壊　〃　170（250）万円 ④　住居の全壊　〃　250（350）万円 ⑤　住居の全体が滅失若しくは流失　〃　350 万円 ⑥　①と②が重複　〃　250 万円 ⑦　①と③が重複　〃　270（350）万円 ⑧　①と④が重複　〃　350 万円 ※（　）は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10 年間とし、据置期間は、そのうち 3 年間
利率	年 3%以内で市町村の条例により設定　ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を県負担とする。

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和４年３月、埼玉県防災会議

■生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯） ただし、災害援護資金の対象とならない世帯 使途は、災害を受けたことで失った家財道具の購入や住宅の修理費用、転居費用
貸付限度	150 万円以内
貸付条件	償還期間：6 ヶ月以内据置期間経過後 7 年以内
	利　　率：連帯保証人を立てる場合は無利子 立てられない場合は据え置き期間経過後 1.5%（据え置き期間中は無利子） 償還期間経過後は延滞元金につき年 30%の延滞利子

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和４年３月、埼玉県防災会議

■生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯） ただし、災害援護資金の対象とならない世帯 使途は、災害を受けたことによる住宅の補修費用や改築費用
貸付限度	250 万円以内
貸付条件	償還期間：6 月以内の据置期間経過後 7 年以内
	利　　率：連帯保証人を立てる場合は無利子 立てられない場合は据え置き期間経過後 1.5%（据え置き期間中は無利子） 償還期間経過後は延滞元金につき年 30%の延滞利子

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

（３）被災者生活再建支援制度

■被災者生活再建支援制度

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>政令で定める自然災害
① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
② 市町村において 10 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
③ 県において 100 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
⑤ 5 世帯以上の住宅が全焼する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯
③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④ 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められた世帯
⑤ 中規模破壊の被害を受けたと認められる世帯
※ 全壊：損害割合 50%以上
半壊：損害割合 20%以上 50%未満
大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満
中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
〈全壊等〉
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
〈中規模半壊〉
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td><td>25 万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</td></tr>
</table>

市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書等の必要書類のとりまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和４年３月、埼玉県防災会議

（4）埼玉県・市町村被災者安心支援制度

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項（2）ア～エで定めるもの
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯
③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④ 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められた世帯
⑤ 中規模破壊の被害を受けたと認められる世帯
※ 全壊：損害割合50%以上
半壊：損害割合20%以上50%未満
大規模半壊：損害割合40%以上50%未満
中規模半壊：損害割合30%以上40%未満
※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>支給額</td></tr>
<tr><td>全壊、解体、長期避難</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>50万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>全壊、解体、長期避難</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円
※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>① 住宅の被害認定
② 罹災証明書等必要書類の発行
③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>① 被害状況のとりまとめ
② 支給申請書類等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定
③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村への決定通知の写し送付
④ 被災世帯主への支援金の支給
⑤ 各市町村への本支援制度に係る負担金の請求
⑥ 申請期間の延長決定</td></tr>
</table>

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅棟に入居せず、自己の費用をもって賃貸した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると 1 週間に 1 日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると入居の規定により当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮設住宅の賃貸料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮設住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書類等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村への決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主への支援金の支給 ⑤ 各市町村への本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

（5）住宅の再建

■災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	①建設資金（基本融資額）　1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額）　450万円以下 ②土地取得資金（基本融資額）　970万円以下 ③整地資金（基本融資額）　390万円以下
利　　率	基本融資額　年1.20% 特例加算額　年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内、木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

■災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」(罹災の程度は問わない）を交付されている者。 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	①補修資金640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下
利　　率	基本融資額　年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

資料 3-23

本文 ➠ 《 第２編　第４章　第２節　第４ 》参照

農林業関係融資

■天災融資法に基づく資金融資

貸付相手方	被害農林漁業者
貸付対象 事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期限	3～6 年以内（ただし、激甚災害のときは 4～7 年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 200 万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは 250 万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付相手方	被害農業者
資金用途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年 3.5%以内
償還期限	6 年以内（措置 1 年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

■農業災害補償

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

出典）「埼玉県地域防災計画　震災対策編」令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

本文 ➠ 《 第２編　第４章　第２節　第４ 》参照

中小企業関係融資

■経営安定資金（災害復旧関連）

<table>
<tr><td>融資対象</td><td colspan="5">県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む）
①　貸付毎に定めている条件を満たしている。
<table><tr><th>大臣指定等貸付</th><th>知事指定等貸付</th></tr><tr><td>次のア～ウのいずれかに該当する。
ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。
イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定（※３）を受けている。
ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。</td><td>県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。</td></tr></table>※３ セーフティネット保証、危機関連保証については、各市町村の商工担当課にお問い合わせください。

②　信用保証対象業種を営んでいる。
③　県内で客観的に事業に着手していること。
④　事業税等を滞納していない。
⑤　事業に必要な許認可等を取得している。　等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">融資限度額</td><td colspan="2">大臣指定等貸付</td><td colspan="3">知事指定等貸付</td></tr>
<tr><td>設備資金</td><td>運転資金</td><td colspan="2">設備資金</td><td>運転資金</td></tr>
<tr><td>①8,000 万円</td><td>②8,000 万円</td><td colspan="2">③8,000 万円</td><td>④8,000 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">①②併用の場合は、合計 1 億 6,000 万円</td><td colspan="3">③④併用の場合は、合計 1 億 6,000 万円</td></tr>
<tr><td colspan="5">①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計 8,000 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="11">融資条件</td><td colspan="2">使途</td><td colspan="3">設備資金及び運転資金
（激甚災害・知事指定：災害の復旧に必要なもの
セーフティネット 3 号・4 号・危機関連保証：経営の安定に必要なもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸付期間</td><td colspan="3">1 年超 10 年以内</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">大臣指定等貸付</td><td>知事指定等貸付</td></tr>
<tr><td rowspan="4">利率</td><td>5 年超
10 年以内</td><td colspan="2">年 1.1%以内</td><td>年 1.2%以内</td></tr>
<tr><td>3 年超
5 年以内</td><td colspan="2">年 1.0%以内</td><td>年 1.1%以内</td></tr>
<tr><td>1 年超
3 年以内</td><td colspan="2">年 0.9%以内</td><td>年 1.0%以内</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">利率：令和 4 年 10 月 1 日現在（固定金利）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担保</td><td colspan="3">金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証人</td><td colspan="3">個人：原則として不要
法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">信用保証</td><td colspan="2">付する
（保証料 年 0.80%以内）</td><td>付する
（保証料年 0.45%～1.59%以内）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="5">元金均等月賦償還　　据置期間 2 年以内</td></tr>
<tr><td>申込受付場所</td><td colspan="5">中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会</td></tr>
</table>

資料 3-25

本文 ➠ 《第３編　第２章　第１節　第５ 》参照
本文 ➠ 《第３編　第２章　第３節　第４ 》参照
本文 ➠ 《第３編　第３章　第５節　第３ 》参照

要配慮者利用施設

※〇印は、河川が破堤した場合に浸水が予想される施設です。

【老人福祉施設等】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	特別養護老人ホーム伊奈の里	中央 1-93	048-723-1122	×
2	特別養護老人ホームみちみち伊奈中央	小室 9544-3	048-723-5300	×
3	特別養護老人ホームみちみち伊奈北	小針新宿 368-1	048-729-2311	×
4	特別養護老人ホームこころの杜	小室 5047-5	048-872-6016	×
5	あずみ苑　伊奈	小室 1024-1	048-720-1821	×
6	こむろん家	小室 10145-1	048-720-5500	×
7	デイサービスセンター伊奈の里	中央 1-93	048-723-1122	×
8	ふくろうの杜	小室 10304-8	048-722-3232	×
9	和が家の古民家デイ　いぶき	中央 4-337	048-748-5255	×
10	みちみち伊奈北	小針新宿 368-1	048-729-3232	×
11	ゆめこうぼう　虹	中央 2-320	048-607-8778	×
12	デイサービスセンター喜楽里	小室 5047-5	048-872-6229	×
13	デイサービス　ひまり	内宿台 1-137	048-871-9305	×
14	すてっぷトレーニングセンター伊奈	内宿台 4-62	048-782-8442	×
15	ご長寿くらぶ埼玉・伊奈中央デイサービスセンター	中央 3-332	048-796-5886	×
16	ご長寿くらぶ埼玉・伊奈デイサービスセンター	内宿台 6-41	048-783-5118	〇
17	レッツ倶楽部伊奈町学園	学園 2-144	048-796-5923	〇
18	コンパスウォーク伊奈	大針 1236-1	048-782-9471	×
19	半日型デイサービスリハ専さかえの杜	栄 4-262	048-796-5683	〇
20	パインピア	中央 1-93	048-723-2525	×
21	グループホームきぼう	小室 3170	048-720-5660	×
22	グループホーム和み伊奈	小室 5310-1	048-876-8760	×
23	和み伊奈	学園 3-45	048-689-3741	〇
24	老人福祉センター	中央 5-179	048-722-9111	×

【障がい者（児）関連施設等】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	伊奈町心身障害児通園施設	内宿台 5-214-3	048-728-8233	○
2	伊奈町ふれあい福祉センター心身障害児通園施設	中央 1-93	048-878-9045	×
3	児童デイサービス　あおば	小室 10316-1	048-614-0067	×
4	放課後等デイサービス　ぐっと	小針新宿 363	048-729-5122	×
5	放課後等デイサービス　じょぶ	小針新宿 360-1	048-729-5122	×
6	放課後等デイサービス　ばくの実	栄 4-153－2	048-878-8149	○
7	児童発達支援センター　いずみ園	羽貫 615-1	048-782-4282	×
8	放課後等デイサービス　なぎさ園	西小針 3-167	048-782-4282	○
9	放課後デイオレンジペダル伊奈町	西小針 1-33	048-778-8484	×
10	学習サポートｓｃｒｕｍ+伊奈校	寿 2-61	048-728-0100	×
11	ひこうき雲　伊奈	栄 1-163-1	048-872-6150	○
12	伊奈町障害福祉サービス事業所 まつぼっくり	中央 1-93	048-723-3201	×
13	埼玉県立精神保健福祉センター	小室 818-2	048-252-0857	×
14	障害福祉サービス事業所　かなで	西小針 6-124	048-788-2165	○
15	kauri	小室 1404-12	048-674-1117	×
16	多機能型事業所ぐっじょぶ	小針新宿 733-1	048-729-8278	×
17	グループホームおにぎり伊奈小室	小室 6318-16	080-4732-8825	○
18	グループホームおにぎり伊奈本町	本町 2-267-8	080-4732-8825	×
19	グループホームみのりの家西小針	西小針 5-19	048-723-0113	×

【幼稚園・保育所（園）】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	伊奈はなぞの幼稚園	大針 236-2	048-722-0215	×
2	認定こども園しろがね小室幼稚園	小室 3230	048-721-2108	×
3	伊奈栄幼稚園	小室 2201	048-722-5601	○
4	町立北保育所	内宿台 5-214-3	048-728-3258	○
5	町立南保育所	小室 3114	048-722-1855	○
6	カオルキッズランド伊奈園	小針新宿 523-1	048-729-2888	×
7	みちのこ保育園	小室 9544-1	048-723-3001	×
8	ピノ保育園	小室 1027-2	048-720-4152	×
9	伊奈ゆたか保育園	内宿台 4-22-2	048-729-2977	×
10	きむら伊奈保育園	小室 6965-1	048-723-3300	×
11	つくしんぼ保育園	大針 619-4	048-721-6273	×
12	おれんじ保育園	中央 5-51 ｾﾝﾄﾗﾙﾏﾝｼｮﾝ 1F	048-723-7887	×
13	おれんじ北保育園	内宿台 6-30	048-728-9944	○
14	ドレミナーサリー	学園 2-149	048-607-5415	×

【学童保育】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	小室児童クラブ	小室 7981	048-721-3603	×
2	小針児童クラブ	寿 2-80-1	048-728-8316	×
3	南児童クラブ	栄 4-1	048-722-5886	○
4	小針北児童クラブ	内宿台 5-214-3	048-728-3427	○

【学校】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	町立小室小学校	小室 7981	048-721-1624	×
2	町立小針小学校	寿 2-80-1	048-728-3002	×
3	町立南小学校	栄 4-1	048-722-5231	○
4	町立小針北小学校	内宿台 5-214-1	048-727-0761	○
5	町立伊奈中学校	小室 5166	048-721-2305	×
6	町立小針中学校	学園 2-207	048-722-9321	○
7	町立南中学校	小室 3001	048-723-1117	×

【医療施設】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	伊奈中央病院	寿4-43	048-721-3022	×
2	内田クリニック	内宿台5-4	048-728-9296	×
3	希望（のぞみ）病院	小室3170	048-723-0855	×
4	今成医院	小室2469-2	048-723-8280	○
5	木村クリニック	小室10051-1	048-723-8884	×
6	伊奈病院	小室9419	048-721-3692	×
7	金崎内科医院	内宿台3-40	048-728-8550	×
8	世沢整形外科	小室2216-1	048-723-9191	○
9	鳥山こどもクリニック	大針957-4	048-723-5557	×
10	尾崎内科クリニック	本町1-289-1	048-720-1701	×
11	埼玉県立がんセンター	小室780	048-722-1111	×
12	埼玉県立精神医療センター	小室818-2	048-723-1111	×
13	石くぼ医院	学園2-187	048-872-6121	○
14	みやうち内科・消化器内科クリニック	寿2-144-4	048-783-3751	×
15	しらさき眼科医院	大針847-1	048-792-0249	×
16	伊奈entクリニック	大針814-1	048-724-1133	×
17	おおつ消化器・呼吸器内科クリニック	小室3188-6	048-748-5522	○
18	みなみのメディカルクリニック	栄5-255	048-720-0033	○

資料 3-26

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第４ 》参照

避難所位置図

資料 3-27

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第４ 》参照

避難場所位置図

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第３ 》参照

防災倉庫設置状況

■防災倉庫設置場所

場所名	住　所	備蓄内容
伊奈町役場	中央4-355	資機材
伊奈町浄水場	中央5-5	資機材、食料
小針北小学校	内宿台5-214-1	資機材、食料
小針小学校	寿2-80-1	資機材、食料
小室小学校	小室7981	資機材
南小学校	栄4-1	資機材
小針中学校	学園2-207	資機材、食料
伊奈中学校	小室5166	資機材
南中学校	小室3001	資機材
ウニクス伊奈	学園2-188-1	資機材
ふれあい活動センター（ゆめくる）	小室2450-1	資機材、食料
町制施行記念公園	小針内宿732-1	資機材
伊奈学園総合高等学校	学園4-1-1	資機材
国際学院高等学校	小室10474	資機材
社会福祉協議会	中央1-93	資機材、食料
上下水道庁舎	小室5048	資機材
日本薬科大学	小室10281	資機材
県民活動総合センター	内宿台6-26	資機材
栄北高等学校	小室1123	資機材

資料 3-29

本文 ➠ 《第２編　第２章　第２節　第３ 》参照

防 災 備 蓄 状 況

■防災備蓄一覧（主な品目）　　［令和 4 年 10 月 1 日現在］

種 別	品 名	数 量
非 常 食	保存水	12,035 ℓ
	アルファ米	6,614 食
	パン	1,756 個
	麺類	440 食
	スープ類	2,290 食
資 機 材	避難所用テント等	367 張
	発電機	36 台
	蓄電池	7 台
	毛布	2,288 枚
	簡易トイレ	2,839 個
	電動式トイレ	7 台

資料 3-30

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第１節　第１ 》参照

公園整備状況

■公園整備状況　　［令和５年１月１日現在］

名称	所在地	種別	面積(ha)
町制施行記念公園	小針内宿 732-1	総合公園	9.67
内宿台公園	内宿台5-312-1	近隣公園	1.58
西小針公園	西小針5-106	〃	1.00
中部公園	中央5-117	〃	1.20
南部大公園	栄4-181	その他の公園	1.07
志の崎児童公園	栄1-112	街区公園	0.25
中島児童公園	栄2-88	〃	0.30
津地児童公園	栄3-61	〃	0.20
南田児童公園	栄5-134	〃	0.18
東田児童公園	栄6-146	〃	0.19
綾瀬児童公園	小室2278-61	〃	0.10
下郷公園	小室2550-1	〃	0.13
中央児童公園	本町1-136	〃	0.25
新田前公園	中央4-394	〃	0.18
蔵屋敷東公園	中央3-368	〃	0.20
蔵屋敷西公園	中央3-159	〃	0.23
上新田公園	中央1-306	〃	0.20
若榎公園	中央2-215	〃	0.20
いなり山児童公園	本町1-475	〃	0.22
氷川児童公園	本町2-153	〃	0.15
なみき児童公園	本町3-88	〃	0.14
下宿児童公園	寿1-170	〃	0.28
宮前児童公園	寿1-430	〃	0.33
北部区画整理組合事業完成記念児童公園	寿2-358	〃	0.25
原児童公園	寿3-229	〃	0.34
向原児童公園	寿4-33	〃	0.42
くちなし公園	西小針1-157	〃	0.25
さくら公園	学園3-128	〃	0.43
うめ公園	内宿台6-84	〃	0.25
きんもくせい公園	西小針4-207-1	〃	0.40
さるすべり公園	西小針3-305-1	〃	0.25
なつつばき公園	西小針2-244	〃	0.25
はまなす公園	学園2-245-1	〃	0.30
はなみずき公園	学園1-88	〃	0.21
つつじ公園	学園2-226	〃	0.32
わんぱく公園	内宿台1-169	〃	0.30
ふじ公園	内宿台3-155	〃	0.29
あじさい公園	内宿台4-278	〃	0.32
さとやま公園	内宿台5-306	〃	0.37
14号街区公園	学園4-53-1	〃	0.19
15号街区公園	学園4-50-3	〃	0.35

様　　式　　集

目　次

様式集　１号 災害時相互応援連絡表（個別応援）…… 1
様式集　２号 災害時相互応援連絡表（複数応援）…… 2
様式集　３号 応援要請書…… 3
様式集　４号 配備通知書…… 4
様式集　５号 出動職員報告書…… 5
様式集　６号 本部長指令…… 6
様式集　７号 自衛隊災害派遣要請書…… 7
様式集　８号 自衛隊災害派遣撤収要請書…… 8
様式集　９号 発生速報…… 9
様式集　10 号 経過速報……10
様式集　11 号 被害状況調……11
様式集　12 号 災害情報記録用紙……13
様式集　13 号 避難所開設状況……14
様式集　14 号 避難者カード……15
様式集　15 号 避難所状況報告……17
様式集　16 号 避難状況一覧……18
様式集　17 号 災害救援物資受領書……19
様式集　18 号 物資調達状況……20
様式集　19 号 物品輸送引渡書、物品受領書……21
様式集　20 号 物資供給状況……22
様式集　21 号 災害義援金受領書……23
様式集　22 号 罹災証明書……24
様式集　23 号 必要物資提供要請書（埼玉県 LP ガス協会）……27
様式集　24 号 緊急通行車両関連の様式……28
様式集　25 号 緊急消防援助隊の応援等要請……29
様式集　26 号 市町村行政機能の確保状況の把握フロー……30
様式集　27 号 伊奈町災害弔慰金の支給等に関する様式……32
様式集　28 号 伊奈町災害見舞金等の支給に関する様式……50

様式集　１号

本文 ➠《第２編　第２章　第２節　第１》参照

（応援要請・個別の場合　直接応援市町村へ）

災害時相互応援連絡表（個別応援）

要請側市町村 連　絡　者	埼　玉　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
担当課 氏名 電話 FAX		担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年　　月　　日（午前・午後　　時　　分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式集　２号

本文 ➠ 《 第２編　第２章　第２節　第１ 》参照

（応援要請・複数応援の場合　県へ）

災害時相互応援連絡表（複数応援）

要請側市町村 連　絡　者	埼　玉　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（受託）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年　　月　　日（午前・午後　　時　　分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式集　３号

本文 ➠《第２編　第２章　第２節　第１》参照

文　書　番　号
年　月　日

応援要請書

市町村長　様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第１項に基づき、別添様式１のとおり応援を要請します。

文　書　番　号
年　月　日

応援要請書

市町村長　様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第２項に基づき、別添様式２のとおり応援を要請します。

様式集　４号

本文➡《第２編　第３章　第１節　第１》参照
本文➡《第３編　第３章　第１節　第１》参照

配備通知書

第　　号

年　　月　　日

様

伊奈町長

（　　）配備の施行について（通知）

年　　月　　日　　時　　分　（　　）配備を

〔　施　　行　　〕したので通知します。
〔伊奈町災害対策本部を設置〕

様式集　５号

本文 ➡ 《第２編　第３章　第１節　第２》参照
本文 ➡ 《第３編　第３章　第１節　第１》参照

出 動 職 員 報 告 書

年　　月　　日

所属名

所属長

部　名		部長名	
班　名		班長名	

職　名	氏　　名	執務場所	出動時間	備　　考

様式集　６号

本文 ➠ 《第２編　第３章　第１節　第１》参照
本文 ➠ 《第３編　第３章　第１節　第１》参照

本部長指令第　　号

年　　月　　日　　時　　分			
発信者		受信者	
（内容）			
（報告内容）			

様式集　７号

本文 ➡《第２編　第３章　第１節　第４》参照
本文 ➡《第３編　第３章　第１節　第３》参照

第　　号

年　　月　　日

埼玉県知事　　様

伊奈町長

自衛隊災害派遣要請書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

1．災害の状況及び派遣を要請する事由

2．派遣を必要とする期間

3．派遣を希望する地域及び活動内容

（１）地　　域

（２）活動内容

4．その他、参考となるべき事項

様式集　８号

本文 ➡《第２編　第３章　第１節　第４》参照
本文 ➡《第３編　第３章　第１節　第３》参照

第　　号

年　　月　　日

埼玉県知事　　様

伊奈町長

自衛隊災害派遣撤収要請書

当町　　地区の避難救助活動のため、　　年　　月　　日付
第　　号をもって自衛隊の派遣を要請しましたが、避難救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収を要請します。

記

撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

様式集　９号

本文 ➡ 《第２編　第３章　第２節　第２》参照
本文 ➡ 《第３編　第３章　第２節　第２》参照

発　生　速　報

伊　奈　町

日　　時　　分　受信

発信者		受信者	

１被害発生	自　　年　　月　　日　　時　　分 至　　年　　月　　日　　時　　分
２被害場所	
３被害程度	
４ 被害に対する措置	
５ その他必要事項	

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

様式集　10号

本文 ➡《第２編　第３章　第２節　第２》参照
本文 ➡《第３編　第３章　第２節　第２》参照

経　過　速　報

伊　奈　町

発信者		受信者	

災害の種別		発生地域	

被害報告　自　　月　　日　　至　　月　　日

報告区分

区分			被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	
		軽傷	人				埋没	ha	
住家被害	全壊（全焼・流失）		棟		道路被害		決壊	箇所	
			世帯				冠水	箇所	
			人		その他被害		文教施設	箇所	
	半壊（半焼）		棟				病院	箇所	
			世帯				橋りょう	箇所	
			人				河川	箇所	
	一部破損		棟				砂防	箇所	
			世帯				清掃施設	箇所	
			人				崖くずれ	箇所	
	床上浸水		棟				鉄道不通	箇所	
			世帯				船舶被害	隻	
			人				水道	戸	
	床下浸水		棟				電話	回線	
			世帯				電気	戸	
			人				ガス	戸	
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟				ブロック塀等	箇所	
		半壊(焼)	棟		罹災世帯数			世帯	
	その他	全壊(焼)	棟		罹災者数			人	
		半壊(焼)	棟		火災発生		建物	件	
							危険物	件	
							その他	件	

災害に対してとられた措置
（１）災害対策本部設置状況
（２）町のとった主な応急措置の状況
（３）応援要請又は職員派遣の状況
（４）災害救助法適用の状況
（５）避難命令・勧告の状況
地区数　　人員　　人
（６）消防機関の活動状況
ア　出動人員　消防職員　　人
消防団員　　人
計　　人
イ　主な活動状況（使用した機材を含む）

様式集　11号

本文 ➡ 《第２編　第３章　第２節　第２》参照
本文 ➡ 《第３編　第３章　第２節　第２》参照

被　害　状　況　調

伊　奈　町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確　　定		

区　分			被　害	区　分				被　害
人的被害	死　　者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠　水	ha	
	負傷　重傷	人			畑	流失・埋没	ha	
	負傷　軽傷	人				埋　没	ha	
住家被害	全壊（全焼・流失）	棟		道路被害		決壊	箇所	
		世帯				冠水	箇所	
		人		その他被害		文教施設	箇所	
	半壊（半焼）	棟				病　　院	箇所	
		世帯				橋りょう	箇所	
		人				河　　川	箇所	
	一部破損	棟				砂　　防	箇所	
		世帯				清掃施設	箇所	
		人				崖くずれ	箇所	
	床上浸水	棟				鉄道不通	箇所	
		世帯				船舶被害	隻	
		人				水　　道	戸	
	床下浸水	棟				電　　話	回線	
		世帯				電　　気	戸	
		人				ガ　　ス	戸	
非住家被害	公共建物　全壊(焼)	棟				ブロック塀等	箇所	
	公共建物　半壊(焼)	棟		罹災世帯数			世帯	
	その他　全壊(焼)	棟		罹災者数			人	
	その他　半壊(焼)	棟		火災発生		建　　物	件	
						危険物	件	
						その他	件	

区　分			被　害	市町村災害対策本部		
公立文教施設		千円		名称 設置　　月　　日　　時 解散　　月　　日　　時		
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円		災害対策本部設置市町村名		
小　計		千円		計　　団体		
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円		計　　団体		
	商工被害	千円				
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考	
	1 災害発生場所
	2 災害発生年月日
	3 災害の種類概況
	4 消防機関の活動状況
	5 その他（避難指示の状況）

様式集　12号

本文 ➡ 《第２編　第３章　第２節　第２》参照
本文 ➡ 《第３編　第３章　第２節　第２》参照

災害情報記録用紙

年　月　日　時　分	受信者	
相手方	TEL	

（内容）

１．場　所

２．状　況

３．要請事項

（処理状況）　　担当課

担当者

様式集　13号

本文➡《第２編　第３章　第４節　第２》参照
本文➡《第３編　第３章　第５節　第２》参照

《避難所開設状況（第１報）》

発信者		受信者		年　月　日　時　分	
避難所名		開設日時	年　月　日　時　分		
避　難　理　由	避難指示・高齢者等避難・自主避難				
避難所連絡手段	ＦＡＸ　－　－ 電話番号　－　－ そ の 他				

担当者	所　属	職	氏　名	所　属	職	氏　名
人（　）						

避難所の状況等	地　区　名	世　帯	人　数	備　考
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険		
	ライフライン状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通		

緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）	
対応	（食料・毛布その他必要物品等の状況）

様式集　14号

本文 ➡ 《第２編　第３章　第４節　第２》参照
本文 ➡ 《第３編　第３章　第５節　第２》参照

避難者カード

記入日　　年　　月　　日　　ごろ　**※世帯ごとに記載してください。**

避難先	避難所　・　在宅　・　その他　（　　）
行政区名	※区未加入の方は「未加入」と記載

避難所にいる方に〇	**フリガナ** **氏　　名**	**年齢**	**性別**	**代表者との関係性**	**備考** ※要配慮者の番号と特に配慮を要することを記載
	（代表者）	歳			
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			

住　所	〒
代表者 電話番号	（　　）
要配慮者 **※該当する方には、備考欄に番号を記載**	1 妊産婦　2 乳幼児　3 障がい者（　　）　4 要介護者 5 医療機器利用者　6 アレルギー（　　） 7 外国人（国籍：　　）　8 その他（　　）

※ 要配慮者とは、妊産婦、乳幼児、障がい者など避難生活に特別な配慮が必要な方を指します。

安否確認のための情報開示（「希望する」「希望しない」のどちらかに〇をつけてください。）	
ホームページや報道機関などを通じた避難者情報の提供を希望しますか？	希望する・希望しない
親族・同居人・知人からの安否の問い合わせに対して避難者情報の提供を希望しますか？	希望する・希望しない
住居被害等 ※分かるものに	・住めない位の損壊や焼損　・不安を覚える位の損壊　・流失 ・床上床下浸水　・断水　・ガス停止　・電話不通　・なし

以下の表は運営委員会で記載します。

避難者カードNO	退所年月日/在宅被災者の支援終了日	転出先と連絡先
	年　　月　　日	転出先： 電　話：　（　　）

≪備考≫

避難者カードを記載してもらう際の留意点

（名簿班、避難所担当職員）

記　入　例

記入日　〇〇年　〇月　〇〇日　〇〇時ごろ　**※世帯ごとに記載してください。**

避難先	避難所　・　在宅　・　その他　（　親戚宅　）
行政区名	〇〇区 ※区未加入の方は「未加入」と記載

避難所にいる方に〇	フリガナ 氏　名	年齢	性別	代表者との関係性	備考 ※要配慮者の番号と特に配慮を要することを記載
〇	(代表者) イナ　タロウ 伊奈　太郎	〇〇歳	男	本人	
〇	イナ　ハナコ 伊奈　花子	〇〇歳	女	妻	1
	イナ　イチロウ 伊奈　一郎	〇〇歳	※空欄でも可	子	
〇	イナ　ハルコ 伊奈　春子	〇〇歳	女	子	6　アレルギー（小麦）
		歳			

住　所	〒〇〇〇ー〇〇〇〇 伊奈町〇〇　〇〇番地
代表者 電話番号	〇〇〇　（　〇〇〇〇　）〇〇〇〇
要配慮者 **※該当する方には、備考欄に番号を記載**	1 妊産婦　2 乳幼児　3 障がい者（　聴覚障がい　）　4 要介護者 5 医療機器利用者　6 アレルギー（　　） 7 外国人（国籍：　　）　8 その他（　　）

※ 要配慮者とは、妊産婦、乳幼児、障がい者など避難生活に特別な配慮が必要な方を指します。

安否確認のための情報開示（「希望する」「希望しない」のどちらかに〇をつけてください。）	
ホームページや報道機関などを通じた避難者情報の提供を希望しますか？	希望する・希望しない
親族・同居人・知人からの安否の問い合わせに対して避難者情報の提供を希望しますか？	希望する・希望しない
住居被害等 ※分かるものに	・住めない位の損壊や焼損　・不安を覚える位の損壊　・流失 ・床上床下浸水　・断水　・ガス停止　・電話不通　・なし

以下の表は運営委員会で記載します。

避難者カードNO	退所年月日/在宅被災者の支援終了日	転出先と連絡先
	年　月　日	転出先： 電　話：　（　）

様式集　15号

本文 ➡ 《第２編　第３章　第４節　第２》参照
本文 ➡ 《第３編　第３章　第５節　第２》参照

《避難所状況報告（第　　報）》

<table>
<tr><td>発信者</td><td></td><td>受信者</td><td></td><td colspan="4">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所名</td><td colspan="3"></td><td>電話</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">避難所の状況</td><td>地区名</td><td>世帯</td><td>人数</td><td colspan="4">備　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="7">（状況）

担当者</td></tr>
<tr><td>連絡事項</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式集　16号

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第４節　第２ 》参照
本文 ➠ 《 第３編　第３章　第５節　第２ 》参照

避　難　状　況　一　覧

作成者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所名	電　話	責任者	開設日時	避　難　状　況（地区名・人数等）			
				時　　分	時　　分	時　　分	時　　分

様式集　17号

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第４節　第７ 》参照
本文 ➠ 《 第３編　第３章　第５節　第７ 》参照

《災害救援物資受領書》

災害救援物資として下記のとおり受領しました。

記

品　　名	数　　量

年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

責任者

様式集　18号

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第４節　第７ 》参照
本文 ➠ 《 第３編　第３章　第５節　第７ 》参照

物　資　調　達　状　況

作成者　　年　　月　　日

調　達　先	調　達　状　況								
	年　月　日　時			年　月　日　時			年　月　日　時			年　月　日　時		
	種類	数量	金額	種類	数量	金額	種類	数量	金額	種類	数量	金額

様式集　19号

本文 ➠《 第２編　第３章　第４節　第７ 》参照
本文 ➠《 第３編　第３章　第５節　第７ 》参照

〔避難所名〕

《物品輸送引渡書》

引渡場所　　年　　月　　日　　時　　分

輸送担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

物　品　名	数　量	備　　考

《物品受領書》

受領場所　　年　　月　　日　　時　　分

受　領　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

物　品　名	数　量	備　　考

様式集　20号

本文 ➡《第２編　第３章　第４節　第７》参照
本文 ➡《第３編　第３章　第５節　第７》参照

物 資 供 給 状 況

作成者

年　　月　　日　　時　　分

避難所名 （地区名）	担当者	供給品目（数量・時間）				
		食糧	毛布			

様式集　21号

本文 ➠《第２編　第４章　第２節　第３》参照
本文 ➠《第３編　第４章　第２節　第３》参照

《災害義援金受領書》

災害義援金として下記のとおり受領しました。

記

金

年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

責任者

様式集　22 号

本文 ➠ 《 第２編　第４章　第２節　第１ 》参照
本文 ➠ 《 第３編　第４章　第２節　第１ 》参照

第１（第７条関係）

罹災証明書交付申請書

年　　月　　日

伊 奈 町 長

住所
電話
氏名
罹災者との関係

次のとおり罹災したので、当該罹災に係る証明書の交付を申請します。

罹災者 （※申請者と同じ場合は記入不要）	住所　　電話			
	氏名			
罹災日時	年　　月　　日　　時　　分			
罹災場所	伊奈町			
罹災原因	□地震　□台風　□集中豪雨　□その他（　　）			
建物（家財）の種類	□住家　□事務所　□事業所　□倉庫　□工場 □その他（　　）			
罹災状況	□全壊　□流失　□大規模半壊　□半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水　□その他（　　）			
罹災者と罹災物件との関係	□居住者であり、所有者（同居家族の所有・共有を含む）　□所有者（同居家族の所有・共有を含む）　□居住者（借受人等）　□管理者　□使用者			
罹災世帯の構成員	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主		
証明書の使用目的			申請枚数	
添付書類	□被害状況の写真　□町長が必要と認める書類（　　）			

罹災証明書

発第　　号
年　　月　　日

上記の罹災状況に基づき、下記のとおり証明します。

被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水　□その他（　　）

伊奈町長　　印

第２（第７条関係）

罹災届出証明書交付申請書

年　　月　　日

伊 奈 町 長

住所

電話

氏名

罹災者との関係

次のとおり、災害を受けたことを届出します。

罹災者 （※申請者と同じ場合は記入不要）	住所　　電話
	氏名
罹災日時	年　　月　　日　　時　　分
罹災場所	伊奈町
罹災原因	□地震　□台風　□集中豪雨　□その他（　　）
建物（家財）の種類	□住家　□事務所　□事業所　□倉庫　□工場 □その他（　　）
罹災状況	□全壊　□流失　□大規模半壊　□半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水　□その他（　　）
添付書類	□被害状況の写真　□町長が必要と認める書類（　　）

罹災届出証明書

発第　　号

年　　月　　日

上記のとおり、罹災の届出がなされたことを証明します。

伊奈町長　　印

第３（第９条関係）

罹災（届出）証明書交付簿

番号	種別	受付年月日	交付年月日	使途	申請者住所・氏名	取扱者	備考
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						
	1.罹災証明 2.届出証明						

様式集　23 号

本文 ➠《第２編　第２章　第２節　第１》参照

必要物資提供要請書

（埼玉県 LP ガス協会）

第 1 号様式（第 3 条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">災害時における必要物資提供要請書

年　　月　　日

様

伊奈町長

災害時における必要物資の調達に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します

記</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１　必要な物資
及び必要数量
（該当欄に記入）</td><td>ＬＰガス</td><td>Ｋ</td></tr>
<tr><td>二重巻きコンロ</td><td>台</td></tr>
<tr><td>調整器その他資機材</td><td></td></tr>
<tr><td>２　搬入希望日時</td><td colspan="2">年　　月　　日　　午前・午後　　時</td></tr>
<tr><td>３　搬入場所</td><td colspan="2">各販売店避難指定場所</td></tr>
<tr><td>４　調達期間</td><td colspan="2">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>５　その他</td><td colspan="2">災害時の状況により変更もあります。</td></tr>
<tr><td>備考欄</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式集　24 号

本文 ➡《第２編　第２章　第２節　第６》参照
本文 ➡《第２編　第３章　第６節　第４》参照

緊急通行車両関連の様式

第１

災害応急対策用

緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書

年　　月　　日

埼玉県公安委員会　殿

申　　請　　者
機関等の所在地（住所）
機関等の名称（ふりがな）
氏　名　　印
電　話（ふりがな）　　（　　）
【 担当係　　氏名　　】

番号欄に表示されている番号		
輸送人員(定員)又は品名		
車両の所有者	住　所	
	氏　名	
業務の内容	1 救助救護　4 災害予知　7 人員輸送　10 飲食料　13 広報啓発 2 応急避難　5 災害復旧　8 避難生活　11 医療医薬　14 その他 3 捜　　索　6 施設点検　9 調査研究　12 混乱防止　（　　）	
出　発　地		

（注）この事前届出書は、２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。

様式集　25 号

本文 ➠ 《 第２編　第３章　第３節　第１ 》参照

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請　（第　　報）
送信時間	○○　　年　　月　　日　　時　　分	

（消防庁長官又は都道府県知事）殿

（被災地の市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	○○　　年　　月　　日　　時　　分頃
災害発生場所	都道府県　　市区町村
応援等要請日時	○○　　年　　月　　日　　時　　分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な**都道府県大隊**

対　象　※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な**部隊**　※必要な隊（部隊）に●を付ける。必要（部）隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

様式集　26 号

本文 ➠ 《第２編　第３章　第１節　第１》参照

市町村行政機能の確保状況の把握フロー

震度６弱以上の地震が発生

※ 地震以外の災害や、震度６弱未満の地震により被災した市町村であっても、県又は総務省から必要に応じて報告を求める場合がある。

被災市町村

「災害概況報」の報告後、可能な限り速やかにチェックリストを作成し、FAX により県へ報告する。（原則として発災後 12 時間以内）

被災状況等により FAX を使用できない場合は、電話等の使用可能な通信手段により報告する。

★ 報告内容に異動が生じた場合、再報告する。

被災状況等により県に連絡がとれない場合には、被災市町村が総務省自治行政局市町村課に直接報告する。

県

埼玉県危機管理防災部災害対策課
FAX048-830-8159　TEL048-830-8181

チェックリストを取りまとめ、原則として発災後 12 時間以内に総務省へ報告する。
（遅くとも 24 時間以内）

被災市町村から報告がない場合、県又は国が状況を把握する

国

総務省自治行政局
市町村課
FAX03-5253-5592
TEL03-5253-5516

・　被災市町村への応援職員の派遣
・　官邸（非常災害対策本部）へ報告

市町村行政機能チェックリスト

＜送付先＞埼玉県災害対策課（FAX 048-830-8159　TEL 048-830-8181）

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課（FAX 03-5253-5592　TEL 03-5253-5516）へ送付

市町村行政機能即報
（チェックリスト）

総務省受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	埼玉県
市町村	
報告者職名氏名	職名　　氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 （派遣元　　）

1．トップマネジメントが機能しているか　はい □　いいえ □

①市町村長の安否は確認できたか　はい □　いいえ □

（市町村長不在の場合、代行者の職名氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか　はい □　いいえ □

③災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか　はい □　いいえ □

④広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等）　はい □　いいえ □

⑤特記事項

2．業務実施体制（人的体制）は整っているか　はい □　いいえ □

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか　はい □　いいえ □

（職員の参集状況約＿＿＿＿％　　（業務等実施予定職員約＿＿＿名中約　＿＿名参集））

②職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか　はい □　いいえ □

③特記事項

3．業務実施環境（物的環境）は整っているか　はい □　いいえ □

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか　はい □　いいえ □

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか　はい □　いいえ □

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか（停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など）　はい □　いいえ □

④特記事項

※　第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く（原則として発災後 12 時間以内）、分かる範囲で記載し報告すること。

様式集　27号

本文 ➠《第２編　第４章　第２節　第２》参照

伊奈町災害弔慰金の支給等に関する様式

第１号様式(第５条関係)

診　　断　　書

氏　　名		生年月日	年　月　日	性別	男・女
傷　病　名			負傷発病年月日		
障害の部位			初 診 年 月 日		
既　往　症		既存障害	治 癒 年 月 日		

療養の内容及び経過	
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)

関節運動範囲	部位＼種類範囲									
			右							
			左							
			右							
			左							
			右							
			左							

上記のとおり診断します。

年　　月　　日

病院又は診療所の所在地　〒
名　称
連絡先

診療担当者氏　名　　印

第2号様式(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	

被災日時	年　月　日　時			災害名	
被害の種類	1 世帯主の負傷　2 住居の全壊 3 住居の半壊　4 家財の損害			被害場所	
返す方法	年賦・半年賦・月賦			いつまでに返せますか	年　月(　回)
借入申込者について	フリガナ			男・女	年　月　日生(　歳)
	氏名				
	フリガナ			郵便番号	電話番号
	現住所	(　方)		〒	局　番
	本籍			勤務先の名称と所在地	
	職業				

世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名

	収入合計	円		支出合計	円
	資産の状況 土地	(1)住宅　㎡(2)田畑　㎡(3)山林　㎡		住居の状況	(1)自家　(2)借家　(3)借間　(4)同居
	建物	(1)自宅　㎡　(2)その他　㎡		生活保護	年　月　日より受給(生住教医)
	負債	(内容)		(金資)	円
連帯保証人(保証人が書いて下さい)	氏名			男女	年　月　日生(　歳)
	現住所			本籍地	
	職業		月収　円	申込者との関係	家族数　人
	資産 土地	(1)宅地　㎡(2)田畑　㎡(3)山林　㎡		勤務先 名称	
	建物	(1)自宅　㎡(2)その他　㎡		所在地	電話　局　番
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無)(状況)	
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)	

資金の使途	資金の使い方総額　円	資金の内訳　合計　円	
	に　円 に　円 に　円 に　円 に　円	災害援護資金で　円 手持資金で　円 その他(　)　円	
	被災時の具体的状況	負傷	全治　か月
	住居の被害 (1) 全壊　(2) 半壊		

被害の状況	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳(　畳中で畳が被害)		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛机			ふすま		
		本箱・本だな					
		食器・戸だな			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
		げた箱					
		照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗たく機					
		電気掃じ機					
		ミシン					
		電気アイロン					

	害	自転車					
		テレビ					
		ラジオ					
		柱時計					
		目覚し時計				小計	
		紳士用腕時計				合計	

上記のとおり災害援護資金を借入されたく申し込みます。

年　月　日

借入申込者　　印

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年　月　日

連帯保証人　　印

(宛先)
伊奈町長

第３号様式(第８条関係)

第　　号
年　　月　　日

伊奈町長　　印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年　　月　　日申込みのありました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定しましたのでお知らせします。

記

番付番号	第　　号
貸付金額	円
据置期間	年　月　日から　年　月　日まで
償還期間	年　月　日から　年　月　日まで
償還方法	年賦　半年賦　月賦
利子	年　パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1　貸付金交付日　　年　　月　　日

2　場　　所

3　ご持参なさるもの

(1)　この通知書

(2)　同封の借用書

(3)　印鑑（保証人を立てる場合にあっては、あなたと保証人の印鑑）

(4)　印鑑証明書各一通(保証人を立てる場合にあっては、あなたと保証人の印鑑証明)

第４号様式(第８条関係)

第　　号
年　　月　　日

伊奈町長　　印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　　月　　日申込みのありました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

（教示）

１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、伊奈町を被告として（被告の代表者は伊奈町長となります。）提起することができます。ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第9条関係)

貸付決定番号　　号

災害援護資金借用書

借用金額　　円

利子　　年　　パーセント

据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還方法　　年　賦・半年賦・月　賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年　　月　　日

住　　所

借受人氏名　　印

住　　所

保証人氏名　　印

第6号様式(第12条関係)

繰　上　償　還　申　出　書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　　月　　日

借受人　住　所

氏　名　　印

(宛先)

伊奈町長

記

貸　付　番　号

借 受 人 氏 名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償　還　期　限

償　還　金　額

償 還 未 済 額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

第7号様式(第13条関係)

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借　受　人　住　所
氏　名　　印
連帯保証人　住　所
氏　名　　印

(宛先)
伊奈町長

<table>
<tr><td>申請の理由
(具体的に)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>1　　3年
2　　5年</td><td rowspan="2">希望猶予期間等</td><td rowspan="2">カ月
ただし
年　月　日
第　　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間の根拠</td><td colspan="4">(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)</td></tr>
</table>

第８号様式(第13条関係)

第　　号
年　　月　　日

伊奈町長　　印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間　　年　　月　　日から　　カ月
変更後の償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

第９号様式(第13条関係)

第　　号
年　　月　　日

伊奈町長　　印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

（教示）

１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、伊奈町を被告として（被告の代表者は伊奈町長となります。）提起することができます。ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式(第14条関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年　　月　　日

借　受　人　住　所

氏　名　　印

連帯保証人　住　所

氏　名　　印

(宛先)

伊奈町長

記

貸　付　番　号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内容	回　　数	期　　別	元　　金	利　　子	申請日までの違約金
		年　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第11号様式(第14条関係)

第　　号
年　　月　　日

伊奈町長　　印

様

違約金支払免除承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る　　年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除致します。

第12号様式(第14条関係)

第　　号
年　　月　　日

伊奈町長　　印

様

違約金支払免除不承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理　由）
なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元利合計　　円）に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので至急償還を願います。

（教示）
1　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
2　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、伊奈町を被告として（被告の代表者は伊奈町長となります。）提起することができます。ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年　月　日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年　月　日	償還金額	円
免除申請額	円	償還未済額の全部・一部で　円			
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					

免除申請者	フリガナ		男・女	年　月　日生
	氏名			
	現住所			
	本籍			
	借受人との関係		職業	
	勤務先及び所在地			
借受人又はその相続人	フリガナ		男・女	年　月　日生
	氏名			
	現住所		借受人との続柄	
	職業		勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ		男・女	年　月　日生
	氏名			
	現住所		借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地	

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者　　印

(宛先)
伊奈町長

第14号様式(第15条関係)

第　　号
年　　月　　日

伊奈町長　　印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利５％の率で違約金がさらに加算されます。

第15号様式(第15条関係)

第　　号
年　　月　　日

伊奈町長　　印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年５％の率で違約金がさらに加算されます。

元　金	円
利　子	円
違約金	円
合　計	円

(教示)

１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、伊奈町を被告として（被告の代表者は伊奈町長となります。）提起することができます。ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式(第17条関係)

氏　名　等　変　更　届

貸　付　番　号	

借　受　人	氏　　名		住　所	
連帯保証人	氏　　名		住　所	

○で囲むこと 1　住所変更 2　改姓又は改名 3　死亡又は行方不明 4　その他	(変更の内容)

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

年　　月　　日

借受人(又は同居の親族)
住　所
氏　名　　印

連帯保証人
住　所
氏　名　　印

(宛先)
伊奈町長

(参考)規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ		男・女	年　月　日生	
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年　月　日	住　所		
	死亡の状況(行方不明)	災害名		死亡した場所	

遺族に関する事項	死者との続柄	氏　名	住　所	備　考

支給に関する事項	支給日	年　月　日	支給場所	
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏　名	続　柄	支給金額
				円
		住　所		
	先順位者の有無	有・無	同順位者の有無	有・無
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無

備考	支給した職員	

様式集　28号

本文 ➠《 第２編　第４章　第２節　第２ 》参照

伊奈町災害見舞金等支給に関する様式

第1号様式(第3条関係)

災害見舞金等支給申請書

年　　月　　日

伊奈町長　　様

住所

申請者　氏名

電話

伊奈町災害見舞金等支給条例第5条の規定により申請します。

1　被災者住所	
2　被災者氏名	
3　被災年月日	
4　被害の種類等	
5　備　　考	

備考　被災証明書又は医師の診断書を添付すること。

本申請書は、災害を受けてから20日以内に提出のこと。

第2号様式(第5条関係)

災害見舞金等支給決定通知書

発　第　　号

年　　月　　日

様

伊奈町長

年　　月　　日申請のあった災害見舞金等の支給については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1　被害内容	
2　支給額	円

第3号様式(第6条関係)

災害見舞金等支給台帳

受付番号	受付年月日	被災者		申請者		金額	被災内容	支給年月日
		住所	氏名	住所	氏名			

伊奈町地域防災計画

令和５年４月　改訂

編集・発行：伊奈町危機管理課

〒362-8517
埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地
ＴＥＬ：048-721-2111（代表）
ＦＡＸ：048-721-2136